

令和元年第4回定例会会議録目次

会期日程	1
第1号（12月10日）（火曜日）		
1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第 1	会議録署名議員の指名	5
1. 日程第 2	会期の決定	5
1. 日程第 3	諸般の報告	5
1. 日程第 4	行政報告	6
1. 日程第 5	一般質問	7
	広 田 勉 議員	7
	会計課業務について	
	教育について	
	海の案内灯について	
	役場の物品購入について	
	相続未登記の農地について	
	個人情報とは	
	飼い猫登録について	
	（福永会計管理者兼会計課長、嶺山総務課長補佐、 尚学校教育課長、芝健康増進課長、福教育長、 高城農林水産課長、福耕地課長、 福田農業委員会事務局長、豊島介護福祉課長、 高岡町長、政田住民生活課長）	
	幸 千恵子 議員	33
	新庁舎建設について	
	自衛隊誘致の動きについて	
	子育て世代支援策について	
	機能性植物加工センターについて	
	受精卵センターについて	
	（向井企画課長、高岡町長、亀澤建設課長、 幸野副町長、秋丸地域営業課長、豊島介護福祉課長、 芝健康増進課長、高城農林水産課長）	

富田良一議員	70
地産地消について	
防災について	
(尚学校教育課長、高城農林水産課長、向井企画課長、 高岡町長、幸野副町長、亀澤建設課長)	
是枝孝太郎議員	75
観光振興と地域活性化について	
環境保全について	
農業振興について	
(向井企画課長、秋丸地域営業課長、 瀬川花徳支所長、亀澤建設課長、福耕地課長、 高城農林水産課長、政田住民生活課長、高岡町長)	
1. 散会	85
第2号(12月11日)(水曜日)	
1. 開議	89
1. 日程第1 一般質問	89
宮之原順子議員	89
下久志分校跡地の活用計画について	
遊具設置について	
防災対策について	
亀津新漁港への公衆トイレの設置について	
有害鳥獣駆除について	
堤防の壁面について	
(向井企画課長、茂岡社会教育課長、 嶺山総務課長補佐、高城農林水産課長)	
勇元勝雄議員	99
子育て支援について	
新庁舎について	
排水路について	
19号線の工事について	
入札について	
(高岡町長、芝健康増進課長、豊島介護福祉課長、	

茂岡社会教育課長、向井企画課長、幸野副町長、
亀澤建設課長、福耕地課長)

木原良治議員 130

徳之島自動車学校について

合同会館について (旧警察署)

町道について

(向井企画課長、高岡町長、茂岡社会教育課長、
嶺山総務課長補佐、亀澤建設課長、幸野副町長)

植木厚吉議員 140

イノシシ被害の対策について

過疎地域における集落運営について

世界自然遺産登録後の対応は

(高城農林水産課長、瀬川花徳支所長、
福耕地課長、福永会計管理者兼会計課長、
高岡町長、嶺山総務課長補佐、向井企画課長、
秋丸地域営業課長)

竹山成浩議員 153

無電柱化について

世界自然遺産登録のデメリットについて

移住就業支援事業について

体育センターについて

(向井企画課長、高岡町長、秋丸地域営業課長、
亀澤建設課長、茂岡社会教育課長、
嶺山総務課長補佐)

1. 散会 162

第3号 (12月12日) (木曜日)

1. 開議 165

1. 日程第 1 一般質問 165

行沢弘栄議員 165

へき地保育所の在り方について

町営住宅の住環境整備について

(豊島介護福祉課長、高岡町長、福教育長、

亀澤建設課長、茂岡社会教育課長)

松田太志議員 178

徳之島町SDGsの今後は
準住民の利用率は
福祉について

(向井企画課長、福教育長、高岡町長、
豊島介護福祉課長)

1. 散会 186

第4号(12月13日)(金曜日)

1. 開議 190

1. 日程第1 議案第62号 徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例について
..... 190

1. 日程第2 議案第63号 徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例について 190

1. 日程第3 議案第64号 徳之島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について ... 191

1. 日程第4 議案第65号 徳之島町特別会計条例の一部を改正する条例につ
いて 193

1. 日程第5 議案第66号 徳之島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条
例について 193

1. 日程第6 議案第67号 徳之島町水道事業の設置に関する条例の一部を改
正する条例について 195

1. 日程第7 議案第68号 徳之島町給水条例の一部を改正する条例について
..... 196

1. 日程第8 議案第69号 徳之島町簡易水道設置条例を廃止する条例につい
て 196

1. 日程第9 議案第70号 総合整備計画の一部変更について 197

1. 日程第10 議案第71号 令和元年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入変更
契約の締結について 199

1. 日程第11 議案第80号 教育委員会委員の任命について 200

1. 日程第12 議案第72号 令和元年度一般会計補正予算(第4号)について
..... 200

1. 日程第13	議案第73号	令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について	214
1. 日程第14	議案第74号	令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	215
1. 日程第15	議案第75号	令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	216
1. 日程第16	議案第76号	令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	217
1. 日程第17	議案第77号	令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	218
1. 日程第18	議案第78号	令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	220
1. 日程第19	議案第79号	令和元年度水道事業会計補正予算（第3号）について	222
1. 日程第20	報告第4号	町営住宅未払賃料請求に関する調停の申立について	223
1. 日程第21	陳情第12号	「小規模企業の振興に関する条例」の制定及び商工会に対する令和2年度補助金等に関する要望書について	224
1. 日程第22		委員会の閉会中の継続審査の申し出について	225
1. 日程第23		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について	225
1. 閉会			226

令和元年第4回徳之島町議会定例会

会期日程

令和元年第4回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和元年12月10日開会～令和元年12月13日閉会 会期4日間

月	日	曜日	会議別	日程
12	10	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○一般質問（広田・幸・富田・是枝）4名
	11	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問（宮之原・勇元・木原・植木・竹山）5名
	12	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○一般質問（行沢・松田）2名 ○各常任委員会
	13	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○委員長報告 ○発議 ○閉会

令和元年第4回徳之島町議会定例会

第1日

令和元年12月10日

令和元年第4回徳之島町議会定例会会議録
令和元年12月10日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

広田 勉 議員

幸 千恵子 議員

富田 良一 議員

是枝孝太郎 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長補佐	嶺山恵子君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

ただいまから令和元年第4回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池山富良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番松田太志議員、12番木原良治議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（池山富良君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの4日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（池山富良君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から令和元年9月分、10月分、11月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。

なお、関係資料等は、事務局に常備してありますので、ごらんいただきたいと思います。

今期定例会におきまして、本日までに受理した請願、陳情、会議規則第92条の規定により、請願、陳情書の写しの配付とともに、所管の常任委員会に付託することにしましたので、御報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（池山富良君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

行政報告を行います。

詳細につきましては、お手元に配付してありますので、主なものを申し上げたいと思います。

9月15日から9月17日、令和元年第93回関西亀津会並びに敬老会に出席。

10月3日、日本エアコミューター第37期臨時株主総会に出席。そしてまた、地域座談会、大当生活館に出席しております。この際、午前中の奄美便での路線変更の話がございました。

10月9日から10月10日、IUCN調査における歓迎会及び意見交換会に出席。気になる案件といたしましては、奄美大島における河川敷の公共事業についての言及があり、少し気になる場所です。

10月19日から10月20日、名瀬亀津会創立90周年記念祝賀会に出席。

10月28日から11月2日、「安心・安全の道づくりを求める全国大会」、令和元年度鹿児島県後期高齢者医療広域連合運営委員会、令和元年度国保トップセミナーに出席しております。医療費の増額による保険税等の懸念材料の話が出ました。

11月7日から11月8日、第20回鹿児島県統計大会に出席。

11月13日から11月18日、第130回鹿児島県町村会定期総会に出席、第11回奄美群島成長戦略推進懇話会に出席、第50回全国過疎地域自立促進連盟定期総会及び新過疎法制定実現総決起大会並びに第5回ふるさとチョイス大感謝祭に出席。

その際におきまして、奄美群島成長戦略推進懇話会においては、補正における使い勝手の悪い補正の枠を緩和するよう要望をいたしている場所です。並びに、当初予算での要望額の確保をするべきと、要望するべきという意見を申し上げました。

11月26日から12月4日、全国町村長会に出席、奄美群島市町村長会等中央要望を行いました。「2019奄美TIDAネシア交流会」に出席、第18回こしがや産業フェスタ2019に出席。令和元年度各種会議に出席しており、こしがや産業フェスタにおきましては、越谷在住の方からふるさと納税のお約束をいただいております。

12月6日に、東京奄美会表敬訪問がございました。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これで、行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第5、一般質問を行います。

広田勉議員の一般質問を許します。

○11番（広田 勉君）

おはようございます。

ことし最後の議会、もう久々トップの質問できることに、非常にうれしく思っていますけれども、9月議会ちょっと休みましたもんですから、余計今回待ち遠しくて、2回分楽しくやらせていただきたいと思います。

保護司会の先月の機関紙の中に、西暦724年に即位した第45代聖武天皇が、「牢屋に囚人があるのは私の責任、政治がよければ皆が幸せになり、罪を犯す人はいなくなる」と。「しかし、今牢屋に囚人が満ちているのは、私の責任だ」と、「責めはわれ一人にあり」というふうな文書が載っていましたがけれども、最近役場前で「俺がこうなったのは、政治が悪いからだ」という叫ぶ声がちょっと聞こえなくなったような気がするんだけど、先月末に沖縄の刑務所にちょっと視察に行っていました。

私たちには案内人がついて、囚人の房から刑務所作業所の中まで全部案内していただいたんですけども、ここの収容年齢が51.9%が60歳以上、そして37.3%が4回以上の再犯者です。

作業をしている方々のお顔を見ると、やっぱり白髪頭が目立って、高齢者が多いなというふうに気になったところではありますが、恐らく務所の外で食えなくなって、わざと罪を犯してまた入るといふような再犯者なんかが多いんじゃないかなというふうに心配しているんですけども、まず私たちは町民が政治的な落ちこぼれのないような行政をしっかり監視し、今のこの政治不信をあおるような今の国会運営を全く見ておれないと。

というのは、この間これが我々に全部議員に配られたと思うんですけども、三不運動の議員はこういうことをしちゃいかんと。しかし、今国会の中で長期欠席している2人の議員、全くこれに当てはまりますよ、完全にアウトですよ。

なのに、ずっと国会を休んで逃げ回っていると。これをただす同僚議員がいないと、非常に残念な状況であると。もうしょうがない、今の国会を私たち地方のほうから凌駕していく以外ないじゃろうというふうに思っております。

まず、11番、広田が通告の7項目についてお尋ねしたいと思います。

まず1番目に、会計業務についてでございますが、会計業務には大きく分けて資金の管理、歳出審査であると認識はしております。

平成26年12月の議会において、当時の福永一章課長にもお伺いいたしました。平成22年度の10月から、奄美農協が町の会計窓口を担ってくれて、今各課の資金管理、例えば精算金だとか、いろんな資金管理は会計課の金庫室のロッカーに入れて、各課が管理しておられるというふうにお伺いしております。よって、会計等はほとんどその金に関してはタッチしていないと。非常に業務はスリム化しているというふう聞いております。

今も資金管理上からも、補助金、災害復旧補助金等が工事終了検査後の支払い期日までに入金はあるものか。また、入金は一括でくるものか、それとも月によってまとめてくるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

まず福永流れで、福永善治会計課長にお伺いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○会計管理者兼会計課長（福永善治君）

おはようございます。

お答えします。その前に、私ども会計課の業務は、毎日がルーティン業務で地味な課であります。このたび光を当てていただきましてありがとうございます。広田議員にお礼申し上げます。

それではお答えします。

広田議員の御質問のとおり、大きく歳入歳出の管理、それと歳出の審査、出納業務が大きな業務でございます。それと、補助金、災害復旧資金の入金の件でございますが、これは全て入金期日までには入っております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

まず、その一時借入れをすと思いますけれども、大体年何回ぐらい、どれぐらいの借入れはあるものでしょうか。

○会計管理者兼会計課長（福永善治君）

一般会計の借入れ、一時借入れということでよろしいでしょうか。

○11番（広田 勉君）

はい。

○会計管理者兼会計課長（福永善治君）

過去5年間を調べてみますと、平成26年度に8億円借入れております。そのときの期間が137日間で、会計年度末の5月29日には完済しております。

それと、ちなみに金利は0.039%で、利子額は11万7,106円ございました。この後1年置い

て、平成28年度にも8億円を借り入れております。このときの利率は0.079%、利子額は12万4,668円でございます。借入期間は72日間で、やはり同じように会計年度末の5月31日に返済完了しております。

一時借り入れというのは、市中全ての金融機関へ借入額とその利率の見積もりを依頼して、一番低い利率の金融機関と契約を結びます。返済は年度内となっております。一般会計においては、平成28年度以降は今のところ借り入れはございません。

以上です。

○11番（広田 勉君）

特別会計のほうはどうでしょう。

○会計管理者兼会計課長（福永善治君）

特別会計は、大きく国民健康保険事業が平成26年度に3億円、そのときの利率が0.034%、利息額が1万5,649円でした。借り入れ期間は56日間で、これは4月30日に完済しております。

その翌年の27年度にも3億円を一時借り入れしております。そのときの利率が0.05%、利子額が2万1,780円でございます。借り入れ期間は53日間、これは4月28日に返済しております。

国保の事業では、これ以降の借り入れはございません。

続いて、下水道事業が平成26年度に2億円を一時借り入れしております。その利率が0.09%、利子額が3万8,465円ございました。借入期間が78日間、これも会計年度末の5月29日に完済しております。下水道事業は、これ以降の借り入れはございません。

簡易水道事業も一時借り入れを行っておりますが、毎年借りておりますので、年度ごとの借り入れを話しますとお時間がかかります関係上、お手元に資料を配っておりますので、そちらをお目通しいただければありがたいです。

その資料の中に、1回目、2回目とありますが、これは水道事業の場合、工事の期間が長くて、途中で前払い制度がありまして、その前払い制度を支払い金、前払い金が支払えるように1回目で借り入れをしているという状況でございます。

以上でございます。

○11番（広田 勉君）

大体この借り入れは、予算の中に出てこないもので、我々がなかなかわかりませんので、しかしやっぱり全部お返ししているというふうなことで、非常にしかも利率が安いと、非常にびっくりするぐらい利率を安く借りておられると、非常に優秀だなというふうに思っております。

また、もう一つずっと決算事務をちょっと見たり、いろいろすると、その地方債のあれですけども、その地方債は大体その利率とか、そういったものはいろいろまちまちあると思うんですけど、どうなっているものだろうかということですけども、一般会計と特別会計、地方債のほうわかればお願いします。

○会計管理者兼会計課長（福永善治君）

地方債の借入れは、直接会計課の業務ではございませんが、わかる範囲で。

地方債にはいろんな例えば住宅の建設事業債とか、辺地とか、過疎とか、臨時財調とかたくさんございまして、また利率もその事業によって違います。年数も違いますので、借入れが終わるとまた新たな事業のために借入れをするというのが現状でございます。

あとは、県からの貸付金として無利子なんていうのもありますが、詳しくまた総務のほうでお願いします。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

年度でいきましたら、平成22年度一般公共事業債、借入れ先は財務省なんですけれども、利率として1.5%で借りている状況です。いろんなものがあるんですけども、公営事業、建設事業、臨時財政対策債、一般公共事業、災害復旧事業、臨時財政対策債とか辺地対策事業、過疎対策事業、県の貸付金とか、いろんな事業があるんですけども、その年度の利率でお借りしているところです。

借入れ先としましては、財務省、信用金庫、鹿児島県という形で、地方公共団体金融機構とも借入れ先としてあります。いろんなところで年度、年度で借入れをしているところです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

その今の一時借入金は、非常に安かったですね、金利が。それよりはちょっと若干大分高いんですよ、そのあれのほうは。利率は、利率としては。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

利率ですね、ちょっと待ってください。

一般会計の借入れの件でなんですけど、過去30年度からいきますと、……。

○11番（広田 勉君）

何%でいいよ。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

30年度が0.02%から0.2%、平成29年度は0.01%から0.3%、平成28年度が0.01%から0.3%となっております。

過去10年間の利率としまして、一番高いときで平成20年度の借入れ分で1.8%、一番低いときで平成30年度ですね、借入れ分で0.02%となっております。

○11番（広田 勉君）

はい、わかりました。近年、非常にその金利が安くなって、非常に助かっていると思うんで

すけれども、しかし今もし我々が100万を定期にして預けると、大体年間300円ぐらい利子がつくと。じゃあ、倍の200万になるには、どれぐらいかかるのか、ちょっと計算してみたんだけど、大体6666年ぐらいかかるというふうに、200万になすにはね、この金利で、非常に大変な時代ではあると。

しかし、借りる側にしては、非常に助かっているというふうなことになるんですけども、しかし、やっぱりまだはっきりはしないんですけども、今後我々の口座手数料が今非常に話題になってきているんですけども、口座を銀行が維持管理するのに、結構金がかかると、年間3,000円ぐらい1口座かかるんじゃないかというふうな試算をされているみたいですけども、そのうち我々あちこちの銀行に口座を持っているんですけども、月100円ずつ口座利用料として引かれる可能性があるわけね。

ですので、やっぱりどこか1カ所にまとめていくような時代になるんじゃないかなというふうに思っております。恐らく来年ぐらいから、そういうふうな時代になってくるだろうというふうに。

昔々ですけども、昭和35年ごろの名瀬市が、その財政難に陥った時代があるんですよ。それは、復興後の復興事業で大体補助率は事業内容にもよるが、ほとんど9割補助であったんですけども、この1割の自己負担を出すのに四苦八苦して、赤字が積み重なってどういった状態になったかという、名瀬の市の職員428名のうち、99名を削減しなくちゃいけないと。

そして、税率、使用料、手数料、水道料、全て軒並み引き上げて、そして9年間で精算すると、そういう計画書を出してようやく落ち着いたというふうな時代があって、とにかくこの徳之島なんかにおいても、ずっと前の先輩役場職員に聞くと、自分ら総出で税金の回収をして、自分らの給料とか支払いとかを自転車操業しておったという苦難の時代があったということも聞いています。

やっぱりそういったことで、資金繰りされている会計課のほうは、非常に大変だと思いますけども、最後に善治課長、後輩に何かアドバイスすることございませんか。

○会計管理者兼会計課長（福永善治君）

突然の質問で驚いておりますが、私が大した人間じゃないので言うことはございませんが、こういう広田議員からの質問がありましたとおりに、こういう中身というんですかね、会計の業務も若いうちに知っていただければと思いました。

以上でございます。

○11番（広田 勉君）

じゃあ、次にまいります。

次に、教育関係についてでございますけども、着工するまで何回でもお聞きしますと言うたとおりに、担当課長は東天城中学校の卒業生、教育長は山小学校の前校長ですので、私以上に両

校の施設の安全面、そして教育環境の不適切さを肌で感じておられると思います。

両校に対しての動きがなかなか見えないんですけども、これは町教育行政の喫緊の課題であると私は思っているんですけどもね、新庁舎などよりも早く取り組むべきだと。今の進捗状況というか、タイムスケジュールはどのようになっているのか、お伺いします。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

ただいま東天城中学校の建て替えに向けては、学校、PTA、地域の有識者で1月に話し合いを持たれるそうです。あと教育委員会としましても、町当局と協議して建設推進委員会の設立、基本設計などを進めていきたいと思っています。

山小学校につきましては、現在学校教育課で学校施設等長寿命化計画の策定を進めているところです。この計画は、学校施設の劣化状況等を把握し、中長期的な改修、整備計画を策定の上、計画的な整備を目的とするものであり、これに基づいて検討していきたいと思っています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

その災害のしたところもそうなんですけども、一旦災害が起こると、復興するときのその規模というのかな、何年に想定するのかとあるんですよ。例えば、東天城中をつくります。じゃあ、生徒数は何名を想定してつくるのか、そういったことから始めていかないと、ただ基本設計どうのこうのというよりも、まずその確定をしていくと。

それで、二、三年前かな、兼久小学校が新築されました。私はちょっと中身も何も見ていないんですけども、あるその地域の人が、「あの学校は何名を想定してつくっているのかな」と、地域住民がね、そういうふうな疑問を持っておられるというふうなこともありますので、やっぱりつくるときは、もっとその前の段階の生徒数何名で、どうするとか、いろんなものを想定の中に置いて、そしてそれから基本設計が始まるというふうにしていかないと、進まないと思うんですよ。

推進委員会を立ち上げる、どうのこうのいろいろあると思うんですけども、そういったものを早目に想定をしていくと。それと、そのさきの議会でも、亀津中学校の場合は大体想像できるんだけど、その基本設計を急げというふうなことで、基本設計を急がせて、その予算づけは後からでもいいんじゃないのというふうなことでやりだして、いろんな多くの意見と時間をかけて、まあまあいい物ができたんじゃないかなと。

50年先を見据えてつくる必要絶対ありますのでね、特に東天城中学校なんかは、創立時の混乱のやっぱり精査なんかもすべきだというふうに思います。そういった意味で、よそより少し時間がかかるんじゃないかなと思います。

それで、ちょっと奄美の学校統合の歴史をちょっと見てみたんですけども、昭和32年9月に、

母間は池間のほうで48名の生徒が短期間同盟休校を行ったんです。これ短期間でなぜ済んだかという、これは花徳の人たちが自分の意見を取り下げて、母間に全部同意したんです。うちの親父なんかは、死ぬまで意見を曲げてノーを悔やんでおった。曲げなければよかったと。

というのは、花徳の人たちは、あの川を渡ってこっち側につくってもらいたいと、畑に。池間というか、母間の人たちは川を渡らずに田んぼにつくってもらいたいと。そのおかげで、副町長なんかはみんな知っていると思うんだけど、水引きが悪くて非常に難儀していると、その後ですね、水の抜きが悪いと。畑でしたらどうっていうことなかったんですよ。そういったことなんかもあって。

そして一番奄美の中で激しかった運動は、笠利の用安に合併を拒否した喜瀬集落がある。100人を超える児童生徒が、同盟休校で落第して、卒業1年延期になったみたい。そこまで激しいことをやっているんですね。

しかし、やっぱりその当時の合併の意向は、どうも生徒の教育面からじゃなくて、その経済削減、経営削減というのかな、経費削減というのかな、そういう面を重視してやった分が多いので、やっぱりこれは考え直して、どういう教育を行うかを優先にして、やっぱりいろいろ考えていってもらいたいなというふうに思っております。

以上、そういったことを要望して、また次回3月議会でもやらせてもらいます。

次の24年度から実施されている中学校の武道の必修化についてお伺いします。

当町は、剣道・柔道・相撲のどちらを選んで多くの学校が取り組んでおられるのでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

それではお答えします。

今徳之島町では、一応全ての中学校で武道で柔道を取り入れています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

今までは、空手はマイナーのスポーツの域にあったんですけれども、来年のオリンピックから追加種目にもなりましたので、今や花形のスポーツになりつつあると。

それで、中学校の保健体育の授業で導入する学校がふえ続けており、県道や柔道を初めとする他の武道と比べると、道具の準備にかかる時間が短縮できる。そして、場所も制限しない。畳を敷いたり防具を着たりすることも必要ない。柔着のように衣服をつかむこともないもんだから、普段の体操着でもできると、やろうと思えばね。

そして、もう一つは保護者が柔道着を買わざるを得ないんだけど、買わなくて済むという経済面のあれもあると。

そして、一番なのが、全員一緒に取り組みができると。今体育祭なんかで危険視されている組体操なんかをやめになって、空手道の演武を取り入れるという学校なんかも出てきているみ

たいです。

全部男の子も女の子も全員で取り組めるというのが一番で、しかもジャージ姿でもやろうと思えばできないことはないということと、やっぱり島の子で空手の選手権に出場した子もおられるわけですね。

また、徳之島高校も、これ大高もですけども、全国大会に出ているんですけども、徳之島高校は32回も連続して出ていると。これは恐らくすごいことじゃないかなと、日本でもないんじゃないかなというふうに思います。

しかし、徳之島高校も何年か前、廃部の憂き目にあつたんです。皆さん御存じかどうかわかりませんが、不祥事を起こして。しかし、やっぱりそれを乗り越え、何とかして乗り越えて32回を重ねることができたんですけども、全国大会出場ですね。

しかし、これをもっと伸ばすには、島の子に合うんじゃないかな。沖縄が発祥ですのでね。それで島にも合うんじゃないかなと、私はそう思います。ですので、ぜひこれを取り入れてもらいたいと。

全国の中学校で武道の科目として、276校が今取り入れております。指導者の中には、直接校長へ取り入れてもらえませんかと申し入れをして、おっしゃっている方もいます。

また、この中でも指導者は何人かおられるけど、代表して芝課長、もし中学校の授業で空手を取り入れたとき、島の子供たちにどのような変化が起きるかを、ちょっとお答えできませんか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

私もちょっと空手を指導しておりましたので、島の子のちょっと特徴を申し上げたいと思います。

やはり南の島でありまして、南国のばねというものを割と多くの子が持っていると思います。足のばねもそうですけど、体のばねとか、いろんな面でいいものを持っていると思います。

以前、私も東天城中学校で空手部をつくろうといろいろ動いたことがありましたが、やはり部活動となりますと、4時ごろから指導に行かなきゃいけなくて、仕事上無理ということで、愛好会という形でつくって大会など出ておりました。

ほかの武道も体が小さい分、計量級あたりは向いていると思いますが、空手は向いていると私は思っております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

芝課長も子供たちを全国大会に引率した経験もございます。ですので、とにかく島の子に、島の子というか、学校で、もし授業で取り上げていくんでしたら、やっぱり島の身体能力のある子は空手に目覚めて、さらに今以上の、今徳高32回連続ですけども、もうさらにすごい成績

を出すんじゃないかなというふうに思います。

しかし、教育委員会のほうからしなさいというわけにいかんと思いますけども、しかしやっぱりそれを協議して行って、そういうふうにしたらどうねっていう話し合いはする必要があるんじゃないかなと思います。どうですか。

○学校教育課長（尚 康典君）

今言われましたとおり、本当に空手を今徳之島高校がずっと32年間行かれていますということで、空手は本当に島の子に合っていると思います。

あとさっき言われたように、空手は本当場所とかも一応そのまま体育館でできますし、その道具もそんなに要らないので、その点はいいと思いますし、また一番の問題は、やっぱりさっき言いましたその外部講師を招聘しないと、先生方で教えることができないというのがちょっと問題でありまして、しかし、それにつきましても、一応今県のほうで「たくましい“かごしまっ子”」育成推進事業というのがあります、その中で中学校の武道等の授業で、地域へ指導者を派遣する制度というのがあります、それを活用して、県へ申請を上げて、通ればそういうことも外部講師の招聘もできることも可能でありますので、空手も取り入れることはできますし、また本当さっき言われましたように、この学校長の最終的には判断になると思うんですけど、教育委員会としてもそういう趣旨に合いながら、結局空手もどうかというふうに、学校のほうともまた協議して進めていきたいと思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

その学校でもし柔道を取り入れるとすれば、どこの学校も畳を準備しないといけないというふうな予算が要りますよね。そうすると、その親御さんは柔道着を買わなくちゃいけないというふうなこともあります。

昔々ですけども、島から出て行った、鹿児島あたりで学校を出ていた人たちは、島からの送りが少ない人たちは、そのほとんど相撲部に入っていたみたい。相撲部はふんどし一丁でできるもんだから、そんな金かからんと。少し金のある徳三宝たちは、柔道着が買えるもんだから、柔道部をやったりしておったような状況があるみたいです。

そういったことで、非常にその父兄の負担を減らす分においても、学校の経費の負担を減らすにおいても、やっぱり柔道より空手のほうが非常に有利じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ検討のほどをお願いしたいというふうに思います。

次に、新学習指導要領で小学校でのプログラミング教育導入の全面実施が来年4月からですが、準備や内容はどんなものでしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学習指導要領の改訂に伴い、小学校では来年度2020年度からプログラミング教育が完全実施になります。本町では、プログラミング教育推進のために必要な機器の整備として、平成27年度にプログラミング用ロボットの導入、今年度新たに120台のタブレット型パソコンを導入しました。

これにより、町内の全ての小学校において、同一学年で同時に授業を行った場合においても、1人1台ずつのタブレット型パソコンを利用することが可能になりました。

また、より高度で専門的な指導を受けられるよう、みらい創りラボ・いのかわから講師を派遣して、1校当たり20回の授業サポートが受けられるよう、予算を確保しています。

指導者の育成として、8月28日に教職員を対象とした第1回プログラミング教育研修会を町主催で開催しております。また、本町では全国に先駆けて、ICT教育を推進してまいりました。町内では既にプログラミング教育を教育課程に位置づけ、先行実施を行っている学校もあります。これらの学校をモデルとしながら、全ての小学校において円滑なプログラミング教育の導入をさらに拡充していきたいと思えます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

これ9月に一応質問する予定でずっと集めておったんですけども、内田洋行の会社が、その教材の無償提供をやっておるといふような新聞記事も載っているんですよね。それで、一生懸命教材とか、そういったものに対する協力は、探せばいろいろあると思う。

とにかく、私も昭和44年、島から初めて本土に向かって蒸気機関車で東京まで上がったんですけども、その時大学で大きな巻物をもって、そこにパンチで穴をあけてプログラミングを一応するというふうな授業を受けたんですけども、それから比べると非常に今は1歳過ぎの子供でも、親のスマホをとってずっと遊んでおるといふような状況ですよ。

我々とは、もう考えもならないぐらい進んできているというふうになっていますので、どういふふうにするのか、タブレットを一応120台購入したというふうなことです。今子供たちにタブレットを見せても、全部ユーチューブから全部引き出して、自分の好きなものは全部拾い出してやりますので、非常にすごいなと。

教えることは一つもないです、我々が。全部自分でタブレットで引けば、全部出てきますのでね、そういったことでいいんですけども、その小学校で例えば来年から英語も始まりますよね。英語も始まり、プログラミングも始まって、私が前言ったその島の教える副読本、島を教える教育もしていただきたいというふうにお願いしてあるんですけども、こういった3つも4つも、こうカリキュラムが今以上になってくると、本当にそういった時間がとれるもんかどうか。

実際のその小学校の現場の中で、どんなもの、何か1つ潰したり、いろいろせんといかんの

じゃないかなと思うんだけど、どういうふうなあれになるんでしょうかね。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

学習指導要領の改訂に伴い、来年度から、2020年度から小学校は5年生、6年生で英語科が完全の実施となります。小学校では時数の確保が無理なく行われるよう、平成30年度から移行期間を設けて、およそ15時間ずつをめでに段階的に英語の時数を引き上げております。来年度には全ての小学校において、5、6年生の英語科70時間が確保できるよう、教育課程の編成を今行っているところであります。

また、プログラミング教育や島の歴史に関する学習については、各学校の実態に応じて総合的な学習の時間等の単元に位置づけ、取り立てて学習を計画する場合がありますが、従来行われている算数や理科、社会などの授業内容に組み込み、また全教育活動を通じて学ばせていくことが大切であります。

また、教育委員会としましては、特に島の歴史につきましては、町史編さんとともに関連づけたいと思いますので、島の子供たちによりよい、ふさわしい教育は何かを追求し、各学校へ適切な学習内容の精進を指導してまいりたいと思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

とにかく、校長先生は大変でしょうね。これ組まんといかんから、今まで以上にそうすると、あとその電子黒板とかいろいろ普及するように、何年か前からずっとやっているんですけども、どうも有効利用に使われているのか、どうも疑問があるところがあるみたいなんですけども、どういったことなのか、ちょっとわかりませんか。

○教育長（福 宏人君）

教育学校現場も、そういうICT機器が大分進んでおります。特に、電子黒板におきましては、徳之島町では平成21年度に各小中学校に電子黒板が大型掲示のですね、それが整備をされているところです。

ただ、今町内では、例えば北部の4校、母間、花徳、山とか、さらに新しい双方向の、今最先端の電子黒板を入れていますが、そのほかでは、かなり約10年経過しておりますので、大分機器のそういったような使い手が悪くなっているということで、今教育委員会におきましても、そういう大型テレビとか電子黒板をやっぱりさらに充実させる必要があるということで、予算的にも町当局と連携しながら、順次進めていくというふうになっています。

子供たちの学習に、それから教師の提示とか学習内容をより深くするには、電子黒板はかなり有効だということで、今後もそういった整備については、順次進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（広田 勉君）

小学校の修学旅行が、沖縄から鹿児島に変更になっているような声が聞こえるんですけど、本当でしょうか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

本年度は一応亀津小、亀徳小と尾母小と一緒に、また母間小、花徳小、山小、手々小と一緒に修学旅行で鹿児島の方に行きました。神之嶺小学校は、一応隔年実施なので、ことしはちょっと修学旅行はなかったです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

大分前の話ですけど、沖縄が当時2泊3日でやっておったんですよね。そして、当時の花徳小学校におられた琉校長先生から、子供に1日の沖縄見学するのに、二日間の船の中は過酷とこのことで、これどうにか1日延ばしてもらえるようなことはできないものだろうかというふうなことで、高岡のおやじ町長の時代に頼んだら、すぐ1日、翌年から1日延ばしていただいて、本部からの始まりのコースを私が全部つくって、今でもそうなおったと思うんですけども、しかしやっぱりその学校は学校の中で、窮余措置というのがありますので、恐らくいろいろ言うてくるんじゃないかなと思います。

四、五年前から秋武教育長にコース変更をずっとお願いしておったんですよ。コースもつくり、予算もつくり、そしてお渡しして、こういうことでしたらどうねというふうなことでやっておったんだけど、教育委員会からそういうことはできないというふうなことで、それはわかります。わかるけれども、いくらなんでも鹿児島に行くとは、ちょっと私は考えられないんですよ。

これを鹿児島に日にちの関係なのか、ようはわかりませんが、内容がちょっともしわかったら。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

一応多分今年度は本当に祝日も多くて、また夏休みも長くて、授業時数の確保が困難であったというのがあったんですね。それで、教科学習や総合的な学習時間との関連等を再検討して、修学旅行の狙いの達成度をさらに高めるため、日中の船舶での移動時間を短縮し、児童生徒や教員の身体的、精神的負担を軽減するために変更になったと思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

ですので、その船の中でも研修できるように、船長さんなんかをお願いして、操舵室の見学とか、それも入れたりしたわけですよ。それはいいんだけど、どうしてもその窮余措置のことが最後引かかるだろうなと私はずっと思っておりますので、それでその奄美をやってもらいたいと。

その最先端の技術、そして平和学習、全て盛り込んで提案したんですけども、この間、先月の月末に沖縄の県立図書館をちょっと視察してきたんですけども、その図書館のバックヤードをいっぱい見せてもらったんですけどね、図書館長に見せてもらったんだけども、非常にすごい。初めて見たんだけども、それもあるんだけども、その図書館の大きいワンフロア、全て沖縄の書物。もうそれ圧巻である。そして、北海道の白老町というのかな、そこは修学旅行でアイヌを学ぼう、民族共生象徴空間ウポポイというのを、来年開設するらしい。

もう一つ、東日本大震災のときね、人口わずか2,300万の台湾から、300億円の義援金が届いた。いの一番に届いた。それは、台南に15万ヘクタールのダムをつくって穀倉地帯にしてくれた日本人の八田さんへの感謝からです。台湾では、教科書で八田さんのことを教え、そしてバスに乗るとアニメも流しているらしい。そして、子供たちに恩人の偉業をきちっと教えている。

島の子供たちに島を教えずして、出すことはないと思っただけど、課長どうでしょう。

○教育長（福 宏人君）

広田議員の御質問の件ですね、広田議員従来より島の歴史を学ばせるということ、そしてそれにかかわって修学旅行のあり方も含めて、いろいろ御提言をいただいているところです。

まず、その修学旅行のことも含めて、その学習のことも含めてなんですが、まずその修学旅行につきましても、それは子供たちが学習活動であるということですね。学校のほうは、学校じゃなくて学校外で行う学習ですので、その今広田議員がおっしゃったとおり、学習内容、その学習の価値、それからもろもろ含めて、子供たちにどう効果があるのか、そういうのが1点ですね。

それから、それに伴う子供たちの結局長距離の移動になりますので、そういったような時間的なもの、それは時数にかかわって、それから子供たちの危険度、それから子供たちの負担も含めて、総合的に検討しながら、一番は子供たちの学習に一番よりよいものは何かというものから、場所の決定もしていくと思います。

島の歴史の学習につきましても、今学校のほうでは、もちろん総合的な学習の時間で、島の自然とか文化とか環境とか、それぞれ地域に沿った形で今学習をしています。また、従来から郷土教育において、それぞれ各教科において、子供たちは総時間の中で学習をしているわけです。

ですので、そういったものを各教科での学習をもとに、またその修学旅行も含めて関連しながら、より効果ができるような形で、学校のほうは教育課程の中で盛り込んで、その修学旅行

の行き先、場所につきましては、例えば保護者のアンケートをとったり、教職員の意見を聞いたりしながら、最終的には校長の責任のもとで、先ほど申し上げましたとおり、学習の効果は一番どれがいいのか、そこも含めて今決定していると。

教育委員会におきましては、それについてその行き先の場所であるとか、危険度でありますとか、それから経費の面とか、そういったことについては、教育委員会がこれをまたいろいろ見ながら配慮していくと、そういったような今関係のほうですね、なっているところでございます。

以上です。

○11番（広田 勉君）

この修学旅行に関しては、大体補助金がほとんど出て、保護者の支払いはほとんどないからあれなんですけども、だから少しは役場の意向なんかも通していいんじゃないかなというふうに思います。

それで、やっぱりその校長先生方なんかでも、やっぱりいろいろ話してもらいたいなど、個人的には言うんですけども、そういう会ではなかなか会ったこともないもんだから、言えないんですけども、とにかく各地域でその地域に学んで課題を解決しようとかいうふうな、いろんな取り組みをされているわけですよ。

とにかく、教育の本質を書いた表現として、魚を与えるのではなく、魚の釣り方を教えるというふうなことなんかでもずっとやっているんですけども、もう少し鹿児島を修学旅行というのは、私は全然考えられない。

というのは、しょっちゅう鹿児島スポーツとか、それ行くもんだから、私も何回か引率して鹿児島へ行ったことあるんですけども、そしてあいた時間があるわけですよ。その間に、いろんな鹿児島の科学館かな、あそこを案内して連れて行ったり、子供を連れて行ったりいろいろして、あっちこち見せたりしておるもんだから、だから、とにかく島を知る人が少ないわけね、子供の中でも。

だから、やっぱり島を知ってから出てもらいたいなど。そうすることによって、またふるさと納税とか、そういったものにも影響してくるんじゃないかなというふうに思いますのでね、またちょっと。

○議長（池山富良君）

広田議員、しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広田議員。

○11番（広田 勉君）

教育長、再度申し上げます。

なぜ鹿児島じゃなくて、島じゃないといけないかというと、最先端技術。それは、奄美にはクロマグロの養殖場が何カ所がございます。普通の魚の養殖場もあるんですけども。あと、真珠の苗ちゅうんかな。種ちゅうんかな。これもつくって、英虞湾とか、あちこちに出しているわけよね。そういう最先端の技術も見える。

そして、大正時代の兵舎。鉄筋じゃなくて、竹筋、竹の。竹筋でつくった兵舎がある。そして、昭和8年ぐらいに完成した砲台跡。鉄筋が全然崩れていないんですよ。もう、そのまんま残っています。そういったところ。

それともう一つは、一番大事なのは、降った雨を海に流さない。全部どっかにためる。降った雨は、どっか流れる。全て流れるあれをつくって、ためる方向。というのは、この島国というのは、やっぱり水がないとだめなんです。徳之島にも大きなダムができたんだけど、あのダムがないと大変なんです。ですので、加計呂麻の例えば小さいところに1万人ぐらいの軍隊がおって、当時、鉄砲の弾よりもやっぱり水が欲しかったというふうな時代、それを全部賄っていると。

そして、瀬戸内町が加計呂麻のある途中のところに水洗トイレつくったんですね、公園つくって。そして、下からポンプアップしようとしたら上がらない、高過ぎて。そのときに、当時の兵隊がつくっていた水たまりというのかな、そこから引いて水洗トイレを利用しているというふうなこととか、平和教育、最先端技術、全て学べますので、絶対遜色ないです。鹿児島行っても遜色ないです。

そういった意味で、奄美を絶対知ってもらいたいというふうなことを改めて申し上げておきますので、先生方とお話しする機会がありましたら、ぜひそういったことも言うていただきたいというふうに思います。

時間がないので次にまいりますけれども。

7、8同時にお聞きします。

文科省から初めて不登校支援を改めた通知が来たと思いますが、どういうふうな対処をして、今、不登校と思われる子供は徳之島町に何人ぐらいおられるのか。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

文科省から、不登校の支援の出された通知では、今回、これまでの不登校支援のあり方を、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなくて、フリースクールとの連携やICTを活用した学習支援も出席扱いとしていく方向性が示されました。

本町の不登校の、今、支援としましては、現在、亀津中学校に週3回スクールソーシャルワーカーを配置し、教室に入れない生徒への別室登校支援や、学校からの要請に応じて、随時、派遣・相談等を行っております。また、スクールカウンセラーについては、各学校の実態や児童生徒数に応じて計画的に派遣しており、年間で38回行っています。

現在、今、徳之島町におきまして、不登校児童生徒の数は、近年、大体10人前後で推移しています。

以上です。

○11番（広田 勉君）

我々の子供のときは、不登校というのはあんまり気がつかんかったけど、さぼりはあるんですよね。さぼりはあるんだけど、不登校というのは聞いたことないんだけど。

やっぱりテレビなんか見ていると、学校で学ぶよりも、自分で学んだほうが伸びるという子がおって行かない子もおるといふふうに聞きます。よくテレビで出ますんですけども。そういう子なんかは別として、やっぱりいろんな問題のある子がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いはしますんですけども。しかし、私がやっぱり保護司していつも感ずるのは、親が育てたようにしか子供は育たないというふうなこと、これはもう、つくづく思います。

この不登校問題も、学校の先生方はいずれ異動でいらっしゃらないわけよね。そして、やっぱり私たち地域の人たちの人間が学校を支えていけるような、支援員とかボランティアとか、そういったものを多く活用して、そして、今、学校には行けないけど、よそに行って勉強できる子がおられるんだったら、それは出校日と数えるというふうな文科省からの通達ですよね。だから、そういったものができたらいいなというふうに思ったりもするんですけどね。

やっぱり、もっと地域の人たちとしない限り、これは解決しないんじゃないかなと思うんです。地域ももっとも取り込んで、学校応援隊とかいろいろなもんが各学校にあると思うんです。そういう人たちとも情報を共有しながら進めていくというふうにしたほうがいいんじゃないかと思えますけども、どうでしょう。

○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。今回、文科省のほうから、10月25日に不登校児童生徒の支援のあり方についてという通知が参っております、広田議員のおっしゃるとおり、学校だけじゃなくて、周りのいろんな関係機関も含めて、子供たちのそういったような不登校傾向をなくするためにちゅうことが必要じゃないかというような指摘もなされているところです。

不登校の定義で、文科省のほうは、子供たちの心理的、情緒的、それから身体的な要因、行きたくても行けない状況とか、それから、そこには病気とか経済的な理由とかちゅうのは抜いて、大体年度継続して30日以上の子供たちを一応不登校というような定義をしているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、本町におきましては、ここ数年ずっと見ておりましたが、やっぱり10人前後ということで今推移をしているところです。その中には、学校が毎日訪問したり、それからスクールソーシャルワーカー、それから関係機関との連携でかなり改善をなしていますが、子供たちの状況によって、一人一人不登校の原因もいろいろ違いますので、そういったような子供たち一人一人に対して、先ほど議員がおっしゃったとおり、地域との連携であるとかボランティアとかそういった、まあ、それぞれの家庭によって個人的なプライバシーも含めていろいろあると思いますが、一人でもそういったような不登校の傾向の子供たちをなくすためには多様な選択肢、フリースクールもできておりますので、いろんな選択肢を築きながら、また保護者との連携も進めていければというふうに、今、考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（広田 勉君）

政治は一人も逃さないというふうなことがございますので、やっぱりいろんな一人一人の人生がかかっているものですからね。これから、今、100年時代と言われるので、もう小さい小学生でしたら、これからはもうあと90年ぐらいの人生を左右することになりますので。

前の落校長といろいろお話ししたときも、落校長は父兄のほうに、これだけ休むとこれだけおくれますよとかいろいろ話して、大体2人まで減らしたというふうなことをちょっとお聞きしたことあったんですけど、やっぱり親が危機感持たんといかんし、その子の人生をどう生きていかせるのかというふうなことなんかも、やっぱり親とも相談しながらやっていけたら助かりますなと思ったんです。

まだ給食費の件なんかもいろいろありましたけど、これは3月議会にちょっと回してもらいますので、またそのときよろしくお願いします。

次に、海の案内灯についてですが、9月議会でもこの案件は出してありましたので、早速、やり手の課長が亀津漁港進入灯修繕費を補正で125万円組んでいただき、ありがとうございます。

ことし、亀徳の港の先の、こんなところだと思うようなところで漁船が座礁していたんです。それ以上に、徳之島漁協前の港の出入り口はとにかく狭くて暗い。非常に危険であったので、案内灯の要望がありましたので、前回一応出してありましたけども。とにかく暗いうちに出る漁船には朗報であり、助かります。補正予算は恐らく通ると思うので、この後、どういうふうなことになるんでしょうか、通った後。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、以前は、確かに亀津漁協前のほうの横のほうに保険を利用したものが設置されておったようです。その後、台風等によって安全灯が壊れて、現在、土台のみとなっているようであ

ります。

また、去年は母間港出入り口に安全灯をつけてほしいとの要望が、母間港を所管する建設課にあったようで、今年度5月に既に完成済みとなっているようです。母間港においては、以前からあった土台の上に新しく安全灯を設置したとのことでもあります。

ちなみに、亀津漁協については、前回からかけて、その前から漁協からも、当農林水産課へ要望があったようでもありますので、漁港の航行の安全確保のため、本年5月に母間港出入り口につけた案内灯と同様のものを、今回12月補正予算で補修を予算計上し対応いたしましたので、議会においても、審議の上、御配慮くださるようよろしく願いたいと思います。

以上です。（「通った後は。いつごろ、工事とか」と呼ぶ者あり）

予算が通ったら、即座に進めていきたいと。完成は、波等もありますのでお約束できないんですけど、年明け早々にはもう始めたい考えでおりますので、御理解いただきたいと思います。

○11番（広田 勉君）

じゃあ、今年度中にはでき上がるだろうというふうに期待していいということですね。ありがとうございました、どうも。

次に、役場の物品購入についてでございますけども、大分前になりますけども、スプリンクラーを全部あちこち設置してございますよね。そうすると、やっぱりいろんな不具合が出てきて、部品を交換せんといかんということが出てきて、役場の担当にお願いしたら、ずっといつまでも返事がないと。結局、聞いてみたら、外国の品物であるので簡単に調達ができんと、そういったことで時間かかっているというふうな話を聞いたことがございます。

そして、最近ですけども、水と農の各集落に支給されているビーパー。ビーパーの横にちょこっとゴムのポンプがあるんですけども、これが劣化しやすいんですよ、ずっと使っていると。もう、すぐ壊れます。じゃあ、ちょっとこれを直して使おうかなと思って、部品を購入した農協のほうへ買いに行ったら、そんなもんありませんと。それでまたほかの店行ったら、取り寄せですよ。1個大体600円ぐらいなんです。取り寄せたら千幾らかかると。合計2,000円近くかかるわけね。そんで、あるところ行ったら2,100円取られた。600円の品物を2,100円払って取りつけせんといかんと。

しかし、やっぱり品物を売ったら、ある程度消耗品も備えとってほしいんです。でないと、どうしても壊れていきますので。役場の、少し高くてもいいけども、やっぱり在庫も確認して、注文できないかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

まず、畑総事業のスプリンクラー等の整備につきましては、地元からの要望によりまして事業申請、同意徴収を町が行いまして、事業及び工事自体は県の農村整備課が行います。

スプリンクラー工事の設計、積算等は県農村整備課が行いますので、町が散水器具の選定等にかかわることはないと考えております。

事業が終了いたしますと、町に引き渡されます。その後、水を使われます農家の方々に水利用組合をつくります。以後、その水利用組合が管理を行うんですが、水利用組合は賦課金を集めまして組合の運営を行います。その中で、散水器具等の補修についても、水利用組合で行っていただいているところであります。

それから、今現在、畑かんを進めております徳之島用水土地改良区におきましては、散水器具等の部品をある程度確保して、散水器具の不具合があるときにはその部品を使って補修を行っているということでした。

続きまして、多面的機能の草払い機のことなんですが、草払い機の修理等につきましては、各組織で対応を行っていると思っております。

ビーバーの購入の際につきましても、修理または補修の容易な購入店を選んでいただいていると思っておりますが、町のほうからも修理、部品交換等の容易な購入店を選択していただくよう助言していきたいと思っております。

ただいま述べさせていただきましたように、町からこのビーバーを買いなさいというような指定はしていませんので、各組織によりまして、使い勝手のよい機械器具を選定いただいて、購入して運用していただければと考えております。

以上です。

○11番（広田 勉君）

水と農は、役場から支給されていると思ったんだけどね。違います。

○耕地課長（福 旭君）

私が耕地課に参ってからは、その当時も古いビーバーがあったんですが、それはもう廃棄して、新しく買う際には各組織で、農協さんなり、あとはニシムタで買ったりとか、それはもう各組織に任せてありますので、各組織の方が使い勝手のいい器具を購入、今はしているところです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

その値段は、高いほうを買ったり安いほうを買ったりすると思うんだけど、高いほう買っているんですか。

○耕地課長（福 旭君）

それは一応、各組織に任せていますので、基本、大体うちにも相談が来ますので、それ、ちょっと高いんじゃないんですかというような指導はします。指導はしますが、これを買いなさいということは言っていないです。

以上です。

○11番（広田 勉君）

いいこと聞いたけど、例えばビーバーなんかは、混合よりもガソリンのほうが修理少ないらしいな。故障が少ないと。しかし、そのかわり、結構、二、三万円高いわけよね、混合より。そしたら、今おっしゃったんだったら、混合よりもガソリンにいきますよ。

○耕地課長（福 旭君）

それは、ガソリンを買っていただいても構いません。大丈夫です。

○11番（広田 勉君）

ありがとうございます。いいことをお聞きしました。

とにかく、今言うたように、最近は電化製品を買いに行っても、壊れたらすぐ修理出したら、ああ、基盤が壊れているから買いかえなさいと。もう、すぐ買いかえろと。ずっと、それで、最近の電化製品は言われます。車の部品にしても、そう。

やっぱり農家にとって農機具は非常に高価なものであるし、だましだましでも修繕をして使っていないといけないと。そういった面、沖永良部と徳之島町と比べてみると、やっぱり沖永良部なんかは修理にもものすごく力入れているような感じするわけよね。やっぱり、そうして機械の貧乏農家を減らすというふうな観点から、補助事業の機械導入に関しても、例えば機械じゃなくても、ハウスでもそうですけど。

1回、瀬戸内で議員大会があったときに、パッションを瀬戸内が始めるということでしたので、ちょっと抜けて、ハウス見に行ってきたんです。ハウス畑に行ってきたんですけども。そしたら、ハウスで、壊れているわけよね、少し。なんで、台風来たのって聞いたら、いや、突風でやられたと。突風でやられるぐらいのハウスをつくって農業ができるもんねと。いや、県からは、このもんじゃないとだめだと言われたと。

やっぱり、そういった観点からも、島には島に合うようなものを導入しないと、鹿児島県の採用はこれですからと言われても、やっぱり島は沖縄仕様のやつの方が非常にいいんです。

端的に言うと、亀徳の住宅、あの海側の住宅ね。台風時期になると、タオル敷いても、もうサッシからごんごん水上がってくるわけ。新聞、タオル、ずっとまいても上がってくるというふうな話聞きます。今度は、それはだめですよと。そういうの使ったらいかんですよと。今度は、6階建ての小郷住宅のほうは沖縄仕様の3段のサッシ入れているというふうにお聞きしましたけども。

そういったことで、島に合うような機械の導入の仕方、そういったものをやっぱり役場で導入する場合、県から言われたらはいはいって、そうじゃなくて、じゃあ、これ、どうですか、ああですか、大丈夫ですかと、台風、どれぐらいまでもちますかとかね。台風常襲地帯だ。ことは台風が少なかったけど、去年は久々に台風来て、その前もずっとなかったもんだから、

すぐ台風被害忘れるんですけど。やっぱり常襲地帯ということ念頭に置いて、そういったものは全部準備していかないと。やっぱり機械貧乏になるようなことはしないように。

3月にもちょっとお聞きしますので、またよろしくお願いします。

5番目の相続未登記の農地についてですが、昨年11月施行の改正農業経営基盤強化促進法では、今までの相続権を持った全員を探し出し同意を求めているのが簡素化されたいが、どのようなことになっておるのでしょうか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

これまでは、過半の持ち分を有する者が判明していない場合、農地の貸し付けを行うことは困難でしたが、今回の改正で、まず農業委員会が登記名義人の配偶者と子に限って所有者の探索を行い、探索によっても過半の持ち分を有する者がわからない場合には、6カ月の公示を経て、異議の申し出がない場合には不明共有者も貸し付けに同意したものと見なして、中間管理機構に利用権を設定することができるようになりました。設定期間も、5年から最長20年以内までに改正されました。

改正点だけ簡単に申し上げますと、共有者の過半が判明している場合、この場合ですと、利用権が今まで5年でしたが、20年以内に改正されました。

共有者の過半が判明していない場合、これは農業委員会が不明者の探索公示を6カ月間公示いたしまして、異議申し立てがなければ、農地利用集積計画を立て、公告をいたしまして、農地中間管理機構への20年以内の利用権設定が可能となりました。

以上です。

○11番（広田 勉君）

農地の売買、貸し借りの支障にずっとなっていたのが、数世代にわたり、名義変更ができないとかありますよね。これをみんな面倒くさいから、登記を全部直してなくて、それもほったらかしに皆してあるんだけど。あと、2世代ぐらいになると、もう何が何だかわからなくなっていくんですけどね。こういったものの対策はどうなっているか、わかりませんか。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

未相続地の売買に関しては、相続登記が完了していないと相続が行えませんので、相続が終了した後に農地の売買の申請になると思います。

なお、登記がされずに、所有者不明となっている土地は、現在、国において、2020年をめどに登記の義務化など、所有権法制が大きく見直されると聞いております。12月4日の南日本新聞に掲載がありました。

次に、賃貸等に関してですけど、数世代にわたり名義変更がされずに所有者が誰もわからな

い場合は、農地法上の裁定手続を行うことが可能です。具体的には、農業委員会が、先ほど申し上げたように、登記名義人の配偶者と子に限って所有者の探索を行い、探索によっても過半の持ち分を有する者が判明しない場合は6カ月の公示を行います。これによっても過半の持ち分を有する者が判明しなかった場合には、中間管理機構にその旨を通知し、機構が県知事に裁定の申請を行うことが可能となります。その後、県知事の裁定がなされれば、機構が最長20年間の利用権設定を受け、耕作者に貸し出すことが可能となりました。

以上です。

○11番（広田 勉君）

わかりました。

徳之島町の農地中間管理機構の農地バンクの推移、できたらお願いします。

○農業委員会事務局長（福田誠志君）

お答えします。

この中間管理事業は平成26年度から事業が始まりましたが、平成27年から平成29年度までは農林水産課の管轄でした。

平成27年度39.4ヘクタール、平成28年度41.5ヘクタール、平成29年度58.9ヘクタール、平成30年度14.9ヘクタール、令和元年度、今月現在ですが、今のところ6.9ヘクタール。機構利用率、農地面積から割合を出しますと、約7%の推移となっております。

○11番（広田 勉君）

わかりました。

次、まいります。

次の6番の個人情報とはですけれども、国会議員、県議員、市町村長は個人資産の公開義務があるけど、高岡町長はどこまで公開されたか、それはどこで閲覧できますか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

町長の資産等の公開につきましては、条例の規定により、土地、報酬、ゴルフ場の利用に関する権利の公開を行っております。

閲覧につきましては、総務課のほうでしておりますので、お願いいたします。

○11番（広田 勉君）

後でまた見せてもらいたいと思いますけれども。

大分前、これは9月の議会にもちょっと出したんですけれども、高齢者の負担限度額認定申請書の添付書類に、本人及び配偶者の預貯金、有価証券に関する通帳の写し、残高部分を提出というふうに書いてあるんですけれども、これ、どういうふうに考えるんでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

これ、介護保険の限度額、負担額ということなのですが、これが平成27年8月の介護保険法の一部改正によりまして、介護保険サービス利用者の負担上限額が定められております。施設入居者は、居住費、食費等の軽減を受けられるようになりました。

負担額限度の判定に必要な書類といたしまして、これは日本全国どこの市町村でも預金通帳の写し、有価証券の写しの提出が義務づけられておりますので、本町だけの問題じゃなくて、これはもう介護保険法で決まっていることなんで、提示いただかないと限度額の認定ができないということで、通常の料金で御負担していただくような形になると思います。

○11番（広田 勉君）

これこそ個人情報の最たるものじゃないかなと思うんです。幾らもらったかはいいですよ。幾らもらったかを出しなさいというのと、それは全て出せる。今、残高が幾らあるかを出しなさいと。町長ね、町長名でも来ているわけよ。町長様、同意書。残高つけて報告書を求めることに同意しますということをお願いしてくれと、町長名でも来ているわけ。収入の報告は構わんけど、今、自分が残高幾ら持っているか写しを出せと言われたら、これ、はいって言えないから、出さんかったんですよ。まあまあ、死んだからいいけどね。

町長なんかも、恐らく、近々こういうものが来る可能性があるわけよね、自分の残高を出せと。これは個人情報の最たるもの。皆さん、今、自分預金これだけですよって出せますか。

○町長（高岡秀規君）

今、介護福祉課長が答えたとおりであります。国の規定に従ってやっているところでありますが、これはあくまでも優遇措置を受けるための個人情報でありまして、もし、それがかなわなければ軽減措置の措置は受けられないということでもありますから、軽減措置を受けるために情報を提供してくださいということですから、あくまでも個人情報の扱いについては趣旨が少し違うのかなというふうに思っております。

○11番（広田 勉君）

いや、できたら、こういうものを受けたいよ。受けたいけど、全て残高を出せと、これはちょっとできないよ、いくらなんでも。それ、個人情報ともずっと読んでみたんだけど、そういうものはちょっと書いていないわけよね。個人情報まとめたときに、人には見せていかんとか、そういうことは書いてあるんだけど。とっていいかはちょっと書いてないからあれだけでも、しかし、幾ら国がせえと言われても、はいはいと言って、じゃあ、個人の残高証明を全部とれるかなと。こういうものを、やっぱり国が言うからするというんじゃないかと、おかしいというのはおかしいと言わないといかんじゃないかなと、私はそう思うんですけどね。

例えば、以前、年金の話もしたことあるんです。ここで年金の話したんだけど、こことは関係ないんだけど、しかし年金を10年間払っている人がいらっしやったわけ、厚生年金を。し

かし、残りの国民年金の、期間がありますよね、払う期間が。それを払っていないために、10年間の恩恵を何も与えられなかったわけ。しかし、国は年金あげるからってずっと金集めとって、いざ何か月足りないからといって一銭も金払わないの、そんな状況というのはおかしいということで、この議会で1回やったことあるんです。この議会で解決は、それはできないとわかってんだけど、やっぱりおかしいのはおかしいと言わないといかんと思って言ったら、何年か前に、10年単位であれば、それなりの年金を支給しますというふうにして、俺に言うてきた10年の人は、まあまあ、それなりの年金をいただけるようになったけども、それまで、もう80近いんだけど、一銭も年金をもらっていないわけよね。しかし、やっぱり年金は払っているわけ。10年間、満期は払っていないんだけど、それなりに少し、10年間は年金払っているわけ。それを国は認めないと、それも全部。しかし、やっぱりそういうのは地方からおかしいと言わんといかんし。

もう一つ、未婚ひとり親、これも一応出しましたけども、不平等はないよとおっしゃったから、あら、こりゃ、おかしいなと思っただけ、未婚ひとり親の軽減税の不平等も当時質問したんだけど、ようやく国のほうで検討が始まりだした。そして、約10万人ぐらいいらっしゃるみたい。未婚のひとり親の9割は、一応対象になって、平等になると。

この少子化の時代、未婚であろうが、離婚しようが、死別しようが、子供は子供です。環境、みんな一緒ですので、不平等であってはならないと、私はそう思いますので、これはこの中で討議してもあれですけど、やっぱり地方で声上げていかない限り、選挙違反しても逃げ回っている2人、国会議員おるでしょう。あの連中に任せられるもんね。

だから、そういった面で、やっぱり子供は宝と。ましてや幼児虐待など、もう、もってのほかと俺は思っただけだね。いくら国の問題といえども、これはやっぱりちょっと待ったというふうな考える方向はできないもんかね、町長。

○町長（高岡秀規君）

議員のおっしゃるとおりでございます。不平等性があれば、しっかりと国や県のほうに要望を届けるということは重要かというふうに思います。

○11番（広田 勉君）

別に、こうします、ああしますとはお互い言えないから、それはしょうがないですけど、やっぱりおかしいのはおかしいとしないと、言ってきたの全部はいはいで、じゃあ、これ、あなたはどうすのと、県のほうに言ってくださいよ。

もう時間もないですので、次、まいります。

次に、飼い猫登録についてでございますけども、猫はそもそも犬のようにつないでいないわけよね。普通に放し飼いをしているんですけども、飼い猫とはどのような状態を指すのか。その飼い猫の定義というのはどんなもんか。

○住民生活課長（政田正武君）

飼い猫の定義といたしましては、飼い主が所有し、町への登録を受けたことが判明できるように、首輪等を用いて鑑札表を明示し、適正に飼養及び管理されている猫を言います。

○11番（広田 勉君）

首輪は、これ、義務。首輪をしというけど、飼い猫ですというふうな印ちゅうんかな、あれは首輪。

○住民生活課長（政田正武君）

法律では義務づけられてはいないんですけれども、町の条例のほうでは義務づけられています。

○11番（広田 勉君）

じゃあ、首輪しているのは飼い猫だなと思えばいいわけね、畑なんか走り回っている猫でもわかりました。

テレビなんかでよく、ある時間が来るとおばさんが来て、餌やって帰るおばさんなんかいらっしやるわね。来ると、猫が皆集まってくる。

鹿児島大学の教授も1人おられるんです。ずっと学校の校内の猫とか公園とかに餌あげて、ずっと写真撮って、それを授業に使っている教授がいらっしやるんです。

もう一つは、家を北区から中区に引っ越したんだけど、猫が来ないと。だもんだから、北区のほうにずっと戻って猫に餌やっている方もいらっしやるわけね。これも、飼い猫、になるわけ。

○住民生活課長（政田正武君）

町の条例の中で、基本的に猫は室内飼いをしてくださいというふうにうたっているんですけども、島のように、夏とか高温になるので、やむを得ず放し飼いをする場合には、繁殖制限をしてくださいというふうにうたっているんです。ですので、放し飼いにして、首輪をつけていなくても、飼い猫ではないんですけど、そういうふうに認識はしていますけども。

条例の中でも、むやみに餌やりをしてはいけないということも書いていますので、そちらのほうも守っていただきたいと思います。

○議長（池山富良君）

広田議員、あと3分30秒だから。

○11番（広田 勉君）

大体終わります。

とにかくその人は、北区のほうで家賃も払っているし、区費も払っている、猫が来ないおかげで。非常にあれの人ですけども。

平成30年の飼い猫登録手数料が、一応、予定で10件だったのが、13件だというふうに決算書

にあるんですけども、これは世帯じゃなく、頭数のあれよね。

○住民生活課長（政田正武君）

町のほうに登録している猫の件数です。登録申請があった件数です。

○11番（広田 勉君）

狂犬病のほうをちょっと見てみると、363件、狂犬病のあれがあるんですけども。しかし、猫は13件というのは、これ、ちょっと非常に少ないような感じがするんですよ、犬の363件にあわせると。やっぱり、不平等と思われぬようにいろんな告知をして、猫飼う場合はこれですよともうちょっと告知したり、いろいろ宣伝する必要があるんじゃないかな。

○住民生活課長（政田正武君）

猫の登録件数が少ないのは、狂犬予防法と違いまして、犬の場合は予防接種とか登録を申請しなければならないと義務づけられておりますけども、猫の場合は法律上の対象となっていないので、そのようなことから登録数も少ない。また、放し飼いが多く、飼い主の特定ができないことから少ないものではないかと考えておりますけども、町の条例で、適正飼養条例におきましても、飼い主は、飼い猫を取得した場合には登録申請をしなければならないと義務づけられておりますので、条例等を遵守して、飼い主の責務でぜひ登録をお願いしたいと思えます。

私ども人間もそうです。赤ちゃんが生まれたら、家族ができたりすると、出生届出して住民登録をします。最近では犬、猫も家族同様に思っている飼い主がほとんどだと思いますので、わんちゃん、猫ちゃんが家族になった際には、ぜひ住民生活課で登録申請をお願いしたいと思います。

以上です。

○11番（広田 勉君）

次に、鳥の許可手数料が30年では6件で、4件となって、これはメジロですね。

○農林水産課長（高城博也君）

鳥獣飼養許可手数料は、メジロのことです。

○11番（広田 勉君）

この間、沖縄のホテルのほうに行ったときに、そのホテルのオーナーが台湾メジロをいっぱい飼ってたけね。もう、鳥かご、すごかった。今度行ったら、もう、一羽もない。アマゾンの淡水魚のピラクルが泳いどったけど、これは4代目だと言われたんだけど。

最近、メジロ飼う人は非常に少なくなっている、それはわかります。しかし、やっぱり猫のほうは今後もきちっと調べて、件数を上げていって、やっぱり不平等にならないようなことにしていかないと、自分だけ金取ってというふうに言われたらあれです。やっぱり手数料というか、登録料が要りますよということをもうちょっと宣伝してもらいたいなという

ふうに思いますので、もう一回だけ、課長。

○住民生活課長（政田正武君）

ぜひ、登録数とかふえるように、手数料もふえるように、地道に啓発活動を行ってまいります。

○農林水産課長（高城博也君）

補足というか、先ほどのメジロの件で、ちょっと勘違いされたらいけないので答弁しておきたいと思います。

平成24年より、新たにメジロを飼養することはできないようになっております。ですから、現在の件数は減っていくのみで、ふえることはないということです。

24年以前は1世帯1羽までというふうな、県のほうで認めていたんですけど、24年からは新たに飼養することはできないというふうになっていきますので、飼養することは現在はできないということで御理解いただきたいと思います。

○11番（広田 勉君）

それで少なくなっているということですね。わかりました。

そのおかげで、うちの家の前のキンカンなんか、もう、メジロだらけ。もう大変。多少とってほしいなと思うぐらいにありますので、条例でもうとるなど決まっていたらしょうがない。

そういったことで、ちょっと3月議会に何件か残しましたが、またよろしくお願いします。

○議長（池山富良君）

お疲れさま。

しばらく休憩します。

午後は1時30分から再開します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、幸千恵子議員の一般質問を許します。

○9番（幸 千恵子君）

お昼御飯の後の眠たい時間ですが、頑張っていきたいと思います。きょうは、前置きなしで早速本題に入ります。

12月定例議会におきまして、9番、日本共産党の幸千恵子が、通告の5項目について質問いたします。きょうはいつもより少な目ですが、中身はたっぷりあると思いますので、2時間かかるかと思っております。

まず1番目、新庁舎建設についてですが、昨年8月に、南三陸町を訪問した直後に新庁舎建

設計書の提案がありました。それ以来、町長と前総務課長の強い意向に沿う形で、建設場所が現在地と進められていると思います。

建設に当たり、町の財産を管理し町民の命や暮らし全体を守る立場にある町長は、防災について真剣に考えられたと思います。

内閣府が示している災害対策基本法の目的は、「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害緊急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする」と、ちょっと難しいですが、あります。さらに、地方公共団体がやるべきことは、防災とは、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること」とあります。

新庁舎建設に当たり、自治体のトップとして、災害の未然防止、被害拡大防止、災害復旧をどのように考えられたのでしょうか。防災計画内容についてお伺いをいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

徳之島町の防災計画につきましては、徳之島町地域防災計画の中に細かく収められているところでございます。

また、この庁舎建設に当たりまして、今回どのような防災に当たっていくかということにつきまして、まず御指摘があった、専門家の意見がないということでございましたので、私ども、この10月に、職員それから自主防災組織向けの防災研修を行ったところでございます。また、今月20日につきましては、同じく職員の防災研修、それから21日、翌日ですけれども、自主防災組織の研修会も引き続き実施を行っていくところでございます。

来年度以降でございますけれども、以前行った全体訓練、そして自主防災組織の訓練を行いたいと考えております。

実は、この合同訓練につきましては、平成23年から26年につきまして実施をいたしておりますが、27年、台風等、天候のために中止になりまして、ここ二、三年は訓練が途絶えている状況でございます。

ですので、来年以降、防災アドバイザーを招いての研修会しておりますので、これにつきまして、防災訓練計画それからハード、ソフト含めました計画を、来年度以降、詳細な計画をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

私は、この通告を出した後に企画課長から連絡がありまして、どういう内容なのかと聞かれましたので、いろんな災害に関して、庁舎だけではなくて、亀津、特に東区であるとかそういう避難路の問題等がある場所のこと等について聞きたいというふうに質問してありましたけれども、全く今の入っていないですね。

今おっしゃったのは、この10月に防災研修をしたと。来年以降にアドバイザーをお呼びするというようなことで、私が聞いているのは、この建設計画があった1年前に、どういう災害を想定されて、どういうことを計画したのかということを知りたいんですが、2回目に答えるということですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この建物を建てるに当たっては、あくまでもここで例えば津波の被害に対してどういうふうな建物を建てるか。そして、また災害。災害と申しましても、台風、それから風雨災害がございまして、そのためにはどういう建物を建てるか。また、どういうような避難体制をつくるかというのを、これはプロジェクト委員会、検討委員会で検討を重ねてきたところがございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

日ごろから大変気になっているのは、特に気になっているのは東区です。東区の埋立地から山側のほうに避難するのに、避難路がまともなのがないということを区長さんあたり、住民あたりが大変気にしております。私も気になっているんですが、このところはやっぱり解決しないと、ここに幾ら役場ができて、ここが対応できるわけではありませんので、役場を建設するに当たって、やっぱりそういう全体的なことを考えないといけないと思います。

特に、今回は亀津の中に庁舎ができるという計画でしたので、亀津の中については、どういう計画で防災のことを考えられたのか。私、これ、町長に責任持って答えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

まず、1つ確認ですが、この役場の庁舎にしても、防災に強いまちづくり、つまりは今、津波等々の想定をしているわけですが、今、もう想定外という言葉が失われつつある。それと、温暖化で、台風にしても非常に強い台風、想像以上に強い台風が来ると。それを来る来ないに関係なく、来るという想定のもとでしっかりと防災計画を立てなければいけないという、考え方は一緒でよろしいですか。

○9番（幸 千恵子君）

来る来ないではなくて、来るという想定のもとに、災害のときにどう対応するかというのを

考えるのが今言いました災害対策基本法にあるわけですから、どういうふうに町のほうが今回考えられたのかということを知りたいんです。

○町長（高岡秀規君）

まず、理念として、来る来ないじゃなくて、将来、来るか来ないかというのはまだ想像つきませんよね。だから、来るということを前提にして防災計画をつくれます。しかしながら、将来、来るかどうかわかりません。そういったものにも対応する防災計画というのは重要であると私は認識していますが、認識は一緒でよろしいですか。

○9番（幸 千恵子君）

来ることを前提に考えるのが行政であって、来ないかもしれないということを考えること自体がトップとしてふさわしくない対応だと私は思います。だから、そういうこと、私に反問しているつもりなのかもしれませんが、私が聞いている防災について、どう対応することを考えたのかということを知りたいんです。

○町長（高岡秀規君）

来ないことを……。なかなかわかり合えないと思います。

だから、来ることを前提に我々はしますと、防災計画をですね。しかしながら、想定外のことが起こり得る得ないかわからず、来る来ないかわからず、来るということによって前提ということは、将来、来なくても、来るということを前提に防災計画を立てるということによって、実は一緒なんです。そこだけはちょっと確認だけさせておいてください。

○9番（幸 千恵子君）

将来来ないかもしれないということ、言うこと自体がおかしいんです。そのことを言っているのであって、来ることを想定して考えるのが防災の考えであって、それが町のトップの仕事ですよ。それ、何で今ごろそういうふうに聞かれるのかというのがとても不思議なんです。

企画課長が私に聞いてきたときに、私は最初に言ってあります。それでなおかつそういうふうに言うということは、何か直接答えたくないような内容があるのかなと思ってしまいますが、想定をして、どういうことを考えたのか、計画をお聞きしたいんです。

○町長（高岡秀規君）

そこは、言葉の遊びをしたくありません。

来ないということを前提にするなということ。来るということを前提に、防災は私にはしなければいけないと思う。それは、考え方、一緒ですので、今後とも同じ理念で行きたいというふうに思います。

そして、今後の役場庁舎につきましては、現在地が検討委員会のほうで検討がなされ決定をしたわけですが、東区、そしてまた高台に逃げる道路の整備につきましては、今後しっかりと

防災の専門家の意見を聞きながら、そして役場庁舎内でもしっかりと防災、そして住民の命を救うための整備計画というものを実行してまいりたいというふうに思います。

○9番（幸 千恵子君）

東区についても、今後という話でしたけれども、今現在は東区について、この道路はどうしようという計画等はないのか、部分的にはあるのか。あるんだったら、どこをどうしようと思っているのか教えてください。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

東区については、以前から説明しているように、秋津写真館のところから上、旧県道の、蔵越までの道路を通そうと計画しておりますが、あくまでも基本設計の段階で、一応そういう図面ができていますよの段階です。

なぜかといいますと、私たち、今、建設課におきましては、いろんな事業を行っております。亀津19号線を初め、ようやくゆくい堂なんか完成して、今後は東区のファミリーマートから向こうまでの道もいろいろ計画しております。それを年次的に、予算の関係がございまして、やっていっております。一応その計画はございますが、それも年次的に解決していくということで、今後、事業が終わり次第、実施していく予定になっております。東区の道に関してはですね。

今度、また、ファミリーマートからそこへ行く道の間にも、1つ、道路がなかったもので、今度の新しい計画ではそこから1本、大船住宅の、北区の、亀徳側の道がそこで袋小路でとまっていますよね。今度の工事でそこを1本つなげば、東区のそちら辺の方々が、直接旧県道に上って自動車学校まで上げられるんじゃないかと、一応そういった計画もやっております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

東区については、今のところ、2本、道路が山側のほうに通じていくような計画があると。いつになるかわからないということのようですが。

東区からこっちにかけて、中区とか南区については問題ないですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在、南区に関しましては、急傾斜地を行っております。急傾斜地は県の事業で、急傾斜地だけ行いますが、その事業終了後に、旧闘牛場へ上っていく道等を舗装工事して避難できるようにと考えております。

また、中区につきましては、現在19号線をやっておりますが、これも現在実行中なんですけど、その19号線が亀津中学校の前のように11メートル、道路幅員とられれば、避難道になるのではないかと考えております。

私たちの事業を行うことによって、避難道もそれについてくるものと考えおりますので、建設課といたしましては年次的に、ずっとかかると思いますが、私たちが整備をすることによってそれも解決することと思っておりますので、そのような考えで事業を進めております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

今出ましたけれども、亀津中学校の前から第二大瀬橋、そこに向けての拡幅というのは、今、どういう状況になっているのでしょうか。そこら辺の方がみんな待っていますし、天城から来る方も大変困っておりますので、その計画についてお尋ねします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

拡幅工事については、総事業費で4億2,000万円を想定しております。これにつきましては、工事費が約1億円、用地費4,000万円、建物補償費2億8,000万円となっております。

現在までに、工事費といたしまして5,800万円、亀津中学校までの拡幅工事が終了しております。委託費に2,700万円。亀津19号線の測量設計、補償費等の合計で8,500万円の支出となっております。

今年度、令和2年度で用地補償を計画しております。3件を計画しております。

令和元年度以降の残高が7,500万円の支出となっており、令和3年度以降、5,000万円ベースで事業を進めていけば、約7年ぐらいかかるものじゃないかと考えております。

これにつきましては、先ほど私が申しましたように、一番ネックとなっておりますのが、工事費1億円に対して4億2,000万円の建物補償費がかかるということです。これの割合でいくと、工事費が25%、建物補償費が75%、工事費よりも建物補償費がものすごくかかるということで、なかなか一気に何億円使うということは私ども、今、建設課といたしましては、毎年2億円ベースで進めております。これが幾らで進んでいくかというのが今後の問題になってくることであって、それで5,000万円ベースでいけば7年、もっと使えばもっと縮まる、そういった感じで、今後、町長、財務部局ともそういった話をしながら進めていこうかと考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

中学校前の道路の完了が10年ぐらいはかかるというふうなことに捉えましたがけれども、なるべく早くなるように対策をしていただきたいと、皆、町民も要望しております。

そして、前回も取り上げましたが、ホテルにしだ前からキャンドウ前に通じるあの道路は、混雑がものすごいです。夕方の帰宅ラッシュのときには車が動かない状況に、最近もなっているのを見えています。あの道路については、埋め立てした当時のものなのかよくわかり

ませんが、あの道路について、問題意識は持っていませんでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

以前にも幸議員から問題出されて、あそこは何年か前に舗装工事をやっております。私どももやっぱり拡張するのが本当なんです、隣に駐車場とかあって離合がまだできるものではないかと思っていますので、優先順位からいったら、私はまだほかのところ、今の計画に入っているファミリーマートとか19号線とかを考えております。それも年次的に計画していきたいと思いますが、申しわけございません。いつも私が年次的、年次的と言っておりますが、こんだけの要望があれば、どうしてもこういう状況になっていくのが今の私たちの状況でございます。

また、これは、この予算書にも出てくるんですが、今後、建設課といたしましては、なるべく土地の購入できるところ、私有財産のところとかを、全面復旧というのは大変ですので、土地買収、購入とかありまして。現在、いけやま商店のあの通り、混雑があります。しかしながら、ちょうど町の合同会館、あの裏の浄化槽を取り壊すということで、下水道につながれたおかげで、その裏の土地がちょっと私どもで、町の財産ですのでうまいこと利用できるということで、その拡張とかも考えて、あの通りの離合ができるようになれば幸いかという、そういった計画もしております。

私どもといたしましてはもう、優先順位を考えながら、なるべくそういうことを考えておりますので、何とぞ御理解いただけるようお願いいたします。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

今出ただけでもいろいろ問題を抱えている道路があると思います。

さっき言いましたキャンドウ前の混雑については、通勤時間帯ではない時間にも引っかかりが出てくるんですが、その原因としては、キャンドウ前の旧よしむらの前、あそこに違法駐車がある関係で、とても通りにくい状況ができています。あそこについてはなぜ警察が取り締まりをしないのかということでは、何人かの町民の方から連絡が来るんですが、あそこを何か、無断駐車ができないような形になれば、通勤時間帯のそこのごった返す、詰まるような状況も解消できると思うんですが、あそこについては、町のほうから駐車させないような形の対策とれないもんなんでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

あその道に関しまして、通学路等で私ども、警察をはじめ、点検をいたしました。

まず、あそこにポールなんか置いてどうかという話、あったんですけど、それは交通の妨げになるということで。向こう側ですね、いつも駐車しているところ。あくまでも、警察の話だと、警察もそういった申し合わせ事項をしてパトロールはするようにしておきたいです。

あと、そこを話し合った結果、やはり持ち主のあの店屋さんが、そこに駐車していることで、その係員を出すなり配置していくのが一番いいんじゃないかとか、そういった意見もいっぱい出ました。

そういったことで、町から取り締まるというより、もうこれは完全にモラルの問題でありますので、そこ、とめない、そしてまた経営者側からとめないようにする、そういった方向で進んでいくのが一番ではないかと考えております。

○9番（幸 千恵子君）

災害のことはいくらでも出てくると思いますが、やっぱり豪雨のときに浸水してしまう、丹向川の横です、南区、中区あたりの。丹向川に問題が出てくる浸水の状況なんですけど、豪雨のときの対策等、特に今考えていることはないでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

丹向川に関しましては、丹向川、以前より上のほうの宅地造成とかが進みまして、雨水量が増えたことが原因だと考えております。

私どもといたしましては、現在、今、工事中の共木屋線、クロネコヤマトのその道から奥名川へ、19ヘクタールの雨水を排出しようと考えております。それによって、丹向川下流の住民の安全を守ることができると考えており、現在工事を進めております。

雨水を持ってこないようにしましょうという計画、上流の19ヘクタールの土地の雨水をそのまま丹向川に持ってくるのではなく、奥名川のほうに直して、下流の安心安全を図ろうと考えております。それが丹向川の雨水軽減につながるものだと考えて、今、実施しておるところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

工事しているというのは聞いておりますが、まだ確認していないんですが、いつごろまでにそれが終わって、丹向川に雨水が集まるのがなくなるんでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在工事中で、5工区出そうと考えております。現在のところ4工区まで終えて、あと1工区出して、本年度内か来年度頭ぐらいには終了すると考えております。

○9番（幸 千恵子君）

あそこは以前、建設課の皆さんや県の皆さんと一緒に現場を確認したところなんですけど、県道沿いの側溝が一部排水溝がとめられて、全て丹向川のほうに流れる形がつくられていたために浸水もあったわけですが、今はどこが主体となって工事をしているんでしょうか。県道に関係しますので、県がやっているんでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

町のほうでやっております。

○9番（幸 千恵子君）

本来なら、県が担当するものではないのでしょうか。以前、県のほうにも要望したことがありますけれども、県の側溝の関係でしたが、なぜ県ではないのでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

県道の水はもちろんのことですが、そのほか、それに接続している各道路の雨水、宅地の雨水、農地、山林等の雨水も含めた集水面積19ヘクタールの雨水です。平成27年度に、50年に1度という豪雨災害を4回も受け、丹向川下流の住民の人命の安全を守るために、迅速に対応するために、どのようにどこをどうしたらよいのか、雨水計画を基本に検討した結果、社会資本整備事業にて実施することができましたので、どうぞ御理解くださいますようお願いいたします。

○9番（幸 千恵子君）

この件はまた別の機会にしたいと思いますが、豪雨災害によって丹向川が何回も氾濫している状況ですけれども、こういうふうになかったような状況が生まれているわけですが、これも地球温暖化の影響だということでCOP25でも言われていましたけれども、地球温暖化の影響を最もことし受けたのは日本であるという報告が世界的にありましたので、意識していると思いますけれども。

この庁舎建設の計画を始めた1年前に、この温暖化の問題についてももちろん計画に入れるものではないかなと思いますが、そのことについて、どういうふうを考えられたのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

以前も答弁いたしましたと思いますが、COP21の関係、温暖化の影響で海水が上昇しているということをお話ししました。そのときに、どういう対応をとるかということで、まず私がお話ししたのは、その場所から逃げる。そして2番目に調整を図る。例えば床を高くして、例えば南洋の島々などでは高床式をして海水の被害を与えないようにする。3つ目が防護という意味で、20メートル、30メートルの防波堤をつくるというようなことを申し上げました。

徳之島町はどのような対応をとるかと言いますと、これ、何度もお話ししますが、ハードはやっぱり限りがあるということで、ソフトで対応せにやいけないということで、例えば10メートル、20メートルの防波堤つくればいいんですけど、費用がかかるということで、10メートルの防波堤をつくるけども、さらにソフトで、人災にならないように訓練等を行って、死者をゼロにするというような計画を持っていくほうが、このCOP21、温暖化に対応する計画、十分な計画がとれるんじゃないかと私は思っております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

海面が上がってくるという話を、私、この間、1年間、何回もしてまいりましたが、あまりまじめに取り合っていなかったと思うんですが、最近、世界的にもニュースになりました、世界遺産の町である水の都として知られるイタリアのベネチア、1メートル87センチの高潮を見舞われました。政府は非常事態宣言を出しまして、数百億円に上る被害だというふうに言われています。

イタリアの環境相の方は、気候変動の直接的な結果であることは明らかで、こうした事態は地中海一帯でますます頻繁に起こっていると危機感を表明しているんですが、ベネチアの場合は海拔が1から4メートルです。地球温暖化による海面上昇と、島全体の地盤沈下が原因で起こる水没だということですけども。

ここも、とりあえず海拔4メートルということで話はしておりますが、すぐその県の合庁前は、電柱には海拔3メートルという数字があります。ここについては、そんなに1メートル差はあると思えないんですが、役場のところは海拔何メートルでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

一応、4メートルとなっております。

○9番（幸 千恵子君）

いや、一応4メートルはわかっているんですよ。実際どうなのかなということを再度確認する必要、私あると思うんです。

このベネチアのニュースを見たり、あとは最近ではどこその国で海面が上がってきていて、海藻をとって生業にしていた仕事ができなくなったという地域が幾つかあります。そういうニュースがよく流れてきているんですが、そういう事態を見ていても、今のこの海拔3メートルか4メートルのところで、このままの計画で問題ないというふうにお考えなのか。何か感じていることはないですか。

企画課長が全部答弁されますが、それイコール町長の意見と同じということでもいいんでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実際の県の想定津波は7メートルでございますけども、その7メートルが沖合のところでございまして、実際にここに来るのは4メートルと。

ただ、山村先生がおっしゃるのが2倍から3倍というふうに言われていますので、私も14から最低20メートルは想定してもいいんじゃないかということで、ここは4メートルで、大体建

物の高さが5メートルでございますので、4階以上、4メートルになりますと約20メートルになりますので、それと屋上を含めると、約、昼間は2,000人、夜で1,500人ということで、十分な高さは保持しているのではないかとこのように考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

意見は変わっていないということのようですけれども、今、世界的に問題になっている地球温暖化というのは、やはり二酸化炭素の量の問題なんです。二酸化炭素を最も排出するのが飛行機だということで、環境活動家のグレタさんは飛行機乗らないそうです。これはもう皆さん御存じだと思いますけれども。そのことを、イギリスの飛行機会社、航空会社のある社長が大変重く受けとめて、気候変動の容赦ない現実が迫っているにもかかわらず航空業界は大量の炭素を排出していると、大変反省しているという新聞の記事もありました。

私たちは、温暖化について、こうしてここでいいのかということ争っている場合ではなくて、この二酸化炭素をどうして減らしていくかということのほうに重きを移さなければいけないと思います。これは両方ともしなければいけない問題だとは思いますが。

二酸化炭素を主に排出する火力発電所は日本はつくるべきではないし、輸出するべきでもないし、日本国内の火力発電所はもう中止していく方向に持っていくべきだというのが私も同じ意見なんですけれども。

向井企画課長、前回の、もう一つお聞きしたいんですけど、徳之島については科学的根拠も示されていないので検討していないという、海水の上昇の件でしたけれども、この間の世界情勢を見ていても、この意見は変わらないんですか。ハードでもいいけどもハートだとか、自助、近所などのコミュニティーが災害を防ぐとか、こういうやさしいことを言っておりましたけれども、この考えにもう少し追加すべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

温暖化による海面上昇につきましては、世界的レベルで上がっているという認識はしておりますけれども、日本の中でどれだけ上がっているかというのが私も認識が不足しておりますので、今後、情報を仕入れていきたいと。例えば調べた結果3メートル上がっていたというのじゃあ笑い話になりませんので、その辺はしっかりと情報収集していきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

いくらでも話は尽きないんですけども、企画課長はおしまいにして、次、幸野副町長にお伺いしたいのが1つあります。

9月議会で、勇元議員の質問に対して反問権まで使われて質問した内容のことですが、もし私たちが生きている間に高台に役場を移しても、地震が来なかったらどうするんだという質問がありました。これを聞いた時点で、もう本当に啞然といたしましたけれども。

この質問について、多くの町民に、こういうことを副町長言っていましたかどうですかと言ったら、もうみんな全員が一様に驚きました。そういうことを言うということは、結局は災害を想定していないということになりますよねと言っておりましたが。

副町長の立場は、建設検討委員会の委員長という立場なんですけれども、この災害を想定していないということが暴露された質問だったと思いますが、この思いは今も変わらないんでしょうか。何か意見ありますか。

○副町長（幸野善治君）

今の質問は、勇元議員の通告の質問でもあります。これは誤解があってはなりませんので、ここで大きな声で整理をして説明したいと思います。

私が答弁したものの中で、反問権を使ったんですが、役場を一つだけ高台に移して、もし津波が来なかったらどうしますかということで、この後にこうつけ加えております。一番いいのは、皆さんがおっしゃるとおり、津波が来ないことが一番いいことです。ということをつけ加えたんです。その後に、役場庁舎問題がもう既に議会で取り上げられて、何回も議論しております。

何で高台でなくて、今の場所でなければならないのか、もう一度整理をしてみたいと思います。5つの要因があります。

災害というのは、まず津波だけではありません。地震、台風、風水害、河川の氾濫、火災等であります。現庁舎は昭和48年に建設された庁舎で、マグニチュード6.8強の地震ですぐに倒壊するおそれがあると診断され、役場職員や来客の命がまず守れないことが第1点。

2つ目に、国が示している緊急防災事業債の申請期限が令和2年度までとなっていて、これを過ぎれば町の財政負担が数億円ふくらむ。これは、平成28年に発生した熊本地震の発生に伴って、この地方債の申請期限が4年間延長したことを受けて、プロジェクト委員会が判断したものであります。

3つ目に、現在の場所にピロティ方式の耐震性にすぐれた4階から5階建ての庁舎を建設することによって、周辺の住民約1,000人から2,000人の緊急避難場所となり得る。

4つ目に、長い間、町民がなれ親しんだ亀津の市街地にある庁舎を一つだけ高台に移すことは、町民の利便性を考えた場合に逆行することになる。

5つ目に、徳之島の中心地、亀津の市街地や商店街の衰退になりかねない。

以上が、役場職員の庁舎建設プロジェクト委員会、一般学識者、有識者、団体長を含めた庁舎建設検討委員会の判断であります。そして、3回の住民説明会を経て現在に至っています。

そのような観点から、総合的に判断して、津波が来ても来なくても、現在の場所が最適と判断しました。

私は、常に、津波や災害が発生しないことを願っております。こういう主な要件が重なって、総合的に判断したのが、来なかったらどうしますかという、きっかけをつくたんです、皆さんで議論するために。その後に、来ないほうがいいということをおっしゃいますから、議事録を再確認してください。

○9番（幸 千恵子君）

来なくて最高じゃないですかと言ったのは、勇元議員でした。それを捉えて答弁されたのは、ちゃんと見ております。

このことについては、後の勇元議員の議論と重ねていただきたいと思いますが、きょう、私は次に行きたいと思います。

2番目ですが、ボーリング調査が9月に実施されているようですが、その結果をお尋ねしたいと思います。

議員の手元にも資料が届いていると思いますけれども、建物を建てるに当たって必要となるボーリング調査というのは、地盤の状況や地層、境界の深度などの情報を調べるもので、最も基本的な地盤調査方法の一つとされています。

地盤とは、建設基礎からの荷重が地面に伝わる部分であり、地層の種類や形成された年代により、かたい、柔らかいなどの地盤があり、柔らかい地盤の上に何の対策もとらずに建物を建設すると、地盤沈下により建物が沈下してしまうことがありますので、海岸を埋め立てた現在地については、地震発生時等に液状化や地盤沈下発生のおそれが十分にあります。

前回、町長も一番心配していたとおっしゃっていましたが、この地盤の強度の問題には大変関心があり、重大な問題です。地盤補強工事を行う必要があるのか、地盤の補強の必要は全くないのかなどを含めて、ボーリング調査の方法と結果の数値など、詳しい説明を求めたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

皆さん、すいません。A4の、手元にある、私もちょっと非常に見にくいんですが、お配りしております。お目通しください。

庁舎内の4カ所をボーリング調査いたしました。A、B、C、D、ボーリングいたしました。

そして、1ページ目、2ページ目、3ページ目に図が6つございます。これはどういうことかと申し上げますと、まず、縦に2面、横に2面、それから対角線上に2面、合計の6面の断面図を記してございます。

そして、色分けしてございますけど、上のほうから、砂質土、同じく砂質土、そして礫混、

これは石が混ざった土でございます。その次はちょっと砂と土の間ぐらいの土が混ざったもの、そして一番最後が岩盤になっております。この4つの層から、今、この私たちの建っている建物は形成されているということでございます。

4ページ目をお開きください。くい打ちの、書いてございます。縦に、くいの図が書いてございます。よろしいですか。

この一番右端、Fでございますけど、これが杭基礎といいまして、基礎を深く打ち込む。地盤が、大体13から14メートルのところに基礎があるようでございますので、そこまで杭基礎による工法を検討したいと思います。

それから、今、幸議員から指摘がございました液状化、これにつきましても、この建物約1メートル、0.9メートルから1.6メートルのところに、浅い位置に地下水があると。液状化になる地下水があるということで、これにつきましては、液状化対策が必要であると。

どうやって液状化対策するかと申し上げますと、一番最後のページの一番下のほう、4番でございますが、土に大体コンクリート等を混ぜまして、これを固めると、地盤をかたくするという工法がとられているようでございます。これ、今まで、亀津中学校、それから学習センターなどは、この工法によりまして地盤を固めた上で建築をしているようでございますので、新庁舎につきましては、杭基礎、それからこの土壌改良、液状化の防止ということの2点をもって地盤を強化したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

こういうのは初めて見ますので、今の説明だけではよくわからないんですが、液状化の心配もあるということだと思います。

この資料は、小さくてよく見えないのもあるんですが、ボーリング調査した会社の名前は入っていないんですが、これは意図的に外したというふうにとってよろしいのかなと思いますが、その業者がした仕様だということで捉えとってよろしいでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

これは抜粋してございますので、名前は入れておりませんが御理解いただきたいと思います。以上です。

○9番（幸 千恵子君）

庁舎、4カ所とおっしゃいましたけれども、4カ所、どこか教えてください。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

1ページ目の左のほうに、済みません、細かくて申しわけございません。ここに庁舎とそれから車庫の位置図を書いております。その中で、A、B、C、Dとボーリング調査をしたとこ

ろ示してございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

大変薄くてよくわかりませんでした、この場所ですね。あと、この検査、調査は何日間かかったのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今年度の6月27日から9月24日、約3カ月間行っております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

3カ月間かかったわけですね。何メートルまで掘ったということですか。支持層のことがさつきあったと思いますが、何メートルまで最大掘ったのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

4カ所、72メートルボーリング調査し、支持層までの距離は約13から14メートルと考えられております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

N値というのが大きな目安になると思うんですが、N値というのはいくらだったのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

非常に小さくて申しわけない。N値につきましては、例えば1ページ目の表がございますよね。そこの欄の下のほうに小さい数字で書いてありまして、カラーがあつてその横にNが書いてあります。これが何回打ったかという、N値というのが打撃の回数みたいで、その数字が何回というふうに書いてあります。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

N値はいくらだったんですかと、1から4までの場所の数値を教えてください。

○企画課長（向井久貴君）

ちなみに一番上の砂質土で2から22、次のASが、要するに砂質土ですけども、7から23、次のこれは礫まじり、小石まじりの土ですけど、これが8から60、以上ですね。

さらに下の深い層のところにあります。シルト質、これは粘土と土の大体間ぐらいの土です

けども、これが13から58、一番下の固結砂というのが40から大体300以上、これが地盤のところになっております。

ほかのところも同じです。数値的には。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

この一番後ろのページの1番、計画構造物に規模に応じて地盤改良プラス直接基礎や杭基礎等の工夫を検討されたいとありますが、これはどういうことで、どういうふうにしようという計画でしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

一番後ろのページにありますけども、杭基礎が一番強い。その中で、それ以外に例えば地盤改良や直接基礎、これというのはAから、一番後ろのページから3ページ目、今ごらんいただいているページ、一つ前にどのような工法かが書いてございます。直接基礎がこの左側のA、それから直接プラス地盤改良というのがBというふうになっております。こういうような形で、直接置くのか、そうした下に基礎みたいなを置いてから上に置くのかという工法がいろいろとられているようでございます。

ただ、この庁舎につきましては、一番右側のIの杭基礎、支持構を打つというのを推奨しているということでございます。

○9番（幸 千恵子君）

2番目の詳細な許容支持力度については、支持力算定式により再度検討することが望ましいというのは、これはどういうことですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

済みません、この3ページ目、最後の2番目に書いてあります支持力の算定式というのは、ここに書いてございますように、37ページに書いてありますように書物から引用でございますので、専門家の意見を聞いた上で工法に役立てたいというふうに考えております。これはあくまでも参考のために、この本を引っ張ってきてお示ししてありますので、実際、設計の段階でこの数値を出せば、どの工法がいいかとわかると思いますので、その意見を、専門家の意見を聞きながらやりなさいということでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

3番目の、よって本調査地では最大計900ミリメートルの玉石を想定しておくことが望ましいというのは、これはどういうことですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

例えば、直径が10センチというふうに判断されたとした場合は、そのときのボーリングで使う機械の選定については、この直径10センチの3倍、30センチの機械をもってあたりなさいということでございます。

要するに、今ボーリング調査の機械では10センチぐらいだけでも、今度工法にあたっては、これをしていくためには大きな、この3倍を想定した機械で設置をしなければという意味でございます。

○9番（幸 千恵子君）

4番目ですが、液状化簡易判定結果では水平加速度の増大に伴い液状化する部分も多くなる計算結果が得られている。よって、計画構造物の重要度に応じた液状化対策が必要と考えられる。これは、土にコンクリート等を混ぜて硬くするというものですが、この土地は液状化の心配があるという結論、そして対策をちゃんとすれば大丈夫という判定なんですか。総合的な判定はどういうことですか。

○企画課長（向井久貴君）

幸さんおっしゃるように、盤石ではないけどもこのような液状化対策をする。そして、杭基礎を10から13メートル打つということによって、新庁舎建設に基礎がしっかりしたものになるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

3階建てや鉄骨造づくりなどの建設の場合には、確認申請に添付する資料が必要だということとこのボーリング調査が必要だと思うんですが、それに添付するものがこれなんですかね、これは抜粋して38ページ等なんですが、これが1ページから何ページかまでが、これが添付されるという書類なんですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

これ全て提出したいと考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

液状化が発生するのは海岸部の埋立地であるとか、河川を中心にできた三角州など、海や川の近くとされていますが、こういうことは世間一般で言われていることでありますが、この液状化の問題、地盤沈下の問題、こういうことを町長は心配されていたと思うんですが、心配していたんだけど、この結果でこれはよかったということの結果でよかったんですか。もう

少し固い地盤だというように計画、予定していたのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

ボーリング結果については、しっかりと対策をすれば基礎はできるというような認識を今持っておりまして、以前懸念していた心配はなくなったものだというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

先ほど、0.9メートルかなんかで地下水があったと言われましたけれども、地下水というのは地面がぬれている程度なのか、掘れば地下水が出てくるような状況なのか、どれくらいの状況でしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

この文書によりますと0.9から1.6メートルと浅い地に地下水が、広く浅い地に分布しているという記述しかございません。量がどれくらいというのは聞いておりません。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

ここ4階庁舎ですね。ここができたころに、トイレの浄化槽を埋めていたのを見ていた職員だったと思うんですけど、二十数年前に埋めていたのを見ていた人の意見を聞いたんですけど、3メートル、その程度でもう水がどんどん出てきて、1日中ポンプで水をはかなければ仕事ができなかったというぐらい水が出てきたそうです。

多分、海水だと思います。海水か、地下水かですかね。と思うんですが、そういうのを聞いたものですから、この地下水のことが気になるんですけども、本当に大丈夫でしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

これで地下水がものすごい多くてだめならだめと書いてあるはずですので、地盤改良によって基礎は守れるというような提案をしてございますので、町としては大丈夫だということに考えております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

それでは、この業者のことについて少し触れたいと思うんですけども、町には地質調査の入札指名願いは何社出されていますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

何件かわかりませんが、コンサルタントの中には地質調査を持っているコンサルタントは結構ございます。恐らく総務課のほうで、指名願いを出している業者5社から7社で入札したも

のだと思われます。

○9番（幸 千恵子君）

地質調査ができる業者が何件、何社、指名願いをされているのか、それを後で調べて教えてください。

そして、この名前は言いませんが、ここのボーリング調査をした業者の実績調査をされたでしょうか。実績はどういうものがあるのか調べたでしょうか、お尋ねします。

○企画課長（向井久貴君）

指名願いに出してございますが、その中に実績等全部詳細が書いてあると思います。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

私は、今回のこの指名業者6社について、インターネットで調べてみました。これの中ですね。そしたら、4社については鹿児島県の地質調査業協会に入っていました。協会員でした。ですが、この業者を含めた2つについては、この協会に入っていない。

そして、この業者については実績も調べてみたんですが、地質調査の実績というのが出てなかったんですよ。ネットではね。出てきたのは、測量と設計、測量設計と点検、急傾斜地調査とここに出てきていますが、地質調査をしたという実績は出てきていないんですよ。こういうのは重要ではないんでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

確認をして、お答えをしたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

私、何度も見ました。あちこち開けてみましたが、業務実績の中に実質調査というのが出てきていません。そして、協会にも入っていませんでした。そして、入札にかかわった、入札した6業者のうちの4業者は県の協会に入っております。

そしてその県の協会に入っている業者の方たちは、専門の技術士が入っております。地質調査技士が3種類ですね、現場管理だとか土壌、地下水であるとか、3つにわたってこの業者は16名、1業者が入っていました。そして、もう一つの業者は同じように地質調査技士が19名おります。

そしてもう一件につきましては、もう一件につきましても調査技士、地質調査技士という方が複数おりました。ですが、ここに、調査に入った業者については地質のところはゼロです。入っていません。地質の専門技士は入っていません。

夕べもこれ見ましたが、これは2018年4月1日現在の数字ではありますが、入っていませんでした。専門の業者が。これ見てとっても不安になったんですが、こういうことをわかっていて指名されたのか、指名することが私よくわからないですが、指名するのは誰がする

んですか。指名検討委員会等で話されたと思いますが、そういうことは把握して指名されたのか、お伺いしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

指名につきましては、そういったもろもろ実績をもとにして、指名委員会で指名したと思っております。以上です。

ただいま申し上げました技士の数等につきましては、再度調査してお答えしたいと思います。以上です。

○9番（幸 千恵子君）

幸野副町長は、この入札の関係の窓口ではなかったですかね。御意見をお聞かせください。

○副町長（幸野善治君）

私も再度確認をしてみたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

何でもこういうことを言うかといいますと、地質リスク調査検討業務というのが、これは国の地質業協会連合会が出している資料を見たんですけれども、我が国の地形や地質は世界で最も複雑かつ脆弱といえます。地震、豪雨、火山のような地盤災害を引き起こす要因も世界でトップクラスの多さです。

このような環境の中で、建設工事では地質や土質あるいは地下水に起因したトラブルが多発しており、予算や工期が大幅に超過して問題となることが少なくありません。このようなトラブルを引き起こす要因となるリスクを、実質リスクと呼んでいます。

こういう地質リスクを減らすために、最近では設計や施工の品質確保に関する議論がより活発となるように、この地質技術者がここに参加するようにしたということがありまして、やっぱり地質リスクというのは結構あると、多発しているというふうにありました。

ですので、そういうことが後になって問題にならないためには、最初から十分確認する必要があるということで私見しましたので調べてみました。そして、協会に入るには3つほどの要件があります。その要件が合わないから入っていないのか、どういうことなのかわかりませんが、この協会に入るとやはり正確性であるとか、担保になりますので、国の出している、国土交通大臣が出している通達によりますと、地質調査業務の発注にあたっては、特に地方自治体にとっては極力登録地質業者を活用することという通達があるそうです。

ですので、このことは大変大事なことで思っておりますので、きちんと調べていただいて、今さら調べていただいても検査は終わっているわけですが、状況によっては私専門の、本当に専門の技士が入っているところに入札し直し、調査し直しぐらいをするべきだと私は思いますけれども、この県協会にも入っていない。そして専門性もないと思われるところに入札もし

てであると、指名願いをしてあるというところが私おかしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

今の件につきましても確認をさせてお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

伊仙町の調査建設の検討委員会には、芝浦工業大学の建築学部の教授が入っております。徳之島町は、この間の防災には東北のほうからお話する方を呼んでいらっしゃいましたし、先ほどの企画課長の説明の中にも、今後防災アドバイザーなどを入れるというようなことをおっしゃっていますけれども、建設を計画するにあたって、まず最初にやるべきはこの防災の専門家の意見を聞くことだと私は思いますし、検討委員会に入れるべきだということはずっと訴えております。

それを言っていたにもかかわらず、このいう地質調査のところでは真剣味がない、町民の安全、財産を守ろうという立場の思慮がない。何かわざと外しているようなふうにさえ思えます。そういうふうに疑ってしまいます。

ですので、幾ら今からやり直しを、調べて返事するといっても、問題になるような結果で調査が行われているのであれば、どうするつもりなのか、やり直しができるのか、専門性を重視して、町のことを考えて、町民にちゃんと応えられるような対応ができるのかどうか、再度お尋ねします。

○企画課長（向井久貴君）

問題ないと考えますが、一応調査をしてお答えをいたしたいと思っております。

○9番（幸 千恵子君）

海岸部の埋立地は、液状化が発生するという事は誰でもわかります。そこへ、役場庁舎という公共の財産であり、災害対策本部という町民を守る重要な施設を設置しようとするのですから、地盤の強度という安全性確保については神経質なほどに重要視すべきです。

海岸から50メートル、海拔3メートル程度の場所が庁舎建設の設置場所と適しているかどうかの重要な判断をする過程で、防災の専門家を入れなかったという重大な安全無視をした上に、ボーリング調査という重要な事前調査を、地盤調査の実質業務実績も確認せず、ないと思われるような、そして専門の技士もいないような業者に指名をするなど、私はあり得ないと思います。

地質調査の正確性、そして今後のやり直し等を検討すべきではないかということをお願いいたします。

次、3番目に行きます。

○議長（池山富良君）

幸さん、しばらく休憩します。

2時55分から再開します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○9番（幸 千恵子君）

少し忘れたのがありますので、少し言っておきますけれども、この業者の平成24年から31年度の8年間で徳之島町にどのような状況であったかを一応私が手元の資料で調べました。

それでは、8年間の中で指名されたのが15回、落札したのが2回です。この2回とも地質調査ではありませんという結果を見ております。そして、先ほど聞きました専門職の関係、おわかりになったら出していただきたいと思いますが、地質調査の一定実績があつて、その一定技術力が確認されているところを本来なら指名すべきだと考えます。では、先ほどの質問、お答えください。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

そのボーリング調査につきましての指名ですが、6ではない、7業者になっておりました。7業者で指名をいたしております。そして、ボーリング調査につきましては2名の方がボーリングを実際行ったわけですが、技術者2名が実際にボーリング調査を行っております。これは問題はございません。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

2名の地質調査技士ということでしょうかね。このもらいました資料については、数字が小さすぎて見えませんし、先ほどN値について違う数字を述べましたので、正確な数字を答えてください。そして、この大きな資料をまたください。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

先ほどのN値につきまして、すみません、間違えました。上から順番に行きますと、砂質土で4、8、7、2、その次のちょっと柔らかい砂質で8、10、12、14、その次のれきまじりの土でございまして23、24、9、21、そして地盤のところになりますと58ということになっているようでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

では次、3番目に行きます。

緊急防災、減災事業債は国が実施する事業債ですが、この活用について県、国の許可のめど等をお伺いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

もう一ついいですか、さっきのもう一つよろしいですか。

○議長（池山富良君）

向井課長、何か追加があるみたい。

○企画課長（向井久貴君）

先ほどの指名でございましたけども、美農里館につきましてもボーリング調査等を……。

（発言する者あり）

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

先ほどの件につきましては、徳之島町観光施設整備事業基本計画作成業務を委託しております。

○9番（幸 千恵子君）

何年ですか。

○地域営業課長（秋丸典之君）

平成29年度に。よろしいでしょうか。

○議長（池山富良君）

幸議員、よろしいですか。

○9番（幸 千恵子君）

3番目の質問をしましたので、答弁をお願いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

緊急防災、減災事業債につきましては、先月の1日に県のほうへ私と町長で訪問いたしました。実際の中身につきましては、現在の状況等を説明をいたしたところでございます。実際の起債の申請につきましては、来年の5月を予定しているところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

起債が5月ということは、もうこの事業債の適正性にあたっているということの結論は出たということだと思いますが、津波浸水区域であるため、移転の必要性があるとして活用できるはずの事業債なんですけど、海岸から50メートル、海拔三、四メートルの場所に設置するとして

活用できるようになる、その目的にあっているという根拠、県はどのような説明があったんでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

県のほうからは、これで許可が出るというような太鼓判、それからそういった発言は一切ありませんでした。私どもから申しあげましたのは、この起債につきましては高台の移転可能な場所がなく、現在地に建てかえますと。しかしながら、津波浸水についての対策をした上で、計画しておりますということは申しあげました。

県からの回答につきましては、このようにおっしゃられました。「あくまでも新庁舎の建設場所等を決定するのは、国でも県でもありませんと。住民であり、町であることを認識することが重要であります」ということを言われました。

ですので、町としてこの場所が非常に有効であるということをおし伝えることが最良なのかなと感じているところでございます。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

やはり防災のアドバイザーを入れなかった、専門家を入れなかったところの結論がこれで、それを県はうのみにしているということだと思います。

建設新聞によりますと、10月7日庁舎設計に関する公募型プロポーザルの実施要項が公告されたということでしたけれども、現在地設置に対しては国の緊急防災事業債の活用決定が出ていなかったこの時期に公募することは、順序としてどうもおかしいのではないかなと私思ったんですが、これはおかしくないですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

順序的にはおかしくはございません。一応、ただ重なる部分は出てくるとは思いますが、順序として間違っているとは思いません。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

先ほど、相談したのは10月1日とおっしゃいますけれども、11月だったような気がするのですが、私10月30日に県の市町村課に電話で問い合わせをしました。その時にはまだ見てませんし、知らないということで許可をするものでもないし、11月の初めに来ると聞いていると言っておりましたが、これ11月の間違いですか。日程確認します。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

11月の1日でございます。すみません。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

11月の1日なんですけど、その前の10月の建設新聞によると、ずっとこの公募のことが持ちきりで、10社出てきた、9社出てきた、5社に絞るというニュースが載っておりましたが、これはもう起債が使えることが前提でもう設計の公募もされたということなんですかね。

○企画課長（向井久貴君）

前提というよりは、この起債は借りるということで計画をいたしております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

起債は、条件があって借りれるかどうかを確認できないと借りれないものだと思うんですが、それはもう建前だということなんでしょうね。使えるということで、町がオーケーさえすれば県も国も大丈夫だということで、ここに書かれている津波浸水区域がどうかという、緊急防災の減災の関係の条件は別に意味は余りないのかなというふうにとれましたので、とりあえず確認いたしました。県とどういう関係なのかなと思っちゃいましたけれども、次、4番目に行きます。

建設については、入札等今後どういう形で進められるのかお尋ねします。

○副町長（幸野善治君）

新庁舎建設につきましては、現在、基本設計公募型プロポーザルを実施したところで、9社から技術提案書の提出があり、11月20日にありました第1回審査会の一次審査で4社を選定いたしました。そして、12月7日の第2回の審査会でプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀提案者と次の優秀提案者を決定することになっております。

12月中には最優秀提案者と地元設計事務所による設計共同企業体に交渉を行い、基本設計業務委託の随意契約を委託予定しております。

スケジュールといたしましては、基本設計を今年度3月までに行い、住民参加のワークショップや住民説明を経て、令和2年7月から11月の間で実施設計を同共同企業体との随意契約で進め、本体の建設を令和2年12月から令和3年12月の約1年間を工期とします。

実施設計の段階で、工区分けをしまして町内業者での指名競争入札を行い、建設する予定です。その後は、令和3年1月から3月の間で新庁舎への移転、旧庁舎の解体、そして外構工事を予定しております。

○9番（幸 千恵子君）

13日ごろをめぐるといって話を聞いていますが、最優秀と優秀、両方決めるということの意味がわからないんですが、最優秀を1つでいいのではないんですか。どういう中身になるんです

か、2つ選ぶということは。

○副町長（幸野善治君）

プロポーザルの結果については、12月13日金曜日になりますが、それに各社に通知をする予定です。合否の判定ですね。2社を、最優秀提案者が1位、優秀提案者を2位といたしまして選びますが、最優秀提案者が設計単価やらもろもろの工期関係、そして地元業者、そして地元の設計技師と連携して事業ができるかを調整すると思います。そして、その後、どうしても予算関係、また単価関係、工期関係で契約が不成立だった場合は、次の2位の優秀提案者にそれが回ります。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

すごいですね。よくわかりませんが、建設については町内業者で指名を行うということですが、これはいつごろになりますか、12月というのは建設が始まることだと思うのですが、指名入札はいつの予定ですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

12月から工期だということは、逆算していった指名通知と10日以上閲覧期間とか加えると、15日以前には入札通知をして契約に至るものだと思います。

だから、総務課でいう開始時期から約半月、15日以前を入札執行日と考えてよろしいものかと思います。

○9番（幸 千恵子君）

建設の予定価格は16億でしたかね。この建設についての予定価格と、設計費用等が全て含まれての16億なんですか。この設計費用については幾らになるんでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

16億円の中には設計業務は入っていないで、あくまでも本体価格のみが16億円でございます。設計は約5,000万ほどだったと記憶しております。もし間違ったら後で訂正させていただきます。

○9番（幸 千恵子君）

ボーリング調査等含めて、専門家の意見が入っていないという点で、この場所については従来から言っておりますように、適していないという私の考えですけれども、この入札についてもどれくらいの落札率になるのかなというのは、もうみんなが注目しています。

島だから、輸送費等があるから99%で妥当じゃないかというような話ではなく、世間的に認められるような適切な、適正な価格で入札されることを願います。

次、2番目に移ります。

自衛隊誘致の動きについてですけれども、2010年は1月早々に、2010年ですよ、9年前、普天間基地の徳之島移設案が浮上して島をひっくり返すような一大反対運動で島が包まれたとしました。私はまだ議員ではありませんでしたけれども、28日の早朝に、ある町民から切羽詰まった声の電話で、大変だと何とかしてとめてくださいという電話がありまして、この問題を知り、すぐに町長のところに面会に行ったことをきのうのように思い出します。

3町は、大久保伊仙町長を中心に3町長とも反対を明確に表明しました。町民、住民は、島民は新聞報道があった27日のうちに徳之島の自然と平和を考える会を発足させました。議会議員や住民団体、教職員組合など、党派を越えた住民が大勢集まり、徳之島移設に反対するアピール文を決議し、その後の反対闘争の基礎ができました。

それからは、日米の政府が徳之島案を断念するまでの戦い、島民1万5,000人の終結した反対運動をはじめ、さまざまな住民が、さまざまな集会や場所で移設反対の意見を表明し続け、とうとう断念させることができました。島の自然と平和を未来の子供たちに引き継ぐことこそ、今生きている私たちの責任だと崇高な判断をした多くの人々が一致団結した結果でした。これは、誰もが知っている事実です。

ところが今、奄美群島のあちらこちらに自衛隊基地が駐在し、それに伴って米軍が奄美群島に入り込み、戦争の準備といえる火薬庫が新規設置する計画が進んでいるなどの現実があります。

瀬戸内町の節子の分屯地につくる火薬庫には大型ミサイルや弾薬、小銃などを補移管するという事です。奄美の大熊町に自衛隊駐屯地ができたのはことしの4月、そして半年もたたない9月には米軍との合同、共同訓練「オリエントシールド19」が行われました。

オスプレイの低空飛行も日常的に繰り返されているそうです。人口が増え、経済効果も期待できるという考えを持っていた住民も、こんなに早く米軍が来ると思わなかった。米軍と一体で戦争に突き進むのではないかという不安を口にしてのよく聞いています。

戦後の8年間、米軍の統治下に置かれた歴史を持ち、島の人々が命がけで勝ち取った日本復帰闘争を経て、今の奄美は存在しています。今、徳之島は世界自然遺産登録実現を目前に控え、恵まれた自然を島の財産として世界に発信していこうという気運になっています。

そういう中に、島外から多くの国内、国外の方を迎え、島らしいもてなしとともに融和の空間が広がり、限りない平和の持続につながると考えます。日本共産党は、自由に発言もできなかった時代の戦前から、一貫して命がけで戦争政策反対を訴え頑張ってきた正真正銘平和の党です。

自衛隊基地の縮小こそ必要であり、徳之島への自衛隊基地誘致はあり得ません。平和を願う島民の思いは、あの基地移設反対運動で明確に示されました。米軍はだめだが自衛隊はいいと

いう安易な考えこそが、米軍を島に引き入れることになるという事実は全国で示されています。そういう理由で、徳之島への自衛隊誘致は断固許せません。

2015年11月3日、徳之島町総合運動公園で自衛隊の訓練がありましたが、その横で中学生が野球の練習をしていました。そのすぐ横を、自衛隊員が銃を所持して通りました。このことを受けて、島内平和5団体が徳之島町、天城町、伊仙町を訪問して抗議を行いました。

そのとき、徳之島町を訪問したときの高岡町長の発言ですが、「我々から自衛隊を誘致することはあり得ない。コストがかかる、ものづくりで生計を立てていくべき、経済的効果もあるかも、補助金ください、何々ください、するべきになってしまうので、自分の力でものづくり、人材育成が急務、銃保持は問題があると去年から言っていたが、たまたま天城町の部隊が持っていた」と語りました。そして、自衛隊を誘致する考えはないということを強調されました。

そこで、天城町で2014年に発足した自衛隊誘致協議会の活動について、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

この天城町での協議会につきましては、1町で徳之島の自衛隊についての考えというものはできるものではないと。やはり3町でしっかりと同じテーブルについて議論をした上で決定していくというふうに、私は考えております。

○9番（幸 千恵子君）

ということは、どういうことですか。町長は、自衛隊誘致はあり得ないとおっしゃっているんですが、3町で一緒になればあり得るということですか。

○町長（高岡秀規君）

誘致は、積極的な誘致はしないということでありました。私は、先ほど来話をしておりますが、防災についての想定外の物事の施策、そしてまた防衛についても想定外を想定しないといけないということで、私は命と財産を守る自治体である責任だというふうに思っております。

それは、防災は防災、防衛は防衛というふうに分けるのではなくて、しっかりとあるというふうに考えて上でどういった施策、防衛をするかということが、今後は大きな課題になるだろうというふうに考えておりますので、今の自衛隊の整備、そしてまたそれが実際の国民の命を守るかどうか、必要かどうかについてしっかりと議論する必要があるというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

第2次世界大戦時の沖縄地上戦のときは、日本軍が沖縄の人を助けなかったという事実はもう周知の事実です。自衛隊が島民を守るかといえば、そうではないということがわかんと思います。

12月、今は12月ですが、三重県や滋賀県、岡山県といろんなところで米海兵隊と陸上自衛隊による共同訓練が実施される計画が進んでいます。来年の1月にも計画がありますし、自衛隊と米軍が一体となっている運動がずっと続けられているということは、国民がもうみんな知っているんじゃないかと思います。

この間、いつでしたか、先週の何曜日か、南区のほうで見ていたら、この辺を自衛隊の大きな飛行機が飛んできました。奄美でも見ました。こういうことが日常茶飯事に起きてくることは断じて許せません。

2018年の8月の29日ですね、米軍ヘリが通告もないまま徳之島空港におりました。このときには、私は直接見ましたので、空港管理事務所から県の港湾関係とか、あと在日米軍の横田基地にも直接電話をいたしました。そして、ケビン・トナー少佐という方ともお話をしました。許せない。こういうことがあってはいけないということを直接申し上げました。

町長は、誘致をする予定はないと。誘致を自分から言っていく予定はないというふうに今とりましたけれども、天城町が防衛省とか訪ねていったりするような動きは、あれは天城町であって徳之島町はそうではないということで、よろしいんですか。

○町長（高岡秀規君）

私は、先ほど来話をしているとおりでありまして、防災も防衛もあると仮定をして、命を守るためにどういった施策をとるべきかということから、情報の共有は必要だろうというふうに思います。

そして、今の防衛上は今どうなっているかというのは、国の防衛省が持っているわけですから、当然防衛省に有事の際の自衛隊のあり方、そしてまた今後の防衛はどうあるべきかというところは知識として必ず持っていなければいけないというふうに考えております。

そこで、米軍と自衛隊を切り離して考えていただきたいというふうに思っておりまして、あくまでも日本の自衛隊は防衛であって、先制の攻撃はいたしません。防衛でありますから、有事があるというふうに仮定をして、なくてもあるというふうに仮定をしてしっかりと対策を打つのが自治体の責任だというふうに思っておりますので、何ら防衛省について天城町、伊仙町等が情報の共有、そしてまたどういった状況にあるかという状況判断をするためには、情報を調べる必要があるというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

曖昧なというか、微妙な言い回しだと思いますが、徳之島の島民はこの米軍移設には断固反対であるという表明がされておりますし、そこにくっついて、自衛隊にくっついてくる米軍があるということもわかっておりますので、島民は反対をしているということは、ここで再度申し上げておきたいと思います。

次の3番目に移ります。

子育て世代の支援策についての問題ですが、子育て世代の支援イコール子育て支援だと思っております。平成24年に子ども子育て支援法が制定され、徳之島町でも子ども子育て支援事業計画が平成27年から推進され、その内容は妊娠中、出産後、幼児期そして一部小学校児童の年代まで多方面にわたっています。子ども子育て支援事業の基本理念の1つ目に、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりとあり、主には産婦人科医が確保されている状況だと思えます。

3町でつくる徳之島の将来の医療、福祉を考える会で取り組んでいる成果で、町民には大きな安心です。しかし、安心して子供を産み育てる環境というのは、それだけではありません。出産時の費用、高校や大学までの子育て費用をはじめ、高額な学費があります。

日本では、幼稚園から大学卒業までに必要な費用は公立だけを選ぶ場合と、私立が入る場合等のパターンによって違いがありますが、1,000万円から3,000万円と言われます。そして、世界の各国ではさまざまな子育て支援があるようですので、どのようにして子育て、子供を産み育てやすい環境をつくり出しているのか、とても参考になる記事がありましたので紹介したいと思います。

フィンランドでは、自分が子供を出産することとなった場合、一体どのような権利を獲得できるのか、社会は親身になって、親になった自分をしっかり守ってくれるのかという疑問に、わかりやすい発信をしています。

例えば、家族休暇の取得、子供の介護に関する休暇、入学1年目、2年目の親を対象とした手当、140ユーロの妊娠交付金または育児パッケージの取得、育児手当と子供が3カ月になるまでの特別育児手当、父親手当、子供誕生後から17歳になるまでの子供手当、保育サービスを受けていない世帯対象の3歳未満の家庭での育児手当というのがあります。

そして、自治体が家族支援を切れ目なく行うネウボラと呼ばれる子育て支援政策があります。日本では、妊娠がわかったら病院で検診を受けますが、フィンランドの場合、ネウボラというところで6歳になるまで幅広い育児支援のサービスを受けることになります。そして、ネウボラには特別な教育を受けた保育園士や助産師が在籍しており、ここでの支援は無料です。

フィンランドの合計特殊出生率は1.80で、日本の1.41を大きく上回っています。徳之島町は2.18ぐらいあると思うんですけども、日本では1984年に1.8だった出生率が、2012年には1.41と減少しました。しかし、フィンランドは1984年の1.70から2012年には1.80と上昇しています。子供支援専門の国際組織の発表によりますと、お母さんに優しいランキングがフィンランドが2014年度第1位、子育て支援は社会の義務と位置づけています。そして、スウェーデンでは大学卒業までの学費は何歳であっても無料だと聞いています。

フィンランドの例でわかるのは、介護休暇や家族休暇のほかに、子育て世代を直接経済面で支援する施策がしっかりしていることです。生まれてから17歳まで手当があり、保育サービス

を受けていない世帯にも家庭での育児手当があります。この子ども子育て支援事業の基本理念である安心して子供を産み育てることのできる環境づくりの実現を本気で考えれば、さまざまな取り組みが工夫できると思います。

ですが、実際は、現実には出生数は平成21年が122人だったものが、平成30年には84人と大幅に減っています。地元で大学や専門学校がない状況の中ですので、毎年高校卒業後にほとんどの子供が一度は島を離れるという現実があり、人口減は避けられません。ですから、それでも人口減は抑えなければなりません。卒業後に一旦出ていった子供が、島に帰りやすい、帰りたくなる島、町の環境を整えることが必要だと思います。

そのためには、若者世代、子育て世代のことをもっと真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。若者世代、子育て世代を一生懸命に支援することが、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりになると思います。経済面の直接支援は子育て中の若者にとって、とても大きな支援であることは間違いありません。しかし、それを実施することは困難です。

ですから、せめて子供の病気のおきには経済状況に関係なく受診できる環境を整えることの重要性を確認し、子供が病気のおき、経済的負担、軽減策を来年度予算に新設することを提案いたします。

まず考えてほしいのは、受診時の自己負担分の支払い費用を軽減する策についてです。町長はじめ担当課のほうで、新年度に何か予定していることはないのでしょうか、お尋ねします。

○町長（高岡秀規君）

補足は後からお願いしますね。今、フィンランド等々の話がございましたが、以前も答弁したようにフィンランド、デンマーク等は、私もいろんなことで調べました。当然、税負担というものがありますね。約6割から7割税負担があります。しかしながら、デンマークに至っては所得が700万あります。そのうちの6割、6、7、42、420万が税です。そのかわり300万近いのが自由に使えるお金となります。

日本は、逆に税負担は軽い、その福祉国家に比べて軽い、そしてまた所得が400万台になってしまっているというところでもあります。だからこそ、今アベノミクス等の給与等の増額等をもくろんだ施策が進められているところでもあります。やはり、福祉等の負担をゼロにするということは、誰かが負担をしているということをしかりとわきまなければいけないというふうに考えております。

今後の子育て支援につきましては、しっかりと町の、私どもの施政方針にのっとった形で予算組をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

デンマークの例を言っていただきましたが、私はそこは調べませんでしたが、子育て支援について今、施政方針にのっとってという話がありましたけれども、今年度の施政方針にを見た

限り、充実していると思わなかったんですが、来年度の施政方針の中に、行政計画の中にもっと充実したものが入る予定があるのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

その子育て支援というものの考え方が、恐らくわかり合えないだろうというふうに思います。

まず、生きる力そしてまたそれは今、きょうの広田議員の質問の中にもありましたが、魚を与えるより魚の釣り方を教える。米の育て方を教える等々の理念というものを今、徳之島町としてやっているわけでございまして、学力の向上、そしてまたプログラミング教育、そして体験学習等々、環境学の勉強、そしてまたいろんな意味で学校教育も含めて社会教育の面でスポーツ振興、そして全てが私は子育ての一環だというふうに捉えておりまして、今後はしっかりと施策の中に予算組をしていきたいというふうに考えております。

○9番（幸 千恵子君）

町長が子育て支援をしていると考えているようなんですが、それが若者世代、子育て世代に響いていないと思います。しっかり支援してもらっているというふうに受け取れば、やはり若者はふえていくと思うんですが、かえって町外に出ていっている状況があります。

そして、出生数を見たところ先ほども言いましたが、平成21年は122名でした。それが平成30年には84です。がた落ちなんですよ。ということは、これは子育て世代も減っているんだろうと思ひまして、国勢調査の中から選んでみましたら、65歳以上のこの青い線は少しずつふえております。ですが、20代から、20歳から34歳の15歳の間ですね、この赤い線は減っております。これに伴ってゼロから4歳も減っております。

やっぱり若者世代を、子育て世代を応援することでしか、この出生率はふえないと思いますし、子供も多くなっていけないということはわかると思うんですね。ですから、いろんな理屈はあるでしょうし、ほかの政策との関係もあるでしょうが、子供たちに、その子供たちを育てるお母さん方に伝わるような子育て支援というものを、もっときちんと考えてほしいと思います。

前回、ジェームズ・J・ヘックマンの幼児教育ということについて、町長から一言法則という形でありましたので、知らなかったものですから調べてみました。いろいろ勉強になりましたけれども、こういうことをおっしゃる方ですので、海外のことも含め、国内では余りに頼りにならない状況ですので、せめて徳之島町ではこんだけの子育て支援をして若者がふえた、子供がふえたという環境がつかれないものかなと思っております。

どれだけ立派な庁舎ができて、若者が減ってしまっただけは未来がないんですよ。未来がないんですよ。ですから、なんだけれども、建設費用を負うのは若者たちでしょうし、借金返済になっていくと思うんですが、若者にもっと住みやすいと思えるような町をつくってあげることを、ぜひ来年の施政方針に入れてほしいと思います。

そして、次の保健福祉課では子ども子育て支援の観点から見て、子育て世代支援の新たな支援策を検討していないでしょうか。町長の意見とは別にして、課のほうで検討していないでしょうか、お尋ねします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

今、先ほど27年の子育て支援計画策定、第2期の策定を今取りかかっているところなんですけど、現状の施策というところを重視して、また保育の無償化とかいろんなことも出てきますので、そういうところを加味して新しい計画をつくるというようなところで取り組んでいるところです。

○9番（幸 千恵子君）

豊島課長も、もう今回で終わりだと思います。ぜひ、町内の子供たち、若者のためになる施策を考えていただいて、課の方にお土産としておいていただければなと思います。

次に、医療機関への子供の診療費未払いの状況があると思うんですが、わかる範囲以内で構いません。医療機関名はなくても構いませんので、状況を教えてください。件数、金額と。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

幸さんからこの問題が出まして、この時期忙しい、12月忙しかったり質問の調査の性質上どうかなと思いつつながら、病院のほうに聞きましたところ、徳之島町の4病院は協力的でありまして、全て答えていただきました。

今年度の4月から9月末の6カ月間、半年分を調べていただきました。まず、4病院を調べました。A病院、窓口で払わないで帰った子供さん13人、国保世帯が4人、7,630円、社会保険世帯、社保世帯が9人、1万6,150円、B病院、2名、社保世帯9,580円、C病院、1人、国保世帯1,360円、D病院、ゼロです。合計で、4病院合計で、16人で3万4,720円でありました。以上です。

○9番（幸 千恵子君）

医療機関の状況がわかりました。多分、これを回収するのは大変だと思いますが、状況として把握しておきたいと思います。

次に、子育て世帯の国保状況をお伺いしたいんですけども、短期保険証であるとか、無保険であるとかいうことでお尋ねします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

軽減とかそういうので、短期保険証ですか。短期保険証は、現在、徳之島町44世帯中、子供世帯は9世帯、その中に子供さんは20名いらっしゃいます。11月現在でございます。

無保険といいますか、未交付、交付されていない世帯です。この世帯は3世帯、3人ござ

います。この世帯、どうもちょっと私、一方見ましたけど、もしかしたら社会保険に入っていて、若い方なのでわかっていなくて手続、町のほうからずっと文書は出しているんですけど、手続に来ないのではないかと、ちょっと一方は疑問しております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

今の3世帯については、ぜひ確認をしてほしいと思います。そして、手だてを取ってほしいと思いますけれども、18歳以下の子供の場合、被保険者証、保険者証を持っていないことはあってはいけないというふうになってはいますが、無保険の状況が今なかったのも、それはないと思いますけれども、国保というのは全ての人々の受診する権利や健康になる権利、生きる権利を保障するためのもので、国民全てが何らかの公的医療保険制度に加入するという事で、国民皆保険制度のドアとして整備されてきました。

町民全員が受診する権利がありますが、どうしてもということで子供の受診をする機会が、経済的な問題があっても受診する機会は保障してあげたいものだと思います。

もう一つの負担軽減策としては、子供の国保税の軽減策として、子供の均等割を減額免除、または全額免除をしてほしいというものです。数年前から全国の知事会や全国市町村会とともに、子供にかかる均等割保険料を軽減する支援制度の創設を提言しています。全国知事会では、2014年に国保の基盤強化と負担の公平の公費として1兆円を投入してほしいという訴えも行ってあります。

そして、現在全国25の自治体がこの子供均等割減免を実施していますが、この減免が実施できないかなというのですが、この均等割というものについてどんなものであるのか等含めてお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

均等割は国保税を掛ける仕組みの中の一つでありまして、所得割、均等割、世帯割というふうに分かれております。世帯割のことは平等割とも言います。そして、そのそれぞれに医療費分、後期高齢者への支援分、そして介護保険分というふうに分かれております。

均等割なんですけど、子供世帯の均等割、ちょっと幸さんから質問がありまして調べました。割と大きい市、市町村、人口の多い市町村が全国で25自治体が独自で行っているようです。全額もあるし、2分の1もあるしです。ということでありました。

国保の財政面も調べてみますと、国保の財政も一市ですが、96億円という大きな金額の市があります。中には、それだけ大きなので、基金もですね、国保基金ですが30億円ぐらい持っている中で子供の均等割の軽減しているようでございます。

さて、徳之島町はといいますと、現在基金が4月時点で4,300万ございまして、均等割を、

子供の均等割を削減するにはこの特別会計ですので、その基金から、同じ基金からそこに投入するべきものだと思いますが、今基金が先ほど言った4,300万しかございません。

そして、徳之島町の国保税の税率も鹿児島県下で大体下から3番目ぐらい安く抑えております。子供の均等割の額を計算しますと、1人2万円でございます。大きな市町村でありますと3万6,000円とか、3万円とか、徳之島町より高額な均等割をかけているようでありまして、また財政力もありまして均等割の軽減とか、免除とかしているという状況がわかりました。

以上でございます。

○議長（池山富良君）

幸さん、あと2分30秒だから。

○9番（幸 千恵子君）

徳之島町の子供の均等割だけを出してみたら、総額で幾らになりますか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

18歳以下の子供さんは381人おります。均等割の額は軽減世帯もありますが、計算しまして394万8,000円が総額になります。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

今の数字と、あと基金のことと来年度方針に、政策に生かしていただいて、この均等割を減免するという方針を近いうちにつくってほしいなと私は要望したいと思います。

もう時間ありませんけれども、4番目に行きます。

機能性植物加工センターについて、これは平成30年の4月に開所をしたものですが、収益性の高い農産物への転換を目指してスタートしました。シマアザミ加工センターの運営状況、今後の見通し等についてお尋ねをいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

本町の機能性植物加工センターについては、シマアザミ生産組合の生産物の一次加工及び出荷販売を担っている株式会社ヘルシーアイランズが平成30年4月より貸与契約を締結し運営しております。

機能性植物加工センターの利用状況については、平成30年4月から令和元年7月までに72戸の農家、生産者で生産物151.79トンを受け入れ一次加工を行い、キロ5,000円程度で毎月900キロずつ販売、出荷をしていました。

その中で、機能性植物加工センターで受け入れ体制が整備、整っておらず、農家の出荷サイクルがうまく回らないことや、毎月900キロずつという販売出荷調整があつて、生産者組合の

収穫も調整、このことにより適期収穫ができずに歩どまりが悪い状況で収穫する農家が出るなどの問題が発生いたしました。現在、原料出荷での販売単価をキロ4,000円やシマアザミの買い取り単価を150円のを税抜き100円で見直すなど、また生産者組合の出荷体制の整備により、改善を図ったようであります。

今後の見通しとしては、現在の生産者組合、現在残っているのが50戸で生産物を責任を持って販売するため、特許取得を販促に活用して価格の見直しを行うなどで、原料出荷としての販路開拓や新食材としてのシマアザミ野菜として、水煮、つくだ煮等にも活用していく販売などを行い、また自社独自のオリジナル商品、青汁錠剤を製造及び販売していくことで、シマアザミのさらなる販路開拓を進めていく予定としている旨を報告を現在、ヘルシーアイランズから受けております。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

当初、販売先としてはランチスター工業が全部買い取り、そして中国で販売予定ということを知っておりましたが、それはそういう予定どおりでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

現在、予定どおりしておりますけれども、やはり先ほど説明したとおり、生産と販売のバランスがだぶついて、なかなか在庫を抱えるという状況に陥ったものですから、生産者と販売者と調整して、組合をしっかりとした形で出荷調整しながらやっていくというふうな形に今、話し合いが持たれて、今後そういうふうな形で進めていくと。

同時に、やはりこういうふうなだぶつきがないように、新食材としての販路開拓を見出していくということを考えております。

○9番（幸 千恵子君）

ぜひ、町のほうもきちんと話を聞いて、把握をして、今後うまくいくように対応してほしいと思います。

次、最後ですが、受精卵センターについて、本施設の開設後の稼働状況であるとか、運営状況、今後の見通し等についてお伺いします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

受精卵センターは、平成30年4月に完成し、同年6月から鹿児島大学共同獣医学部のもと、採卵を行っております。現在、優良な血統を持つ母牛から採卵を行い、畜産農家へ移植から販売まで行っており、平成31年3月までに40頭の繁殖牛から採卵を行い、598個の受精卵の確保につながっております。

また、受精卵センターでは研修室を設け、あらゆる分野の研修等に施設活用している状況で

す。現在までに東京大学、鹿児島大学、宮崎大学の教授や学生が施設を利用し、長期利用者に至っては1カ月間という長い期間宿泊し、研究をいろんな面で行っているという大学もあるようです。

今後は、移植した受精卵が子牛競り市、または自家保留となって、農家の所得向上に大きく貢献できる事業となっていくものと思われますので、引き続き受精卵を活用した農家の経営の安定と血統の更新を推進していくことを考えています。

以上です。

○9番（幸 千恵子君）

589個ということでしたけれども、販売状況としては町内、町外あると思うんですが、これは数字的にはどうなっていますか。

○農林水産課長（高城博也君）

ただいま数字を持ち合わせておりませんので、後で報告いたしたいと思います。

○9番（幸 千恵子君）

先ほど、鹿児島大学の医師、生徒を含めて、また東京大学と聞いたような気もしたんですが、大学がどこであるのか、もう一度お尋ねするのと、滞在する場合は多分あの施設を使っているのかと思うんですが、家電製品等完備している状況でしたけれども、どれくらいの人数がどういうふうな利用をされているのか、わかりますか。

○農林水産課長（高城博也君）

人数はあれなんですけれども、まず30年度においては鹿児島大学が2日、学生が同じく2日、東京大学について、これは食物調査ですね、東京大学につきましては猫による奄美のクロウサギへの影響ということで1カ月間調査で泊まり込んで宿泊されているようです。また、宮崎大学に関しましては、3日間、内容のほうは徳之島トゲネズミの生息状況調査というふうな形で、ほかの研究のものの受け入れ先としても使用しているようであります。

○9番（幸 千恵子君）

あそこにある施設のことだと思うんですけれども、あそこは利用規定等にははまっているんですか、クロウサギであるとか、ケナガネズミであるとか、調査の関係ということですが、これは問題ないんですか、その施設を利用しても。

○農林水産課長（高城博也君）

施設自体は、受精卵の関係で滞在する先生方は当然利用されています。それ以外であいている分に関しては、その許可をもらって申請をやっている。

○9番（幸 千恵子君）

もう終わりですよ。その場合は、受精卵の関係のない宿泊ですけれども、そういう場合は宿泊料は取るんですか、無料なんですか、そしてどこが許可を出すんですか。

○農林水産課長（高城博也君）

確認して、また後で報告いたしたいと思います。申しわけありません。

○9番（幸 千恵子君）

終わりますけれども、規定どおりにやってほしいと思いますし、ホテルのような、旅館のような扱いで使ってはいけないと思いますので、きちんとしてください。調べて報告してください。

終わります。

○議長（池山富良君）

お疲れさま。

しばらく休憩します。

4時10分から再開します。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時10分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、富田良一議員の一般質問を許します。

○4番（富田良一君）

キュウガメーラ、こんにちは。

皆さん疲れていると思いますが、最後までよろしく願いいたします。

早速ですが、4番富田良一が通告の2項目について伺います。

まず最初に、地産地消についてですが、今、全国で地産地消に取り組んでいる地域が多々あります。我が徳之島町でも現在地場産野菜の直売所が多数ありますが、無人販売については、どれくらい売れているかわからない状況です。給食センターでも地場産野菜が活用されていると思いますが、現在、給食センターの地場産野菜利用率はどれくらいか伺います。

○学校教育課長（尚 康典君）

お答えします。

今現在給食センターで使われている地場産野菜は全体の2割から3割と聞いています。

以上です。

○4番（富田良一君）

2割から3割ですね。どの野菜が多く活用されているか、品目別の利用率など、詳細がわかれば教えてください。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは、細かく申し上げます。

給食センターで平成30年度の年間全体使用料に対する地場産野菜の割合として、多いのは冬瓜、パパイヤ、ツワ、ハンダマ、シマウリは100%です。ジャガイモが40%、カボチャが55%、ハネギ62%、里芋38%、タマネギ2%、サツマイモ6%、深ネギ19%、オクラ19%、ゴーヤ30%、キャベツ17%となっています。

また、現在、毎月、島野菜部会、徳之島市場、これは納入業者なんですけど、あと農林水産課農政係、あと学校給食センター、あと支庁の徳之島事務所普及係が集まって定例会を実施して、生産者から翌月とれる給食に納品できる農産物を上げてもらい、給食の献立作成時に取り入れています。学校給食には食材の使用基準、栄養基準もありますので、可能な範囲で使用野菜を変更して島内野菜を使用するようにしています。

また、使用状況としまして、さっき上げた冬瓜、パパイヤ、シマウリ、ハンダマ、ツワ、あと4月から7月のジャガイモはほぼ島内産であります。夏場の時期はちょっと島内産の種類とか、量が少ないんで、給食でよく使用するタマネギとか、ジャガイモ等については、給食用に納入できる量もそろわないため、利用割合が少ないのが現状であります。ちなみに、平成30年の使用量としましては、パパイヤが510キロ、冬瓜が1,500キロ、ジャガイモが1,500キロなどでした。また、島部会のほうでも納入量を今後増やしていけるように、給食で使用している野菜の一覧を示して、納入できそうな野菜を確認してもらったり、生産者同士で生産技術の情報交換などをしたりしています。

また、献立に入れても品がないときとか、急に連絡が来て使用量を減らすこともあります。献立名とか、使用材料として献立表で前もって知らせてあるので、少しでも探して納入してもらうようにはしています。

以上です。

○4番（富田良一君）

思ったより結構いろいろ品目、使われていると思いますが、そのほかに、先ほどのシマアザミとか、長命草などの薬草もたくさんあるんですね。今後、地場産野菜を多く使ったメニューをふやす必要があると、さっきの2割、3割と逆転するぐらいのあれで、給食センターの地場産野菜の利用率拡大に向けた取り組みについて、ちょっと当局のお考えを聞きたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

給食センターのほうはまた給食センターで、それを含めた形でお答えいたしたいと思います。まず、シマアザミとパパイヤは確かにそうだと思います。給食センターのほうから、学校教育課のほうから情報もらいまして、月別の一覧表を見ると、ジャガイモがこれだけの産地なのになぜ1,500キロとか、そういうふうなものがちょっと考えられたものですから、要は必要な時

期に、定期的にこうやってやはり収穫が2月からこっちは4月になっているんですけども、やはり給食のほうは、年間を通してジャガイモが入るというふうなことがあって、やはりつくりたくないわけではないと思うんです、年間を通して。ですから、そこら辺も栽培の仕方も体系を見直すというか、そこら辺を情報提供していただいて、やはりとりまとめる何らかの会が必要じゃないかなと思っております。地場野菜というふうな形を言いますけれども、以前の自給野菜とか、そこらも含めた形で、いろんな品目があります。豆類にしても、今までこの中で今学校教育課長のほうから出なかったのは、たとえばニンジンが今はほとんどつくっておりません。輸送野菜として成り立っていないような状態なんですけども、実際は、今までつくっていて、選果機等も農協さんのほうで持っているというふうなこともあったと考えて、そこら辺をやはり、出荷体制を利用の状況を見て、何月にどれぐらいがあるというふうな品物をこうやってそろえた上で、給食センターと協議してやっていくと同時に、やはり当然100キロといったときには200キロぐらいがやはり生産の現場では出てきますので、あとの100キロを地元消費で何とかやっていくような方法を、農林水産課のほうでは担当と一緒に考えていきたいと思っておりますので、また、御協力いただければなと思っております。

○4番（富田良一君）

ぜひ、島でできる野菜はどんどんふやして、少しでも島にお金を残すようなことをしていただきたいと思っております。

次に、地産地消に関して皆さん大好きなお酒について伺います。

町長をはじめ課長の皆さん、あちらこちらの席で挨拶または乾杯の音頭をお願いされていることと思います。そこでまず意識改革、すぐに実行できることとして、地産地消を推進する観点から、最初の1杯を黒糖焼酎で乾杯できたらと思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

条例の制定につきましては、基本的には賛成でございます。ただ、一つ考えなきゃならないのは、過度な押しつけにならないように、工夫を凝らして制定する必要があります。実は、今までも結構いろんなところで日本酒であったり、焼酎であったり、乾杯条例つくったところがございますけども、例えば鹿児島県の2013年12月に制定された焼酎文化でおもてなし条例、ここには、「個人の嗜好及び意思を尊重するものとする」という一文が加えてあります。つまり、お酒、アルコールを奨励するのではなくて、乾杯するときには、もしよろしければ焼酎でいかなものかというようなやわらかい文言でございます。あくまでも地産地消の一環として、焼酎を奨励するというものでございますので、この範囲であれば私も賛成でございます。

以前、結婚式等で2合瓶で乾杯というのが昔あったんです。最近なくなっていまして、ほとんどビールにかわっているということで、こういったものをまた復活できればなと私は考えて

おりますので、条例制定については前向きに検討したいと考えております。

じゃあ、あと町長、お願いいたします。

○議長（池山富良君）

次に、高岡町長のほうからよろしく申し上げます。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

私も極力、去年から焼酎以外は飲んでおりません。やはり自治体の長といたしまして、地産地消条例を制定をし、そしてまた地元産を推進することこそが地元の経済と雇用を生むというところで、飲むときだけそれに甘んじて、好きなものをいただくということでは、自治体の長として恥ずかしいのではないかなど。やはり地元の産品を育てるという意味でも、地元の黒糖焼酎で乾杯をし、そしてまたさらには地元の野菜を消費し、そして地元の加工品を食べる、その中で、品質についても助言をしながら企業を育てていくという意識は必ず必要になってくるというふうに思いますので、前向きに検討したいというふうに思います。

○4番（富田良一君）

本当に徳之島にも大変おいしい焼酎があります。島外の焼酎を飲んでいる方々もいらっしやいます。それでは、島外にお金が出ていきますので、島外へお金の流出を少しでも抑えるために、地元の黒糖焼酎での乾杯は大変大事だと思っております。

黒糖焼酎は、お祝いの席、お墓参り、闘牛等でのいろいろな儀式にも使われておりますので、我々はこの黒糖焼酎文化を次世代に継承しなければなりません。まずは、役場職員の皆さんにお願いしたい。会議の後の懇親会等の宴会の席では、率先して黒糖焼酎での乾杯の実践を推奨していただきたいと思いますが、今回、13日、最終議会の後の打ち上げでは、副町長、一声をお願いしたいと思いますがどうですか。

○副町長（幸野善治君）

大変素晴らしい提案だと思います。私も、始まる前は、本当は冷たいビールでといつも思ってビールを飲みました。これからは、最初の一杯は黒糖焼酎をぐいっと飲んでから、あとビール飲んで、そして最後また黒糖焼酎、そういうふうな切りかえをしたいと思います。

それから、本当に先ほど町長が言っていたのは、地産地消を大事にしなければならないというので、危惧するのは、皆さんの家庭にもものすごく通信販売やらカタログ等が送られてきて、今や衣料関係とか、健康食品のみならず普通のお菓子関係もみんなとっているんです。これで徳之島町の商工会やら経済界が衰退しないわけではないと私は思う。実際、私の家内なんかも、安いからといってインターネットで全部とるんです。これが同じような二重の悪い効果が出ている。1つは要りもしないカタログが送られてくる。燃えるごみに出すのが大変です。その分、幸さんがいつも提唱されている温暖化現象に突き進んでいるのではないか。ごみの分別と同様、

これがこのまま続いたら本当にいいのかなということを危惧します。ですから、自分の家からできるだけ、少しは高くても島内の業者、島内の商店から買うように私もぜひ努めたいと思います。先ほど、シマアザミの件も出ましたが、ヘルシーアイランドからも先月営業に来ました。今、乾燥品としては先ほど農水課長が答弁したとおりですが、今度はその茎を野菜として使えないかということで、今パックとして成功はしたみたいですが、それを味見をしてくださいということで、教育委員会のほうにお願いしましたら、これから教育委員会がまず健康管理、健康上問題ないか、品質管理に問題ないか等調べて、給食部会にかけて、できるだけやっぱり島の業者を育てたいということでございますので、ぜひこれを推進していただきたいと思います。それと同時に、宮之原議員が前言った3010運動、やっぱり食品ロスも出さない。できるだけ、初めの30分間は乾杯をして食べて、30分からその席で仲間とお話して、あと1時間か2時間は周りの懇親を深め、そして最後10分は戻ってきて自分の席で座って、できるだけ残さずに処理すると、食品ロスを出さない、年間600万トンだそうです。ですから、ぜひこれを進めて、島の経済浮揚に頑張っていたいただきたいと思います。総務課長も先ほど答弁したとおり、今度の13日の打ち上げのときにはこれをぜひ実行して、職員と議員から頑張っていたいただきたいと思えます。

以上です。

○4番（富田良一君）

ありがとうございます。

町長、よろしくをお願いします。

次、最後になりますが、防災について伺います。亀津地区の防潮堤の老朽化が進んでいます。防潮堤沿いを歩くと気がつきますが、コンクリートのつなぎ部分の空き、さびた鉄筋がむき出しになっている箇所が幾つかあります。補強対策、または新しく作りかえる必要があると思いますが、どのように考えておられるのか、今後の対策を伺います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

亀津海岸埋め立て地護岸の管理につきましては、鹿児島県の管轄になります。護岸老朽化については、徳之島3町、事業戦略会議においても議題に上がり、国県議員に要望を行っております。また、町においては、大島市町土木部長面接時に町長が直接要望活動を行っております。要望内容といたしましては、「徳之島町亀津は臨海土地造成事業で昭和42年から亀津海岸埋め立て事業を実施し、52年が経過しており、護岸の老朽化による安全性に懸念を抱いております。近年異常気象により、大規模な台風、高波の影響で発生可能性がある護岸決壊による災害を考慮し、亀津海岸埋め立て地護岸改築整備事業を御要望申し上げます。」となっております。このような活動で、国県等に現在要望活動を行っているところでございます。

○4番（富田良一君）

県に要望書を提出されたということですので、当局としてはもう現状把握していると受け取ってよろしいでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

先ほど言った徳之島3町事業戦略会議と申しますのが徳之島建設協会の理事、禧久議員、寿議員、県議をそろえております。そのみんなで文章を考えて、県、国への要望を行っているところでございます。

○4番（富田良一君）

ありがとうございます。

今後、大型台風、高潮、また地震などで崩壊する危険性が十分ありますので、できるだけ早急に、また防災上十分な高さの防潮堤の建設を要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（池山富良君）

次に、是枝孝太郎議員の一般質問を許します。

○10番（是枝孝太郎君）

皆様こんにちは。

初めに、台風15号、19号で被災された方々の1日でも早く復旧復興を遂げられるよう、遠島の地より心からお祈り申し上げます。そして9月に千葉県東金市の議員団の方々が研修に来島されました。被災された東金市の皆様の1日でも早く復旧がされることを心からお祈り申し上げます。

さて、ことし3月から現在まで各地で行事が行われ、私自身も参加と見聞を行いました、町民全体として1つになり、一丸となっている姿を見るたびに徳之島町のまとまりを感じます。この状況を持続的、継続的に進めることが町政の役割だと思います。町長を中心に精進を重ねていただきたいと思います。住民の幸せのために。

令和元年12月定例会におきまして、10番是枝が通告の3項目について伺います。執行部並びに所管課長の明解で的確なる答弁を求めます。

1項目め、観光振興と地域活性化について。

①世界自然遺産登録に向けての対応と啓発及び地域振興と観光について伺います。奄美群島、徳之島、沖縄北部及び西表島2020年の世界自然遺産登録を目指して、自然環境及び伝統文化等の地域資源を有効活用することにより、奄美群島全体で地域の振興、交流人口の拡大が期待されております。この点を踏まえて世界自然遺産推選地として価値が損なわれることのないように、希少種の保護対策やモニタリング調査を行うなど、多様な自然の生態系の把握、保全をする取り組みについてまず最初伺います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず、企画課におきまして世界自然遺産登録の早期実現を目標に普及啓発として、この間、12月7日でございますけれども、世界自然遺産シンポジウムの開催をいたしました。また、学校教育の部門でございますけれども、環境教育の推進を行っております。

また、広報誌での連載、交通事故や犬、猫による滅失事故ロードキルでございますけれども、それについてもチラシ作成等も行っております。

今、モニタリング等のお話がありましたけれども、具体的には、環境省を中心に、各組織がそれぞれの役割を持ち、資産価値の維持、強化に向けて取り組んでおります。具体的なものとして、犬、猫などの外来種による捕食の低減、外来植物の駆除による希少植物の保全、希少種の交通事故防止活動、自然体験、イベント開催による住民普及啓発、オーバーユースが予想される地域における交通規制などが上げられます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、次に質問します。

国立公園等の保護地域の管理について、どのようになっているか伺います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

国立公園につきましても、特別区域から1種、2種、3種とそれぞれ厳格な規制が設けられているところでございます。例えば、自然保護によりまして、工作物や建造物の新築、増改築、土砂採種などの規制が設けられているところでございます。また、違法なトラップ、それから届け出のない伐採等が行われていないか、定期的なパトロールを現在行っているところでございます。価値の維持、希少種の対策につきましては、先ほど申し上げましたように、外来植物の駆除、それから希少種のロードキルの防止、それから自然体験イベント開催などによって、住民啓発を行って、国立公園の保護について取り組んでいるところでございます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

価値の維持、希少種の保護対策についてどのようにと伺いたいと思っておりますけど、今述べたようにその他もろもろの希少種がいますけれども、どういうふうな保護活動をしていくのか、具体的にお願いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実際、希少種につきまして、今、パンフレットを徳之島ではつくっております。そのチラシ

等を例えば学校等で教育等に使っていただく、また、うちのほうから出前講座を通して知っていただくというのも考えております。ただ、これは、諸刃の剣でございます、今までこれ希少種と知っていなかった人が知ることにもなりますので、この辺は、ちょっと兼ね合いを考えたいということを思っております。

現在のところ、自然保護団体の自然保護教育を中心に保全パトロール等を行っておりますので、そういった方の協力を得ながら、希少種の保護には取り組んでいるところでございます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、啓発活動と機運の醸成を図るために世界自然遺産推進地として住民に対する要請はどうなっているか伺いたしたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

企画課では、啓発活動、機運の醸成に向けた活動におきましては、小中高校生の児童生徒、それからその保護者を対象とした自然体験イベントを開催しております。これは非常に好評でございます、ほとんど満杯になると、定員をオーバーするような感じで申し込みが続いております。これは非常に重要でございますので、来年度以降も続けていきたいと思っております。

それから、子供の自然環境への意識の高揚のために、今地域おこし協力隊の先生が学校の中で河川活動、河川の教育活動をしておりまして、これも非常に有効でございます。昔と違って今川で遊ぶこともない、これは危険ということで遊んでいませんけども、そういった中で河川の教育を行って、特に教育の学校のほうで力を入れて活動しているというところでございます。あともう1点は、そこに出ない人はどうするかということでございますけど、それは皆さんが地道に家に帰ったり、集落の中でそういった話をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、自然環境の保全と利用の両立を図るため、奄美群島持続的観光マスタープランに基づき、利用ルールの作成や受け入れ態勢の整備について伺います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

徳之島の持続的な観光に向けては、自然の特性に応じた利用の計画的誘導、施設の適正配置、整備が不可欠でございます。本町では、鹿児島県の推進する世界自然遺産トレールコースの整備協力、国、県、町、民間団体で世界自然遺産地域コア地区における利用の適正化などを進めております。山の山くびり線が代表的な例でございます。また、自然を紹介するエコツアーガ

イドの育成や奄美群島利用マナーブックの制作、協力など、受け入れ態勢の整備を進めているところでございます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、共生ネットワークの形成についてどのようになっているか伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

自然共生ネットワークの形成に向けては、奄美群島自然共生プランに基づいて、専門的な調査研究の推進、環境教育、それから環境学習の推進を行っております。これを軸に、奄美群島内で情報共有を行い、生物多様性の保全、自然とのふれあい等を念頭に置いて、人と自然との共生を基軸とする個性的な地域の創出を推進しているところでございます。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、地域営業課長に伺います。

世界遺産や地域特性を生かした国内外のクルーズ船の誘致やアイランドホッピングツアーなどによる観光客誘致を図るため、こういった方策が考えられるか伺います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

クルーズ船の誘致とありますけども、亀徳港におきましてクルーズ船の出入りがなかなか難しいということで、港の拡張工事が莫大な金額がかかるため、クルーズ船の誘致はちょっとなかなか難しいのではないかと考えております。平土野港には、ことし3回ほどクルーズ船が来ております。

続きまして、アイランドホッピングツアーというのがありまして、奄美大島、徳之島、永良部、与論島、行くんですが、この観光客の場合、一時的に徳之島を観光して回って、宿泊等がないと、滞在型ではない。そのために今現在、徳之島町の観光施設整備基本計画がありまして、北部地域にそういう施設、闘牛場とか、海岸の畦のほうのそういう施設をつくった場合、そこから観光客が徳之島に滞在して、一時的に回るだけではなく、島の食材、いろんな食堂等で食事をしていただいて、徳之島で一泊なりしていただいて、経済的にお金を落とさせていただいて、そういう感じの事業計画を今、していければ、アイランドホッピングのほうも観光客がついてくるのではないかと考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、島内外との交流促進についてどのように考えておられるか、企画課長並びに、今

12月定例会で最後になりますけども、瀬川支所長にも北部振興について伺いたいと思います。
よろしくをお願いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

クルーズ船も難しいという話でございましたけども、小さな船、これは前、竹山議員から提案がありましたけども、群島間を結ぶ小さい船ができないか、今検討をちょっと考えているところでございます。この理由は永良部のほうの方で、10トンぐらいですか、60人乗りの船で永良部、与論、沖縄を結ぶというようなことを考えて、今申請を出しているところでございます。もしこれが出航いたしましたら、こんなんも参考にしたいと思います。

それから、もう一つLCC、今要望がありまして、12月31日と1月3日に臨時便が飛ぶことになりました。これをできれば今回は片道2万円の補助を出す予定しております。ぜひこれが広がって行って、通常期でもこのLCC、臨時便じゃなく飛べるような形で交流ができればなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○花徳支所長（瀬川 均君）

お答えします。

その前に、私もことしで最後ということでありまして、急きよこの質問、私は答弁はないと思って、ゆっくりくつろいでいたとこでありますけども、まずは、花徳支所としましては、北部振興ということでありまして、企画、それと観光、美農里館と連携をとりながら、この島内のいろんな観光面でもやっていきたいと思っているとこでありますけども、やはり町長も推進しています北部振興、北部振興係としまして1名を花徳支所にも置いてありますので、今後また今やっているところは、その金見集落におきましていろいろ、ジビエカフェ、国の事業で今やっているところでもありますけども、そこは、すごく今観光でたくさんの方がみえてるところでありますけども、ジビエカフェだけじゃなくて、やはりサップとか、カヌーとかサイクリング、マウンテンバイクを利用してルートを回って、マップなども今作成している、やっているとこでありますけども、このように金見集落がやっているのを各それぞれの集落がやはり何かをしないといけないというのを植えつるためにも、今後、行政だけじゃなくて、集落が一致団結しながら進めていければ、さらにいいんじゃないかと思っております。

また、世界遺産登録に向けてですけども、来年は登録などを見込んでおるところでありますけども、やはり、北部は特に自然豊かな場所でもありますので、観光でたくさんの方が訪れると思いますので、今後ともまたますます北部に関して企画と美農里館、観光と連携しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

ありがとうございます。

それでは、次に質問を移りたいと思います。

環境保全について。

町道、生活道路の定期的な環境保全はどのように対応しているのか伺います。

○建設課長（亀澤 貢君）

町道、生活道路の定期的な環境保全についてお答えします。

建設課では、交通の安全と環境保全を目的に、定期的な町道パトロールなどを行い、道路状況を把握し、道路の除草、補修、側溝の清掃などを行っております。しかしながら、町道生活道路全路線の状況を把握するのは職員だけでは難しく、町民の声が頼りになっております。予算や人員等の都合もあり、早急な対応できない場合もありますが、町民からの要望、通報等があった道路については、早急に対応するという姿勢で道路の環境保全に努めております。

○10番（是枝孝太郎君）

徳之島町全体で総面積が104.92平方キロメートルありますが、そこに数限りなく町道、生活道が張りめぐらされていますけども、そのことを考えるに当たって、前項で言いました世界自然遺産登録に向けての確実なる環境整備が必要だと感じます。それを定期的に継続的にやっばりしていただかないと、来られる観光客に対しても、そして外国から来られる方に対しても非常に不愉快な感じになると思いますけども、その点を確実に踏まえていただきまして、今後、日数の増を求めたいと思っております。そのことに関しては、町長に後ほど見解を伺いたいと思いますけども、それと、農道の定期的環境保全についてどう考えているか伺いたいと思います。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

農道につきましては、台帳管理を行っているのが104路線、ほか町道、生活道、林道以外の道路を農道として管理をいたしております。多面的機能支払交付金事業のエリアにつきましては、各組織により、雑草伐採、側溝清掃等を行って環境保全に努めていただいているところであります。それ以外につきましては、当課の農道管理作業員により主だったものを定期的に、また、住民より要望、連絡等がある場合につきましては臨機応変に対応し、雑草等の伐採作業により農道及び農業用施設の環境保全に努めているところであります。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

徳之島町は農地面積が国営畑総に関してですけど、279ヘクタール、それに付随する畑総以外の農地もございまして、そこに隣接する側溝など、やっぱり自然環境を確実によくするため、

道路保全をして環境をよくするためには定期的な側溝の掃除、雑木の伐採等が必要だと思います。その点に関して日数の要求をしていきたいと思いますが、後ほど町長の見解を伺いたしたいと思います。

それでは、林道に関してどのようになっているのか伺いたしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

令和元年度現在、林道母間線、山くびり線、山くびり支線、手々線を対象に作業員2名、月10日出勤によって林道の保安全管理を行っております。今後は、新たに先般の議会で承認いただいたふるさと思いやり基金活用事業によるウッドチップper要するに枯れ枝、小枝等をチップ状にして、沿道の脇のほうに寄せて、環境を、林道脇の景観にも配慮しながら林道整備を行っていきたくて考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

それも、世界自然遺産に伴うやっばし日数の確保が必要ですので、その点も見解を含めて町長に伺いたしたいと思います。

それでは、我が徳之島町は町道、農道に関してポイ捨てが激しいと思います。その点について継続的に防災無線で条例等流しておりますけれども、その条例等に関して端的に住民課長、お答えできませんでしょうか。

○住民生活課長（政田正武君）

町のポイ捨て条例でございませけれども、目的としましては、空き缶等のポイ捨て及び飼養動物等のフン害の防止に関し必要な事項を定め、快適な生活環境の保持に資することを目的としておりますけれども、今、是枝議員から質問がありましたけれども、建設課、農林水産課、耕地課の皆様がいろいろ伐採、道路端を伐採してくれておりますけれども、特に町道等は環境が整備されて、雑木、雑草が伐採されているところはポイ捨ても少なくなってくると思いますので、非常に今住民生活課としては助かっている状況でございませけれども、今後もポイ捨て等、世界自然遺産に向けて、しないように、啓発してまいりたいと思います。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

総合的にまとめて、町長の御見解を聞きたいと思いますが、2020年世界自然遺産登録に向けた動きの中で、今まで述べてきたことをまとめて、私たち心身のやすらぎをもたらし、さらに地球温暖化に伴う災害防止に貢献するなど、私たちが健康で豊かな生活を営む上で欠かすことのできない大切な道路環境整備、生活道、農道、林道だと思っております。そのことに関して、定期的、持続的な日数の確保を増額を要求したいと思いますが、町長の見解はどう考えているのか伺いたしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

世界自然遺産登録に向けての対策といたしまして、観光客については道路を通る、必ず通るということをお考えますと、それにふさわしい景観、道路づくりが必要になってくるだろうというふうに思います。今後は、外来種を間違えて伐採をしたり、そして規制の希少植物を大事にするということも含めて、草刈り場での環境教育、希少動植物の認知というものには心がけながら、道路沿いにはなくなならないポイ捨て、拾っても、どうしても捨てる方がいらっしゃる、モラルの問題が非常に今問題となっております。広域連合のクリーンセンターの運営についても、今ごみ問題というのが大きな課題になっておりますので、しっかりと道路整備並びにごみの不法投棄、そしてまた空き缶等の整理についても今後は対策を打たなければいけないというふうに考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

次へ行きます。

農業振興について、サトウキビ農家について、今後どのような対応と農業政策を行っていくのか、農林水産課長に伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

サトウキビにつきましては、たび重なる台風や干ばつ等によって自然災害で低糖度並びに収量低下などが2年連続で農家にとっては苦しい年となりました。その中で、昨年においては、増産基金事業や国の補正事業によって、農家の薬剤等の助成事業をこれまで行ってきたところであります。今期につきましては、12月19日より年内製糖が開始予定とされておりますが、製糖会社の調査では、現時点で甘しゃ糖度は基準値より二、三度高いと見られ、高糖度が期待されております。また、本年10月28日には病虫害対策として、増産基金事業が発動され、堆肥や殺虫剤、機械作業等への助成などを年明けから行っていく予定としております。

○10番（是枝孝太郎君）

具体的に伺います。

昭和56年、2万1,451トン当たり原価取引プラス交付金等に価格が上がっていますが、それ以来、平成30年から31年にかけて約37年、38年間サトウキビの1トン当たりの価格が上がっていません。今月は、調整金（交付金）は210円上がっていますが、TPPにかかわることと消費税分が130円上がりましたが、約7トンの単収では農家としての生活が成り立たないことが現状にあります。このことから、何らかの対策が必要だと思っておりますが、サトウキビ種苗に関して春夏植え、2町歩ぐらいあります、2町歩で200万の予算を組んでやっていますけども、1束700円の農家負担があります。その分に対して助成ができないか伺いたいと思っております。

○農林水産課長（高城博也君）

その1束700円というので、本年の春植えに対しては緊急補正でいろいろこうやって助成があったんですけども、今後、侵食等の種苗等についても早急に検討して、新たな対策として、検討していきたいと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

よろしく申し上げます。

それでは、農薬に対して、春植え、夏植え、株出し等に利用される農薬に関しても、農家負担が45%から50%あります。ちなみに町が35%、JAが10%、南西糖業が10%でありますけども、その件に関して農薬に関しても助成ができないか伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

現在、農薬購入助成に関しましては、ハリガネムシのみ町35%、農家45%でやっておりますけども、国の補助事業によって対応が出ておりますので、それ以外のものに関して、その都度今後も検討して対応していきたいと、農家に負担にならないように、検討していきたいと思っております。

○議長（池山富良君）

本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、ピレットプランターの植えつけについて、この件に関しても、南西サービスさんが行っていますが、農家負担が50%と非常に単収を上げろと言っても、植えつけの費用が50%だったら、なかなかできないのではないかと。この件に関しても農家負担が非常にありますので、課長の見解を伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

ピレットプランターについては、恐らくハーベスターの関係があって、4月以降の植えつけが中心になっておると思います。先日、生産対策本部の中で、検討の中で、やはり推進期間を2月と3月に設定しておりまして、そこを中心にやはり春植えはそこのほうでやっていく必要があるというふうに再度3町並びに生産対策本部を交えて検討したところであります。必要があれば、生産対策本部の中でお互いに3町そろって今後検討して課題として取り上げてやっていこうと思っております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

ちなみに、町負担が25%、南西糖業が25%、農家が50%ということで、非常に農家としては苦痛を感じていると思っておりますけども、次に、平成30年度の平均糖度13.7度では原材料取引価格

が4,952円と交付金が1万6,630円で、合わせて2万1,582円になります。31年度分は交付金は1万6,860円と新聞等でも報じられていますけども、糖度幅が13.1から14.3度の間で1万6,630円と固定されていますけども、なかなか2万1,582円で農家は生活ができていません。今、一連の流れで、農家負担がずっとあるわけです。それで、サトウキビ農家がなかなか前に生活していけないことで、ちなみに南西糖業のあるお方が算出した金額が、キビ価格1トン当たり3万700円あれば良好な生活が営まれて、生活基盤も成り立っていくと、ちゅうことですけども、この点に関して陳情等、国に対しての陳情等を行っていきたいんですけども、町長の考えをちょっと伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

非常に3万円台の確保については厳しいハードルが考えられますが、しかしながら、今の交付金の額では足りないことは重々承知しております。今後理論武装をしっかりと行うためにも、3万円になる根拠、おそらく交付金等は6.1ないし6.5を目安として交付金単価が決められていたような気がいたします。今後は、その6.5の単収があった場合に、10年前と現在、どれだけコストがかかるかということが1つと、あと今糖価調整制度で変わりました委託受託制度によって、農家の手取りが少なくなってきたということと、機械化によって単収が下がってきたことによることをしっかりと事務所には話を持っていく際のデータが必要でございますので、今後はしっかりとそのデータをもとに交渉を行うべきだというふうに考えております。今後は、JA、そして議会の皆さんが別々に要望するのではなくて、一緒になって取り組んでいくことが国を動かすきっかけになろうというふうに思っております。

○10番（是枝孝太郎君）

その当時から比べて物産は4倍以上上がっているという算出が出ております。農家はなかなか生活が安定しない。そして、結局何十年かけてもサトウキビが基幹産業であります。いろんな作物を探しても、最終的にはサトウキビですので、サトウキビに力を入れていく、将来的にもいくしかありません。鹿児島全体では、63万トン、そして沖縄では93万トンの総計で約150万トン、1人1トン当たり1万上げると、150億で済むんです。これをどうにか国土保全、そして農地保全のために、財務省とのやり取りを、町長みずからやっていただきたいと思いますが、その点、どう考えておられるのか、伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

以前より、サトウキビの作物で予算を組むのではなくて、農地保全ということと、担い手の農家を育てるということからの補助金のあり方というものを提案しているところでございます。しかしながら、今生産費については鹿児島県が一番劣っているわけございまして、しっかりと理論武装をしなければいけないと考えておりますが、ただ、単収が平均単収4.7で理論武装ができるかという、それでは食べていけないかとなりますと、恐らく財務省のほうでは努力

不足だと一蹴されるような気がいたしますので、しっかりと現場の努力とそして生産費の洗い出しを行って、理路整然としっかりと筋の通った要望活動をしていきたいというふうに考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

最後に、農林水産課長、町長、本当に農家のために御尽力いただくようお願いします。ちなみに、12月2日付で南海日日新聞でキビ価格の大幅アップと、花徳の出身の方で昭和25年生の方が、サトウキビでは飯を食っていけないと。帰ってきたけど、Uターンで帰ってきたけど、こういった投稿されています。南海日日新聞の広場というところで。切実な言葉ですので、それを読んでいただければいいと思いますので、それでは、10番の是枝が一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（池山富良君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は12月11日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後 5時05分

令和元年第4回徳之島町議会定例会

第2日

令和元年12月11日

令和元年第4回徳之島町議会定例会会議録

令和元年12月11日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

宮之原順子 議員

勇元 勝雄 議員

木原 良治 議員

植木 厚吉 議員

竹山 成浩 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主 幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長補佐	嶺山恵子君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

宮之原順子議員の一般質問を許します。

○5番（宮之原順子君）

皆様、おはようございます。

5番、公明党の宮之原順子が町民の方から要望があった通告の6項目について質問します。

まず最初に、下久志分校跡地の活用計画について。

少子化で全国的に閉校や廃校がふえてきています。平成14年度から平成29年度に発生した廃校の数は、全国で7,583校、平成28年度は406校、平成29年度は358校です。鹿児島県においても平成14年度から平成29年度にかけて小学校103校、中学校63校、高校24校、合わせて190校が廃校になっています。鹿児島県は、全国でも13番目に廃校の多い県となっています。

以前、是枝議員の「下久志分校の利活用は今後どのように考えていますか」との質問に、「跡地利用の要望が上がってきている。再編計画の結果を踏まえて、教育的な施設、また地元の活性化につながる施設の活用を図っていきたい」との答弁でしたが、活用計画はその後進んでいますでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

本質問につきましては、6月の定例議会でも広田議員から一般質問がございました。

案といたしまして、公民館等としての活用、そして高齢者クラブの活動拠点、消防団車庫の移転、住宅誘致などが考えられているところでございます。

また、一つ重要な点は、下久志集落として下久志分校を集落区民が活用したいということのを要望しているため、現状としては活用内容に対して集落の方々の同意は得ていますが、事業の展開に際して運営母体や組織づくりが今進んでいない状況でございますので、今後役場とそれから地元の集落と協議をして、できれば金見のあまちゃんクラブのような法人化、組織をつくっていただいて事業を活用したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

全国で施設が現存している廃校数は6,580校、うち活用されているのは4,905校で、廃校の74.5%にあたります。廃校の活用方法としては、地域の体育館であったり、公民館や体験交流施設、また新しい施設であったら老人ホームなどにも利用されているようです。

保育所、また工場やオフィス、多目的施設などにも活用されているとのことですが、町民の方から道路沿いですので、ぜひ道の駅などに活用できないかとの要望がありますけど、どうでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今、その集落の方からの要望としては道の駅もありますし、例えば島料理の教示や伝承を行うもの、それから歴史や文化を伝えるもの、そして盆栽や怪魚について教示、商品、飼養展示等、いろんな活用は考えております。

私が、下久志の区長さんのほうにこういう雑誌を提供してございます。これは文科省のポータルサイト、いろんな事業の展開をしてございます。企業だったり、地方公共団体を活用した事業がございまして、これは公募をしていろんなアイデアを募ったり、事業を展開しているようなものでございます。

ただ、ここに活用されているのが、ほとんどが大きな校舎、下久志分校につきましては、平屋ではなくて2階建ての校舎がございましてね。そこの活用を考えたいと思いますので、ただこれを参考にさせていただきたいということでお話をしてございますので、先ほどの道の駅も一つの例として考えておりますので、今後また検討していきたいと思っております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

そのままの廃校をそのままにしておくと、やっぱり老朽化が進んでしまいますので、早目に活用をお願いしたいということと、また町の活性化のための利用法をぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、遊具の設置についてお伺いします。

雨が降ると、子供たちの遊べる場所がないとか、室内で遊べる場所がほしいと小さなお子さん連れの保護者の方、何名からか要望がありました。料金を払ってでも遊べる場所がほしいとの意見があります。大変難しいとは思いますが、屋内練習場に遊具設置ができないか、お伺いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

おはようございます。

お答えいたします。

現在、雨天練習場につきましては、さまざまなスポーツに使用してもらえよう対応を行っ

ております。

特に現在は、ピッチングマシンを設置している状況で、中高校生、社会人を主に、社会人の野球に携わる方たちが利用されているようでございます。御指摘の遊具の設置についてですが、基本的には各自で道具等、ボール等、そういうものを持ち込んでいただき利用していただけたらと考えております。

利用方法についてですが、運動場につきましては、3面に分けることができます。それで、ただ使えますけども、ピッチングマシン、これにはやはりボールを打つということで、非常に危険性が伴います。その点では、その使用があるときに限っては利用を控えていただくこともあろうかと思っております。

また、この屋内運動場につきましては、社会体育施設としてスポーツやイベントと等に使用することを目的としております。そのように、現在の段階では我々社会教育課のほうとしては、遊具の設置のほうには考えておりません。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

遊具の設置は考えていないということですが、各自の道具を持って利用をしてもいいということですが、広報などにもやっぱり利用ができますよという周知をしていただけないと、なかなか利用する方も少ないと思いますので、ぜひ広報等でのまた周知もお願いします。

次に、総合運動公園に遊具の増設はできないかということですが、私たちの子供のころは、外で遊ぶのが当たり前のことで、高い木に上ったり、川や海で遊んだりしていました。今とは違う遊びをしていたとは思いますが。

私たちがしていたような遊び方をする子供をあまり見かけることもないし、また同じような遊び方をしていると、危ないと注意してやめさせると思います。外で遊ぶにしても、社会全体として危険なことは避けるようになってきていて、運動のかわりになるような遊びはほとんどしていない状況ではないでしょうか。

ですから、運動場の自由広場に遊具の増設をし、多くの子供たちが遊べる環境をつくることはできないでしょうか、お伺いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

自由広場の遊具の増設についてですが、以前からもこれは要望等がありまして、検討課題ということで把握をしております。

自由広場については、現在、グランドゴルフの愛好者の方たちが、使用頻度が非常に高いと伺っております。そのため、グランドゴルフの使用面積も考慮し、遊具の設置については議員の質問事項、第3の児童公園の遊具の設置とあわせて、総務課とも協議し検討してまいりた

いと考えております。

また、これは社会教育課の新しい施策として現在検討しているのですが、各地区の自治公民館への空気注入型、エア遊具といいます。これを配置できないか。また、管理については各公民館へお願いできないかということで検討しております。

なお、理由としましては、先ほど宮之原議員がおっしゃったように雨の日どうするか。やはり、雨が降ると外では遊べないという状況もありますので、雨の日でも気軽に利用できる、そしてほかの子供たちや保護者の方同士のコミュニケーションの場としての活用も図られるのではないかとということで、公民館の提案をさせていただきます。

また、この財源等につきましては、財務とも協議し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

遊具ということについて私も調べたら、遊具などで外遊びすることでさまざまな能力が養われる。子供は遊びを通していろいろ難しいことに挑みながら、体や運動能力だけでなく心も発育・発達し、創造性や主体性を向上させていく。特に、未就学年から小学生の年代はゴールデンエイジと言われ、神経型などはこの時期に発育がほぼ100%終わってしまうそうです。

遊具や運動具は、子供たちの楽しい遊びを提供する大切な道具です。遊びにはある程度の危険が伴うもので、この危険への挑戦が楽しさにつながり、さらにこれが危険を回避する能力や危険を予知する能力につながります。ということで、このゴールデンエイジというのは遊んでいて危ないという能力、危険を予知する能力というのは、未就学年から小学生のときまでにもう100%その運動能力というのが決まってしまうみたいです。だから、その遊具というのは大切じゃないかなというのと、またほかの子供と一緒に遊ぶことで、コミュニケーション能力も育ちます。

それと、今ここにこの間、日曜日に昼間の12時だったんですけど、日曜日昼間の12時に写したんですけど、結構子連れの方が何名も来ていました。食事時間だったんですけど、すごい人数が多くて遊んでいまして、遊具が少ないなって感じはします。ここが東屋があって、この結構広場もありますので、ここにぜひ設置をしていただきたいというのと、あとは祖父母の方が孫を連れて、1歳、2歳の子供を連れて、遊びに連れていくんですけど、この遊具では少し大きすぎる、危ないというのがあるんですよ。

だから、それぞれの年代層が遊べるような、1歳、2歳が遊べるような低いものであったりとか、そのような遊具の設置をぜひお願いしたいと思います。

あと、児童公園のほうも今さっきありましたので省かせてもらいます。よろしく申し上げます。

次は、防災についてですが、地域の自主防災組織の充実を図るための対応策についてお伺いします。

地球温暖化による影響は、気温や水温の変化が進み、異常気象が世界で起きています。日本でも近年、台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しています。台風19号による豪雨災害、氾濫などによる浸水範囲は規模が大きくなり、年々災害がひどい状況になっています。台風19号による死者は93人になっていました。早く避難していたら助かったかもしれない命もたくさんあったのではないかと思います。

去年は、徳之島でも台風による大きな被害が発生しました。けがをした方はいましたが、幸いに亡くなった方はいませんでした。徳之島は以前から台風の通り道なので、私たちも子供のころから台風の恐ろしさを聞かされ、実際に体験しているので、台風に対する防災意識は個人個人ではあると思います。

今、都会で起きているような災害が徳之島で起きたとしたら、自分たちの地域を自分たちで守る自主防災組織は、災害時迅速に活動できるでしょうか。轟木集落では以前竜巻で3名の方が命を落としました。その後、集落では自主防災組織を立ち上げ、集落内で誰が誰に声かけする。高齢者の誘導や確認をすると、避難訓練を実施しているそうです。

ほかの地域でも実施しているところはあると思いますが、これは福岡議員から話ですので、そのようなすばらしい自主防災組織の取り組みだと思えますが、このような地域にあった自主防災組織の充実を図るための対応策は何が必要だと考えますか、お伺いします。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

近年、多種多様な災害が、いつどこで起こってもおかしくない状況にあります。

災害が発生した際には、まず自分の命は自分で守るという自助の精神から自主防災組織の役割も非常に大きいものと考えます。今年度自主防災組織の充実を図るために、防災アドバイザーをお迎えして、職員研修とあわせて防災研修を10月に1回、そして12月に自主防災組織を中心とした研修を1回計画しております。

来年度以降も継続的に防災研修を行い、自主防災組織の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

そのような防災アドバイザーが来て、その講習を受けるというのもまた地域のほうにも、もしおろしていただければと思いますし、自治会主体のマイ防災マップというのを作成するのが一番大事じゃないかなと思います。

ここの家庭は何名いて、この家はどういう建物、老朽化が進んでいる。ここは誰が助けにい

くとか、誘導するとか、そういうのを地域ではなかなか作成することができないので、職員の方がまた入っていただいて、役場の方が入っていただいて、アドバイスをしていただくとか、防災アドバイザーの方につくり方をお願いするという、そういう講習などを地域の方にもしていただけたらと思います。

人命救助は一刻一秒を争うため、自治会の防災が本当に中心で、自分たちで自分たちを守るための、自分たちの地域を守るための活動が大事だと思いますので。

また、高齢者世帯などの災害時の援護者に対しての避難の案内をしておくとか、そういうのも大事でないかというのは思います。なかなか、小さな集落でしたらそれぞれ把握されていると思いますけど、亀津のような大きなところというのか、あちこちから入り込みできていたら、なかなか隣の顔もわからないという方もいますので、そういうところを自治会で助けられるような、周りも助けられるような状態というのですか、何ですか、そういう状況に環境をつくっていくことが大事だと思いますし、それは地域だけでは難しいと思いますので、また役場のほうからもお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

今年度、自主防災組織を中心に今案内を出して、研修を行う予定であります。来年度以降も防災アドバイザーをお招きして、まずは集落、各集落自分たちが災害が起きたときにどこに避難するのか、誰がどこにいるのかということ掘り下げて考えていただいて、ワークショップ式にさせていただいて、自分たちの集落であればここにというものを確立していくことが、一番大事ではないかなと思っています。

それを継続的にしていけないといけませんので、毎年研修を行って、最後にはこれは目標ではあるんですけども、予告なしで防災訓練を実施して、どういうふうになるのか。そこで、課題が見つかったときに、その課題をどういうふうにして克服していくのかということも含めて、最終的にはそのようにしていきたいと考えております。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

一人一人がやっぱり危機意識を持つことが本当に大事だと思いますし、私たちの地域も訓練したら毎回避難訓練は同じ方が出てきて、それで終わってしまうというような状況ですので、全員が本当に危機意識を持って防災のことを常に入れていくというのも大事なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

次に、現在のハザードマップは見直しが必要ではないかということで、現在のハザードマップは平成18年に作成されたものだと思いますけど、どうでしょうか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

現在のハザードマップは平成28年4月に改正し、見直しを行ったところであります。

○5番（宮之原順子君）

それは、全世帯に配布はしましたでしょうか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

全戸配布ができていない状況ですので、今後ハザードマップの重要性がありますので、全戸配布ができるようにしていきたいと思っております。

○5番（宮之原順子君）

ぜひお願いします。家にハザードマップが前回配られたのは大分前だと思いますので、また家にそれを掲示してある方もほとんどいないではないかと思われま。それと、新しく徳之島町に転入してきた方にも配布をされていますでしょうか、お伺いします。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

今はしていない状況だと思いますので、これからそこも気をつけてしていきたいと思っております。

○5番（宮之原順子君）

あちこち旅行に行ったらハザードマップが町の中に、ここが逃げるところです、危ないところですよと、そういう掲示をされている場所があると思えますけど、町内にもハザードマップを掲示していただけないでしょうか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

確認をしてはいないので、ないかと思えますけれども、これからそこも含めて検討し、掲示できるようにしていきたいと思えます。

○5番（宮之原順子君）

では、よろしくをお願いします。

では、次の質問に移りたいと思えます。

亀津新漁港への公衆トイレの設置についてということですが、9月議会で亀津新漁港にトイレの設置ができないかを質問したところ、非常にハードルが高いとの答弁がありました。

その後、質問が終わって控室に行ったら、議員の皆さんからグリーンベルトに設置をしたらどうかと話がありました。世界自然遺産登録になると観光客もふえると思えますし、またホテルが多いのは亀津周辺、散策する方も多いたと思えますので、児童公園にしか今はトイレがありませんので、漁協前のグリーンベルト地帯に公衆トイレの設置はどうでしょうか、お伺いします。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

16メートル道路沿いに公衆トイレは、議員のおっしゃったとおり亀津児童公園のみとなっております。近隣の方々と徳之島漁業協同組合との協議を行い、また町有地有効活用検討委員会でも検討して取り組んでいきたいと思っております。

○5番（宮之原順子君）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

施政方針の中にも高齢者福祉の充実というのがありました。高齢者の方はいろんなイベントがあるときに、トイレがあるかないかで参加、不参加を決めている方もたくさんいると思ひます。また、海岸沿いは散歩する方が、高齢者の方も散歩する方が多くて、ついトイレがないのでホテルに駆け込んで、運動がてらホテルに駆け込んでいる方も何回か見かけたことがありますので、町民の皆さんのため、また観光客のためにもぜひトイレの設置をよろしくお願ひいたします。

では、次に移りたいと思ひます。

有害鳥獣駆除についてということです。農産物へのイノシシの被害が以前より拡大していて、先日の12月8日の新聞にも龍郷町の記事に載っていました。学校近くにもイノシシが出ていて、すごい被害も大きいというのがありました。どうか、徳之島町のほうでも農家さんのほうが、高齢の農家さんが駆除してほしいとの相談がありました。

徳之島町内のイノシシによる農産物の被害状況と対策を教えてください。よろしくお願ひします。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

イノシシの農産物への被害への現状は、平成29年度末現在、サトウキビが3.49ヘクタール、被害額は404万円、バレイショが0.7ヘクタール、被害額が119万円、また平成30年度末においてはサトウキビが10ヘクタール、被害額は307万円、バレイショの被害面積が2.19ヘクタール、105万円となっております。これまで多少の減少傾向か、または横ばいであったものが、本年度においては相当な被害面積及び金額になると被害相談等によって予想されます。

被害面積等の把握は年度末のため、現在の全体的な被害面積は把握できておりませんが、被害の対策についてですが、現在の対策としては次のことを行っております。

有害鳥獣捕獲従事者による有害駆除、新規狩猟者の掘り起こし、既存設置済み箱穴の未使用箇所調査、専門家からの助言・指導、研修会対策等であります。設置済みの侵入防止柵の補修を行っております。

さらに来年度からは対策の拡充といたしまして、わなの新規導入、新規狩猟者及び既存狩猟者への助成、これは狩猟登録等の関係する補助であります。

3つ目としまして、専門家からの助言・指導、これは集落、農家への研修会並びに指導、ま

た猟友会への指導等も含めて現在検討している段階であります。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

何月でしたか、マイクの放送でイノシシの一斉駆除をしますという放送がありましたけど、そのときは大体何頭ぐらいとれましたか。

○農林水産課長（高城博也君）

一斉駆除に関しましてはあれですけれども、現状といたしましては昨年1年で3カ町で480頭余りが駆除された報告となっておりますけれども、現時点で、本町だけで10月末現在380頭余りの頭数が捕獲されておりますので、例年これまでにないイノシシの捕獲頭数となっております。非常に深刻な問題と農林水産課のほうでも考えております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

狩猟というのかピストルの免許を持っている方は徳之島に何名ぐらいいて、あと何歳ぐらいの方が、結構高齢の方がたくさん多くてなかなか活動ができないという話を聞きますけど、もしわかっていたら教えてください。

○農林水産課長（高城博也君）

数字のほうはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後で報告したいと思っておりますけれども、猟銃よりもやはりわなの関係で人数が多い、狩猟者ですね。しかし、わなの免許を取ったからといって、すぐとれるものではなくて、なかなかとれない狩猟免許の従事者もいらっしゃいます。

ですから、そういった意味で今回もいろいろ講習会等で実績のある方の指導をもらいながら、今後とれるような形で対応してまいりたいと考えております。

数字のほうは、また後で報告いたしますので。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

私たちも、女性の方でも車を運転していたら、道路で親子連れのイノシシをよく見かけるといふか、見かけるといふあちこちから情報があります。それで、女性でもわなの講習会を受けたいという方が何名かいて、自分たちも農業をしてる人は、自分たちできないかといふので、それが以前は徳之島でも講習会があったようですが、徳之島でも講習ができないかという意見がありますが、どうでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

これは、次の質問。イノシシ捕獲用のわなの設置講習会等についてお答えいたします。

免許所持者に対しては、外部専門家や猟友会の中で捕獲頭数実績のある会員の方によるわな

の設置講習会を今後予定しております。

また、免許未所持者への対応としましては、専門家からの助言・指導をもとに集落農家への研修会並びに指導を行い、捕獲の際の猟友会の連絡方法が速やかに行えるように体制を図りたいと思っております。

それと、あわせて免許のほうに関しましては、隔年で徳之島で講習がありまして、来年度は徳之島のほうで講習がありますので、それを案内を広げたいと思っております。先日の、郡島内での課長会の中でも、私のほうで一応当面の間でもよろしいですから、毎年でも行えないかなというふうな要望はしてあります。

また、当然捕獲の免許だけじゃなくて、防御のほうというか、捕獲対策も大切なんですけども、防御の農産物への被害の防除も大切であるため、そこら辺も今後次年度に向けて早急に対策を検討していきたいと思っております。

ちなみに、今月の12月16日、17日、3町で関係機関と一緒にこうやって協議した結果、この日にイノシシ被害対策検討会、研修会の開催を予定をしております、会場のほうはまた防災無線なり、また案内が広報でやられると思いますので、農家の方も自分のできる範囲のことをやっていただいて、やった上にまた町もそれに対して何らかの支援対策を講じようと思っておりますので、早急に対策検討会の中で話し合っていきたいと思っております。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

わかりました。それと、もう一つ要望があったのは、天城町に解体する場所がありますよね。天城町民は5,000円で、ほかの町は1万円ということでした。聞いていますけど、そこも少し、もし統一ができなかとお願いですので、またそこところはよろしくお願ひしたいと思います。お願いですので。

では、次、あとイノシシの被害対策については、また後ほど植木議員の一般質問にもあるようですので、これで終わりたいと思います。

最後の質問です。堤防の壁面についてということで、1月議会で質問しました亀徳新港の壁面についてですが、町長や企画課長が前向きに検討していくとの答弁がありましたが、それからの進捗状況はありましたでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

亀徳新港の堤防に関する壁面、ペイントでございますけども、実は来年度、世界自然遺産登が見込まれております。それにあわせて、当初予算でこのペイントに関する予算を計上したいと思っております。

絵につきましては、高校生以上のある程度専門的な絵の描き方を要する人をお願いをいたしまして、世界自然遺産にふさわしい写実的なものを私が好みなんですけども、そういった専門的な絵を亀徳新港に描きたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

ぜひ世界自然遺産登録に向けて、写実的な絵ということで、本当に楽しみにしています。海の表玄関として、本当に新しく描きかえ観光客をおもてなししていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許します。

○6番（勇元勝雄君）

おはようございます。

6番勇元が5項目について質問いたします。

この間、亀徳のほうで町政懇談会がありました。たくさんの役場職員が出席して、非常にうれしいことだと思いました。我々議員、町長、副町長、役場職員は、町民の公僕だと私は思っています。集落の行事、役場職員である前に町民であることを役場職員も自覚してもらいたいと思います。

町民のために何ができるか、町長、副町長、議員、そして役場職員、そういうことを考えながら、これからも私は町民目線の政治を目指していきたいと思います。

初めに、1項目め、二十何回の質問ではございますけど、子育て支援について町長にお伺いいたします。

町長は、県下の市町村の現在の子ども医療費の状況について、どのように考えるか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

医療費につきましては、各市町村さまざまな施策で、価値観でやっていると思いますが、将来の医療制度の継続可能な、持続可能な医療制度を確保するためにも、今の徳之島町の施策は医療費について慎重に対処したいというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

ここに新聞の切り抜きがあります。2019年8月8日の厚生労働省の発表ですけど、2018年の4月時点で子ども医療費の助成をしている自治体は、高校卒業までが助成している市町村が67

増の540市町村、中学校までが15減の1,007自治体、小学校卒業までが22減の96自治体、就学前は30減の81自治体だった。

1,725自治体ぐらいの市町村が現在子ども医療費の助成をしています。町長はこのような現状をどのように考えるか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

医療制度につきましては、広い視野に立った施策が必要だろうというふうに考えております。そして、今徳之島町の現状、保険税につきましては非常に低い利率で推移しております。

そして、医療費についての傾向となりますと、全国的に人口減に伴って医療費が少なくなるわけではなくて、医療費は増大をたどっているということでもありますから、その原因については高度医療の原因複雑な多岐にわたる理由であります。この無料化についての医療費の増額も見込まれます。保険税をしっかりと住民の負担を軽減するためにも、維持するためには今の現状が一番ベストかなというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

1,725の自治体が今助成をしているわけですよ。それはある程度無料になったからって、無料だから病院に行かなきゃいけないという人はいないんですよ。きのうの答弁でもありましたけど、金を払わないで医療を受ける人がいる。このような現実があるんですよ。徳之島でも。

そういうことを考えたら、それが1億も2億もかかるんだったら、それは考えなければいけないと思いますけど、ほかの市町村のことを聞いても、そんなに医療費が無料になったからといって上がっているような状態は聞こえないんですよ。

そして、町長は前の答弁で国保税の増額につながる政策をしない。一般会計から法定外繰入金で1億以上あるという、そういう答弁ももらっています。1億円の繰り入れがあるから、その繰り入れをしなければ1人当たり3万円の増になるとか、そういう答弁ももらっていますが、それはどのような理由で1人当たり3万円上がるということを考えているのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

詳しい数字については、後ほど芝課長から答えると思います。この一般会計繰り入れは以前、今の制度になる前の繰り入れですから、収支バランスは同じです。それから、一般会計の繰り入れが1億幾らを国保税の人数で除した場合の金額でございます。そして今、今後考えなければいけないのは徳之島町については、保険税は非常に安くて推移していると。

しかしながら、ほかの市町村は高いとなった場合に、負担がふえるわけですよ。保険税の格差もあるとです。医療費の格差の施策の格差もありますが、保険税の格差ということをお考えますと、私は徳之島町については保険税を極力上げるべきではないと。その施策をどうやって進めるかについては、この医療費の無料化について慎重に判断をしているということでありま

す。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

町長もおっしゃっていましたが、町民の皆様には負担をかけないように一般会計からの法定外繰り入れを行って、医療費を補っておりました。29年度以前の5年間の法定外繰入金は、平均しますと1年間で1億2,912万円です。これを被保険者1人当たりで計算しますと、先ほど勇元議員がおっしゃってました3万円に近い、3万1,000円です。この金額が、以前は不足しておりました。

30年度の県単位の広域化になることで、この1人当たり3万1,000円の保険税を増額しなければいけないんじゃないかという、ちょっと危機感がございました。しかしながら、30年度に入って国からの3,400億円の財政投入がありまして、これ約5年間と聞いておりますが、これにより徳之島町は恩恵を受けました。

それで、30年度から法定外繰り入れをしないで、国保財政を運営できました。しかし、昨年度も国保会計は若干の不足がありました。これは約900万円でございます。これは国保会計基金がありましたので、その基金から900万円は補いました。このようなことで、徳之島町はぎりぎりのところで運営しております。

今後は、県に納める納付金の状況と、今後の国の財政支援次第では先ほど申し上げました1人当たり3万1,000円くらいを上げざるを得ない状況になるかもしれません。このようなことが、根拠になっております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

ほかの市町村も赤字のところは、結局今まで法定外の繰り入れをしておった市町村は、大分あると思うんですよ。それを赤字だから、県下一律の保険税した場合、徳之島町は1億の赤字だから1人当たり3万上げなければいけない。そのような政策をした場合、保険税払える人がいなくなるんですよ。1人当たり3万だったら3人家族だったら9万ですよ。恐らく国としても、県としても赤字分は全部市町村に丸投げするような施策では、国民健康保険の意味がないと私は思うんですよ。

県下一律になっても、この市町村は赤字だからこれだけ出さない。そういうことをしたら、実際市町村は、赤字の市町村は恐らく国保財政はもう破綻するわけですよ。繰り入れはできない。それを町民に全部負担させる。そういう施策をする場合はそういうことをとめるのが町長の役目だと私は思うんですよ。ほかの市町村が子ども医療を助成しているのに、徳之島町だけ助成をしていない。

それで黒字になって、黒字になるということはないですよ。もし子ども医療費を高校まで

無償にした場合、ある程度の数字はつかんでいると思うんですよね。どれくらいの医療費が上がるか、検討したことはありますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

子ども・乳幼児医療費の30年度の実績が851万円となっております。これは、ゼロから6歳までのお子さんの助成で、今年度4月1日現在のお子さんの数がゼロから6歳までの数が726人ということなので、おおよそ1人当たり1万円の医療費がかかっているような状況だと思います。

これを、小学生まで計算いたしますと、単純に計算いたしますと、小学生が623名の1万円ということで623万円、中学生が323人ということなので323万円、高校生が296人なので296万円、これを高校生まで医療費を助成すると、おおよそ2,100万円ぐらいの金額が必要かと思われます。

○6番（勇元勝雄君）

この八百幾らの数字は、県の補助を入れている数字でしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

そうですね。県の補助を入れた金額です。この2分に1は町が助成をしています。

○6番（勇元勝雄君）

2,000万足らずのお金ですよね。それは、多少は今まで病院行ったらお金がかかるから病院に行かなくても家で辛抱してやっている人もいます。多少、増えると思いますけど。現在の町政を考えて、ほかの市町村は特別交付税の社会保障分を使って補助をしたり、ふるさと納税のお金を使って補助をしたり、いろいろやっています。国でもやっているんじゃないですか。消費税の分で、保育所の無料化、八千何百億円ですね。国が子育てのために一生懸命やっているのに、徳之島町、県下で1町ですよね。徳之島町だけ。

それは、町長は政策だと言っていますが、私はそういう政策は間違いだと思うんですよ。もっと子育ての世代のことを考えなければ、この間も亀徳のほうから天城のほうに引っ越した人がいるんですよね。夫婦、子供一人、3名出ていきました。それで、交付税が恐らく70万から75万減りますよね。結局現在の医療の無償化、そういうのはいかにして町の人口の減少率を下げるか、そのために私はやっていると思うんですよ。

この間、テレビでもやっていました。北海道函館市から隣の町が医療費の無償化とかいろいろ子育て一生懸命やっているもので、その人口が、人が移って行って函館市の財政が厳しくなっていると。そういうことを考えたら、政策を変えるべきだと思うんですよ。一般の人の若者がどれくらいの給料をもらっているか、恐らく15万か20万、それで保険税払わなければいけない、年金を払わなければいけない、そういう状態だと私は思うんですよね。厳しい。

町長は、米の育て方を教えるという答弁を29年の3月議会ですしているが、その後、どのような米の育て方の施策をしたか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

前もって、保険税につきましてちょっと誤解があるようですから、国はやっているけど、町はやっていないんじゃないかと、国と県に従って準じてやっているということですから、国と県がやることはしっかりとやっています。そこは、誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

そしてまた、人口減に伴っての医療費の無償化ということでは、私は効果はないだろうというふうに思っているからしないんであります。健康づくりこそが私は大事だろうということで、施策をとっているということを御理解いただきたいと思います。

それと、米の育て方を教えるということは、結果的には生き抜く力をいかに子供たちに身につけてもらうかということですから、多岐にわたります。これは、幅広い視野に立った教育環境と施策が必要であり、当然、例えば植物工場にしても親御さんがお子さんを抱えて、親御さんが先に当然亡くなるわけですから、自分の子供を心配しながら亡くなるのではなくて、町がしっかりと貯金等もできて、生活をできるということでの安心感も与えることも私は一つだというふうに思っています。

そして行き抜く力で今、新たにやってことと申しますと、既存のことも含めて学習村塾の開設でありますとか、そしてまたインターンシップ、そしてまたアメリカへの留学、特に先駆けてやったのがICT、IoTの教育環境、それで今後もタブレット等の整備を進めてまいりますし、ありとあらゆるスポーツについても予算をかけて行っていきたいというふうに思います。

人口減に伴うものについては、住環境と保育所の待機児童をいかになくすか、そして教育環境の現場をいかに充実させるか等について、施策を重点的にやっていきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

米が欲しいのは、町長の教育に対しての施策は私は立派だと思いますよ。しかし、現在、米が欲しいのは親なんですよね。子供を育てるための。その親に対してどのような政策をしているか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

子供ためにどうしたらいいか、私は親目線というの必要ですが、子供目線に立ったときにどうなのかということですよ。だから、その行き抜く力というのは、子供たちはいつかは独り立ちしないとイケませんので、少し長くなりますが、自分で課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断をし、行動し、よりよく問題解決する能力を身につけていただく、そしてまたみずからを律し、他人との協調性を重視し、他人を思いやる心や感動する心など、

豊かな人間性をたくましく生きるための健康と体力を身につけるための施策をやるべきだというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

私は聞いているんですね。子供を育てているのは親なんですよ。その親に対して町はどのような施策で、米というのは私は収入だと思います。その収入を増やすためにどのような施策を町がしているかということを知っているんですよ。いかがですか。

○町長（高岡秀規君）

米を与えるというのが収入であって、育てるということには稼ぎ方、ものづくり、仕事の内容、どういった職業につくかということでもありますから、逆であります。そこは、考え方の違いで施策の違いが出てくるものだというふうに思います。

当然、親御さんに対しての施策等も私は結果的にやっているだろうと。例えば、無料塾、そしてタブレット等を無償提供する。そしてまた、学力の向上のための塾の開設について、安価な価格で塾を提供する。そしてまた無料です。そういったことも親の負担を軽減につながっているというふうに思いますし、ICT教育、Iターン、インターンシップ等、そしてアメリカ留学等についても町が負担をして、今施策を進めているわけですから、これも親御さんの負担の軽減につながっているものだというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

タブレットとか、そういうのは国の施策ですよ。町が単独で上げるわけじゃない。だけど、現実親の収入がなかったら子育てというのはできないと思うんですよ。町長が言っているのは教育関係、教育、それは教育は大事ですよ。だけど、教育するためにその家庭がどのような状況か、それに対して私が聞いているのは、その親に対してどのような施策で収入を上げるか、ということを知っているんですよ。

○町長（高岡秀規君）

親の収入を上げるための施策というものは、質問になかったというふうに考えておりますので、答弁はしておりません。

そして、まず親の例えば収入によって、非課税世帯でありますとか、ひとり親世帯についてはしっかりと軽減措置をするべきだというふうに考えております。しかしながら、しっかりと所得のある方たちについては、多少の負担を求め、弱きを助ける施策に使わせていただくというのが、一番の現実的な路線かなというふうに考えておまして、町が今ものづくりやそして景気対策をしているのは、いかに雇用を確立し、そしてまた安定的な、経済的な面でも給与を確保をするかという等の政策については、しっかりと施策をとっていきたいというふうに考えております。

○6番（勇元勝雄君）

収入は質問していないって、その米が収入なんですよね。質問が多いもので、これでまた終わりますけど、先ほど宮之原議員からも質問がありました。子育て支援のために公園の整備、遊具の整備はできないか伺いたします。

そして、この質問の中には入っていないと、また言われるかもわかりませんが、北部のほうに全然公園がないんですよね。北部のほうに公園の整備はできないか、お伺いたします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えをいたします。

先ほど宮之原議員からの御質問でもお答えをしましたが、今現在社会教育課としては総合運動公園内の自由広場、これについての増設は先ほど申しあげましたように検討課題となっておりますので、検討していきたいと考えております。

また、今のありました北部のほうですけども、先ほども宮之原議員の中でも答えましたけども、今現在我々が今考えているのが、雨天でも晴れている日でもそのまま使えるという、普通は遊具は晴れた日に使うのが本当ですけども、雨天の日でも使えるということで、北部のほうも含めまして各自治公民館への遊具の設置を今検討しております。それにつきましては、いろんな形で今考えておりますので、また、これからまたこの点については、いろいろと検討してまいりたいと思っております。

ただ、私どもこの各公園がありますけども、各地区には公民館が、特に北部地域におきましては、敷地が非常に広いと聞いておりますし、また見ております。その敷地への遊具の設置については、各区長さん並びに関係各課、その建物をつくった当時の関係各課がございます。関係各課と協議しながら検討してまいりたいと思っております。

これは、実は先日天城町と伊仙町のほうも回らせていただきました。遊具を利用する場合の、やはり子供たちが利用します。やはり立地条件、立地場所というのが非常に大事になってくると思います。我々も今2カ所見ましたけれども、この伊仙町の場合はほーらい館の横にありました。そこで、子供たちが約20名ほど、夕方の4時ぐらいです。回ったときにありました。やっぱりあのとき聞きますと、ほーらい館に親が行ったときに、外で子供が遊んだりとか、その横には団地があるという条件で、それも一つの選択肢かなというのを、我々感じさせられて帰ってきた次第です。

これからも今、勇元議員がおっしゃったように、北部地域におきましては公民館の敷地内の広場、及び公民館の中での遊具設置等について、これから検討してまいりたいと考えています。以上です。

○6番（勇元勝雄君）

北部地区は今、住宅建設がなされていますよね、花徳のほうで。あそこも土地があいていると思うんですよね。住宅建設にあわせて遊具の設置とか、そういうのを考えてもらいたい。ま

た、遊具を設置してもなかなか管理が行き届いていないと、私は思うんですよ。ものをつくったらそのメンテをするが仕事であって、つくるのが目的じゃないんですよ。ある程度、それは集落のほうにも協力をいただいて、そのメンテをきちんとやらなければ、遊具というのはもうすぐだめになります。そういうことも考えてもらいたいと思います。

6項目めの、尾母保育所の整備は何年後ぐらいを予定しているか、お伺いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

尾母へき地保育所の整備は過疎債の計画では令和2年度に予定しておりますが、整備についての検討は現在行われていない状況です。尾母保育所、尾母地区の公民館と併用しております。老朽化も進んでおりまして、安全面を配慮いたしますと、今後早急な対応が必要かと思われま

す。

○6番（勇元勝雄君）

認定こども園ができましたよね。そして、保育料の無償化、そうした場合、へき地保育所というのは親御さんの手がかかるわけですよね。子供に対しての。弁当をつくったりとかいろいろ、これからはへき地保育所の需要は、私は少なくなると思うんですね。認定保育園をつくるとか、そういうことは考えられないでしょうか、お伺いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

今後、北部地区のほうには認定こども園をもって話も議会でやられておりますが、南部地区につきましては、私立の保育所等があるということで、ちょっとまだ検討はされておりましたが、今後、町立のそういう施設も必要なのかなというのを、私自身は思っております。

あと、幼稚園との関連もありますので、そういうところを問題クリアしながら、検討していく必要があるかと思えます。

○6番（勇元勝雄君）

無償化になって、へき地保育所と認可保育所の申し込みの数はどのような状態になっているか、お伺いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

まだ、集計がはっきりはできておりませんが、やっぱり認可保育所のへの申し込みが増えてきているような状況です。へき地保育所、特に尾母のほうは少ないような状況が出てきております。

○6番（勇元勝雄君）

町長は、どのように考えるでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

子育てについての保育所のあり方というのは非常に重要な施策だと思っております、公立にしても私立にしてもしっかりと経営ができるような体制をつくっていきたいというふうに思

いますので、共存共栄ですね。

○6番（勇元勝雄君）

私立、一生懸命頑張っていますので、私立の保育所と十分話し合っ、どういう形がいいか考えて、尾母保育所の早期改築をお願いいたします。

○議長（池山富良君）

勇元議員、しばらく休憩します。

11時20分から再開します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○6番（勇元勝雄君）

今、町長と話しましたが、お互いイノシシ年で自分の意見を曲げないということで、いつまでも平行線だと思います。私はあと何年議員できるかわかりませんが、町長は若いものですから、もっと町民目線の政治、またやってもらいたいと思います。

続いて、新庁舎建設についてお伺いいたします。

11月の1日ですか、県との協議がなったと思いますけど、どのような内容の話をしたか、お伺いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この11月の1日、町長と二人で市町村課のほうへ、お伺いいたしました。

内容につきましては、起債に関係いたしまして、現在の新庁舎建築の進捗状況をお話に伺いました。協議というよりも、こちらからの説明に修したというのは実際のところでございます。

以上でございます。

○6番（勇元勝雄君）

前、市町村課、3名の議員で伺ったときもお話は承りますという話でございました。また、町の話も聞かなければいけないということもございますけど、普通役場の事業としては、ある程度起債のめどがなければ、いろいろできないと思うんですよ。建設課の事業にしても、ほかの課の事業にしても、めどがないのに金をかける、建設課の場合、そのめどがないのに設計を町単独で委託する、そういうことはできないと思うんですよね。

県のほうでは、その起債の条件に対してどのような話をしたか、お伺いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

県のほうには、私どもが説明したものは起債の要件でございます。津波、浸水、想定区域内に建てる場合に、それ相当の処置を施した上で建てると。その場合、高台等に同等の土地がないというようなことを申し上げました。

また、地域防災計画の中に事業の必要性が裏づけられているということなども申し上げました。県のほうからの回答ですけれども、細かい対応はございませんでした。一つ言われたのは、あくまでも庁舎の建設場所等を決定するのは、県でもなく、国でもなく、住民であり、町であるということを認識することが重要であるということをお話されたところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今、場所がないという話をしたということですが、場所がないというのはどのような条件の場所がないということでしょうか。

そして、住民が納得したら現在の場所でもいいと、そういう話でしたでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

高台に一団として利用できる土地がないというようなことを説明申し上げました。危険区域もあるということを説明申し上げました。また、住民が納得というのは、住民のほうに十分に説明を行っているということをおっしゃいました。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

場所はありますよね。前、行ったときも写真いろいろ持って、資料を持って行って、場所はありますということで県の課長にも言ってあります。住民が納得する。では住民を納得させるには、住民投票をしなければ私はいけないと思うんですよね。この間の2,000名のアンケートでは、住民は納得しないと思うんですよ。その納得するしない、その結果を見るのが私は住民投票だと思うんですよね。

今、垂水でも問題になっています。わざわざ海岸のそばに役場を移す。そういうことで、今テレビ等でもいろいろやっていますけど。その場所がないということを、どのようなことで言ったのか、また住民投票をやる予定はないのか、お伺いいたします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

場所がないというのは、一団としてそういう土地がない、もしくはそこに急傾斜等々崖崩れの場所、危険箇所があるということを申し上げました。

また、住民投票につきましては、住民の代表である検討委員会等で論議をしております。また、住民説明会でも私は津波のことで不安を言われた方もいらっしゃいました。私どもの説明

でかなりの方が、それに対して同意を得た、承諾をしたと私どもは思っているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

私が考えている場所は、崖があるとか、そういうのじゃないんですよね。道路が狭い、そういうのを、県道に沿っています。そういうのを県のほうにお願いして、道路を拡張してもらう。また、崖を切ってもらう。この間、県の方にも言ったんですけど、もしその崖が切れなかったら、とめるみたいな格好でつくったらどうかという話もしました。住民説明会、何名来たんですか、全体で。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

全体で約、参加者200名と考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

1万以上の人口がいるところで200名で、それが住民の総意じゃないんですよね。いろいろ町民の方と話したら、何でわざわざ津波7.5メートルの津波が想定されているのに、現地建て替えかという話ばかりなんですよ。

実際、地盤が4メートルという役場の説明なんですけど、その隣に3メートルってありますよね。実際は何メートルなんですかね。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

4メートルと認識しております。

○6番（勇元勝雄君）

3メートルと4メートル、1メートルの違い、大事なんですよ。恐らく4メートルも埋めてするところはないと思うんですよ。もう一遍それはきちっと測量を入れて、実際の高さを確認してください。1メートル違ったら、1メートル浸水するわけですね。

庁舎、きのうの企画課長の答弁で、4階か5階だったら大丈夫だという話がありましたが、役場は大体どのような何階建ての庁舎を計画しているのでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これにつきましては、この間行われましたプロポーザルで優勝者、それが次点が決まりました。優勝者の内容については、この金曜日に発表させていただきますので、その内容をごらんいただきたいというふうに今考えております。一応4階以上ということで考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

プロポーザルで4階以上は何社ですかね。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

4階以上につきましては9業者ありまして、4階建物は全ての9業者で4階以上を計画しておりました。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

プロポーザルで優秀と最優秀ですか、決めて、地元業者とベンチャーを組ます。そのベンチャーを組ますのにはどのような方法で、ベンチャーを組ますんでしょうか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ベンチャー申しまして、私たち設計のほうで地元の設計業者とベンチャーを組んでくださいというようなことを申し上げております。その後、工事については入札で島内の業者という形で考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

町内に1級建築を持っている業者が2社ですよ。プロポーザルで決まった業者が、その2社のうちから1社を選ぶという方法でやるんですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

お見込みのとおりでございます。その1級建築社2社ございますので、そのうちの1社、もしくは2社になるかもわかりませんが、その1級建築2社を考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

その契約はどのような方法でやるんですか。ベンチャーを組ますというのは、普通ベンチャーを組ますといたら、5社5社の事業者を選んで、その業者同士で話し合って、そしてその中でベンチャーを組んだ業者が入札してとるという話なんですけど、その島の業者を決めるのはプロポーザルで確定した業者が選んでとるという方法でしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

プロポーザルで優勝した、1位になったところが島の業者と組むということでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

それは、下請という格好でやるわけですかね、ベンチャーじゃなくて。

○企画課長（向井久貴君）

これは対等の立場でございます。ただし、出資比率が違います。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

そういうベンチャーの組み方は私は聞いたこともないし、それは後でまた調べてみますけど、県のほうは、その場所の件なんですけど、移転がないということで納得しているんでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

それにつきましては、回答等はありません。確実に5月のときに申請を出してくださいと。そのときに、例えばそういう適地の問題についての資料は整えておいてくださいというような回答でございました。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

住民が納得したらどうのこうのという話がありましたけど、その起債の条件に照らし合わせて、恐らく住民が現地建て替えを望んでも、これは法律ですよ。建築の場合は建築確認を受けなければいけない。崖下はだめ、そういう法律を曲げて県国が起債を許可するか、私は到底考えられないんですよ。その法律の趣旨からも反しているわけですよ。場所があるのに現地建て替え、どうしてその防災減災のそれにこだわるのか。

もう一つ、その防災減災じゃなくて、緊急防災対策事業債というのがありますよね。恐らく条件は悪いんですけど、全体事業としてはそんなに変わらないと思うんですよ。消防の庁舎をなおさなければいけない。また、1階部分のロス、渡り廊下、そういうのを考えたらそんなに金額の上限はないと思うんですよ。どうしてもっと考えて、最善の方法を考えないか、庁舎防災起点としての機能を果たさなければならぬと思うんですよ。

きのうの答弁でもありました。液状化が起こる。県道のそばだから利便性がいいとか言っていますけど、液状化が起こった場合、埋め立て全体液状化が起こった場合、道路は使えないんですよ。その状態で、防災起点としての機能は果たせないと思うんですよ。その点をどのように考えるか、お伺いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

まず最初に、緊急防災についてお答えしたいと思います。

緊急防災減災事業債につきましては、御存じのとおり平成23年3月の東日本大震災を受けて、同年に12月に新設されました。その後、25年の4月に、28年度まで時限立法であるということが定められたところでございますけども、28年4月の熊本地震、私はこれが大きな転機だと思っています。これを受けまして、32年までに延びたと。

私は、最初はこの津波等を想定したものであると思いますけど、熊本地震を受けて延びたのは、私の考えでは本体、この個体がつぶれることを国が恐れたと私は思っております。要するに、旧建築基準法でつくったものを、これは急いで個体を改修したり、もしくは新築したりしなければならないということで、私はこの短い期間に事業債を使ってくださいというようなことが出たと思います。

これは、29年の10月に消防関係でございますけども、通知が来ております。広く使ってくださいということを考えているので、この緊急防災を使う必要が出てきたというふうに考えております。

それから、もう一つ液状化の問題ではございますけども、道路等ございますけれども、本体に関しましては、基礎ぐいとそれから土壌改良によって十分強固な建物ができるというふうに書かれております。

今、現在の建物が大体6メートルのぐいが打たれているというのを聞いておりますけども、それでも揺れは感じません。さらに、基礎ぐいを打ち込み、それから土壌改良をすることによって、強固な建物になるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

その建物の話じゃないんですよ。道路とかそういうのも全部、そういう状態になる、液状化になるわけですよ。その話を、前からの説明では役場現地建て替えの場合、16メートル道路に面している。そういう話をするから、もし液状化になって道路が使えなくなった場合、緊急防災、防災起点として機能を果たせるか、そのようなことを聞いているんですよ。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

私は、その前にまずここにいる役場職員が一番津波に近い、要するに浸水区域にいる津波の近いところにいる職員が住民を助ける、死者をゼロにする、この行動をとることが一番最初であり、その次に道路が壊れたところでどうするかというような問題が出てくると思います。

これは、今後防災担当アドバイザーがいますので、なりますけど、まず初めに私はこの施設に、この役場庁舎にいる役場職員が津波が来る、もしくは大きな地震が起きたときに、勇元議員がおっしゃるように町民目線ですね、町民目線というのはやはり同じ目線のここに私たちがいて、住民を助ける。自助、共助で助ける。その後に、道路の液状化が出てくると思います。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

企画課長では、役場職員が町民を助ける、地震・津波というのはいつ来るかわからないんですよね。昼間に限ったことじゃないんですよ。そして、役場職員1年間のうち何時間ぐらい役場にいるんですか。

○企画課長（向井久貴君）

年休を1日もとらない場合は240日ぐらい、そういう人はいませんけど、大体220から30日役場に勤務している。そのうちの大体8時間ぐらいというふうに考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

365日、8,760時間、そのうち役場職員が役場にいるのは1,960時間、土日祭日を入れたら最低220日ですよね、今総務課長が言ったように240日、240日だったらその1,960時間という時間ももっと短くなるんですよ。

そういうことを考えたら役場職員が町民の避難をさせる。恐らくそういうことはできないと思うんですよね。いつ来るかわからない災害に対して。役場じゃなくてもいいんですよ。現在の、その増築と幸いに4階建て、耐震基準にあっています。津波避難ビルで使ってもいいわけですよね。

現地建てかえじゃなかったら、町民の命を守らなければならないということはないと思うんですよ。ただ、理由づけであって、実際、津波が起こって役場職員が役場に來れる状態じゃないんですよね。何百名かの役場職員がおるんだけど、現場に出ている職員もいる。そういうことを考えたら、最終的には防災起点がなかったら、役場の業務はストップするんですよ。

現地ありき、なぜか知らないけど早くやらなければいけない。ほかの事業でもできるんですよ。もっと話し合っ。住民投票でもして、一般の町民が全部ここでいい、大多数の町民がここでいいという話だったら、それは私も納得します。

また、それで町民が望んでいるから想定区域内に、その想定区域内に庁舎を建てる。そういうことを許すんだったら、それはそれでいいと思いますよ。

だから、前、県のほうに行ったときも、担当の係の方に、もし県がこれを許可するんだったら、こういう状態のままで県が許可するんだったら県のほうも責任がありますよね。その法律に照らし合わせて条件をクリアできていないのに、そういうことを県が許可するんだったら県のほうも責任ありますから、そのときは確約書を書いてください。というお願いもしたんですよ。どうして、ここじゃなければいけないか、その一番の理由は何ですか。

○議長（池山富良君）

勇元議員、今の質問の中で、「総務課長が言われたように」と言われましたけども、企画課

長でございますので、間違いのないようによろしく申し上げます。

○副町長（幸野善治君）

昨日の幸議員の質問に対しての答弁とも重複はしますが、この場所でありきではありません。これは一応全部手順は踏んであります。

まず最初に、この役場が耐震性がない、いわゆるマグニチュード6.8強の地震が来た場合は、すぐに倒壊するおそれがある。すぐに倒壊するおそれのあるというのは、ここで働く役場職員、また来客の皆さんの命が守れないということです、それが一番の理由であります。まず役場職員の命を守る、来客の命を守るというのが一番であります。

そして、液状化だろうが何だろうが、これは地震と津波と火災と風水害、高潮等がありますが、災害には。まず一番怖いのは、先ほど言ったみたいな地震があつて倒壊した場合に命がない。

次に、液状化した場合、この辺が浸かります。浸かった場合には、緊急避難場所としてピロティ方式で上げた2階から4階以上は1,000人から2,000人の町民がそこに逃げ込めるビルをつくると、これが大きな2点目です。

3点目は、緊急防災事業債は一般の事業債と比べて約10億円、多くて10億円ぐらいの差が開きます。先ほど勇元議員が言われた防災事業債でも、3億から5、6億円ぐらいの差があると今言われております。それだけ数億円の金が借りれる金が借れなかった場合、その負担はお互いの町の、町民の税金にこれはのしかかってきます。それが3点目。

それから、藩政以来ずっとなれ親しんできた代官所があり徳之島警察署があり、生涯学習センターのところに役場があり、役場は亀津の真ん中にあると、ずっと言われてきました。なれ親しんだこの役場が、一つだけ高台にぼつんと移るということは町民の交通の利便性、年寄りや障害者の利便性から考えて、大きく逆行することになると思います。

最後に、宮上病院をはじめAコープ、商店街がこの近辺にあります。商店街の衰退に必ずあります。

活力ある町というのは3つあるそうです。1点目に、まず市街地を形成してそこに商店街があること、役場があること、病院があること。これが1点目。次は、歴史の古い祭りがずっととり行われていること、祭りが盛んであることをいう。3点目は、その学校の卒業生が3分の2以上が、その市街地、地元に残っていることだそうです。これを十分構成要件を果たしているのは、この亀津の町であります。

ですから私は、庁舎建設プロポーザル委員会、これは役場職員の専門の方々です。そして一般の有識者を含めた各種団体の長を含めた一般の庁舎建設検討委員会、そして3回の住民説明会を終えて手続に何の不備もありません。住民説明会に恐らく200名と答えましたが、200名以上は来ていると思います。

来ないという人たちは任せましたという私は考えでおると思います。座談会、町政懇談会には社会福祉協議会何々をやりますよ、農政課が農政懇談会やりますよというのは、役場の皆さんが計画したとおりでございます。本当に異議があったら来ます。また別の反対に進めてくださいというのも来ると思います。誰も何もない反応というのは、お任せしましたということでございますので、住民投票するまでもなく多くの人たちが支持してくれるものと思います。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

ちょっと補足します。なぜ急がなければいけないか、それはいつ来るかわからないからであります。決して減災、その起債をもくろんだだけではありません。プラスアルファ、いつ来るかわからないので、耐震構造がなっていない庁舎の建て替えが早急に必要であるから急がないといけないということでもあります。

そしてまた、役場の職員等が当然、企画課長がお答えしたのは、勤務時間に起こった場合のケースでありまして、勤務時間起こっていない場合、夜中に起こった場合どうするかということで今訓練を行って臨機応変に対応するということが重要でありますので、訓練が必要であるということでもありますから、御理解いただきたいというふうに思います。

そしてまた、人口密集地がここであるということと、いわば地震が起こった場合、道路が通行ができなくなったときにどうするかとなると、当然高台にあっても同じことが言えるわけですね。そして今、より多くの人間を救うためにどの位置がいいかとなりますと、私は今の位置が一番ベストであろうというふうに考えておりますので、住民の皆さんの検討委員会の中でも決められたことですから、それを尊重していきたいというふうに思います。

○6番（勇元勝雄君）

副町長が言いました、昔からあるから現地に建て替え、商店街が衰退する、与論にしても知名町にしても現在地から700メートル離れた場所に建て替え。もし役場が尾母線のあそこに行けるんなら、役場に来る人は全部亀津の町を歩いていきますよね、それで必ず亀津の町に帰ってこなければいけない。私は商店街の衰退とかそういうことは出るとは思わないんですよね。

緊急防災、平成何年か24年、当初の予算です。（「当初28年、はい」と呼ぶ者あり）まあそれはいいです。その5年間ありました。そして28年に32年まで延びましたよね。勝町長時代に役場耐震診断をしていますよ。そのときも地震が来たら倒れる可能性がある、そういうことは高岡町長が町長になる前からわかっていることなんですよね。それを去年29年からばたばたしてやり出した。28年から継続になっていますから、その間、役場は何もしていないという、それだけの危機感を持っていたら、もっと早くからやるべきであって、緊急防災じゃなくても、防災対策事業債でもやろうと思ったらできるんですよ。

6億の差が出るとか言っていますけど、そこまで差が出るわけではないんですよね。もしほか

の場所へ移すなら、2階建て、3階建てぐらいで現在の面積をとれるわけですよ。ピロティにした場合、1階は事務室として使えない、そういう比較もしたことがあるんですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

実はこのプロポーザルに当たりまして、建築専門家がお二人いらっしやいまして、そこで私もそういう言葉になった感じというのが一つありまして、高層にすれば高くなるというのではなく、平屋にしたら安くなるかという方が床の単価でございまして、それは床にしますとやはり下の基礎が物すごく出てくるということでございまして、高層するから高くなる、平層、要するに床ですから安くなるというようなことは一概には言えないということをお聞きいたしました。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

ならピロティの分が無駄になるわけですね。その分だけ無駄なんです。基礎ぐいもまたボーリングしてみなければ、どのぐらい入れなければいけないというのはわかりませんが、ピロティの分だけでも最低限無駄になるわけですよ。どうして副町長が言ったようにもし災害が起きた場合、役場にどれぐらいの人間が来るか。

また、宮上病院の患者さんがどうのこうの言っていますけど、現在のつくりで町が想定している何千人の人間が、人がおしえてきた病院の患者さんどのぐらいここに入れるか。かえって役場来るよりは、病院のほうが安全なんです。現在4階建てのサザンコートあります。宮上病院2階建てですけど、屋上は3階以上の高さがあります。

新庁舎は避難場所じゃないと私は思うんですよ。現在の役場の考え、今現在3,000何百万の予算を組んで、町単の予算を組んで基本設計までやろうという状態ですけど、私非常に疑問に思うのは、3,000何百万の予算をつぎ込んで、それでも基本設計までやろうということを考えると、町民のお金ですよ、税金。それがもし県の許可がおりなければ無駄になるわけなんです。

現在の役場の行動を見ていたら、裏で何か県と約束しているんじゃないかという感じさえ受けるんですよ。普通、許可がおりるかおりないかわからない、それだけの町民の血税をつぎ込む、それはどういう考えでやっているんでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

少し誤解があるようですが、県と町が裏で取引なんて絶対ありえません。それは県の職員に対して失礼な話でございまして。今企画課長の向井課長が答弁したように、県は何も答えを出しておりません。私どもはしっかりと説明をし、今の位置の有効性を説明しただけでありますから、その辺は誤解のないようにしていただきたいというふうに思いますし、町民の命を守る、

そしてまたこの耐震構造になっていない、この庁舎を建て替えることが早く、いつ起こるか分からないからこそ、早く建てかえが必要になってきたということです。血税を無駄に使うということは決してあり得ないということでもあります。

○6番（勇元勝雄君）

町長はいろいろ施策をやりました。2億5,000万の土地、4億以上の金をかけていますよね、5億近くの金かけた。それは失敗でしたので済みました。そういう状態なんですよ、今徳之島町。もっと町のお金は町民のお金だという認識をもって今後事業進めてもらいたいと思います。

3番目、今建設課がしている共木屋団地の水路なんですけど、丹向川の氾濫防止のために県道からの水路を工事しているが、県道のオーバー水を処理するのに町単独でするのはなぜか。県も工事金を負担すべきではないか。また、事業名が水路工事なのに道路となっている、その理由をお伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

きのうの幸議員とも重複しますと思いますが、県道のオーバー水は県道の雨水はもちろんのことですが、そのほか各道路の雨水、宅地の雨水、農地山類等の雨水も含めた集水雨水面積19ヘクタールの雨水です。

平成27年に50年に一度という豪雨被害を4回も受け、丹向川下流の住民の人命の安全を守るために迅速に対応するためにどうしたらよいか、雨水基本計画をもとに検討した結果、社会資本主義事業にて実施することができましたので、どうぞ御理解くださいますようお願いいたします。

事業名についてですが、社会資本整備事業、交付金事業、防災安全道路改築施策分類項目の防災対策対象事業に冠水事業を選択し事業を行っているため、工事名が道路改築工事となっております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

あそこの道路、畑総でコンクリート立派な道路なんですよ。どうしてあそこまで水路を引いていかなければならないか。今、宅地造成やっておりますけど、県の側溝の溜枒から昔は現在の宅地造成地のほうに排水をするような場所でした。

どうして、この間、去年か、県のほうの課長と道路の係長にお願いしたんですよ。排水をもっとやってくれということでお願いしたら、県の予算でできるだけやりますというお話も伺ったんですよ。それは道路の、県道の排水を町単独で恐らく1億以上の金がかかると思うんですよ。

県のほうはどうして金を出さないのか。そのとき課長にも言ったんですよ。造成するときは、

その造成業者から県道の側溝に接続するときには話がなかったんですかと。もし県が接続を許可していた場合は、県の責任ですということには言ったんですよね。排水をすることには反対じゃないですけど、どうして町の金だけでやらなければいけないか。

また排水を今現在ももとの白寿苑のあそこにどうして流さないのかお伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

まず、どうして水を奥名川に持っていくかということなんですけど、先ほども申しましたように、雨水基本計画に基づいて19ヘクタールの水をそのまま丹向川に流すのでは、豪雨災害を受けて奥名川に流すのが最適ではないかということで向こうに流すようになりました。

白寿苑につきましては、現在雨水は県道の側溝を伝わって丹向川に流れております。宅地造成が始まっておりますが、宅地の雨水については県道に流すか町道に流すか、公共道路の側溝に流すのが基本だと思われています。例えば雨水について建築確認申請の個人的に言えば、それを問題としておりません。問題点があるときは開発許可が絡むときとなっております。開発許可が絡んでそういう土地をつくった場合には、雨水の件も開発許可の段階でどうしなくちゃいけないという問題が発生するものかと思われま。

一個人については発生しないとなっております。例えば、現在徳之島町に県道の水が、県道沿いにほとんど集落があります。県道沿いの集落のその辺の人は、県道のほうに流しております。それを考えておりますと、例えばの話ですけど、県はそういうことは言わないと思いますけど、じゃ、その水は徳之島町でどうにかしてくださいという問題では私はないと思います。

県道の水もございしますが、それに絡む宅地及び山林、原野と農地等がその水に流れてきているわけです。それを町とか県とかではなくて、どうしたら私どもとしては南区の丹向川下流の住民の安全を守れるかと一番考えた上で、社会資本整備交付金ほかの事業もありました。例えば下水道事業に関しましてですが、それは50%補助です。私どもの社会資本整備交付金、一番土木が補助率よくて、町に負担をかけない、そして早急に対応できる、そういうことを考えて建設課といたしましては、その雨水を丹向川に流すということを選択し、今事業を行っているところでございます。

○6番（勇元勝雄君）

質問答えていない。白寿苑のほうにどうして流さないのか。

○建設課長（亀澤 貢君）

白寿苑のところと言ったら、どの水を言うんですかね。

○6番（勇元勝雄君）

もともとあそこの谷間は白寿苑のほうに水が流れとったんですよね。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在も今そこに流れているんですかね。

○6番（勇元勝雄君）

流れていない。

○建設課長（亀澤 貢君）

すいません、勇元議員に質問なんですけど、白寿苑の水路ちゅうのは、私の理解しているのはちょっと、その水路、末はどこのほうに流れているんですか。

○6番（勇元勝雄君）

白寿苑の下。パチンコ屋の。

○建設課長（亀澤 貢君）

ああ、そこ。私そちらのちょっと水路関係そこに流れていることはあれなんですけど、以前にも水路になっていて、このあれとは話が違うかもしれませんけど、一時期その水路の末がガソリンスタンド及び向こうに流れている水ですかね。そこがちょっとあふれるということで、県にも相談して、相談したことがありますけど、そことのこっちとの関係がちょっと把握していません。

○6番（勇元勝雄君）

どのようなしたら、どのような工法で安くするかというのを考えるのが役場の仕事なんですよね。もともとあそこの水は、どうせたまたま1万平米以下だったから県との協議がなかった。しかも恐らくあれだけけど、造成地だから県と協議しなければいけないと思うんですよね。それは県がどのような考えでやったかわかりませんけど。

前の課長、係長は、県でもある程度持ちますという話をしたんですよね。そういう話をしたことないですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

雨水計画を発注するに従って、県に設計審査を受けます。その段階でこういうことを、仕事をしますという話はしております。その話によって、県も助かりますという話でした。

○6番（勇元勝雄君）

それは県は助かりますよ、そんだけの金を県は出さなくていい。前、県のほうにも話をしたことがあるんですけど、「この水をもともと流れていたところに流したらどうなりますか」と言ったら、2億5,000万の土地の暗渠ですよ。径が小さいからあふれる。これも全部町の姿勢なんですよね。

こういうことを考えて、県のほうにお願いして幾分か負担をしてもらおうような方策ができないか、お伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

先ほどもお答えしましたが、県とか国という、県とか町とかいう問題ではなく、一番最後の

結論はどうしたらよくなるかという話ではございまして、県とあまり払うべきとか、もちろんそうかもしれませんが、その雨水に関してはそういう問題でしょうから、ちょっと私には明らかに県の、例えばですよ、県が造成した土地で明らかにこの水は集水面積もあって、流すべきであれば私どもといたしましても県にお願いいたしますということは言えますが。そこは私どもの徳之島町民、固定資産税も払っている住民、あと農地の雨水です。それを県とか町とかじゃなくて、ちゃんと排水できる安全対策を考えるのが私たち役場職員の務めだと思っております。そしてどうすればよいか、それを考えながらやっています。

そして、先ほど勇元議員が言ったように、そこの排水に流せばあふれるわけですよ。それをしないために奥名川に流そうと思ってやっている次第でございます。どうぞ御理解できますようお願いいたします。

○副町長（幸野善治君）

追加をしておきたいと思います。

私たちが小さいころから丹向川は小さくて、水があふれる上昇地帯、方言では「からこう」と言いました。普通は水が流れていないんですが、雨が降ったら必ず周辺の住民は水害に遭うということがもう常でした。今回、共木屋線から奥名川に流したというのは、あれは正解だったと思います。というのは、今勇元議員がおっしゃいました白寿苑の側溝のあるところに流したとなると、その近辺の下の畑があふれ、福島グループのパチンコ屋、それから葬祭場にあふれ出て災害を、二次災害を起こす可能性があります。

奥名川は幅員からしまして一番大きな川であります。あそこに流した場合は全く問題がないので、これは正解だったと思います。まして、県とか国とか町とかいうのは、やはり一般町民が、丹向川周辺の人たちが困っているときに、一番困っているときにどうすればいいかというのは、やっぱり同じ町民であり、同じ県民であり、同じ国民であります。早急に対策をとったというのが市町村の窓口、建設課でありますので、これは今の線が妥当だったと思います。

○6番（勇元勝雄君）

工事をするなという話じゃないんですよ。どうして県ともっと協議をして、県にも負担してもらわないかという話なんです。今後事業する場合は、あそこの谷間に流している側溝を埋め立てさせて県は、その水を丹向川に流している。原因は県も責任があるんですよ。そういうのを県ともっと協議しなければ、社会資本整備事業が一番条件がいいからやる、そのおかげでほかの事業にも負担がかかるわけです。そういうことを考えて今後事業する場合どこがやるべきか、そういうのをきちっと。

国、県、そういう話じゃないんですよ。やるべきことは、町がやるべきことは町がやる、県がやるべきことは県がやる、そういう話なんです。そういうことを気をつけて今後事業やってもらいたいと思います。

○議長（池山富良君）

勇元議員、しばらく休憩します。午後は1時30分より再開します。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（勇元勝雄君）

きょうの質問は建設課オンリーで本当建設課長には難儀をしますけど、これはお互いの仕事。

4番目の19号線の工事についてお伺いいたします。

事業の総額は幾らか。何年計画か、完成年度いつかお伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

今後の事業費の総額は概算で4億2,000万円を想定しております。総額4億2,000万円の内訳は工事費が1億、用地費が4,000万円、建物補償費が2億8,000万円となっております。

ちなみに現在までの工事、完成したのが亀津中学校までの拡張工事5,800万円、それに伴う19号線の委託料、設計測量補償費の委託料が2,700万円、合計8,500万円を支出しております。

今年度3,300万円にて用地費、補償費に3件を予定しております。

令和2年度、またこれも用地補償費を計画しており、5,000万円の補償費を支出する予定になっており4億2,000万から3,300万円、5,000万円を引いて3億3,700万円になっており、まだ幾らかけるかは決定していませんが、5,000万円ペースで事業を執行していけば、残りの残額3億3,700万円から5,000万円を割ったところ6.74、約7年かかるのではないかと予定されております。平成9年までかかるのかと思います。

これに関しましては、申しましたが、用地費と工事費かかるので、今後財政局と話し合いながらどのように予算されていくのかということでも話し合っていきたいと思っております。5,000万円ペースだと9年、もうそれ以上かけるのであれば、もっと早く終わる。ちょっと厳しいのであれば、もっと長くなる。5,000万円ペースでいけば約9、令和9年度終了の予定です。

○6番（勇元勝雄君）

住民に対して、この間もある方から電話をもらって行って話したら、どうしてもっと早くできないのかという話を、おしかりを受けました。課長が言うように5,000万単位で7年間、これは社会資本整備事業でやっているか、都市計画の事業でやっているのかお伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

社会資本整備事業でやっております。社会資本整備事業におきまして、用地費等建築工事費

も社会資本整備交付金から支出されております。

○6番（勇元勝雄君）

都市計画事業でやったのはどのような内容ですかね、補助率とか単年度の予算のつけぐあいとか、そういうのを教えてもらいたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

都市計画事業とあらゆる事業を模索しました。都市計画事業に対しましては5割補助、やはり一番いいのが土木の社会資本整備事業の7割となっております。この7割で事業を進めたいと考えております。

しかしながら、一番ネックになっているのが、さっきも申しましたように、工事1億に対して補償費合計金額が3億2,000万かかるということで、1対3の割合でどうしてもそれがネックになるもので、今後それも財政当局と話しながら進めていきたいと考えております。

用地交渉は初めてなもので、これをどうにかしていかなくちゃいけないというのが今後の課題になっていると思います。

○6番（勇元勝雄君）

中には商売をしている方がいますよね。その方に対しては、どのような説明をしているか。もし、そういう方と話す場合は、その方が移転する場所を確保するような計画を進めているか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

現在説明等は対象住民に対しましての公民館等での全体に集まっての説明会は行っておりません。平成29年度に補償業務委託にて業者からは個人的に若干の説明は行っているところでございます。

また、補償につきましては、代替地までは見ておりません。その建物についての補償費、土地代に関しましての金額は、それまでの補償は行っております。その代替地につきましては、その補償費で補償をもらった本人が買うなりどうにかしていただくというやり方です。

○6番（勇元勝雄君）

代替地を町がするというのではなくて、ここにおける場所があるんだけど、ここに家が建っている、この方も家がある、両方一緒にやらなければ移転ができないわけですよ。別々にこの家はことし、この家は来年というあれをしたら、商売をしている人を後に持ってくるんだしたらそれでいいと思うんですけど、ただ単に順番でそういう交渉をした場合、移転をする場所がないという格好で、また事業おくれると思うんですよ。

それと、今住んでいる方々に大体何年になるとか、そういうある程度の目安はやっておかなければ、その方たちも準備があるんですよ。そういうことを今後やる予定でいるんでしょうか、お伺いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

勇元議員のおっしゃるとおりだと思います。私たちが、先ほども申しましたようにそれが一番のネックになっているということです。

例えば私どもは、現在2億円のベースで事業を行っております。先ほど申しましたが、用地費に今後3億2,000万かかるということです。2億しか持っていないのに3億2,000万用地だけ買いましょうか。もし来年度の場合なんですけど、そうすると工事は1件も出せないということになります。

勇元議員がおっしゃるみたいに、もう1つずつ買ってやるのか、ある程度買ってやるのか、そこで用地費も工事費も入っているもので、工事費が安くなるということは、徳之島町の経済に建設業者さんがなくなるということで、町長にもそれは申し上げて話し合っていこうと思っております。

そういった町としては問題点があります、個人、個人の土地の問題で。そういうのを含めて、ある程度の計画を財務当局と含めながら、そういった道筋ができたときをはからって説明を行えば一番いいのではないかと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

私が言っているのは、用地だけを買う、補償は出ると、そういう考えじゃないんです。用地費と補償費はセットなんですよ。だから、そのセットで買うわけですから、その住民の方々に大体の目安を町が今課長が言ったように年間5,000万でしたら何年かかるとか、そういう話がありましたですよ。その金額でことしはどこまで、ことしはどこまでという、ある程度の目安は出ると思うんですよ。それは金額が上がるか、町当局が財務のほうで考えて金額を上げたり、下げたりすると思いますけど。

だから、住民に対して大体の目安を言っておかなければ、住民はいろいろ都合があって、その都合に合わせて、町の都合に合わせて住民はできるわけじゃないですから、そういう説明会をまた全住民を集めてやってもらいたい。

それと、9号線の入り口か出口かわからないんですけど、中央通りのほうに筆界未定1軒ありますよね。その方と交渉したことがあるかどうかお伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在まで係がちょっとやっているかどうかはあれなんですけど、勇元議員ともいろいろお話しして、勇元議員の友達でも知っている方でもありますので、またそのときは勇元議員を初め協力お願いいたします。今後説明してきて、現在も筆界未定ですかね、1軒についてはまだその予定には入っていなかったと思います、私どもの建物補償した中には、今回の業務委託の中には。後で確認してみます。

○6番（勇元勝雄君）

そういうことを早急にしていかねければ、いざ買収に入って筆界未定だからできない、その本人にもお願いしてありますけど、役場のほうから筆界未定の解消をお願いして、全部境界が決まって、いつでも買収に入れるような体制をとっておかなければ、最後に用地買収、補償ができなくて工事がストップするような状態にならないように今後やってもらいたいと思います。

次、5番目。去年は繰り越しが大分あって、業者は大分仕事がなく困っていました。ことしの進捗状況はどのようなことになっているか、お伺いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

建設課の事業の執行状況について御説明いたします。

土木事業に関しましては、現在5路線、亀津霜晴線、火葬場の1から5工区。亀津中央線、測量設計業務委託、自動車学校、きのう説明いたしましたファミリーマートから奄美空港のところです。亀津西原線、ゾーン30の整備事業、東区のカラー舗装になります。亀津中央線、これは中央通りの測量設計業務委託になります、の5路線。

また、橋梁につきましては3橋、点検で4の判定が出た大畦線、万田橋、南原3号線、それとあと点検業務一式執行しております。

また、現在、設計、積算の完了した亀津池田線、亀津5号線、これも説明いたしました合同会館の裏です。12月か年内初めにも完了し、順次発注の予定となっております。

続きまして、住宅事業に関しましては、花徳団地の2号棟の新築工事、それに伴う電気、機械、外構工事、あと管理設計業務を7月23日に契約しております。

また、大当住宅のトイレ水洗工事におきましては、先日12月10日に入札を終え、契約に至っております。

尾母第2団地の工事に関しましては、基礎部分の検討に時間を要したため、これは地盤改良の件です。ちょっと地盤が悪いということで、ちょっと時間がかかりましたが、これにおきましても年明けに発注予定となっております。

公共下水道事業につきましては、平成17年に着工を初め22年に一部供用開始され、現在は管渠について東区裁判所幅員を整備し、浄化層内の施設の配置計画変更により若干のおくれを生じておりますが、機械、電気、プラントの工事の設計を実施中で令和2年末の供給を目標としております。

以上となっております、おおむね順調ではないかと建設課のほうでは考えております。

○耕地課長（福 旭君）

耕地課におきましては、畑総事業につきましては、県農村整備課が行いますので、本庁耕地課で行う事業につきましては、災害復旧事業となります。農地、農業施設の災害復旧事業につきましては、事業申請、災害査定、ただいま5件の復旧工事を行っておりますが、ともに順調に執行されていると考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

ことは繰り越しはないという考えでよろしいのでしょうか、お伺いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

繰り越し事業に関しては、ことははないとは言いません。設計業務委託等がおくれて繰り越しになる事業もあります。

○6番（勇元勝雄君）

その事業はどこの事業ですか、お伺いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

繰り越し事業に関しては、現在社会資本整備交付金の設計委託料等を工事費に回し、残額でどのぐらいしようと考えておりますので、一応はつきりしたことは言えないんですが、現在私のおわっている時点では亀津共木屋線の5工区。あと予算の配分次第なんですけど、そういった事業を考えております、を繰り越しになるのか、現在するのかというところで考えております。

○6番（勇元勝雄君）

なるべく繰り越しのないように、発注している事業は別ですけど、今後これから発注する事業があったら、なるべく繰り越しのないように。

2番目の建築、土木、電気、水道業者の過去3年間の落札件数、金額をお伺いいたします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

平成29年度、30年度、令和元年度の各3年間で御説明します。

土木工事26件、木場工業3,078万円なり、川畑建設4,009万円なり、竹原建設443万円なり、芝田組580万円なり、芝建設1,290万円、ダイシン建設3,040万6,000円、徳明建設446万5,000円、真和建設470万円、保科組294万円、若松建設が2件です、632万4,000円、大丸建設360万円、南西建設1,465万円、吉田建設895万円、下茂建設1,285万円、稲村孝建設2件です、1,038万円、大一興業2件です、830万5,000円、福永建設348万5,000円、淵上建設工業3,750万円、群島開発783万4,000円、烈士総業835万円、大沢建設558万円、クワエ625万円、新徳建設136万5,000円となっております。

建築工事に関しましては、住建設2,669万円、東建設2,180万円、木下建設2件です、5,210万円、淵上組2,206万円、富山建設工業2,620万円。

電気工事3件です。佐多電機工業815万円、森電業2件です、1,560万円。

機械設備工事3件です。明成工業941万円、前田水道工事店1,205万円、中央開発1,030万円、29年度です。

30年度につきましては、土木工事が17件、芝田組453万円、南西建設887万円、新徳建設973

万円、豊栄建設498万円、大沢建設2,148万円、丸正建設1,525万円、福永建設2,045万円、下茂建設345万円、クワエ595万円、大一興業647万円、群島開発681万5,000円、稲村孝建設576万円、真和建設336万円、太利建設1,345万円、渚上建設工業3,386万円、元山建設810万円、徳明建設1,890万円。

建築工事2件です。太利建設3,250万円、あたえ建装340万円。

電気工事1件です。森電業1,200万円。

機械工事2件です。明成工業888万円、安田設備1,585万円、これは30年度です。

最後に令和元年度です。令和元年度は土木工事33件となっております。豊栄建設800万円、大丸建設529万5,000円、群島開発3件、3,099万3,000円、大一興業674万4,000円、吉田建設3件となっております、1,477万円、保科組378万円、若松建設614万円、南西建設1,263万8,000円、稲村孝建設1,046万円、福永建設2件となっております、4,010万円、富山建設工業559万円、大沢建設3件となっております、4,164万5,000円、芝建設1,530万円、元山建設2件となっております、1,685万円、下茂建設550万円、渚上建設工業3件です、8,770万円、徳明建設503万円、芝田組2件となっております、1,355万円、ダイシン建設462万7,000円、木場工業473万円、新徳建設826万円、川畑建設1,090万円、岸岡建設1,020万円。

建築工事2件となっております。東建設3,380万円、渚上建設工業1,850万円。

電気工事3件となっております。永井電気工事店459万7,000円、南九州電設2件となっております、5,877万円。

機械設備工事1件となっております。前田水道工事店478万円。

以上でございます。

○6番（勇元勝雄君）

こういう質問をしたのは、今課長の数字は恐らく間違っているのが大分あったように思います。何百万という単位は恐らく各業者ないんですよね。ま、ある業者もおるかかわかりませんが。特定の業者に大部分の工事がいっているんですね。今度の入札結果見ても、同じ事業なのに4工区に分けて7月13日ですか入札して、8月何日か入札しているわけですよね。それをとっているのは同じ事業者なんです。普通入札に対して、ある程度指名を組むとき、ある程度この業者前とっているから、ある程度指名を入れないとかそういうことをしなければ、現在のような状態で入札をした場合、小さい業者、仕事がとれないんですよね。

まして、ことしまで水道はあるんだけど、来年から水道がなくなって、2億近くの事業が減るわけですよ。そういうことを考えた場合、ある程度業者を仕事が行き渡るような指名のあり方をしないと。

ある業者は30年の繰り越しを入れて、1億4,000万近くの工事をとっています。そして、ある業者は何百万の工事をとっています。それは業者の大小はあると思いますが、そういうこ

とを考えて指名を組まなければ、その共木屋団地の水路にしても、なるべく分けて多くの業者にとらせたいという考えで私はやったと思うんですよ。

火葬場への道、2,000何百万の工事を4つ、5つに分けて業者全部行き渡るようなことをやっていますよね。だからそういうことを考えて、特定の業者だけ多くとるようなことをしたら、小さい業者は全部仕事がなくて困っているんですよ。指名委員長どう考えますか。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（池山富良君）

休憩前に続き会議を開きます。

先ほど勇元議員の質問に対して亀澤建設課長が答弁しました。お互いに金額の中の誤りがありまして、勘違いしとったようでございますので、勇元議員のほうからひとつお願いします。

○6番（勇元勝雄君）

先ほどの質問、私は土木と建築一緒に計算して、それで亀澤課長のほうから土木と建築を分けてやったということで勘違いでございましたので、よろしくお願いします。

○議長（池山富良君）

わかりました。

それでは、続きまして勇元議員、質問どうぞ。

○6番（勇元勝雄君）

先ほどの亀澤議員の答弁でわかりましたけど、亀澤課長親父かと思って。ある業者は1億近くの工事をとり、ある業者は何百万、600万、500万の工事をとっています、余りにも不平等だと思います。

せっかく工区を4区に分けているのに、それを2つの業者が2つずつとって、両方5,000万近くの、4,000万近くの工事をとっています。その工区を分けたのはどのような理由で分けたんでしょうか伺います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

指名競争入札につきましては、町長の意向で私たち工事がやりますが、全業者にわたるよいうということで工区を分けて、徳之島町今指名願出ている業者、全部業者に仕事とれるよいうという意図で指名委員会をし執行しております。

しかしながら、私どもといたしましては、一応発注まではいたします。そのとった後のこと

については業者が入札書を入れて含むことなので、それ以下のことは私どもが2つとった、3つとった、それは全然わからないことで、それは業者の尊重しなくちゃいけないことだと考えております。私どもの発注に関しましては、指名委員会を経て問題ないものだと考えております。

○6番（勇元勝雄君）

問題はありませんけどね、だけど町長の考えとして今答弁しましたけど、なるべく多くの業者にとってもらおうということで、工区分けをしているわけですね。

そうした場合、同じ仕事の中で同じ業者を入れたら2つも3つもとるという可能性もあるんですね。それを指名委員会でもなるべく全業者に行き渡るようなことをしたいと思ったら、1校区にこの業者を、同じ事業の中でこの業者を入れたら、ほかの工区にはその業者を入れなくて、ほかの業者を入れる、そういうようなことをしなければ同じ業者がとるような状態が起こるわけですよ。指名長どう考えますか。

○副町長（幸野善治君）

お答えいたします。

徳之島町の入札は御存じのとおり指名競争入札により行われており、指名については参加資格者の中から工事や業務ごとに工事、業務の内容、そして施工区域、施工実績等を総合的に勘案して指名委員会で検討、協議の上決定をしております、公平・公正に行われているものと考えております。

以上です。

○6番（勇元勝雄君）

今の質問に答えていないんですね。町長は工区分けをして、満遍なく業者に仕事が当たるような考えで工区分けをしているという話なんですね。町長の考えに沿って指名を組むんだったら、同じ事業の中で同じ業者指名するというのはおかしいと思うんですよ。町長は指名委員長にそういう、なるべく各業者に当たるような指名の仕方をやってくださいということはお願いしていないんですか。

○町長（高岡秀規君）

それはしっかりと指名委員長のほうには、満遍なく行き渡るような指名のあり方、工区の分け方をしているところであります。

○6番（勇元勝雄君）

今町長の答弁がありましたけど、指名委員長、次の入札からは、町長の意向に沿うような指名の仕方をしてもらいたいと思います。

また、事業課の各課長も、町長がそういう考えですから、町長の意向に沿ったような指名のやり方をしてもらいたいと思います。

県のほうでは、予定価格の公表をある一定以上の金額でやっていないようですが、町のほうでも予定価格の公表は金額によって公表しないとか、そういうことはできないか伺います。

○副町長（幸野善治君）

事前公表はしておりますが、ただいまの質問についてお答えします。3つの理由から現在に至っています。

1つ目は、予定価格を事前に探ろうとする。不正行為の防止や予定価格の漏えい防止に対して効果があります。

2つ目に透明性と公平性。公正性の高い入札制度を確保する観点から適切であります。

3つ目に複数回数の入札がなくなることによる事務の軽減や入札参加者の負担軽減等の効果があると考えることから、予定価格の事前公表を行っております。

また、本町におきましては、工事費内訳書の提出を入札時に求め、その内容を十分チェックして事前公表に伴う弊害が生じることがないように取り組んでおりますので、現行のまま事前公表を行っていきたいと思っております。

○6番（勇元勝雄君）

今副町長が言ったように、予定価格を探るとか公務員としてのモラルなんですよ、それは。もし漏らした場合は、競争入札妨害で逮捕されるんですよ。それは最低限の公務員のモラルなんですよ。事務の簡素化、このごろは設計、図面と数量さえあつたら、パソコン入れたら全部出てくるんですよ。

どうしてこのような質問するかと言うと、今落札数ものすごく高いんですよ。前、幸議員が質問してから98%台に落ちています、前は99%台でした。今度の入札の結果表見ても99.97でしたかね、そういう数字が出てくる自体がおかしいんですよ。

工事金でも何でも町民の税金なんですよ。特に建設課がしている社会資本整備事業、補助事業がないからなるべく安くとってもらって、その浮いた分でまたほかの仕事ができる、そういうことなんですよ。大体98%台で落札できるというのは、おかしいんですよ。内地業者が入った場合は大体95%ぐらいの数字で出ていますけど、それは業者にもうけるなというんじゃないんですよ。適正な価格でとってもらっても大きいと思わなければ困りますけど、あまりにも落札率が高いと思うんですよ。

前、東北の震災関係で95%で全部推移しておったもんだから、談合ということで新聞にのりました。そういう点も考えて予定価格を下げ、それは工事によって違いますよ。予定価格というのは、設計額の100%徳之島町やっています。限りなく設計額に近い。今100%じゃないですか。

○議長（池山富良君）

勇元議員、質問時間を1分超過しました。これで終わってください。

○町長（高岡秀規君）

実は当初は設計価格の97、98で設定していたんですが、国の指導で歩切りをしないようにということで指導がありました。それで予定価格はしっかりとした単価によって組み立てられた設計価格ですから、それが適正だということでもありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（池山富良君）

次に、木原良治議員の一般質問を許します。

○12番（木原良治君）

こんにちは。

一般質問に3項目通知しております。通告順に従って一般質問に入らせていただきます。

初めに、徳之島自動車学校について伺います。

これは去る9月議会において、徳之島自動車学校のほうから徳之島自動車学校存続の陳情書が徳之島町議会に提出され、それを我々16名の議員が全会一致で採択されました。それを受けての質問です。

後の2町に関してはまだ報告は受けておりませんが、これに対して本町としては議会の全会一致の採択を受けて、町当局としては、この自動車学校の存続についての支援策をどのようなのか、また計画しているのか伺います。それと課題についても伺います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在のところ町の支援策につきましてですが、徳之島自動車学校より資料を収集しているところでございます。この資料を取りまとめた上で、3町の協議会で協議を行いと考えております。

本町は、陳情書について採択されたところですが、先ほど議員からございましたように、2町についてはまだ継続審議となっております。一番の課題はいかに2町の協力を得ていくかが今後の課題と言えます。この自動車学校の資料を収集した上で必要性を2町のほうに訴えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（木原良治君）

9月のこの議会において徳之島自動車学校の相続の陳情書は全員一致で採択したと、そして企画課長の答弁では、2町は継続審議と。継続審議ということは議会の言葉で言えば取り上げないということですよ、今議会においてはですよ。9月議会において伊仙も天城もそういう解釈なんです。それに向けて新たな12月議会後に徳之島町の立場として企画課長は2町に対して、正式な協議を徳之島町議会としては採択したけど、どうですか。あと2町に対して協議を進め

る意思があるやなしや。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

まず初めに現在の、例えばもし徳之島自動車学校が存続しなかった場合の影響について、まずお話ししたいと思います。

現在、入学者数、平成28年からですが、平成28年が204名、平成29年が257名、平成30年が240名ということで、最盛期の約4分の1に減っているところでございます。もし、これがなくなっただけの場合は数千万円が島外へ持ち出されるという影響が出ます。

それから、非常に多くなっているのが高齢者講習でございまして、認知症含む高齢者講習、これは70歳以上の方が受けられるんですけども、平成28年が709名、これは認知症は含んでおりません。平成29年から認知症も含んでおりますが985名、平成30年、1,000名を超えて1,118名となっております。さらにこれは今後増えていくものと思われまして。そうなりますと、例えば1,118名でございまして、もし奄美大島、沖縄に行った場合、最低でも2万円から3万円はかかるんじゃないでしょうか。そうすると数千万島民が負担をせざるを得ない状況は出てくると思います。

それから、雇用の創出、職員が11名プラス臨時職員が1名おります、その雇用。そして固定資産税がございまして。これがございまして。ということで、この影響を考えると非常に大きなものがございまして。

今後はもっと細かい数字を出しまして、私はこの議会終了後、2町、天城町、伊仙町を訪ねまして、この現状を申し上げて負担金等の手当をしていただくようお願いに上がりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（木原良治君）

この陳情書が出たときに、我々16名が協議したのは平成9年の実情を、陳情書というのは今の現在の徳之島自動車学校の実情を訴えて善処を求めるとというのが陳情書ですね。それによると、平成9年のときも陳情書でした。そして平成29年の実績で新規入学者が、先ほど数字ありました257名ですか。これはその当時20年前からしたら5割の削減でした。少なくなっています。

そして売上高も、実に6割の減少の実情が数字が出てきました。そしてなおかつ、自動車学校の運営に対して身を切るということで、役員報酬も25%のカットの数字も出てきました。もろもろの数字が出たのを協議して、徳之島町議会は全会一致の採択でした。もう一方、先ほど課長のほうから、高齢者講習が750名、これに対して自動車学校としては道路交通法の改正によって、いろいろな負担が向こうのほうに行っています。そうしたもろもろの負担とともにド

ライビングシミュレーションが平成6年度購入ですので、もう25年が経過して買いかえの時期にきている。それが金額にして1,000万。そして教習車が安全上、もう15年以上ぐらいの年数がたっているものの乗りかえ、安全上ですね。もろもろの数字が細かく出ている数字を検討した結果、採択ということになりました。これは自動車学校という徳之島の車社会の教育機関の一種であるとも捉えるんですけどどうですか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

おっしゃるとおりでございます。この講習につきましては、一般にはそのドライバー免許を取るという考えでございますけども、高校生に対する交通安全講習会とか、今、ございました高齢者の講習も含めまして、教育の部分も含めて担っていると考えます。

一例を申し上げますと、これは福岡県でございますけども、市立で教習所を担っているところがございます。ということは、さっきその教習所に対して公的役割が大きいということをやっていると思いますけども、そういった面もかえなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○12番（木原良治君）

もう一つが公的な支援をするときには、社会通念上、公共性のある社会的な存在価値のある企業でなければ、公的な資金を投入するときにはさまざまな意見が周りからあろうかと思えます。こういったときに公的な資金を投入するときに、これは教育機関として樟南第二高等学校、徳之島高校に支援したような形の教育機関としての支援の姿であるべきだと思いますけど、これをもう1回確認します。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これにつきましては、今、木原議員おっしゃったように公的教育機関としての役割、それからやっぱりこれは負担金を出したのは徳之島総合陸運バスのほうにも負担金を出しています。これは非常に公益の面が大きい、なくなったときの影響、はかり知れないものがあるということ、こういったに対してはできれば3町で負担金を担っていくことが望ましいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○12番（木原良治君）

徳之島自動車学校の歴史を、沿革をちょっと振り返ってみれば、昭和40年にスタートしています。これは鹿児島県の公安委員会の指定校として、昭和40年にスタートして、もう55年目ですね。そして昭和57年に、この指定を受けた指定校が鹿児島の種山自動車学校に、新しく自動

車学校をつくるためにこの指定の免許を移したわけですよ。そして向こうで開設した。そのために徳之島自動車学校は指定がなくなった。そのときに1年間島民の方々がもう免許取得に対して、凄く経済的な負担、時間的な負担、そういう軽減をなくすために島民の、3町ですよ、要望として再度、指定校として再開してくれないかと強い要望のもとで1年後、昭和58年に再度指定校として徳之島自動車学校が再開したということは御存じですか。

○企画課長（向井久貴君）

それにつきましては、木原議員から言われて私も聞いたとこでございまして、実際、この離島に行った場合の自動車学校、それから本土に行った場合の自動車学校の存続については、やっぱり違うのかなど。本来でいきましたら陸続きでございまして、バスなりを使って可能でありますけど、やはり島の場合、船を使わなきゃいけない、日数はかかるということで、やはりそういった住民運動が起こって自動車学校、今の指定校を受けたというふうに認識しております。

○12番（木原良治君）

この件に最後、町長、指定校を外れると島から出て、他のところへ行って自動車学校歩まなければならないとそういったものの島民の経済的、時間的、もろもろの経済的な負担も相当な持ち出しがあると思います。これに対して、徳之島町議会としては全会一致で採択したんです。あとの2町の協議を見守らなければならないんですけど、徳之島町にある所在する自動車学校に対して、町長はこの支援に対してどのような決意があるのかなしや、これだけ伺います。

○町長（高岡秀規君）

この徳之島自動車学校につきましては、存続は必要不可欠だと、地域づくりにとっては不可欠だというふうに考えておまして、継続、維持に向けて、町がしっかりと連携をとりたいたいというふうに考えております。

○12番（木原良治君）

あとは向井企画課長。あなたの手腕にかかっていますので、我々16名も後ろについていますので、しっかり協議していい答えを導き出してください。お願いします。

次の質問にいきます。

合同会館について、旧警察署ですね。これの現在、合同会館利用団体の活動状況、そしてその活動団体に対する評価、そして老朽化した建物、これの設備と現状をどう把握しているのか、課題等も含めて社会教育課長からお願いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えをいたします。

きょうは、傍聴席に管理をしてもらっています地域女性連も来ていますので、具体的に内容説明をさせていただきます。

お答えいたします。

現在、合同会館につきましては、5団体、地域女性連、高齢者クラブ、母子寡婦福祉会、子ども劇場、がじゅまるの家が年間利用ということで入っております。そのほかに9団体が、土日を除く月曜日から金曜日までの午後2時から4時、そして夜間の8時から10時までにホールを利用しており、そのほかには定期的ではない臨時的に利用している団体等もあるということです。

なお、使用料につきましては、年間利用が月額で4,000円、その他の団体におきましては1時間300円となっております。

そのほかに評価ということで、木原議員のほうからありますので、私ども、今、社会教育課のほうの評価としてお答えさせていただきます。現在、この年間利用されています4団体の会員数を申し上げますと、地域女性連が約980名、それから高齢者クラブが2,000名ほど、そして母子寡婦福祉会の皆さんが92名、そして子ども劇場さんが115名ということで、その活動の拠点となる事務局をこの合同会館において活動しております。特にこの地域女性連の皆様方におきましては、我々、社会教育行政の中で、イベント各種大会には本当に非常に協力をいただいて、この管理にも積極的に管理していただいております。その中でもこの先ほど言いましたように、年間利用の4団体、そしてその他の9団体も入っている状況から、利便性の面から、そしていろんな面からも利用率は高いと、私ども社会教育課では評価しております。

以上であります。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

合同会館の建物の設備等につきまして、お答えさせていただきます。

合同会館は昭和43年に徳之島警察署として建設され、現在、築51年であります。平成6年に警察署の移転に伴い町に譲渡され、改修工事を経て町立図書館として活用されておりました。ですが、平成16年生涯学習センターが竣工し、町立図書館が生涯学習センターへ移動しましたので、その後は各種団体が今のように活用しているところであります。

建物の壁面の劣化やひび割れ等のため、雨漏りも見られますので、部分改修など行いまして、今後、活用方法を利用団体などと協議をして進めていきたいと考えております。

以上です。

○12番（木原良治君）

総務課長補佐、あの現場行かれました。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

写真。

○12番（木原良治君）

写真で見ました。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

はい。

○12番（木原良治君）

天井が落ちていますね。そして、バケツがいっぱいありますね。1階も2階も。築51年。これは雨漏りを防ぐにはどのようなになるんですか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

天井の部分の補修と、あとは天井の補修が必要かと思えますけれども、多額な費用がかかるかと予想はしております。

○建設課長（亀澤 貢君）

鉄筋コンクリート構造になりますので、一番ふさわしいのはシート防水かと考えられます。その面積によって決まりますので、現場を見てみないとわからないんですが、現場次第では多額のお金がかかるのかと思われます。

○12番（木原良治君）

これは、財産管理は総務課、補修は建設課ですか。先ほどの答弁で、何かその裏通りが建設課のほうで改修の計画に載っておるということで、ここを削るんですか、具体的に、あの道路を広げるために合同会館を壊すんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

その路線が幅員が狭いもので、何とか離合でもできないかということで建設課のほうで考えました。今できることが、一番真っ先にできることが、町の敷地である合同会館の裏、今回、今まで浄化槽があったんですが、下水道につないでくれたおかげで下水道の部分の面積だけあきます。そこを建設課のほうでちょうど敷地の分をちょうど向井課長の前になるんですかね。そこを幅員を広くしてL型擁壁で幅員を広げようと思えます。それによって、あの通りの離合がその部分で楽になると思っておりますので、それが建設課としては一番できることでお金のかからない工法だと思って、まずできることからだと思って取りかかる予定でおります。

○12番（木原良治君）

総務課長代理なのでなかなか答弁を求めるのをちょっと控えるんですけど、そんなに大規模な改修をやってくれという要望ではないんですよ。とにかく雨風をしのいでほしいということです。いろんなサークルの方々がそこで活動をやっていますね。先ほど社会教育課長があったように、さまざまな9団体がそこで使っています。そういう方々がバケツ持って雨の日にこうやっている現状を見れば、これはとりあえず塞ごうと、コーキングしよう、そう大規模な予算を求めてはいないんです。建てかえてくれとかいう。こういう雨漏りを塞いでくれと、雨風

を、そういう要望なんですけど、それはもう総務課長代理じゃなかなか答弁しづらいので、副町長でいいですか。どっちが力あるの。

○副町長（幸野善治君）

女性連の皆さんも後ろからだいぶ監視をしています。あの合同会館は、本当歴史が古く、相良勘解由という初代の代官があそこに住んだところなんです。あそこは史跡にもなる場所です。だからあそこは、今、大きな事業で考えているのは、役場庁舎が移転が実現した場合、あそこを何か史跡としてできないかということも、今は文化財の審議なんかでも検討中です。しかし、移るということがまだはっきりしませんので、今の生涯学習センターが社会教育課と教育委員会が移ります。その活用法を今の合同会館のメンバーで話し合いして、どうやってうまく社会教育行政をスムーズにいくか、それをまたこれから考えなければいけません。

今、木原議員がおっしゃったのは、とりあえずどうするかということですね。壁が落ちてきたらこれは大変危険な状態でありますので、何年前か、一、二年ぐらい前に漏水防水のをとったら、やっぱり2,000万ぐらいかかるということだったですね。これは壊したほうが早いんじゃないかという意見が多かったんです。しかし、今、壊すということは大変この行政運営に支障が来ますので、今、嶺山補佐が言ったように、部分改修してまず危険なところから取り除く、これをまず見積もりをとってみるということで、今、考えております。見積もりをとって、まず、今、応急処置をどうするかですね。見積もりをとってみたいと思います。

○12番（木原良治君）

亀澤課長、両方手を挙げたのであなたの、実際するのはあなたですからね。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

まず、現場を見てみないとわからないということです。現場を見て、私どものところに建設技師1人とあと係が1人おりますので、先ほど副町長が申したように、現場に入ってどこどこが悪いのか見て、あと業者さんに見積もりをとっていただいて金額をはじき出して、それで改修していくのが一番だと思っております。

○12番（木原良治君）

合同会館の財産管理は総務課、そしてそこに入っている活動団体の管理は社会教育課、両方連絡取り合って、しっかりと改修まで見届けてください。課長お願いします。

次の質問にいきます。

町道について、この件は先ほどもございました。亀津中央線、ファミリーマート北口店から有村石油、奄美航空の道路整備、事業の概要と何か課題がありましたらお聞きします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

亀津中央線につきましては、平成30年度、昨年度、地質調査を実施しております。今年度、令和元年度測量を完成し、現在、全体設計中でございます。

事業概要といたしましては、現況道路6メートルを片側1.5メートルの歩道をつくる予定です。また車道が6.5メートルの全幅員8メートルの道路で、道路拡張にあわせてのり面の工事を実施したいと考えております。要するに、歩道1.5メートル、車道6.5メートルの拡張工事とあわせて、そののり面も工事したいという工事でございます。

また、ホームセンターモリから奄美航空までの間に接続する道路がないので、きのうも申しましたが、大船住宅の北側、亀徳側の町道が袋小路となっている道路、行きどまりの道路があります。これを接続し、これを接続することによってちょっと坂道にはなるとは思いますけど、利便性の向上や避難道路として活用できるようにと考えております。設計完了次第、用地交渉し着工の予定となっております。完成年度につきましては、現在、設計中ですので、全金額が算出できないのでまだ未定となっております。

また、課題といたしましては、一番は道路拡張工事に関しましては、工事費に関しましては大体出るんですが、実際の崖ののり面の工事になりますと、工法等によっては多額な金額が予想されると思います。現在、それは検討中ですので、そういったことが一番課題になるのではないかと考えております。

○12番（木原良治君）

亀津中央線、ファミリーマートから有村石油までのこの道路工事に関しては、もう20年近く前から取り上げていましたし、また高岡町長も議員時代にこの道路改良に対して質問をされた記憶があります。これは最初は急傾斜対策事業としてスタートしたと思います。これは今回は社会資本整備の道路改良工事という、この事業に変わったということで受けとめていいんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

その経緯につきましては、急傾斜工事に関しましては採択状件があるようです。その近くに守るべき用地があるか、5件以上だったですかね、10件以上の土地があるとか、あと土地に関しましては無償提供ですよ。筆界未定等が完了しているのかどうかとかそういった条件があり、それを監視することによって、例えば一番いい例なんですけど、今、南区の工事が始まっております。これに関しては南区集落で取り組んでくれて、筆界未定等を解除していただき事業に入った事業です。

しかしながら、土木課長とかの意見交換会におきましても、鹿児島県についても決められた枠がございまして、あそこが終われば次のところ、そういった感じで進んでいる状況ですので、私どもとしてもこれが何十年前から出ているということで、何とか事業でできないかということで、今、模索中で、そして、先ほど勇元議員からもおっしゃいました一番いい補助率が、私

たちの補助の社会資本整備補助金です。これもしかして、何とか乗せられないかちゅうことで、今、頑張っているところでございますが、道路拡張に関しましては問題ないと思いますが、ちょっと県のほうと話して、これをのり面工事ができるのかどうかとなると、また私どもも手さぐり状態で、もしとれるんだったらそっちのほうでいって、いろいろな方法を考えて実行していきたいと考えております。

○12番（木原良治君）

ここは、亀徳校区の子供たちの通学路でもあり、皆さんよく御存じだと思いますけど、街頭もなし、歩道もなし、台風のときには毎回、滝のような雨が流れてきて通行止めになる、そういう一番危険箇所でもあります。そしてなおかつ、この道路の改良によって、また東区の方々が避難道路にもここを接続すると、そして自動車学校や高台に向かう道路にも接続するという、そういう計画のもとでこれがもう測量は終わって、設計がいつ終わるんですか。

○建設課長（亀澤 貢君）

設計業務委託は、現在、進行中です。

しかしながら、先ほども申しましたのり面工事が、ちょっと打ち合わせ中、話し合ったところ県にも相談とかなって、今度、こう検討してもっと深く詰めて考えたいと思っておりますので、本年度中、3月中までには設計は終わる予定でございます。

また道路につきましても、先ほど言いましたように歩道を山側につけ、1.5メートルの道路で、山を削れば安心して明るい道路になると考えております。

○12番（木原良治君）

亀澤課長、あなたで多分6代目ぐらいの建設課長から前向きな答弁をいただいて、ようやく測量が終わり、設計が終わろうとしています。設計がなければスタートしないんですね。今まではやりますやりますと言葉を信じて、あなたで6代目の建設課長ですよ。これがスタートするという。

令和2年度から着工を始まるということで、予算がそのときにはいくらかわからないですけど、あなたの予算というのは先ほどから2億はあるので、その全てがあらゆる工事現場に配分しないといけないということで、これはどれぐらいの配分になるのかというのから逆算していけば、工期がいくらと計算はされるんですけど、令和2年度から一応のスタートが向こうの工事が、中央線がスタートするという認識でよろしいでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

建設課の予算は2億ベースで進んでおります。しかしながら、これ前、当初予算でもお話ししましたが、私ども建設課といたしましては、ことし重要インフラの補正がありました。それに徳之島町も予算施行に伴い要望したところ、予算の獲得が少々できました。それに関しまし

ては、共木屋線の分ももらっております。大体2億なんですけど、あの事業がなぜできているかという共木屋線の分、約9,000万ただけて、そういったものをいただいてもっております。亀津中央線におきましては、繰り越し予定なんですけど、一応、6,000万近くの予算を持っています。しかしながら、先ほども私が申しましたように、のり面工事を含めると6,000万で終わるのかという、ただ6,000万があるちゅうだけで、工事は取りかかれると思いますが、その工事金次第で、例えば1億で済むなら5,000万掛ける2年ですよ。申しわけないんですけど、断崖絶壁です。私も土木詳しくないんですけど、その勾配次第で決まるみたいです。その工法によっては、5億から10億かかったりもするかもしれませんよちゅうことは聞いていますので、その要するに全体金額が決まって、毎年幾ら出せますよちゅうことで工期を算定いたしますので、工事に取りかかることは確かですが、終了についてはまだ未定の状況です。よろしいでしょうか。

○12番（木原良治君）

建設課の道路整備事業においては、2億の予算の中でいろいろありとあらゆる要望に応じていかなければならない、というのはよくわかるんですよ。この場所は緊急性のある避難道路でもあり、通学道路なり、なおかつ東区の方々の高台への避難道路につながり、そして現在の自動車学校は警察署の協定のもとで、災害時の拠点にもなるという協定も結んでいますよね。ここに集中的に町債でも財源の確保に、これは財務のほうにいきますけど、こういう集中的な10年なら10年、5年なら5年の財源の確保にはこれは誰の答弁をもらえますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

先ほども申しましたが、建設課におきましてはあらゆる補助金等が補正とかで出ます。そういうアンテナを張りながら飛びついていこうと考えております。

また、この前の災害、関東地方でありました。それに関しまして、総理大臣も国土強靱化等のそういったのを力を入れたいということで、もしかしたらそういったものでお金が出るのではないかと考えております。もちろん、私たち2億で動いておりますが、そういった補正とかがあれば財務当局と話し、そういったなるべく町に負担のかからない予算があれば、飛びついて実施していきたいと考えております。

○12番（木原良治君）

町長も議員時代にしっかりとこれを取り上げた記憶、僕ございますので、町長も質問したという、これ質問したからには実行しないとイケないですよ。

○町長（高岡秀規君）

実はあの当時に問題になったのは、筆界未定でありまして、自動車学校自体のその周りのあの土地が一筆じゃなかったわけですね。それで急傾斜地にするとその崖が無償提供ということと、あと幾分その陸地に削らないとイケない。そうすると自動車学校自体の道路が狭くなって

移転しなければいけないという大きな問題がございました。そこで、私が町長になってすぐに岩井社長にお願いをして、いつかは急傾斜地の事業が始まるので、今のうちに筆界未定を解除してくれということで10年かかったと思います。それで今、ようやく自動車学校内の筆界未定地の解除ができました。そこで候補において、今、建設課長が話をしましたが、あの道路を削らずに急な工事が可能であるというところから計画を進めたわけでございますから、しっかりと、今後、下水道事業もこれから始まってきますし、予算配分を重点的に配分することによって、早急な解決策を模索していきたいというふうに考えております。

○12番（木原良治君）

次の流れを、推移を見守って、質問がないようにお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

次に、植木厚吉議員の一般質問を許します。

○1番（植木厚吉君）

皆さん、こんにちは。

ことし2019年平成の時代が幕を下ろし、令和という新しい時代の訪れとともに、我が徳之島を取り巻く環境も新たなステージへと移りかわろうとしています。我々も世の中のさまざまな変化をしっかりと見きわめ、世界自然遺産の島の名に恥じない後世に誇れる島づくりを町民一丸となって取り組んでいければと思っております。

それでは、1番植木厚吉が12月定例会において、通告の3項目について一般質問をさせていただきます。先ほどの宮之原議員とも重複しますが、重要な課題と思っておりますのでよろしくお願いします。

項目の1つ目、近年、イノシシによるサトウキビを中心とした農作物に対する食害や圃場を荒らされるなどの被害が増加傾向にあり、生産農家からの被害の現状を多く耳にします。そのような鳥獣被害は圃場の場所によっては、気象災害にも匹敵するほどの被害があると聞いております。

そこで、項目の1番目です。町内において被害を受けた圃場の範囲、場所的なものや農産物の被害の想定額など、どの程度であると把握をしておられるか、また被害現場の確認や生産農家さんに対してヒアリング等のモニタリングの活動は行っておるか伺いたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

それではお答えいたします。

午前中の宮之原議員への答弁と重複することになりますけれども、イノシシの農産物への被害は平成29年度末現在でサトウキビ3.49ヘクタール、被害額が404万円、馬鈴薯については0.7

ヘクタール、被害額119万円、平成30年度末現在では、サトウキビ10ヘクタール、被害額307万円、馬鈴薯については2.19ヘクタール、被害額105万円となっております。これまで多少の減少傾向かまた横ばいだったものが、今年度においては本町だけではなく、他町、大島郡だけではなく、県内を見ても急激な被害の増加、捕獲数の増加があり、相当な被害面積及び金額になると被害、報告並びに相談によって予想されております。具体的な被害額等は年度末の被害調査を行って把握されたため、現在のところ実質上は何とも言えないところであります。しかし、今のところ捕獲頭数の面から言えば、今年度10月末現在において捕獲頭数は前年度対比150%となっており、340頭強となっております。被害金額もそれに相応し、増えるのではないかと思っております。

また、被害現場の視察や生産農家に対するヒアリングの現状としましては、被害相談並びに駆除以来のあった生産農家へ担当が出向き、調査を行った際の確認や有害捕獲従事者からの聞き取りによる調査で行っています。被害現場の把握と視察及びヒアリングを行っているそういったものが現状であります。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

捕獲頭数の推移の件についても少し伺いたかったんですけど、今、出ましたので、やはりだいたい増加傾向にあるということは間違いないようでございます。

私たちがここ数年のうちにだいぶ多くの相談を受けるようになりまして、どうにかならないかということ相談を受けているところでありますけれども、これは狩猟にかかわっている方から少しお聞きした話なんですけども、イノシシは年間約8頭ほど出産をするようであります。また近年、交配等によって品種もかわってきて頭数も多産になってきているようです。また1年後には同じように出産できるような恰好で、徐々にねずみ算式といえますか、頭数はふえてきているものだと聞いております。その中で、やはりこれは徳之島全体としての課題でありまして、山自体は徳之島だけではないですし、山は全部、伊仙町も天城町もつながっているんですけども、その中で3町としてはどのような連携といえますか、情報の共有等、連携とか共同作業とかされているのか、その辺を伺っていいですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、そのイノシシの出産等については、恐らくは豚の系統のほうは年2産行いますので、恐らく4頭生まれたら8頭、当然倍になってくるかと思われ、ですから、出産をできるようなものになれば、その2倍にふえてくるものだと考えられます。例年言われているのが品種等、琉球イノシシということでもありますけれども、純潔ではないんではないかというふうな話もよく聞かれます。これは多頭化で子供がふえている状況でそういうふうな話が出ているんじゃない

いか、確かめてはおりませんが、そういった懸念される状況です。3町の連携としては、被害獣畜対策会議等を行っており、サトウキビの分野でそういうふうな話を3町の林務担当課長、並びに南西糖業、JAともども、この被害に関しては話し合っております。

また、園芸関係にもまたイノシシばかりでなく、ほかの面に関しても3町でその都度話しており、鳥獣被害の関係に関しては林務関係になりますので、林務は林務でまた単独で話し合っており、今も今回研修会等も連携をとって、県の普及化も課長が音頭をとって、県の事業を使いながら研修会をやるというふうな形で3町連携をとり、関係機関一体になってこの問題に取り組んでおります。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

次ですが、これまでもさまざまないろいろな対策をされて来られたと思いますけども、今後具体的にどのような対策を考えておられるのか、また検討して進めていく予定があるのか、お聞かせください。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

これも宮之原議員の答弁と重複することになりますが、現在の対策といたしましては、有害鳥獣捕獲従事者による有害駆除、新規狩猟者の掘り起こし、既存設置済みの箱わな、未使用箇所等の調査、並びに専門家からの助言、指導、設置済みの侵入防止柵の補修を行っております。

来年度からは、対策として今年度実施中のものを含め、わなの新規導入、新規狩猟者及び既存狩猟者への登録等の関係の助成、専門家からの助言、指導、これは集落、農家への研修会も考えております。

もう一つは圃場の周りの侵入防止柵の助成などを充実を拡充で、検討しております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

最近、都会のほうではジビエ肉等が大変人気が出ておるようですが、逆に捉えれば資源は豊富なわけですから、これは提案といいますか意見を聞きたいんですけども、そういうイノシシの肉とかを解体とか精肉をできる、天城町にあるような、あのような施設が徳之島のほうでも導入の検討等できないものか、お伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

今後、検討していかなければいけないと同時に進めていく必要があるなど思っております。現在、天城町のほうにそういうふうな施設がありますけれども、聞くところによるとやはり受け入れの体制がある程度制限されているという話をした中には、やはり肉とジビエ料理のシシ

肉として処理するとき、やはり大きさ、肉の柔らかさとか、そういうふうなものもあるようです。ですから、それとプラスアルファこういうふうな形で頭数が増えてくると、はけ口、消費もいろいろと考えなきゃいけないと。うちの町のある狩猟従事者に聞いたんですけど、やはりこういったものを施設するとき、そこまで考えた上で施設を計画していかなきゃそのまま施設をつくったからといって、そのままなかなか利用されないというか、制限されたままはけないような状態でやっていくというふうな形でありますので、今、来年に向けて施設はあれなんですけど、消費の部分で、これもある意味、ことし9月の地産地消条例を設置しましたけれども、ある意味地産地消でもあるんじゃないかなと私どもも考えております。

ですから、消費拡大、いろいろこうやって検討した上で、関係機関と話し合っているいろんな方法を、今、声をかけて、隣の町の林務担当課長にも声をかけながら、今、話し合っているところであります。ですから、その先々のものも有効活用できるような形で結果ができればと考えております。

○1番（植木厚吉君）

今、金見のほうでジビエカフェということでイノシシ料理を提供して、あまちゃんクラブがやっているところなんですけども、私も1回食べてみましたけど凄く美味しくて、これは人気の料理になるんじゃないかなと思うところでありましたけど、その辺の評判等々もしいろいろ情報がわかれば、瀬川支所長、ひとつ補足の説明でもあれば。

○花徳支所長（瀬川 均君）

お答えいたします。

急な質問であれなんですけれども、今、花徳支所としましては、その国の事業でジビエカフェ、金見のほうにことしの5月にオープンしまして、今のところそのジビエカフェの来客数としましては、1,500人を超えていると聞いております。

また、それに続きまして、そのジビエカフェなんですけども、やはりイノシシですね。イノシシを、今、各農家でも聞かれます。そのイノシシが多いということで、そのイノシシをジビエカフェ、元田さんが代表でやっていますけども、そのイノシシを結局、自分でも捕っているんですけども、捕って、結局天城町のほうで出してやって、食用としてお客さんに提供しているところでもありますけども、これはやはり、今、言われたように徳之島町でももしできればということ、本当考えているところでもありますけども、こういうのがやはり三ヶ町でイノシシの被害が多いと思いますので、今後、対策として検討していくのは必要じゃないかなと思っています。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

ジビエ料理ということで、本当に有害な鳥獣をそのようないい意味で活用して、また経済に

もつながるといふ非常に有効的な循環ではないかなと思うところでもあります。

これは次、被害についてなんですけども、サトウキビが仮に被害に遭った場合、その荒らされた畑をやり直す場合、新たにまた整地などをしたり、機械で整地をしてまた植えかえをしなければならぬため、新植の倍以上の手間暇がかかることとなります。また、圃場のごく一部の被害では共済等も下りないようですので、やはりこのイノシシの被害の一番の懸念は生産農家さんが栽培の意欲をなくして、条件の悪い圃場などでもう耕作を諦めてしまうことが一番の懸念材料ではないかなと思うところでもあります。

昨日の、是枝議員の質問にもありましたけども、この徳之島の広大な農地の保全の観点からも今の現状では、サトウキビ以外の土地利用型の作物はないわけですから、しっかりとサトウキビの生産農家のサポートはしなければいけないものだと考えるところでもあります。

そこで、項目の3つ目ですけれども、今後の対策の一つとして、狩猟免許の保有者を増やし、駆除作業に従事できる人材の確保、また増員が最も有効ではないかと考えます。しかし、実際には狩猟免許の取得から実際に現場で駆除の作業ができるまで、免許の申請手数料、狩猟者登録手数料、登録税、また猟友会費等、それにプラスまた数年ごとの免許の更新の手数料など、大変多くの経費がかかるようであります。このような経費は現状では狩猟される個人の負担になっており、なかなかそういった事業に参入したりとか、継続的に続けていくには大変個人的な負担も大きい要因の一つではないかと考えます。

そこで、時限的措置でも各地域の農地保全団体などを対象にするとか、そのようなことでいろいろ費用の助成とか、狩猟事業者の増加を図ってみてはどうでしょうか。見解を伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

3問目に入る前に、2問目の最後のほうでサトウキビの関係。現在、考えておりますのが、サトウキビ、園芸作物等も今までのイノシシ等に対する対策は林務再度で中心にやっております。駆除一本で恐らくやってきているんじゃないかなと思っております。しかし、ここにきて、やはり広大なこういうふうな形で捕獲する方の人数も限られていることから、やはりサトウキビと園芸作物のほうからも何らかの防御対策を打ち出すべきじゃないかなと考えております。それについては、今後、関係者と一緒になって対策を来年に向けてやらざるを得ない状態にありますし、やっていこうとも考えています。今後、検討をしたいと思っております。

次に3番目の先ほどの質問になりますけれども、今年度実施中のものに関して、プラスアルファ新規狩猟者及び既存狩猟者への助成というのは、先ほどから言われているように免許等の関係も含めて、事情聴取しながらどういったもので経費がどういうふうにかさむというふうな形で、それに対しては来年、徳之島のほうで狩猟免許の講習会がある予定でありますので、それに向けて対策を、また支援なりを考えていきたいと思っております。

また、それとあわせてわな等の新規導入に関して、新たな既存の協議会並びに新たな協議会の設立も含めて、こういったものを貸し出ししてやっていくと。細かくは恐らく植木議員のほうも御存じだと思いますけれども、農家が自分で身を守る対策については、既定の基準のわなであっても設置できる方向もありますので、そういったものを細かく精査しながら、今後は早急に対応していきたいと考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

今、課長の答弁の中にもありましたけども、わなにもいろんな種類があるようで、その中でも囲いわなといって天井がないわななんですかね、それが免許なしで農業従事者であれば設置が可能という制度があるようで、そのような仕掛けとさっきでたくくりわなとか、そういうわなの設置等を各地区の保全団体に依頼といいますか、そういう器具を貸与するなりして、またそういう団体にまた設置箇所を広げていただいたりとかしていけば、だいぶそういう設置箇所もふえていくんではないかなと思うところなんですけども、その中で農地保全団体に対しての多面的機能交付金というのがありますけども、そのような資金の中からそういう器具等の購入等と助成等ができないか耕地課長に伺いたいと思います。

○耕地課長（福 旭君）

お答えいたします。

多面的機能支払交付金事業についてですが、2番目にありました対策につきまして、各組織によりまして農林水産課のほうで設置いただきましたイノシシの防護柵、これがやっぱり老朽化とか破損している箇所がありますので、それについてはこの多面的機能支払交付金で補修、修繕を行っているところであります。

2番目のわな等の購入ができないかという話なんですけど、これにつきまして防護柵の補修同様、くくりわな、囲いわな、箱わな等、購入することは可能だと思います。今から2年前ぐらいになるんですかね、南部の保全隊のほうで箱わなを何機か購入しております。それからくくりわなにつきましては、狩猟者1名につき30個設置ができるんですが、その各組織の狩猟者が何名いるかによって、やっぱりその設置のわなの数も限られますので、その辺はやっぱり組織の中で確認していただいて、それに見合う数のわなを購入していただきたいと思います。

それから、これきのう、広田議員の質問の中でもお答えはしたんですが、そういうわなと各機器を購入するに当たりましては、やっぱり組織で話し合っていて、そこにどんだけの費用をかけるか、ほかに使うところもあると思いますので、その辺は各組織で相談をいただいて、購入していただければと考えております。

以上です。

すいません、もう一つ。つけ加えまして、イノシシ等鳥獣を捕獲しますと報奨金が出ます。

それを積み立てておいて、そのさっきおっしゃいました更新の手續、そういうものに充てたりするのもいいのかなと。また新しく狩猟免許を取りたい方への補助を行うとか、その辺はやっぱり各組織で考えて積み立てをすると有効に活用できるのではないかと考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

捕獲に応じていろんなそういう費用が出ているというのは聞いておりますけども、やはり専業といいますか、それを専らの仕事としてされる方はまだ、例えば技術のある方とかはそれで何とかやっていけるでしょうけども、やはり有害駆除という目的で農家さんがする場合、なかなか個人で全ての経費を賄って駆除に当たるといのは、やはりハードルが高いかなというイメージ、そういう話もよく聞くんですね。やりたいけども、なかなかお金がかかるから継続しきれないとか、免許を流してしまったとか、よく聞くんですけども、やはりその辺もこれだけ被害が拡大しておりますので、本当にいついつまで、減少のめどがつくまでとか、その辺まで踏まえて対策ができていければいいのかなと思うところであります。

その中で近年、急速に増加するイノシシなどの状況を踏まえ、国としては特定鳥獣管理計画を策定し、2023年度までにイノシシの個体数を減少させ、農作物被害の額を半減を目指すとのことですが、その政策の一つとして認定鳥獣捕獲等事業者制度という制度があるようで、捕獲事業の受託や生息状況の調査、また担い手の育成などを行う団体だそうですが、自治体が行うことも可能と聞いております。本町においてもそのような制度等利用して、今後取り組んでみてはどうでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

先ほどの計画については、将来的に2023年までに半減を目標として計画されております。その後の事業についてですけれども、現在、植木議員の案内で調べて、またやったところ、制度としては確かに可能性のあるものであるというふうな担当と検討を今後していきたいんですけども、何分にも法人化をまずやらなきゃいけないというのと、実績が3年とか、そこはどのような実績なのかをちょっと精査をする猶予をいただけたらなと思っております。これも含めた形で率先的にこうやって検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○1番（植木厚吉君）

先ほども法人という文言がありましたけども、この認定基準において、自治体は法人とみなすというくくりで、そういう意味で自治体は適用されるという認識で提案したものでありますけども、いずれにせよ、本当に農林水産課のほうも担当の方もなかなか1人、2人では追いつかないと思いますし、各課におかれましてもこのイノシシの対策だけじゃなくて、いろんな案件を抱えていますので、なかなか数名の規模では厳しいのかなと思うところであります。やは

り地域の協力や生産農家さんの協力なくしては難しいところではあるとは思いますが、やはりその課においても専門的に対応できるような職員等、今後、いついつまでと決めてでも増員をする必要があるのではないかと思うところではありますけども、そのような考えはございませんでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

職員となると所管というか町長等に聞いていただければあれなんですけど、実際、今の人員で林務、松枯れの林務のほうは1人でやっています。臨時職員として2人がその網の補修、当然、集落で整備しておりますけども、それ以外に届かないところを2人の臨時職員が回っております。ですから、その職員もあわせて捕獲の講習等も検討して、なおかつ担当職員と私のほうも何とか率先して動けるような形で、今後体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。

3時45分から再開します。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時45分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○1番（植木厚吉君）

先ほどからの続きでございますけども、このイノシシという生き物がなかなか生息事態がつかめずにいろんな資料等も調べてみたんですけども、何頭から何頭ぐらいであろうとか、推測の域を超えないところがあるらしいです。それで、やはり実際の頭数の把握とかその辺が非常に難しい生き物でもあると聞いておるところであります。私どもはやはり自分でその資料の作業をするわけではないので、なかなかその現状とかを把握しきれてはいないんですけども、この中でそういう現状に詳しい課長が1人おられるようですけども、そういう実際の現場の現況を、少し御意見が頂戴できればなと思うところではありますけども、福永会計課長、実際の現状というものは、こうだというものをひとつ教えていただけませんか。

○会計管理者兼会計課長（福永善治君）

突然のふりで驚いております。私、昨年8月に狩猟免許を徳之島町でありましたので、受けてみました。何とか合格できました。ただ、先輩の後について、今、勉強中で、ほとんど実績はございませんが、1人でできるものではないので、仲間を募って、今、やっているところがあります。ことしに入ってからちよくちよくわなにかかるようになりまして、7頭ほど捕獲しております。それとそのわなとかそういう免許とか、かかるお金は全て個人で負担しております。

すので、1頭当たり2万円という助成がありますが、金額的には赤字です。

以上でございます。

○議長（池山富良君）

よろしいですか。

○1番（植木厚吉君）

やはり、私もあちらこちらでそういう対応をされている方に聞くんですけど、なかなか経済的なメリットは少ないということでよほどそういう意識がないと難しいのかなと思うところがあります。

先ほど、課長ともお話ししましたが、一番の被害を受けている農家さんがもっともっと当事者意識を持って主体的に自分たちの被害は自分たちで未然に防ぐというような、やっぱり心づもりが一番必要なのではないかなと思うところでもあります。その流れで、先ほどから提案しているようないろんな一番してほしいところの助成とかをしていけば、各団体で自分の畑は自分で守るというふうの流れができればなと思うところでもあります。

それで最後に、この質問を最後に、やはりこの対策については、もろもろ仕掛けをしてもその見回りをしなくちゃいけないとか、大変なマンパワーがかかって、猟友会の方も高齢化していますし、なかなか仕掛けてもそのパトロールが大変だとかその都度見に行くのが大変というのは、よく聞いております。やはり関係課の増員が必要ではないかと思うところでもありますけども、最後に町長の見解を一つ伺いたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

今、イノシシ等の被害については、農家のほうから強い要望があるのは事実であります。農林水産省とも東京のほうでお話をしたところ、ICT、IoTを駆使、プラスの人海戦術というものが成功事例が幾つかあるようですが、イタチごっこになろうかと、今は成功していても後々、イノシシは学んでくるというところがありますので、今後は職員も去ることながら民間力を生かした、今、福永課長が話にも出ましたが、狩猟をする方たちが一番情報を知っている可能性があるということで、そういった方たちをしっかりと人海戦術の枠組みができないかなということで進めたらいいかなというふうに今は考えております。

○1番（植木厚吉君）

私もこの件に関しましていろいろ調べてみましたが、本当に国としても県も町もですけど、いろんな対策を講じられておるんだなと改めて感じるところであります。

しかしながら、やはり現状では被害が拡大していることをかんがみますと、やはりこの対策については、先ほど福永課長の言葉からもありましたけど、1人、2人じゃできないことでもありますし、各関係機関、特に生産農家さんが中心となってしっかり対応して被害の軽減にいずれ結びついていければと思うところでもあります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

過疎地域における集落の運営についてでございます。

現在、各集落に支払われている集落活性化補助金でございますけれども、集落においては大変貴重な財源であります。しかし、集落の世帯数などに比例した金額的な設定であるため、やはり小さな規模の集落ほど低額になるというところがあります。やはり、そのような小さな集落ほど集落の財源確保に苦慮している背景もあり、このような補助金が大変役に立つと考えております。助成率の見直し等ができないか、お伺いしたいと思っております。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

集落活性化補助金につきましては、現在、一集落当たり3万円の均等割と、集落の人口に応じた人口割の合算により算出されています。しかし、現在、算出方法では大規模集落への配分が大きく、財政力の弱い小規模集落に適正に配分されていないという声も伺っておりますので、今年度中に補助金の算出方法や使い道など、集落活性化補助金のあり方について再度検討を行い、前向きに検討していきたいと思っております。

○1番（植木厚吉君）

算定方法の件で、やはりどうしても小さな集落では金額面が低くなるということで、また自分も、今、集落の会計をちょっと担当している中で、いろんなあれ見させてもらっているんですけども、使用目的といいますか、いろんな文言があるじゃないですか、そういったものは今現在、役場として指導というか、このような目的で使ってくださいというものはどのような項目がありますか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

集落が主体となって取り組む事業に幅広く活用が可能な交付金として、集落の活性化に図られるように補助金をしております。

使い道の方法としましては、現在、集落の行事や清掃、防犯灯というような活用の方法をしていただいております。昨年度は集落の天井の改修とか、LEDの防犯灯の設置など、いろんなその集落で困っていることに対する活用の方法をとられているところが多いかと思っております。

○1番（植木厚吉君）

ちなみにでよろしいですが、一番いただいている集落と、一番低い額と、大体どのぐらいの差がありますか。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

すみません。金額のほうはわかってはいるんですけども、余りにも差が広がっているので、ここでは申し上げにくいところではあります。なので、来年度につきましては、その差が余り

開かないような形で検討させていただきたいと思います。

○議長（池山富良君）

よろしいですか。

○1番（植木厚吉君）

はい。ちょっと酷な質問だったかもしれませんが、多くもらっているところがどうこうという意味ではなくて、やはり小さな集落で数万円となると、この名でうたっている集落活性化という意味での補助金ということですので、ちょっと集落予算の足しになるちゅう程度ではなくて、これで何かをちょっとしようかなというぐらいこう思いきれるぐらいのその項目設定とか、金額とかになっていければなと思うところであります。ぜひ、この補助金の底上げを検討していただきたいと強く望むところであります。

それでは、次に移らせていただきます。

過疎地域への若者の定住を促進するため、特定地域づくり事業促進法が制定されました。徳之島においても、農繁期やその他事業の繁忙期等、人材確保また安定した就業環境の整備という観点においても、非常に有効な制度ではないかと考えております。本町において、今後、この事業をどのように展開をもくろんでいるのか、その辺の見解を伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

本法は地域づくり、人材が安心して活躍できる環境整備することを目的としているものと認識しているところでございます。現在、人手不足が進行している中で、非常に有効な施策だと思っております。しかしながら、まだ成立して間もない法律でございまして、課題として、特定地域づくりの事業協同組合を立ち上げなきゃなりません。この事務局をどの組織が持つかの調整が一番重要だと思っております。

また、今、国の財政支援につきましては、まだ指名されておられませんので、国の財政支援が指名されたところで制度設計を考えていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

離島においては、多分共通の課題ではあると思うんですけども、やはり農業を主軸とした経済活動を行っている島においては、やはり農業の繁忙期と土木建設業とか年度末とか、非常に人手がいる時期がほぼ重なってきて、なかなか繁忙期と閑散期といいますか、その差が大きいと、年間各業界においてもその年間雇用を続けるのが非常に大変だということは、どの業界からも上がっている案件でありまして、そのような観点からも非常に有効な制度ではないかと、今後、ぜひ進めていってほしい制度ではないかなと思うところあります。

そこでひとつ、町長からも見解を頂戴したいと思います。

○町長（高岡秀規君）

1年半後には、新過疎法等の制定もございます。そしてこの特定地域づくりの趣旨についての法律については、今、課長のほうから事業組合を立ち上げるということなのですが、恐らく労働派遣法に準じた形になるかというふうに思います。これは国が、僕の記憶によると最低20万、そしてまたしっかりと社会保険に入るということを保証するというようなニュアンスで伺っていますので、数字は正確ではないとは思いますがね。業種によって違いますから。一時期、農繁期では忙しい人材を派遣する。そしてまた夏場は夏場で派遣をするという、一定した雇用の事業組合の中で派遣業として若い人たちの給与を安定させようというのが趣旨ですので、これはしっかりと必ずやらなければいけない事業だというふうに思っておりまして、以前、緊急雇用対策事業というのがあったんですが、そのときはいっぱい若い人たちが来て、高齢化になった農家の手助けへ行っていたわけですよ。しかしながら1年しか雇用ができないということで、だんだん少なくなってきて、結果的には事業ができなくなったということですので、ようやくこのような事業ができたということで喜んでおりますし、今後はこれをしっかりと活用していきたいというふうに思います。

○1番（植木厚吉君）

ぜひ、推進していただいて、また地域の安定的な雇用確保という面で、徳之島に寄与できていけるようなことがあればいいと思います。

次に移らせていただきます。

来年、世界自然遺産登録、このまま順調にされた場合、徳之島の希少動植物などの観覧を目的とした観光客が増加すると考えられます。自然体験等をできる観光ルートの設定や環境整備、また観光関連拠点施設の整備などが急務であると考えます。今後の計画などを伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

観光ルートの設定につきましては、ウォーキングしながら島の自然や景勝地を巡る世界自然遺産トレイル徳之島町が2018年、昨年ですけれども完成したところでございます。そして2020年には奄美群島のルートが全て結ばれると、世界自然遺産のトレイルが完成するところでございます。今、徳之島町につきましては、もうトレイルの地図ができておりますので、ごらんいただきたいと思います。そのほかにも国立公園計画での自然とのふれ合いを目的とした登山道の整備、そして北部地区に観光拠点施設、道の駅に近いような環境拠点施設の整備をいたしまして、情報発信、それから地場産のものを提供、徳之島品の提供、そういった施設を整備いたしまして、世界遺産に対する観光客等の受け入れを図っていきたいという計画をしているところでございます。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

来られる観光客の方とか、やはり自然遺産の名前に引かれて来られると思うんですけども、やはりコアゾーンといいますか、これが自然遺産だというような場所の観覧も恐らく望んだりするのではないかなと思いますけども、そのような地区における今後の整備といいますか、そういう観光客に対しての対応のあり方をちょっと聞かせてください。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今、観光拠点につきましては、整備計画につきまして、地域営業課のほうで順次計画しております。一例を申し上げます、多言語対応ですね。看板に対して、今、4か国語ですか。日本語、英語、中国語、韓国語、日本語言語の対応は、今、これはなかなか今までなくて、外国の方が来たときに非常に迷惑をかけるということで、そういった計画に進んでおります。詳しい観光の今後の課題につきましては、地域営業課のほうから進めさせていただきます。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

現在、先ほど企画課長のほうから答弁がありましたように、現在、拠点施設整備ということで花徳地区、そして亀徳地区のほうで、徳之島町の観光施設整備に基本計画に基づいて、補正予算のほうに盛り込んで花徳地区に黒畦の海岸の整備及び既存の闘牛場がありますけども、きのうもお話したとおり滞在型の観光客を呼び込もうということで、花徳の既存の闘牛場の整備ということで、現在、補正予算のほうに上げておりますのでよろしく申し上げます。

先ほど、企画課長から申しましたトレイルコース、3コースですね。A、B、Cありまして、亀徳新港から下久志を回るコース、Bコースが母間、花徳、山を回るコース、Cコースが金見と手々コースということで、トレイルコースを県のほうと連携して整備してあります。

それと、手々、金見、井之川でエコツアーガイドの方がおられまして、集落巡りをさせていただいております。そして、中でも金見集落のほうでは、あまちゃんクラブが経営しているレンタルサイクル、サップといってボードのほうに乗って、海をちょっと散歩するようなマリンスポーツをしております、ちょっと利用者がふえているということがありますので、それも地域のほうへの波及効果があがるのではないかと考えております。

以上です。

○1番（植木厚吉君）

どの観光地においても、最近観光地のオーバーユースとかそのような逆のデメリット等々も上げられているようではございますけれども、これはまた竹山議員が取り上げられておりますので、説明は差し控えますけども、世界自然遺産登録ということで世界が認めた自然ということですので、

やはり我々徳之島に住む人間こそが自分たちのこの足元にある自然をしっかりと、またこういう機会に学びなおして、またそういう魅力的な島の情報発信を今後できていけるように、我々も努力していきたいと思います。また、徳之島全体でこのような空気を推進できるように、今後頑張っていければと思うところであります。

以上で、一般質問を閉めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

次に、竹山成浩議員の一般質問を許します。

○2番（竹山成浩君）

本日、最後の質問となりますので、もうしばらくの間おつき合いのほどよろしくお願ひします。

ことし10月に発生、上陸した台風19号による甚大な被害を受けた関東地方から東北地方では、100名近くの方がお亡くなりになり、またいまだに3名の方が行方がわからないということで、被害に遭われた皆様に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、令和元年12月、ことし最後の定例議会に、2番竹山成浩が通告の4項目について質問します。

町長はじめ、各担当課長の明確な答弁をお願いします。大変な被害をこうむった東北地方や関東地方さながら、台風常襲地、徳之島としても住民の皆様の安全・安心を守る意味からも、今一度、防災減災対策を強化していかなければなりません。さきの19号台風の前に15号台風の上陸で大規模停電、いわゆるブラックアウトが起きた千葉県では1週間から2週間余りの停電が続きました。その要因の一つは、電柱の倒壊、樹木の倒木で、送電線の切断が多くみられたと聞きます。私たちの徳之島町においては、地域住民の安全・安心、生活環境の改善や地域の活性化、さらには世界自然遺産登録を見据えた景観の形成を考えた上でも、無電柱化を推進していく必要があると思います。こうした観点から無電柱化の計画はないか伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

では、お答えいたします。

無電柱化につきまして、無電柱化のメリットにつきましては景観がよくなる、停電等が減る、防犯上のメリット、それからバリアフリーになる、それから交通事故が減るといようなメリットがあると言われております。また無電柱化につきましてのデメリットにつきましては、やっぱりコストが高いと、電柱を設置するよりも10倍から20倍のコストが高くなるのじゃないかと。あと、工期が長い、歩道にスペースをとる、変圧器を下のほうに置かなきゃいけないということととる。あとカーブミラー等の標識の設置に困るといようなデメリットも上げられております。しかしながら、やっぱり一番はかなりの予算がかかるということでございます。国の財政措置が必要であるということが一番でございますけども、例えば道路の改良工事、大規模で

すね、それにあわせて実施することは考えられると思います。また現在、和泊町や与論町で計画があるようです。ですので、それは現在のところは見守りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（竹山成浩君）

今、企画課長の答弁にもありましたように、隣の島、和泊町におきましては、庁舎建設とあわせて無電柱化を計画して進めていると聞いております。また、与論町でも検討しているとのことですが、実際、和泊町の場合は、新庁舎建設とあわせて周辺道路約300メートルほどが計画されていると聞いております。その具体的な予算等出ているか、そのあたり把握している範囲で教えていただけますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

これは新聞紙上でございますけれども、道路回避状計画の事業費しか載ってございませぬけど、それが当初約2億6,000万でありまして、それに対する無電柱化の事業につきましては記載はないところでございます。これより増えるというふうにしか記載はないところでございます。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

確かに高コスト、それから工期の長さとかやっぱり財政負担が大きいということを聞いております。また電線を管理している事業者との協力等、そういった形もまたいろいろさまざまな壁があり、ハードルが高いんじゃないかと思いますが、来る来年です、世界自然遺産登録ともすれば、インバウンド効果による海外からの観光客の増加等もあり、やっぱり景観や観光振興にもつながると考えております。少し海外にも目を向けてみますと、ロンドンやパリ、香港、シンガポールといった主要都市の無電柱化は100%整備されていると聞いております。日本においては、大阪市で6%、東京都23区でもわずか8%にとどまっている。戦後復興の過程で、急いでその電線を張り巡らせた結果だと言われていますが、近年、災害が多発する傾向にあり、停電の長期化も考えられます。現に昨年の台風24号で、私たち徳之島町のとなりの伊仙町で2週間から20日間くらいの停電が起きております。そこで本町としても庁舎建設とあわせて、ぜひ周辺部の無電柱化を計画、検討していただきたいと思っております。こうした無電柱化の話は以前からもあったと思っておりますが、平成27年に無電柱化を推進する市区町村長の会というのが設立されております。設立された同会に、2019年現在、日本全国で287市区町村長が加盟して、鹿児島県では奄美市、瀬戸内町、和泊町、与論町も含めて14市区町村長が加盟しておられるようです。徳之島の3町長はその会に加盟されていないようですが、今後、加盟する考えはないか伺いたいと思っております。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

今、企画課長のほうからお話がありましたが、国への助成制度のあり方等々見据えて、推進するという入るのは意味があるんですが、検討中の場合は少し待ったほうがいいのではないかなというふうに思います。そして、九州電力等々の話を伺いますと、やはり埋めることによって、非常にコストがかかるということと、一部だけ例えば埋め立てたとしても、停電がなくなるわけではないということでもありますよね。だからそこをしっかりと何のための無電柱化なのかということをしかりとわきまえて、そして国の補助事業もこれだけ国が進めているわけですから、必ず出てくるだろうというふうに思いますから、それを鑑みて事業は進めていきたいというふうに思います。

○2番（竹山成浩君）

今現在は加盟の予定はないということです。

○町長（高岡秀規君）

恐らく、周りのその整備をするということになったとしても、恐らく調査に少し時間がかかると思うんですね。それを踏まえて加入するのであれば、したほうがいいかなと、もしこの加入がなければ補助事業が受けられないとか、そういったものがあるのかどうかはちょっと私も調べてはおりませんので、私はそういう差別はないのではないかなというのを思っておりますから、しっかりと町の財政も鑑みながら、民間の資金力等も鑑みながら考えていきたいというふうに思います。

○2番（竹山成浩君）

もしその加盟するのであれば、どのようなメリットがあるかとお聞きしようかなと思ったんですけど、まずはそういうことでありましたら、今言った推進する地区村長の会という設立の注意書には電柱がないことが当たり前という社会の実現に向けた国民の意識醸成に努めることと書いてあったんですけど、近年日本全国で災害が多発している状況で国土強靱化年次計画の中にもインフラ等の強化として、無電柱化推進計画支援事業が追加創設されております。防災化、防災性の向上や、安全で快適な通行空間の確保、また景観や観光振興のことも視野に入れながら、無電柱化へ向けて、奄美群島が足並みをそろえて国へも声を大にして実現に向けて頑張っていたきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、2番目の質問に移ります。

来年夏に2020年世界自然遺産登録が決定したとすると、たくさんのメリットが考えられると思いますが、逆にデメリットはどんなことがあるか、またそれに対する対策は考えているか伺いたいと思います。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

世界自然遺産が来年夏決定すると思っっているわけでございますけど、メリットは皆さんも御存じのとおりでございますけども、デメリットにつきまして、これはIUCNのほうからも指摘があったんですけども、やはりオーバーツーリズム、観光客が非常に多くなるということに付随するデメリットは対応を考えなきゃならないというふうに、これは言われております。

今、日本の中に世界自然遺産が4カ所ありますけれども、どこの地域でも、例えば屋久島、白神山地、それから小笠原、やはりオーバーツーリズムで環境破壊や治安の悪化とか交通渋滞、文化の変質、変容などが出ており、それに対し、対策に苦慮しているというようなことございます。

特に深刻な問題が、特にごみのポイ捨てなどにより、植生や生態系の変化や、盗掘なども起こる可能性もあります。落書きや破損、指定文化財等が損失するというようなこと、観光客増加に伴い人的トラブルや貧困による住民感情の悪化、地域の伝統や風習が失われると、さまざまな可能性が出ております。

ただ、これ全て今現在対応できるかという、なかなか今できていない状況でございます。例えば、日本語標識がないために、どこでもごみを捨ててもいいのかと、外国人がポイ捨てをしてしまうのではないかとということで、例えば外国人のためにポイ捨て等につきましての禁止事項等も、今、4カ国語で対応というふうに書いてありましたけれども、こういった注意事項につきましても4カ国語対応してやっていきたいというようなことを考えております。

それから、さまざまな問題が出てきていますというのは、入湯税ではなくして例えば入湯料みたいなやつを課して、それを環境破壊やこういったものにつなげていくという方法もとられているところがありますので、それはぜひ参考にしたいと思っております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

たくさんの課長の答弁がありましたけど、たくさんの観光客が訪れるということで、自然環境に影響を及ぼすおそれが多々考えられると思いますが、環境保全とうまく両立を図っていく必要があると思います。

それと、答弁にもありましたように、そのごみの問題ですけど、今現在、観光地にごみ箱は設置されていないと思いますが、今後設置する考えはないか伺います。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

ごみ箱を設置しますと、そちらに観光客以外、例えば地元の人が、うちのトイレを清掃する2名の方がいるんですが、現在、各トイレを確認しますと、たばこの吸い殻等がいろいろありまして、観光時期でもないのにやっぱりトイレが汚れていると。そうすると、ごみ箱の設置を

すると、そこに弁当の食べかすを残すので、やっぱり持って帰っていただくような方法が一番いいのではないかと考えております。

○2番（竹山成浩君）

安心しました。やはり自分のごみは責任を持って持ち帰っていただくと、ぜひごみの持ち帰りを周知徹底して広報していただきたいと思います。

それと別に、ことし3月の議会だったと思うんですけど、行沢議員からの提案、要望がありましたが、16メートル道路の街路灯がついていない。その街路灯がついていないために、その電球が切れているという話があって、悲惨な死亡事故にもつながった。そのことから早目の対応をという要望がありましたが、その後どうなっていますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

きょう帰ったらすぐに聞きたいと思います。

○2番（竹山成浩君）

実際3基ほど電球が切れているということで、非常にその見通しも悪く、横断歩道の上が切れている箇所がありますので、ぜひ今後、遺産登録ともなれば宿泊客の増加さらには交通量の増加、また治安維持の観点からも県へ早目の対応をお願いしたいと思います。それと、その景観の意味合いからも、亀徳大橋のその照明も、切れている状況なのか意識的に消しているのかわからないんですけど、取りかえることができればと思いますので、よろしくお願いします。

こうしたことで少しでもデメリットを減らして、たくさんの皆様に御来島をいただき、本町のすばらしさを実感してもらうことがリピーターにもつながると確信しておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、3項目めの質問に移らせていただきます。

首都圏からの移住就業支援についてですが、ことし10月から、東京都を中心とした首都圏から移住就業支援事業が始まりました。昨年の9月議会でも同様の質問をさせていただきましたが、その時点で町長の答弁は、徳之島に住んでおられる方たちの所得を上げることがまず優先で、Iターンにつきましては、地域おこし協力隊に応募してくるようなやる気のある方を受け入れたほうが効率がいいのではというふうに答弁されていますが、その後、このような受け入れに関して考えは変わりはございませんか。

○町長（高岡秀規君）

今、各地、Iターンの方たちを受け入れる施策をとっているわけですが、いろんな首長での話を聞きますと、その支援策がなくなったときに非常に確立的に悪いということで、やはりその島関係者であったり、本当にやる気のある人をピックアップしないと、補助金が切れたときの施策がなかなかとれないということでしたので、まずは地元にいる方たち、そしてまた今現在、事業所で人手不足が生じておりますので、そういった仕事をしっかりと案内できる状況に

なったときに、そういう I ターンも含めて、U ターンをまず優先的に考え、最終的な I ターン施策のほうが、私は持続可能な移住者が見つけれられるのではないかなというように考えております。

○2番（竹山成浩君）

現在、奄美群島では、本年度、天城町、伊仙町を含む7市町村が事業を推進しているようです。本町も来年度申請する予定等ございませんか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実際、県が指定した企業につきまして、そこに対して就職した場合に、もちろん東京都の23区からですけれども100万円、そして起業した場合は200万円で、その両方を兼ね備えると300万円という非常に大きなお金をいただけると。しかしながら、今のところ徳之島町では、鹿児島県のこれはポータルサイト的なものですが、5件の登録がございますが、現在のこの起業支援事業につきましての登録はまだないところでございます。ですので、この5件をこの支援事業の中にやっていただけるように、私たちのほうから声かけをしていきたいと思っています。

そして、来年度当初予算でございますけれども、令和2年の当初予算の中に、一応1世帯100万円、それから単身につきましては60万円になりますので、計160万円を予算を計上する予定をしております。

以上でございます。

○2番（竹山成浩君）

ぜひそういう方向で進めていただけたらと思っております。

先日、新聞記事にもありましたが、11月1日現在、本町の人口は1万340名、前年比マイナス153人、奄美12市町村で瀬戸内町のみが78人ふえている状況で、他市町村も全て減少しています。こうした人口減少に伴い、働き手の確保に大変苦勞されている企業も少なくありません。島内で、毎週求人広告を出しても応募がない、電話すら来ない、こうした慢性的な人材不足の改善をできないかと、独自で外国人労働者の雇用も考えておられる社長さんもおります、実際。それだけ人手不足が深刻な状況だということだと思えます。

ふるさと納税が、寄附件数、金額にしろ、我が徳之島町にはいろんな魅力がたくさんある。だからこそ、この寄附金額だと思うんですね。行ってみたい、住んでみたいと、そう思われている方がたくさん多くいらっしゃると思います。ぜひ、Uターン、Iターンの確保など、大都市からの人材、人口還流は、地域振興の面からも町にとっては大きな柱となり得ると考えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、最後の質問となります。もうしばらくの間、おつき合いをお願いいたします。

徳之島町体育センターの管理下は、社会教育課の管理のもとで利用されていると認識してい

ますが、現在の利用状況はどのようになっていますか。昨年度の利用者の延べ人数や、部活や延べ人数と一般の方々の利用数、また各種大会の年間を通しての回数等、わかる範囲でお願いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、お答えいたします。

まず、体育センターの利用団体についてですが、平成30年度実績として、通常利用団体が、午前中で1団体、午後で1団体、夜間で4団体となっております。また、部活動が定期で2団体、不定期で2団体、そのほかにまだ各種大会イベント等で11団体が現在利用しております。

この体育センターの30年度の利用延べ人数ですけれども、1万9,318人となっております。

また、ほかにもいろんな形でスポーツ少年団等が使用しており、この中でも特に体育センターを利用している、これは体育センター利用だけではなく、スポーツ少年団の島内での大会回数について、バレーのほうは10回、空手のほうが6回、それ以外に卓球等も含めると、いろんな形で体育センターは利用されているという状況になっております。

○2番（竹山成浩君）

30年度、1万9,300人ほど、たくさんの皆さんが体育センターを利用、活用されておられる。実際私も夏場に、以前子供たちの大会の応援とか行ったことがありますが、中は非常に蒸し暑く、室内温度も上昇し、不快な状況で競技が行われる。子供たちはもちろん、大会運営に携わっている役員や関係者の皆さんも含め、保護者の方々も大変だと思います。そこで、ぜひ空調設備を設置できないか伺いたいと思います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

議員の御指摘のとおり、今この体育センターの空調設備についてですが、これは私ども徳之島町、それから徳之島に限らず、日本全国的に温暖化に伴い気温が上昇している現象の中で、この熱中症対策というのは喫緊の課題として我々も考えております。

実は昨年、本土より空調関係の業者の方が学習センターにお見えになり、営業で来ました。そのときに新しいタイプの空調設備について説明を受けました。ただ、体育センターという規模が大きいため、この分に関しては多額の、億単位の予算が必要で、なかなかこの予算の確保というのが難しく、今現在の状況に至っている次第となっております。

○2番（竹山成浩君）

課長も答弁でおっしゃいましたが、近年、地球温暖化による異常気象で、熱中症また健康を害する不快な環境になりつつあると思います。ぜひ快適な環境で競技ができるようにしていただきたいところですが、先ほど課長の答弁にもありました利用状況で、スポーツ少年団の年間を通した大会の回数はどれくらいありますか。いま一度お願いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

スポーツ少年団におきましては大会回数が、ちなみにバレーのほうで10回、それと空手のほうで6回でスポーツ少年団はなっております。また、一般の分はまた別にありますので、スポーツ少年団に関しての体育館使用は、ただ剣道の場合が若干2回ほど入ってくるような形と今なっております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

バレーで年間10回ということですね、結構な回数ですよ。

私たちが子供のころは、年1回の全島大会というか町の大会、それに10月の陸上記録大会、産業祭等の相撲大会とか、それくらいしかなかったと記憶していますが、子供たちはもちろんですが、保護者の方々も日々スポーツ少年団活動に一生懸命されているように感じますが、大会関係者に、子供たちに対してあまり負担にならないような大会の回数等考慮していただければと思います。これは一つの要望でございます。

それと、課長もスポーツキャンプの誘致活動に精力的に頑張っておられますが、今現在、徳和瀬健康の森野球場と併設する屋内運動場を利用した社会人野球、それから大学野球、高校野球のキャンプ誘致は盛んに現在行われております。今のところ野球だけですよ。この体育センターに空調を完備することにより、屋内スポーツの、例えば卓球とかバドミントンとかそういったキャンプ誘致はできないか伺いたいと思います。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

今、竹山議員のおっしゃるとおり、本町においては現在スポーツ合宿誘致活動、実は11月に私、担当の者と一番遠い秋田まで行かせていただきました。やはり片道だけでも相当な予算がかかる中で、わざわざ秋田からTDKという硬式野球部がことしもお見えになります。その関係も、お礼も含め、今回ずっと続けていただけるよう要請しながら行ってまいりました。

おっしゃるとおり、今、社会教育課の運動公園につきましては、1月から3月までは野球に特化されております。実はこの1月から3月に、前回の議案のほうでもう少しお答えしたと思うんですけども、4月から12月の中で、いかにこの徳之島をアピールできないかということがありました。ただ、シーズンのオフというのが、大体スポーツに関しますと1月から3月がメインになっておるものですから、4月から12月はその中でいかようにできるものかといろいろと考えてきました。

その中で、体育館等を使用してスポーツ合宿ができないか、今先ほど竹山議員もおっしゃったように、今ブームであります卓球並びにバドミントン、こういう形のスポーツが、我々徳之島に誘致ができないものかということです。

そのためには、一番やはり必要なのが、この体育館の空調設備です。この空調設備に関して

は、やはり卓球、バドミントン、非常に風の影響を受けます。その形で、先ほど新しいタイプという空調設備のことを言いましたけども、これが、風が吹かない冷気を通して、それで冷やしていく形のことだったものですから、説明を受けました。ただ、この特に夏場の暑い時期においての他のスポーツの誘致、これに、竹山議員がおっしゃるように、快適な環境、快適な場で競技、そして役員がスムーズな環境ができるということにおいては、今から我々も、この年々気温が上がっている状態、温暖化が進んでいる状態の中では、やはり使う側、そして使わす側も含めて、この問題、熱中症対策も含めて、ただ多額の予算がかかります。この予算の確保、例えばどういったもので事業ができるか、そして補助金が取れるものかどうかということを変更して考えまして、またいろいろと検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（竹山成浩君）

卓球には将来のオリンピック候補選手、徳之島二世の木原選手もおります。ぜひそういった誘致ができるように頑張ってくださいと思います。

なかなかその高額という面に関して、いろんな補助事業をまた検討していただいて、そうした快適空間を形成していく上で、新たなそのまた魅力が生まれ、活用性が広がり、たくさんの皆様にアピールできることだと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせて、この体育センターは災害時の避難場所や緊急避難場所には指定されていませんが、風雨災害時などにその指定避難場所としての申請はできないか伺ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

現在、体育センターのほうは徳之島町地域防災計画で遺体収集場所として定められています。指定避難場所としての変更、修正等につきましては、徳之島町防災会議によって検討し定めなければならないとなっておりますので、遺体収集場所の変更ということは、その新しいところもまた探さないといけないということも含めて防災会議のほうで検討をしていきたいと思ひます。

○2番（竹山成浩君）

遺体収集場所として指定されているということですね。その変更場所とか、それを変更すると、いろんなそういうまた問題が出てくるとは思ひます。やっぱり大切なその遺体収集場所というふうな形であれば、それもほかのところもまたあるのかなという考えはありますが、最初でもお伝えしたとおり、毎年全国各地で災害が多発しており、また災害の発生が予想される場合でも被災者を滞留するために必要となり得る適切な場所だと私は考えておりましたが、難しい、ぜひその指定避難場所として申請をしていただければ、またひいては防災事業を活用した

上で空調を完備できるような、高額になる面も含めて、その空調設置を検討していただけたら
なと思いますが、最後に町長の見解をお願いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

あらゆる防災面、そしてまた住みやすいまちづくり等についてはしっかりと取り組みますし、
先ほどの世界自然遺産、無電柱化、移住支援等についても、しっかりと時代に担った変化に対
応したまちづくりに努めてまいりたいというふうに思います。

○2番（竹山成浩君）

ありがとうございました。

嶺山課長補佐においては東総務課長のピンチヒッターとして、あらゆる質問に対処いただき
ました。本当に御苦労さまでした。

これで私の質問を終わります。

○議長（池山富良君）

はい、お疲れさま。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は12月12日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時42分

令和元年第4回徳之島町議会定例会

第3日

令和元年12月12日

令和元年第4回徳之島町議会定例会会議録

令和元年12月12日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

行沢 弘栄 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長補佐	嶺山恵子君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（池山富良君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（池山富良君）

日程第1、一般質問を行います。

行沢弘栄議員の一般質問を許可します。

○8番（行沢弘栄君）

皆さん、おはようございます。

徳之島町第4回定例議会、議長の許可をいただき、8番行沢弘栄が通告に従い、一般質問2項目を行わせていただきます。一般質問最終日、残り2名となりました。時間を気にしないで質問をしていきます。

まず1項目め、へき地保育所のあり方についてお聞きいたしますが、政府が掲げる人づくりの1つの政策としてスタートしたのが幼保無償化で、対象となるのは全ての3歳から5歳の子供で、幼稚園や保育所、認定こども園などの利用料が無料になる、また、0歳から2歳の子供については、住民税が非課税の世帯が無償化する政策です。このことによって、子育て世帯にとっては家計の負担がかなり抑えられ、助かる制度でしょう。10月から始まった幼保無償化、2カ月が過ぎましたが、この無償化により、尾母、井之川、各へき地保育所のあり方について、今後の取り組みなどを伺います。

昨日、勇元議員が尾母保育所の建設について触れておりましたが、地元議員として、また、一住民として質問の要旨ごとに質問します。町長並びに担当課長の明快なる答弁をお願いするとともに、昨日の豊島課長の答弁が一晩過ぎて、令和2年度過疎債で計画どおり建設予定ですと一転することを期待しております。

まず、前もって触れましたが、無償化がまずどういう仕組みなのか説明をお願いします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

10月から、先ほど申されたように、幼児教育・保育の無償化が始まっております。これは、幼稚園、認可保育所に通園する3歳から5歳児の授業料が無償になる。先ほどもありましたように、住民税非課税の0から2歳のお子さんも無償化の対象になります。これは、あくまでも保育料の無償化ということで、今まで保育料の中に含まれておりましたおかず代、おやつ代という副食費は今回の幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の負担にかわるということで、完

全なる無償化ではないということです。

以上です。

○8番（行沢弘栄君）

これまでの幼稚園と認可保育所の1月の利用料についてお聞きしますが、所得に応じた負担設定をされていると思うんですけども、幼稚園では、無料から2万5,000円までの段階で5段階、そして、認可保育所も無料から最高で10万円余りの多分8段階までされていると思うんですけども、そこはどうですか。今までです。

○介護福祉課長（豊島英司君）

所得に応じて段階が設けられておりますが、本町の保育料は1月、無償化で0から6万2,000円の範囲内であります。実際の支払の下限は、おっしゃるとおり5,000円となっております。これはあくまでも保育所の保育料ということです。

○8番（行沢弘栄君）

幼稚園はちょっと置いておいて、今の利用料に今まではなっているみたいです。

次に、この無償化によって、これまでも無償の方もいたと思います。今回のこの無償化によってどれだけの世帯が恩恵を受けるのか。お願いします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

認可保育所の3園なんですけど、合計で165世帯の児童数が190人となっております。

○8番（行沢弘栄君）

まず、165世帯で190人が今回の無償化によって、まず恩恵を受けるわけですけども、その金額は幾らぐらいですか。総額です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

すみません。金額につきましては、後ほどお示ししてよろしいでしょうか。

○8番（行沢弘栄君）

それでは、次に無償化が始まってからと無償化前の各へき地保育所と各認可保育所の保育がどのように変わったのか。お願いします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えします。

認可保育所、へき地保育所においても、無償化後に保育が変わるというようなことはありませんで、従来どおりの、今までどおりの保育を行っております。

認可保育園におきましては、先ほど申しましたように副食費を新たに徴収するということになっておりますので、この副食費の徴収が、それぞれ保育士の皆さん、保育園で行うということになっていきますので、そういう事務とか、そういうところが増えているのかなと思います。

○8番（行沢弘栄君）

答弁のとおり、へき地保育所においては、保護者の負担を含めて何の変わりもないものと思
います。もともとが保育料というものはなくて、施設運営費、おやつ代、先ほどあったように
3,000円が徴収されていたと思います。多分、変わりはないです。

認可保育所において、保育は変わることはなく、保育士の負担だけが増えたとのことですが、
この件について、ちょっと無償化がスタートして、まず、保育現場でどういった変化が起きて
いるだろうかインターネットで開いてみますと、2つの変化があるとありました。

まず、1点目が事務作業の増加、先ほどありました。大きな理由は副食費。おかず代、おや
つ代の徴収。例えて言いますと、これはほかの例ですけど、区が保育料を直接保護者から徴収
していましたが、無償化により、副食費の徴収が必要な場合、私立認可保育園は園が徴収する
ことになりましたと。

2点目は、直接徴収により保護者対応がふえる。例えば、口座引き落としを選択した場合の
手数料の問題や現金徴収をしている場合、毎月の領収証の発行が必要となります。園によっ
ては事務員が不在の時間帯は保育士が対応に当たったり、中には、クラス担当の保育士に手渡し
するルールになっているところもあります。

ほかに、延長料金など、10月以降ほとんどの園児が該当となった園もあるそうです。そのこ
とで事務作業が増加。しかし、そのためのスタッフ増員は経営的に難しい現状だということ
です。

例を挙げて保育現場の変化をしましたが、町の保育現場ではどうでしょうか。現場の負担が
増えてしまったのはなぜでしょう。課長、お願いします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

議員がおっしゃるとおり、副食費の徴収とか、そういうもの、事務的なものが増えたとい
うことで、保育現場でも大変仕事量が今までにプラスされて大変だというお話は伺って
おります。

今、保育士、それぞれ若い保育士の方がいらっしゃいますので、産休やら、育休やらの取得
がありまして、現場では保育士が足りないような状況が続いております。みなし保育士も養成
をして行っておりますけど、募集をしてもなかなかいらっしゃらないということと、あと、み
なし保育士はあくまでも保育士の補助ということなので、保育士の定数には加算をされないと
いうことになっておりますので、どうしても保育士が少ないというような状況が続いて
おります。

これは、総務課とか、町長にも、保育士が足りないののでどうにか増員をしてくださいとい
う要望はずっと毎年しているような状況です。

○8番（行沢弘栄君）

それでは、質問します。始まってから2カ月がたちましたが、各保育所、そういうところの
児童数の変化はないでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

保育されているお子さんの数の変動はございません。

○8番（行沢弘栄君）

変化がないということなんですけれども、私の情報では変化があると思っております。私は変化があるということで質問をします。

変化があることで、今回、私はこの質問を出したわけですけれども、変化があるということで私は危機感を感じているんですけれども、保護者の気持ちもわかります。諸事情はあると思いますが、今までの保育料という経済的負担がなくなるわけですので、誰だって保育が変わらないのであれば待遇のいい園へと変わります。このままでは、今まで地域とともに歩んできたへき地保育所がなくなります。

そこを踏まえて次の質問になりますが、きのうも豊島課長が答弁されていましたが、無償化により、へき地保育所への3歳児からの申し込み希望者が減るのではないかと懸念しています。実際に、来年の各保育所の申し込みが始まっていると思います。まず、対象園児は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

現在、11月末での保育園の申し込み者が337名となっております、議員が懸念されているとおり、へき地保育所の申し込みが少ないような状況になっております。

その理由といたしましては、兄弟が、0歳から2歳のお子さんがいて、やっぱりへき地では保育をされていないので、その兄弟と違う園になるということは、行事等もありましてできるならば兄弟皆一緒の保育園に通園させたいということ、あとは、一番のネックというのは、やっぱり認可保育所に行くと給食がある、へき地だと弁当持参ということなんで、そこら辺の問題も一番ネックになっているというようなことを感じます。

○8番（行沢弘栄君）

実際、私が懸念している尾母へき地保育所、そして、井之川へき地保育所の件なんですけれども、尾母保育所の場合は、尾母小学校への入学生がなかなかいなんです。そうすると、5歳までは歩きます。今までも。そのあと、幼稚園の関係上、亀津に移動したりします。井之川へき地保育所は、幸いにして、まだそういった小学校に上がる子供がいるわけです。そういった関係上、まだまだへき地保育所が生かされるんです。

だから、そういったことも私はものすごく懸念していることなんです。課長はどう捉えますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

議員が懸念されているとおり、私もそういうところで、尾母小学校への入学される方が少ないということで、実際、尾母に住んでおられても年長さんがいないということで、やっぱり亀

津幼稚園に通園されている方もいらっしゃるような状況です。

できたら、尾母にいらっしゃるお子さんは、尾母の小学校のほうに通われるんで、隣の尾母保育所での保育が一番いいのかなとは思いますが、なかなか仲間がいないということでそういう状況が出ていると思います。できたら、本当に小学校上がるまで尾母の保育所で保育ができれば一番いいのかなと思っています。

○8番（行沢弘栄君）

やはり、今回の無償化によって、先ほどから話しているように、多分、皆さんも孫がいる世代でしょう。わざわざ高台まで行く、給食もないし、近いところに行かすのが私は当然だと思っています。

次に、そういったことをまた踏まえて、園児が減少傾向にあるならば、存続させるためにも今までと取り組みの変わらないへき地保育所には給食の提供など、何かしら取り組みが必要と考えますが、方向性は。

○介護福祉課長（豊島英司君）

先日、ちょっと社会福祉協議会のほうとの打ち合わせもありまして、高齢者の宅配給食も数が減ってきているというようなお話がありましたので、へき地保育所の給食の扱いも検討していただけないかというお話は社会福祉協議会としております。

老人食、きざみ食、そういうものをつくっておりますので、社会福祉協議会の宅配を利用した幼児向けの給食、配食、そういうことができないかということで、今、検討はいたしております。

○8番（行沢弘栄君）

ありがとうございます。新たな施設の建設に関しては後ほど触れることにして、よく町長と語るたびに、尾母には特色ある学校づくりと話されます。先だって、尾母小中学校の学習発表会を拝見しました。尾母小中学校、尾母へき地保育所の特色ある教育の1つとして、今年度は、小学生と保育園児の共演も実施しておりました。

給食関連だけでなく、高い教育が受けられる教育にふさわしい環境整備等の改善等、もっと考えられるのではないかと思います。その点は、課長、どうですか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

先般、尾母小中学校の学習発表会に保育園の園児も参加されたということで、とてもいい交流ができていますのかなと。あと、運動会も保育園児も参加されて行われているということで、地域の行事に保育園の皆さんが入っていくことはとてもいいことだと思います。

そういう小学校との交流も、母間とか、そういうところも母間小学校とか、花徳小学校との交流を行っておりますので、今後もそういう交流ができればと思っています。

○8番（行沢弘栄君）

やはり、そういったへき地保育所等では地域と一体となった、そういった取り組みが見られます。

次の質問に入るんですけども、まず、認可保育園とは児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設、公的な施設で、国や自治体などから補助金が給付されており、それと保育料を合わせて施設の経営を行っております。

これもたとえの例を挙げてみますと、認可保育園で職員の平均勤続年数が10年以上の施設を例に、国から支給されるおおよその補助金額を紹介します。60名の認可保育園で、各年齢の園児が10名だと、多分、母間保育所とほぼ同等ぐらいの数だと思うんですけども、毎月の補助金の合計は以下のとおりと書いてあります。

児童1人当たりの金額、この中には人件費、事務費、教育費、給食費など細かく設定されています。年齢が低いほど保育料は高く、年齢が上がるほど単価が低くなるのが特徴です。児童1人当たりの単価、0歳児が21万円、1歳児が13万5,000円、2歳児が13万5,000円、3歳児が7万8,000円、4歳児が6万9,000円、5歳児が6万9,000円、合計しますと70万6,000円になります。その10人ですから10倍、706万円が国からです。

そのほかに、認可保育園には自治体から補助金もあるため、1人あたりに、二、三万円の上乗せが期待されているそうです。

そこで質問です。運営費のほとんどが補助金、保育者から徴収した保育料に、年代別に決められた額の補助金をプラスして各保育園に支給しています。徳之島町の認可保育所に国から支給されるおおよその補助金は幾らでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

今、私立の認可保育所が3園あります。一番多いのは亀津保育園で、大体、月にいたしますと2,000万円くらいの委託料が支払われております。亀徳がちょっと少ないぐらい、2,000万円弱ぐらい、グローバルのほうは、ここは0から2歳なので2から300万円程度の委託料を支払っております。

○8番（行沢弘栄君）

議長、母間保育所は認可保育園じゃないんですか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

公立なので、全部町の持ち出しです。

○8番（行沢弘栄君）

わかりました。では、次に移ります。これだけの補助金があるということですね。

それでは、5番目の、これが一番大事なところですよ。今現在、公民館施設を利用して運営がなされております。昨日も答弁されましたが、豊島課長の答弁から一晩過ぎたわけですけども、私としては夢でもいいですから、変わりがないか、再度、尾母へき地保育所の建設計画のその

後の進展状況を伺います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

行沢議員の一晩というところですのでごく恐縮なんですけど、一晩じゃちょっと変りようがなく、昨日、勇元議員に答弁したとおり、起債上は、来年度、令和2年度ということに計画されているんですけど、現段階では建設の検討がなされていない。あと、用地の関係とか、そういうところもまだ未解決ということで、残念ながら、きのうの答弁のとおりです。

○8番（行沢弘栄君）

あと二晩ぐらいだったらよかったかな。変わりはないということなので、無償化の財源は、課長、わかりますよね。まず、10月からの消費税が8%から10%に上がった増税分から充てられております。まず、10%に上がると、国は5兆6,000億円程度の増収を見込み、このうちの1兆7,000億円を教育などの無償化などに充てることにして、子育て世帯の負担を軽減し、全ての子供たちが質の高い教育が受けられるようにしたいとのことで、人づくり、4項目あるんですけども、1つの政策として無償化が取り組まれております。いろいろとあると思うんですけど、鳥が先か、卵が先かと同じように、無償化にするには、人づくりが先か、子育て世帯が安心して教育が受けられる施設が先かです。

無償化といっても、町民はちゃんと消費税分の2%を負担し、払っているわけですから、これまで我が町だけではなく、子育て世帯、共働きで一生懸命頑張っているのが現状だと思います。無償化によって、人づくりと考えるよりも、子育て世帯が安心して預けられる教育のできる施設づくりが必要と私は考えます。

ここ数年、幼保一元化に向けて、町の採用職員は幼稚園教諭の免許、保育士の両資格を必要とされている方が採用されていると思います。今後、認定こども園の運営としても、役割を担っている人材だと思うので、町として、新たな施設を建設予定している尾母に新設するのを1つの方向性として私は提案しますが、町長の見解は。

○町長（高岡秀規君）

今、過疎化、少子高齢化が大きな問題となっているわけですが、一番の施策は保育所の充実、それと、待機児童ゼロを目指すということで取り組んでいるところですから、その保育所に通いたくなる保育所づくりとなると、どうしても建物等の環境も必要だろうというふうに思います。

今後の園児、児童等の推移を見ながら、尾母について、施設を建てるべきか、建てないでも済むのかということは、少し時間をいただきたいというふうに思いますし、亀津地区でのこども園のあり方、そしてまた、東天城でのこども園のあり方等も今後、今、議論していこうと思っておりますので、それを鑑みて考えていきたいというふうに思います。

○8番（行沢弘栄君）

じっくり練ってほしいと思います。豊島課長を含め、教育長、町長、まず、昨日の豊島課長の答弁、きょうもですけど、令和2年度に過疎債で建設予定だが、現在、計画など未実施のままのことでした。先ほど土地の件等もありました。そういったことで、私は危機感を余計感じたわけです。危機感が増してきました。

常日ごろ、私は上司から何ごとにも取り組みには一の手、二の手、三の手まで考えておく大事さを教わりました。そこで、先ほど提案した認定こども園の提案です。高台に特色のある施設を建設することで、昨日から議論されている津波等、風水害による避難施設を高台につくることとなります。今後、実際に南区、中区の方々が高台に避難していくわけですけども、一時的に、今、受け入れ施設として高台には何も無いわけです。そういった受け入れ施設がつかれないか、そして、施設に子供を預ける保護者にとっては大事なお子さんを安心して安全な施設に預けられて、教育が受けられることこそが私は大事だと。また、町がこういったことを実践することによって、どのような教育や保育を提供すれば、これからの子供たちが必要な能力を高めることができるのではないのでしょうかと思います。

まず、教育長の考えをお願いします。

○教育長（福 宏人君）

幼児教育のあり方については、今回、無償化になりましたが、国のほうもこの幼児教育の無償化とともに、幼児教育のあり方をやっぱりセットにして考えなければいけないということで、今回の国の予算等を見ても、まず、幼児教育のあり方、教育内容のあり方も、幼稚園要領が昨年度から実施されておりますが、新しい時代変化とともに、幼児教育のあり方について考えるべきじゃないかというようなことが出されています。それが1点目です。

それから、そのために幼稚園教諭の研修も含めて、どういうふうこれからするのかということがございます。

それから、施設のことについても、今、幼稚園型のこども園とか、保育所のこども園、こども園のあり方がありますので、その施設をどうするのか、そして、幼保一体化というふうにありますので、そこを施設も含めてどういうふうにしていくのか、それを幼稚園とのつなぎ、幼児教育と幼稚園との接続のあり方について、教育の内容も含めてどういうふうにつないでいくのかということが、今後、盛んに論議されていくと思います。

学校自体も、今、義務教育学校とか、新たな学校の制度が始まっています。施設一体型であるとか、施設分離型であるとか、いろんな教育の方向性も多様化しているのが実際になっています。

ですので、今後、本町の教育におきましても、幼児教育をどうするかというのは、高岡町長も含めて検討をさせていただいているところです。

今後、幼児教育が教育の基本になってきますので、避けては通れないかというふうに私自身は考えているところです。

以上でございます。

○8番（行沢弘栄君）

町長に答える前に、教育長、ありがとうございます。

認定こども園、私も今回質問をするに当たって調べることができました。まず、認定こども園とは、教育と保育を一体的に行う施設のこと、幼稚園と保育所の両方のよさをあわせて持っている施設のことを認定こども園と。これまで、幼稚園とは、就学前の子供に幼児教育、保育を提供する。これは、親が働いていなくても3歳以上は受け入れ可、そして、保育所、地域における子育て支援を行う全ての子育て世帯を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場を提供する0歳から就学前まで受け入れ可。

そういったことによって、お互いのよさを合わせた認定こども園。その認定こども園にはさまざまな形態と施設運営が可能だそうです。例に挙げますと、幼稚園型こども園、これは、今、ほとんどやっているように3時までで児童が帰ります。そして、あとに預けたりするんですけども。それと、保育こども園。これはお昼寝ありと、そういったのとか、午後7時までの預かりが可能だそうです。

そういったこともちょっと説明を加えて、町長のほうからお願いします。

○町長（高岡秀規君）

認定こども園につきましては、やはり取り組まなければいけないものでございます。ただ、我々が国に要望しないといけないのは、国は高度な教育等々をうたって無償化したわけですが、ということは、全ての人がある恩恵を受けないといけないということで、私は両方が働いていても、いなくても、それにかかわらず0歳児から無償化にするべきだというふうに考えております。これを無償化にすることによって、今、人手不足等がございますので、国の矛盾点というもの、隙間というものを市町村はしっかりと認識をして、現場にいるのは自治体ですから、議会とともに要望しなければいけないというふうに考えております。

そして、今、徳之島町として幼児教育を含め、どういった人間をつくろうということをやっているのかと申しますと、生きる力であります。この生きる力というものは、今、中高生で多種多様な価値観に対応するとか、いろんな平和教育であったり、そういった地球環境であったりということをしつかりと自分の力で解決能力を持ってもらいたいということをやっているわけですが、それが0歳児から2歳児、そして、幼児教育にもこういった目的をもって教育をすることが非常に重要かというふうに思っております。

今後は、教育長としっかりと話をしまして、指導者の育成というものが今後は課題になってきますので、そこにしっかりと取り組んで、子供たちにとっての教育環境を、認定こども園も

含め、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○8番（行沢弘栄君）

やはり町長がおっしゃったように、無償化によって本当にいろんな問題があると思います。最終的には教育なんです。保育士の研修等を含めたそういった施設も本当に大事だと思います。

それでは、豊島課長、今回、この議会で多分勇退と思いますが、これまで本当に携わってきて、いろんな現場を見てこられたと思うんですけども、これまでの保育現場での諸問題等、率直に感想と今後の取り組みと今後の課題についてお願いします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

保育士の皆さん、非常に頑張っていて、自分は私立のほうはそこまではちょっと保育士の方とお話できないんですけど、公立の場合は、へき地保育所、母間保育所、保育士の皆さんと直接話をして感じますことは、先ほども申し上げましたけど、保育士不足ということで、休みもとれない、年休2日間は取りなさいというような、そういう働き方改革があるんですけど、土曜日も出て代休消化しかできないような状況で、毎日が戦争のような状況だと。

最近、よく言われております発達障害とか、そういう関係のお子さんもたまに見受けられて、1人の保育士がつきっきりのような状況になっているところもあるということなんで、保育現場は本当に大変な状況だと思います。

先ほど保育士、幼稚園免許、それぞれ最近は取得できるような形なんですけど、幼稚園教諭の免許に関しましては更新が必要ということで、ある程度いたしますと、研修とか、そういうものに対して、続けないと幼稚園教諭の免許がなくなるということなんで、今後、保育士のそういう研修も必要なのかなと。先ほどもありましたように、認定こども園とか、そういうことをつくるようになりますと、保育士の幼稚園免許の更新、そういうのも必要なのかと思います。

中には、流して、また研修を受けて取られたという、そういう保育士の方も聞いておりますので、そういうところも大変必要なところじゃないのかなと思います。

とにかく、今ずっと、総務課、町長に申し上げていることは、保育士が足りない。安心して産休も育休も取れないような状況、ほかの保育士に迷惑をかけるから休めないとか、そういう状況がないような、そういう職場づくりに努めていければと思っております。

○8番（行沢弘栄君）

豊島課長、ありがとうございます。

先ほど、待機児童をゼロにという話があったんですけども、募集が始まりました。今後、来年度、3月、4月に向けて、多分選考は大変だと私は思います。一極に集中してくると思います。無償化ですから。今後、担当を含めた、落選された方はまた不満を言ってきます。そういったいろんな事態が起こってくると思います。

今回、このへき地保育所のあり方について私は触れましたけれども、まだ無償化がスタート

して数カ月、今後、現場は人材確保が追いついていない、保育士不足、また、少子化の中、施設側も子供を確保するため、保護者向けの保育を充実する園がふえ、利用する側も多様なニーズを保育現場に求めることで、対応に当たる保育士の負担も増すなど、各施設の問題等さまざまな課題が見えてくるものだと考えます。

無償化により、これまで地域とともに歩んできた尾母へき地保育所が地域からなくなるのではなく、また、町に、また、保護者から安全安心に教育できる施設となりますよう早期建設を強く要望して、次の質問に入ります。

2項目め、町営住宅の住環境整備についての質問です。

亀澤建設課長のほうから、行沢議員、一番下の件ですねときのう言われたんですけども、一番最後に書いていますけど、正直、尾母町営住宅のトイレ水洗化をしてほしい、ただそれだけです。

今回、本当に1項目めの質問に重点していこうかと思っていましたけど、1項目でさみしかったので1個つけ加えました。しかし、ここが大事です。住民の声、町民の声があって質問いたします。

徳之島町は、南部、中部、北部地区と大きく分けられております。特に北部地区は少子高齢化が進んでいて、現在、町の施策で北部地区の活性化が課題で、いろんな事業を取り組んでおります。

一方、そんな中、忘れられたかのように存在するのが、南部に位置する、私の住んでいる尾母地区です。亀津から近く、交通面といい、本当に利便性がよいのが尾母です。住民の声が届きますよう願いを込めて質問をいたします。

まず、町営住宅のトイレ水洗化へのこれまでの取り組みと今後の計画について、建設課長、お願いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

これまでの取り組み、費用についてお答えいたします。

平成21年度、満久里住宅9棟18戸、トイレ水洗化、2,022万6,000円、轟木住宅7棟14戸、1,516万2,000円、平成22年度、池間住宅1棟4戸、575万3,000円、上花徳住宅1棟2戸、317万1,000円、平成23年度、反川住宅1棟2戸、350万円、平成30年度、山住宅2棟8戸、999万円、令和元年度、今年度です。大当住宅2棟6戸、770万円で、現在、入札を行って実施する予定でございます。

○8番（行沢弘栄君）

これまでの取り組みについて、満久里団地、そして、轟木、上花徳、池間、反川、山、今年度は大当住宅の水洗化が、きのうも発注されたということだったんですけども、金額にしても、答弁がありました。

実際、近代化が進むにつれて、2点目ですけれども、水洗化への要望等が本当にきております。今後の計画について、今後、各集落の町の住宅がまだあると思うんですけれども、水洗化未実施住宅の戸数をまずお願いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

未実施住宅は、亀津地区、混岸住宅6棟22戸、川田住宅2棟4戸、婦貴田住宅4棟14戸、亀徳地区、里晴住宅2棟8戸、この住宅につきましては、徳之島町公営住宅等長寿命化計画において用途廃止と位置づけているため、水洗化の計画はありません。

続きまして、花徳地区、花徳住宅4棟8戸、手々地区、手々住宅2棟4戸につきましては、次年度以降、水洗化の計画をしております。

続きまして、山地区、内川住宅1棟4戸につきましては、これも長寿命化計画において、現地建て替えを計画しておりますので、建て替えということで水洗化になる予定です。

続きまして、行沢さんの一番気になっている尾母地区です。尾母4団地、これは2棟4戸、校長住宅付近の住宅です。尾母6団地、1棟2戸、これが尾母入り口の住宅です。につきましては、これも長寿命化計画において現地建てかえを計画しておりますので、建てかえ時に水洗化になる予定でございます。

以上です。

○8番（行沢弘栄君）

課長の答弁、本当にこれまで尾母に来るには、いつになるのか。町長。住宅建設後ですよ。課長。尾母の場合。

○建設課長（亀澤 貢君）

行沢議員、尾母は計画では令和4年度、建て替えです。尾母の6団地、建て替えますという計画です。今ある建物を建てかえるちゅうことです。それによって水洗化になるということです。

○8番（行沢弘栄君）

では、あと2年待ちましょう。あと2年待つということで。課長お願いします。

水洗トイレ化に関して、これは町民の声です。町民体育祭が各集落大勢の町民の皆さんが参加して、ことしも無事終了しました。

そこで気づいたことですが、水洗化への取り組みと関連して、競技場内のトイレで、給水タンクの水不足で、ほとんどの方がバケツで水を補充して使用するという案件がありました。何が原因なのか、まずわかる範囲で。これは今後の対策等、回答できませんか。これは多分、社会教育課の茂岡課長と思いますので、課長お願いします。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

まず初めに、ことし、約2年ぶりの第60回町民体育祭ができましたこと、議員の皆様、参加、御協力いただきましたこと、まことにありがとうございます。

それでは、行沢議員のほうから質問がございました町民体育祭のトイレの件について御説明をいたします。

町民体育祭開催時に競技場南側の屋外トイレにおいて、水不足が発生をいたしました。これに、一応、流れないということでしたので、緊急でポリバケツを用意しまして対応させていただきました。そのように聞いております。実は、私も町民体育祭当日、閉会式の準備等のときに水不足があったということを聞きまして、非常にどうしたんだろうということが本音でございます。

この水不足に関しましては、たまにあるんですけども、町民体育祭、いろんな方たち、たくさんの方が競技場に訪れます。その中で、陸上競技場、ほかの地区等のトイレに関しては水不足はなかったんですが、町民の皆様が一番使用する、特に皆様の集落のテントに近い南側のトイレがこういう事態が発生いたしました。

これには、今現在、亀徳浄水場のほうから自然流下という形でタンクにある程度水をため、陸上競技場に補給をしております。ことし、議員の皆様方に予算をいただきまして改修をする予定でしたけども、実は、この運動公園が昭和60年以降、水道の配管関係により、いろんな形で多分古くなっているんじゃないかと。自然流下から、今回、加圧式といいまして、常時圧をかけて水を不足させないような亀徳浄水場の改修工事に伴い、敷設することを決定いたしました。

その中で、先ほど言いましたように、怖かったのが町民体育祭時に改修工事をするにより、加圧に変えることにより、そういうトラブルが発生しないかということがありまして、水道課長のほうにも御協力をいただき、町民体育祭以降でその設置を、加圧に変えるということを検討させていただきました。

本当にこの水不足に関しましては、いろんな形で、あちこちで出てくると思います。ただ、これからもやはり水は大事なものですので、特に水洗化につきましては、先ほどから行沢議員からありましたように、実は、陸上競技場、それから、体育センター、いろんな施設を含め、今、和式から洋式へ帰るように努力をしております。これには、バリアフリー、皆さんも御承知していると思うんですけども、和式よりも洋式のほうが楽だと皆さんおっしゃいます。その点については、公共施設としてはこういう点も含めて、これから水不足の対応に検討させていただき、そして、改修工事のほうも行っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○8番（行沢弘栄君）

次はないということですね。お願いします。

今回、2項目にわたって質問をいたしました。早めに対応をしていかないと各地域が衰退していくとの思いから質問をしたわけですが、昨日までの質問の中にも、富田議員が取り上げました地産地消の問題、木原議員が取り上げた徳之島自動車学校の存続の問題等、本当に早急に対策が必要だと思います。現に、大型チェーン店の進出によって、亀津の商店街、閉鎖に追い込まれているのが中央通り会、最近、本当に店がなくて、信用金庫まで1軒、2軒ぐらいしかないと思うんですけども、そこまで亀津の中央通り会が追い込まれてきております。

今後、行政を含めた対策と課題がふえております。町民がワンチームとなって問題の解決に向けてトライしていきましょう。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松田太志議員の一般質問を許します。

○3番（松田太志君）

皆さま、こんにちは。

令和元年第4回定例会において、議席番号3番の松田太志が、通告の3項目の1つ目から質問にいきたいと思います。

まずは1項目めのSDGsについてです。

これは9月の定例会において宮之原議員も質問をされていましたが、私は少し違った方向から質問をしていきたいと思います。

去る7月1日に、総理官邸で幸野副町長が授与式にて選定証を受け取り、安倍総理らと写真に写っている姿が見られました。これは、鹿児島県内では大崎町と我が徳之島町が初めて選ばれたものだそうです。持続可能な開発目標とされ、17の目標と169に及ぶターゲット、徳之島町の目標はどのような目標があるのかお伺いをいたします。

○企画課長（向井久貴君）

SDGs、持続可能な開発目標についてお答えいたします。

SDGsの推進が地方創生に資するという観点で、自治体のSDGsの推進が求められているところでございます。

SDGsの目標、17目標ございますが、本町が取り組むべき目標、3つを設定してございま

す。経済面、社会面、環境面の3つでございます。

経済面につきましては、SDGsの8番目、「働きがいも経済成長も」という項目でございます。社会面につきましては、SDGsの11番目、「住み続けられるまちづくりを」という目標でございます。環境面、これはSDGsの14番目、「海の豊かさを守ろう」という3つの大きな目標を持って取り組んでいるところでございます。

以上です。

○3番（松田太志君）

私も、もう一度勉強をし直しました。この17の目標の多くに共通することがございまして、具体的に2030年までに悪いことに対しては減少させる、または対処する等の表現がされております。そして、よいものとなりますと、促進するというものであったり、大幅に増加させるとの表現があることです。

我が町においても2021年までに、担当課長と少し話をしましたが、この経済面の目標として、何人輩出するとか、例えばモデル集落を備えて、そのモデル集落の地域の方々がどれほど参加をしていただくであるとか、例えば環境面で、何件ぐらいの環境を配慮していくというふうなことをお伺いしておりますが、そこら辺を、担当課長、ちょっと具体的にお願いできますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えします。

このSDGsは、今、議員がおっしゃられたように、2030年にあるべき世界の姿、これは置きかえれば徳之島の姿ということであると思います。

先ほど申し上げました経済面、社会面、環境面につきまして、この取り組む事業につきまして述べさせていただきます。

まず1つ目が、経済面につきまして、クリエイティブファクトリー構築事業、これはみらい創りラボ井之川におきまして、今、ICT、IoT等を利用したウェブデザイン、それから、ウェブライティング、これはホームページ等々のデザインをつくったり、書き込みをするというようなことを一生懸命取り組んでおります。そして、付加価値の高い仕事を取り入れるということで、今現在、一団体が法人化をして、この仕事を受注するような体制を整えているところでございます。

それから、社会面につきましては、これは今後の新しい取り組みでありまして当初予算に組む予定でございますけれども、エコビレッジコミュニティ事業、これはモデル集落におきまして、集落支援員を中心といたしまして、例えば集落の共有地、もしくは空き地を利用して、自生する、最近ちょっと私も経験しなくなりましたが、ヨモギなど有用な植物を植えまして、その栽培、管理、収穫に集落の誰もが参加するというようなことを考えています。これは、高齢者であり、障害者であり、老若男女誰もが参加をしてできるような形を、参画をしていきたい

と、仕組みづくりをしたいというふうに考えております。

2番目の社会面ですけども、これは今、参画者はゼロなんですけども、これを約5割ぐらい、その集落で半分ぐらいの人が参画をできるような形を目標としているところでございます。

環境面につきましては、これはエコビレッジコミュニティ、これも先ほどのと重なるところでございますけれども、集落の畑ののり面等に有用植物などを植えて、赤土流出を防いで環境面に配慮したものをつくる。ヨモギなどの有用植物などを植えることによって、経済的な面にも活用できますし、なお、環境面にも活用できるということで、これは目標値としまして、今、ゼロ件でございまして、約3件を当初予算、予算を組みまして実施していきたいというふうに考えているところでございます。

このSDGsの17目標でございしますが、それぞれに目標が掲げてあります。ただ、この17目標は一つ一つ独立しているものではなくて、経済をするにしても環境面も考えなさい、環境面も含めるんだけど経済面でも考えなさいというように、17はお互いの相互の関係を持ってやっていくというのが一番大事だというふうに考えております。

以上です。

○3番（松田太志君）

先ほど担当課長のほうから目標等々がありました。まずは可能な目標として上げ、それを持続していくことが必要になってくるというのが、このSDGsになるわけです。

しかしながら、先ほど伝えました2030年といいますと、約10年ほどあるわけです。これを短期、中期、長期として、例えば町でその目標を持って年間を通してやり直していく、例えば前に進んでいく、そういった期間が必要になってくると思うんですが、担当課長は、この10年間でどのように見えていますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

実は、このSDGsが地方創生の推進、今、地方創生の事業を展開しておりますが、これと密接にかかわっております。どういうことかと申し上げますと、地方創生の事業に関しましては、全てPDCAサイクル、もしくはKPIというような目標を立ててやっていますので、これと関連づけると、SDGsに関しましても10年、できたら、短期目標、中期目標、長期目標の中でKPIの数値をちゃんと入れまして、その中でチェックをして改善をしていくというような形で、地方創生と関連づけて計画をして10年後の目標を立てていきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（松田太志君）

その期間、例えば10年という期間の中で、この徳之島町の住民の方たちがどのように感じて、

どういう風に取り組んでいくかというふうなことも大事になってくるわけです。

このSDGsについて、例えばどういった集落でどのような説明をしたというふうなことがありますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

SDGs単独では説明をしてございませんけども、この間、地域座談会の中で地方創生と絡めて説明をさせていただいたたところでございます。ただ、役場職員もそうでございますが、今回、議員の皆様にも全員協議会で説明をさせていただきますので、今後、まずは役場職員、それから、議員の皆様から周知、とりあえず先に始めまして、そして、集落の方々等にも普及をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（松田太志君）

このSDGsが誰一人取り残さないというようなことが大事になってきますので、ぜひ皆さんが少しでも理解していただいて、みんなでやっていこうというふうな環境が大事になってきますので、よろしく願いいたします。

昨日、少し集落支援の方がちょっと検討をしているというふうな事項があるというようなことで連絡がありまして、また、担当課長や担当職員のほうとやりとりをするというふうに思うんですが、ESDと呼ばれるSDGsの概念より先に取り組まれている国際的取り組みがありまして、これは、教育現場で取り入れられているとのことです。そのESDからSDGsの達成を目指すことができれば、持続可能な開発のための教育との考えがあるというふうなことで、これは、やはり行政と地域の方と集落支援員と一体となって進めていかなければというふうに感じております。このESDについて、教育長は何ったことがありますか。

○教育長（福 宏人君）

今、SDGsの前に教育現場におきましてはESDということで、持続可能な環境づくりということで、既に文科省のほうから学校のほうに入っております、学校におきましては、総合的な学習の時間も含めて、周りの環境であるとか、地域、文化、伝統であるとか、さまざまな取り組みを既に実施をしているところでございます。

今後、本町がそういうような内閣府の認定を受けましたので、これまで学校が取り組んでいる部分と、それから、地域との連携も含めてやっていくと。今後、世界的にも、先ほど議員がおっしゃったように、誰一人取り残さないということで、これは何も環境面じゃなくて、特別支援のこともふくめて、自然環境も含めて、今、総合的に子供たちの時代に課題意識を持って、自分たちの地域が何が課題であるのか、そういった課題解決型のものの見方、学び方を身に付けさせるためにも、非常に有効だと考えておりますので、また、町のそういったような取り組

みも含めて、総合的に今後また充実させていく必要があるんじゃないかというように考えております。

以上です。

○3番（松田太志君）

教育長、ありがとうございます。

今までも徳之島町のほうでもさまざまな取り組みをしていたと思いますが、改めて、また支援員と行政と地域の住民の方たちと一緒に前に進んでいくことができるといふふうに思っております。

高岡町長、今、徳之島町においてSDGsに取り組んでいこうというふうなことを。前に進めているんですが、集落支援員と行政と区長の方々もいらっしゃいますが、どのように進めていかなければならないという、町長の思い描いているものというのがありますか。

○町長（高岡秀規君）

実は、ESD等々を含めて、徳之島町は以前よりもICT教育を含めて持続可能な開発のための教育を行っているところであります。

今後、議員がおっしゃるように、支援員等、地域課題について、徳之島高校も地域課題のカリキュラムを設けておりますので、我々、徳之島町の小中生の皆さん、そしてまた、子供たちが高齢者と一緒になって遊ぶ機会、話す機会を設けることによって、少しずつそういった環境が整ってくるものだというふうに考えております。

○3番（松田太志君）

町長、ありがとうございます。

年度途中で集落支援員も任命されたわけです。さまざまところで活動をしているというふうに伺っておりますが、なかなか自分の足で行くとなると予算もかかるものです。

担当課長、ちょっと渋い顔をしています。そこら辺をちょっと配慮いただければと思います。担当課長、どうでしょうか。財務との問題等もあると思いますが。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今、私どものところには、地域おこし協力隊、それから、集落支援員、特別交付税の措置ができるようなものが、2つの制度がございます。地域おこし協力隊につきましては、ある程度手厚く、もちろん大都会から来ますので、住宅手当とか、自動車、そういったものについていろいろな手当がございます。

しかしながら、集落支援員につきましては、地元の人であるとか、例えば区長さんが兼任するとかいうのがありまして、なかなか手当が進んでいないというところがございます。ただ、私もこの7月に集落支援員の方にお会いして、お話をお伺いして日報を見させていただい

ておりますが、非常にまじめに取り組んでいらっしゃる。ただ、今、議員がおっしゃったように車でいきますので、拠点は井之川ラボですので、燃料代は財務と協議をして、その活動した部分の燃料代ぐらいは必要ではないかというふうに認識しておりますので、これは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（松田太志君）

課長、手厚くというわけではないんですが、しっかりと活動をされている状況を見ながら予算化をしていただければと思います。

少し前後するんですが、集落支援員、この支援員が、今、どのような活動をされているかというようなのをちょっとお伺いできればと思いますが。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、集落支援員の任務でございますが、これは集落支援員設置要綱で決められておりまして、まず、第1に、町民と行政、集落の連絡調整を図っております。そして、集落の推進体制、特に集落での組織づくりについての支援も行っております。

また、集落の維持活性化対策の支援ということで、先ほど挙げましたSDGsの2項目め、経済面と環境面、これは集落支援員の方の提案によるものでございます。

それから、徳之島町地域おこし協力隊の連携等も行っております。

その他集落支援及び地域の活性化に関してご尽力いただいているところでございます。

今のところ5カ月でございますけれども、非常にいろんな提案等をしていただいて、来年当初にもしかしたら事業化ができるのではないかと、総務省の事業でできるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○3番（松田太志君）

先ほど担当課長からありましたが、質問の2項目めにいきますが、今後、集落支援員を募集する予定がないのか。徳之島町、約1万340名人口がいる中で、地域おこし協力隊や集落支援員、そして、担当区長がいる中での集落支援員1人というのが、私は少ないふうを感じるんですが、その点に対しては担当課長はどのようにお考えでしょうか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

集落支援員につきましては、全国で1,300名ほどいるということで、対して自治体数が1,700ぐらいありますので、一自治体に、まず一、二名かなと。これはあくまでも平均でございますので単純にはできないところがありますけれども、今のところ、集落支援員の事業内容がどのよ

うなものかというのを見極めているところでございます。

現在の集落支援員が非常に一生懸命やっただけなので、こういう集落支援員だったら全地区にいてもいいのかなと思うわけですが、何せ今の財務状況でございますので、今後、集落支援員の状況を見て、今、1年目でございます。2年目に事業の展開を始めて、3年目に結果が出ていきますので、それを見極めた上で、できれば財務等の相談もしたいなど。これだけ必要な支援員でございますので、例えば、北部、中部、南部に1人、2人ずつ配置をしてもらいたいということをお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番（松田太志君）

ちょっと様子を見ながら対応していくというふうなことで、担当者と集落支援員と密になっていただければと思います。

続きまして、次の質問に行きたいと思います。

2項目めの準住民の利用率についてです。

離島割引カードが私どもはありますが、島外に行っている、専門学校、大学などに行かれる学生さんには離島割引カードが適用されなかったので、予算がつき、準住民カードというのが発行されております。この利用の発行枚数についてお伺いできますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

非常に驚くような数字でございます、17件でございます、非常に少ないです。

○3番（松田太志君）

昨日、尚学校教育課長に、高校を卒業して島外に行かれた学生さんを伺ったんですが、大学、専門学校生が約70名いらっしゃる。これは高校だけですので、もしかしたら中学校を卒業して高校に行った学生さんもいると思うんですが、こういった学校を卒業して島外に行くとなると環境が変わるんです。環境が変わってメンタルの面を癒されに島に帰ってこようとかとなると多額の費用がかかる。そういった意味合いで準住民カードをもう少し利用の普及を図っていただきたい。

町の広報誌に載っていたのは一度拝見をしましたが、普及について、担当課長はどのように進めていければというふうに感じていますか。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

今、利用の普及のための周知につきましては、当初、プレスリリース、新聞、それから、もちろん広報誌、ホームページ、フェイスブック等への掲載は行ったところでございます。

今後、広報としては、例えば、一番高校生が卒業して出る、200名ぐらい出ますので、高校

に対しての啓発活動というのも含めて行いたいというふうに考えているところでございます。
いろんな手段を使って進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○3番（松田太志君）

今、12月ですが、これから進路になってくるとなると、高校であったり、中学校の生徒さん、島外に行かれる可能性のある子供たちがいるわけです。そういった子供たち、各学校の進路担当の先生から案内をしていただくだとか、そういったことも必要ではないかというふうに感じます。

先ほど来、尚課長とも少し話をしましたが、なかなか普及が進んでいない中で、こういったサービスを地域住民の方たちにもっと広めていただいて、こういった啓発活動を進めていただければと思いますので、お願いいたします。

それでは、3項目めにいきたいと思います。

それでは、福祉についていきたいと思いますが、この項目については、徳之島子ども・子育て支援事業計画について伺うというふうにあります。今後の徳之島町の子ども・子育て計画について、担当課長からお伺いしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

徳之島町子ども・子育て計画、平成27年度に第1期の計画を策定しておりまして、今年度末で第1期が終わりますので、今、第2期の策定をしている途中です。子育て世帯の町民の皆さんへのアンケートの集計ができていまして、これから本計画の策定を行う段階になっておりまして、子ども・子育て会議の中でも、今後、検討をして取りまとめを行いまして、第2期の計画を策定する予定であります。

○3番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。

私も議場で、北部についてなんです。北部の保育のあり方等を上げさせていただいたり、保育園から幼稚園に上がる際の定員の見直しであったり、いろんな子育て計画の中で意見を出させていただきました。

高岡町長は、この徳之島町の子育て支援計画について、どのようなビジョンをお持ちでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

まず、待機児童をなくすということが1つ、そしてまた、通いたくなるような保育所、私立でもそうですが、公立でもそれを目指す。そして、共存共栄で皆が私立等々の経営が苦しくなるようなことが絶対あってはならないということで、町としても、しっかりとそこは見極めて進めたいというふうに思います。

そしてまた、東天城地区につきましては、認定こども園に生徒数を考えますと、公立での認定こども園が望ましいのかというふうに考えておりました、その他の亀津地区については、私立と公立との意見調整をしながら進めるべきことかなというふうに考えております。

○3番（松田太志君）

行沢議員のほうからも質問がありまして、認定こども園についてですが、母間保育所のほうも老朽化も進んでおります。先ほど保育士不足の件もありました。担当者が現場に行き、業務補助に当たっているという話も少し伺っております。計画をしっかりとつくり上げて、子供たちを安心して預けれる、そういった徳之島町にもっとなればと思いますので、町長、よろしくお願いたします。

今後、認定こども園についてですが、子ども・子育て会議の中で島外視察等、いろんな幼稚園、保育園、認定こども園等を視察していかなければというふうな意見も上がっています。その点について、また協力等をいただければと思いますので、担当課長、よろしいですか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

議員がおっしゃるとおり、今、子ども・子育て会議、また、その中の作業部会でも認定こども園の建設に向けた取り組みが必要じゃないのかというところで、私立の現在の認可保育所も今後は認定こども園化に移行していかなければ経営が成り立たないような、そういうお話も聞いておりますので、この12月議会の補正予算で県内の認定こども園の施設やら、保育やら、幼稚園の先端の取り組みをされているところの研修を考えておまして、一応、予算の計上をしております。

○3番（松田太志君）

ありがとうございます。

徳之島町の子育てが、よりよく安心して預けれる徳之島町であることを再度願いまして、簡単ですが私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（池山富良君）

お疲れさまでした。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は12月13日午後1時30分から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午前11時45分

令和元年第4回徳之島町議会定例会

第4日

令和元年12月13日

令和元年第4回徳之島町議会定例会会議録

令和元年12月13日（金曜日） 午後1時30分 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

- 日程第 1 議案第62号 徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例について
.....（町長提出）
- 日程第 2 議案第63号 徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について（町長提出）
- 日程第 3 議案第64号 徳之島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 日程第 4 議案第65号 徳之島町特別会計条例の一部を改正する条例につい
て（町長提出）
- 日程第 5 議案第66号 徳之島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
について（町長提出）
- 日程第 6 議案第67号 徳之島町水道事業の設置に関する条例の一部を改正
する条例について（町長提出）
- 日程第 7 議案第68号 徳之島町給水条例の一部を改正する条例について
.....（町長提出）
- 日程第 8 議案第69号 徳之島町簡易水道設置条例を廃止する条例について
.....（町長提出）
- 日程第 9 議案第70号 総合整備計画の一部変更について（町長提出）
- 日程第10 議案第71号 令和元年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入変更契
約の締結について（町長提出）
- 日程第11 議案第80号 教育委員会委員の任命について（町長提出）
- 日程第12 議案第72号 令和元年度一般会計補正予算（第4号）について
.....（町長提出）
- 日程第13 議案第73号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
について（町長提出）
- 日程第14 議案第74号 令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第
3号）について（町長提出）
- 日程第15 議案第75号 令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第
2号）について（町長提出）
- 日程第16 議案第76号 令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第17 議案第77号 令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第18 議案第78号 令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第19 議案第79号 令和元年度水道事業会計補正予算（第3号）について ……………（町長提出）
- 日程第20 報告第4号 町営住宅未払賃料請求に関する調停の申立について ……………（町長提出）
- 日程第21 陳情第12号 「小規模企業の振興に関する条例」の制定及び商工会に対する令和2年度補助金等に関する要望書について ……………（経済建設常任委員長）
- 日程第22 委員会の閉会中の継続審査の申し出について ……………（経済建設常任委員長）
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について ……………（議会運営委員長）
- 閉 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	植木厚吉君	2番	竹山成浩君
3番	松田太志君	4番	富田良一君
5番	宮之原順子君	6番	勇元勝雄君
7番	徳田進君	8番	行沢弘栄君
9番	幸千恵子君	10番	是枝孝太郎君
11番	広田勉君	12番	木原良治君
13番	福岡兵八郎君	14番	大沢章宏君
15番	住田克幸君	16番	池山富良君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 村上和代君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高岡秀規君	副町長	幸野善治君
教育長	福宏人君	総務課長補佐	嶺山恵子君
企画課長	向井久貴君	建設課長	亀澤貢君
花徳支所長	瀬川均君	農林水産課長	高城博也君
耕地課長	福旭君	地域営業課長	秋丸典之君
農委事務局長	福田誠志君	学校教育課長	尚康典君
社会教育課長	茂岡勇次君	介護福祉課長	豊島英司君
健康増進課長	芝幸喜君	収納対策課長	安田敦君
税務課長	中村俊也君	住民生活課長	政田正武君
選管事務局長	清山勝志君	会計管理者・会計課長	福永善治君
水道課長	清瀬博之君		

△ 開 議 午後 1時30分

○議長（池山富良君）

皆さん、こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第62号 徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第1、議案第62号、徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第62号の提案理由の御説明を申し上げます。
本議案は、徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものであります。
内容は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う徳之島町印鑑条例の一部を改正するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。
これから議案第62号、徳之島町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第63号 徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第2、議案第63号、徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第63号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和元年人事院勧告を受けて、若年層の給料月額を引き上げや住居手当等を改正するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号、徳之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第64号 徳之島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第3、議案第64号、徳之島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第64号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求めるものであります。

内容は、第12条第1項中の修正と、令和元年人事院勧告を受けて棒給表を改正するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

来年から始まりますが、この会計年度任用職員について、フルタイムの職員が何人いるのか、そして、パートが何人なのか、パートの給料はいくらなのかお尋ねします。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

来年度につきまして、会計年度任用職員のフルタイム会計年度職員は、本町ではありません。パートタイム会計年度任用職員につきましては、今現在のところ、118名を予定しております。

給料につきましては、職種で変わってくるので、またその職種で定めています。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号、徳之島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第65号 徳之島町特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第4、議案第65号、徳之島町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第65号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町特別会計条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町水道事業と簡易水道事業の統合により、簡易水道特別会計を廃止する改正でございます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号、徳之島町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第66号 徳之島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第5、議案第66号、徳之島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第66号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、鹿児島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、別表中の単位と占用料等を改める改正でございます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

共架と読むんですか。これがもとは1本だったのを1メートルで、420円だったのが6というふうに変わっていますが、この6の単位が何なのか、そして、改正することによって、何がどう変わるのか教えてください。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

6ちゅうのは6円ということです。以前までの旧体制ですと、1本に当たり420円でした。それが現年だと273本掛ける420円でした。これが、1万1547.9メートル掛ける6メートル、メートルなのか、1本なのかという差です。6円です。

これで何が変わるのかといいますと、今年度と来年度で申し上げますと、私どものN T Tの歳入分が、この計算でいきますと82万3,782円でしたが、この新しい基準でいきますと76万6,322円で、5万7,460円の減額となります。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号、徳之島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第67号 徳之島町水道事業の設置に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第6、議案第67号、徳之島町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第67号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町水道事業と簡易水道事業が統合することにより、給水区域、給水人口及び1日の最大給水量を改める改正でございます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号、徳之島町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第68号 徳之島町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（池山富良君）

日程第7、議案第68号、徳之島町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第68号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町給水条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町水道事業と簡易水道事業の統合により、文言の削除と消費税の改正を行うものでございます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号、徳之島町給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第69号 徳之島町簡易水道設置条例を廃止する 条例について

○議長（池山富良君）

日程第8、議案第69号、徳之島町簡易水道設置条例を廃止する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第69号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町簡易水道設置条例を廃止する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町水道事業と簡易水道事業の統合により、徳之島町簡易水道設置条例を廃止する改正でございます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号、徳之島町簡易水道設置条例を廃止する条例についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第70号 総合整備計画の一部変更について

○議長（池山富良君）

日程第9、議案第70号、総合整備計画の一部変更についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第70号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、総合整備計画の一部変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、辺地総合整備計画の中で、各事業の事業量の変更及び2件の事業追加に伴い、事業

費を変更するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

この計画書をつぶさに見るのは難しいものでありますが、今、2つの追加等の話がありましたけれども、主なもので構いませんので、変更になった内容を少し説明していただきたいと思えます。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

この変更につきましては2件ございまして、例えば、計画書本文の変更、もしくは事業費の変更が20%だった場合には議案に出すということになっております。

その中で、消防施設の中の文言で、消防団車と変更前はなっていました、消防車両というふうに変更をいたしております。

それから、消防施設の中、事業費の中で、旧増減率の割合が、増減率の割合といいますのは、変わったもの、新規に変更した額から旧の額を引いたもの、これを旧の額で割ったものですが、これが20%を超えると議案を提出しなければならないのですけれども、これが消防施設、ここに書いてございますけれども、8,468万7,000円、これが1億4,268万7,000円となっていて、68.5%の増加となっておりますので、以上2点、消防施設のほうを出していただきました。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号、総合整備計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は可決されました。

△ 日程第10 議案第71号 令和元年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ
型購入変更契約の締結について

○議長（池山富良君）

日程第10、議案第71号、令和元年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第71号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年5月22日に指名競争入札し、6月の議会の議決を得て本契約を締結した。令和元年度水槽付消防ポンプ自動車購入に係る変更契約について議会の議決を求める件であります。

内容は、消費税増税及び仕様書の変更の伴い、購入金額の増額の変更契約を行うものでございます。

契約金額は、7,000万円。

契約の相手方は、鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役、尾曲昭二であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号、令和元年度水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は可決されました。

△ 日程第11 議案第80号 教育委員会委員の任命について

○議長（池山富良君）

日程第11、議案第80号、教育委員会委員の任命について、同意を求める件を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第80号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める件であります。

内容は、きたる12月31日をもって任期満了となります教育委員の次の者を再任するものであります。

徳之島町亀徳986番地8、安田司氏であります。

何とぞ御審議の上、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号、教育委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は同意することに決定しました。

△ 日程第12 議案第72号 令和元年度一般会計補正予算（第4号）について

○議長（池山富良君）

日程第12、議案第72号、令和元年度一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第72号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度一般会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,643万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億205万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、寄附金2億5,000万円、国庫支出金7,567万4,000円、繰入金7,087万8,000円、地方特例交付金2,716万8,000円、諸収入2,675万7,000円、県支出金2,658万9,000円などの増額、町債230万円の減額であります。

歳出の主な内容は、総務費2億6,147万6,000円、民生費1億5,064万円、商工費2,685万8,000円、農林水産業費1,343万4,000円、教育費1,339万3,000円、土木費673万9,000円の増額などであります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

事前に連絡はしてありますけれども、その順番でいきたいと思っております。

歳入の6ページ、款15の財産収入のところですが、土地売却収入、それと、あと、営農研修センターの農産物売却収入とありますが、この内容をお尋ねします。

そして、1つ書き漏れておりましたが、その真ん中あたりの繰入金のところですが、財政調整基金が7,000万円余り繰り入れとなっております。これを見ますと、きょうの一般会計の追加分の4億7,600万円余りのうちの7,000万円ほどがこれに当たる金額なんですが、これの主に必要となる内容をお尋ねしたいと思っております。

次、歳出の8ページ、一番下のほうです。節19の自衛隊演奏会負担金の30万円ですが、これが必要になる理由をお尋ねします。

9ページ、ここも1つ漏れがありまして、財産管理費、目4のうちの節11、ゆうな住宅の修繕の内訳をお尋ねします。

一番下の企画費の委託料20万円、土地建物鑑定評価委託料とありますが内訳をお尋ねします。

続きまして、13ページ、ちょうど真ん中になりますが、節20の扶助費、結構金額が大きいです。5,000万円とあります。障がい介護給付事業、この事業の内容をお尋ねいたします。

次、14ページ、目1の節13、委託料、地域子育て支援拠点事業委託料とありますが、この委託料、場所、内容、内訳をお尋ねいたします。

15ページ、目5の節19、ゴミ処理広域運営管理費の関係、120万円余り入っていますが、この内訳をお尋ねします。

次、17ページ、目5の畜産振興費ですが、節19の補助金、アフリカ豚コレラの関係、この内容をお尋ねいたします。

次、18ページ、ちょうど真ん中、産地パワーアップ事業費の補助金として3,100万円余り減額となっている内訳をお尋ねします。

19ページ、目23の美農里館関係、節16の原材料費130万円増額、この内訳をお尋ねいたします。

20ページ、目2の節19、県単治山事業負担金として600万円ありますが、この内訳をお尋ねします。それから、その下の枯損木の関係、委託料、この内訳をお尋ねいたします。

21ページのほうも1つ漏れがありまして、一番上のほうの観光施設修繕とあります40万円。この内訳をおたずねします。それから、目7の節15、工事請負費としてなごみの岬関係がありますが、この内容の詳細をお尋ねしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

9ページ、款2、項1、16企画費の13委託料でございます。土地建物鑑定評価委託料。これは、北部地域、先日ちょっと触れましたけども、北部地区に観光の拠点施設等の整備をいたしたいと考えております。その候補地の土地鑑定委託料でございます。20万円上げさせていただいております。

以上です。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

歳入のほうからいかせていただきます。

土地売払収入のほうなんですけれども、国営農地開発畑総事業亀津20工区の町有地払い下げの分が20万円であります。売払面積のほうは1万6,149平方メートルです。単価のほうは350円となっております。

大原地区公衆用道路の一部、畑と畑の間のあぜ道のほうです。購買金額が18万2,700円です。面積のほうは1,218平方メートルで、単価が150円となっております。

亀津南区のサウナ前の町有地払い下げのほうは4名の方にしてあります。売払の面積は約21平方メートルで33万円。4.68平方メートルで7万3,710円。2.2平方メートルで34万6,000円で、20平方メートルで31万5,000円となっております。単価のほうは全て1平方メートルの単価となっておりますので、1万5,750円となっております。

歳出の8ページ、2の1の19、自衛隊演奏会負担金です。これは佐世保海上自衛隊のほうを

3町でお願いをしまして来ていただくことになりました。3町の負担としまして、交通費のほうは自衛隊の負担ということで、こちらのほうで負担するものにつきましては、宿泊費で朝夕の食事がついています。それを各町30万円の負担金でお願いしてあります。

ゆうな住宅のほうなんですけれども、9ページ、2の1の4の11、ゆうな住宅なんですけど、ゆうな住宅の給湯器の分は、1階の一部屋になっております。ゆうな住宅の窓ガラス修繕も1階で2万円の計上をさせていただいております。

以上です。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

19ページ、6の1の23の16、原材料です。前年度より多く仕入れるため、たんかんとか、そして、生クリームや牛乳、カレー等の材料費ということで130万円あげております。

それと、21ページ、7の1の4、11、観光施設修繕ですが、トイレが8カ所ありまして、これからお正月等になりますと、トイレ等が詰まったりとかの故障が起きますとすぐ対応できるようにということで40万円を上げております。

21ページ、1の7の15、工事請負費、なごみの岬公園休息施設整備事業工事請負ですが、これは現在、なごみの岬のほうのシャワー室があるんですが、建物自体が爆裂というんですが、コンクリートがはじけて使用が不可能ということで、今回、そちらのほうを撤去をして、東屋、休憩施設ができればということで、この事業を上げてあります。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

6ページ、歳入の15、2の5の1、農産物売払収入30万円であります。これにつきましては、今回、設置いたしました農業研修施設内で栽培をしているトマトの売り上げ予定を計上しております。

次は、17ページ、畜産振興費の6、1、5の19、補助金であります。アフリカ豚コレラ侵入防止緊急対策事業補助金であります。28万円あります。これにつきましては、直接、国、県の事業になりますけれども、農家のほうに直接いきますけれども、全体事業費で308万円の予定になっております。町費負担は10%、本人負担もまた10%ということで考えておりまして、理由は、今後、飼養衛生基準を改正し、農場への野生動物侵入防止柵として追加が予定されているため、今回、国、県が緊急で進めている事業であります。それに対して、町の補助として10%補助するということでもあります。

18ページの6、1、16の19、補助金、産地パワーアップ事業補助金、これにつきましては、事業の中身は南西糖業の製糖工場省力化施設整備ということでもあります。これはまことに申しわけありませんけれども、うちの当初の予算で事業費を全部計上してしまったということで、

本来は補助金を計上すべきものをしてしまったもので、減額訂正し、補助金に修正するためにこの額に減額し、修正し、計上をいたしました。申しわけありません。

続きまして、20ページ、6、2の2の19、県単治山事業負担金、これにつきましては、県単治山事業負担金として、今回、亀津連竿地区の総事業費6,000万円の1割負担ということで、町のほうで負担するようになっている案件であります。

それに、20ページの6、2、7の13、松枯損木伐採委託料743万円につきましては、事業の追加要望採択による事業費増額によって、今回、増額事業を計画しておりますので、それに伴う増額であります。

以上です。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

すみません。抜けていましたので御報告させていただきます。

歳入の6ページ、17の1の1、財政調整基金の繰り入れにつきまして、財政調整基金は一般財源の不足を補うために繰り入れるものであり、今回の補正予算の予算化される国庫補助金等の特定財源を除いたものに対して繰り入れられております。主に民生費と農林水産費で支出するものであります。お願いいたします。

○住民生活課長（政田正武君）

15ページ、款4、項1、目5、節の19、負担金でございます。フォークリフトの運転技能講習に係る経費が6万6,000円、それと、消費税の増税によります燃料費、光熱費、修繕費の増額、115万7,000円でございます。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

歳出の13ページ、3、1、4の20、扶助費、障がい介護給付費ということですが、これは身体障害者手帳、あと、療育手帳、精神手帳をお持ちの方が、介護等を受けるときのものなんですけど、現在125人方が対象になっておりまして、居宅介護とか、就労支援のほうの金額で、毎月おおよそ3,000万円ほどの支出があります。現在、残高が6,000万円ほどなので、足りないあとの2カ月分を補正で上げております。

次、14ページ、子育て支援拠点事業委託料なんですけど、これは親子ネットワーク、がじゅまるの家に委託してやっております子育て支援の関係なんですけど、今年度よりホームスタートという事業が始まりまして、これは子育てに悩んでいる方、妊娠中の不安とか、そういうものをボランティアの方が訪問して、一緒になって妊娠期から子育て期までを一緒にやっていくということで、この金額で、60万円、補正しているところです。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありますか。

○9番（幸 千恵子君）

2回目になります。歳入6ページの土地売り払いの関係ですが、大原とサウナ前関係はわかかった気がしますが、1つ目の亀津何とか地区と言われた場所はどこなのか、再度確認をさせていただきます。

次に、歳出の8ページの自衛隊のところですが、これは毎年恒例になっているように思いますが、3町からお願いして来ていただいているというようなお話でしたが、3町からお願いしてくれるようお願いされているものなのか、自主的に町からお願いしているのか、ちょっと違いがあると思うんですが、そこを確認させていただきます。

9ページのゆうな住宅の関係ですけど、両方とも1階だったと思いますが、同じ部屋なのかと思いますが、結構補正とかでゆうな住宅については名前も上がってくるのでわかりやすいんですけど、結構優先的に上がって修理がされているのかという感じがします。きめ細かい対応をしているのかと思うんですけども、ここの修理の必要性については、誰が確認してここに上げてくるのかと思って。個人でくるのかと思っているんですけども、そこを確認したいと思います。ほかの町営住宅、例えば教員住宅をちょっと見たりすると、ガス等の配電盤を収納する扉などは、本当にさびていて開かない状況があったり、閉まらない状況があったりして、見たときにはお願いをするんですが、そういうところは点検が行き届いていないと思うんですけど、ここは特別に点検が行き届いているのかと思ったりします。違いも含めてお願いいたします。

それから、一番下の土地建物鑑定料の関係ですけど、候補地というのはどこであるのか、どういう目的なのかというのを再度確認させていただきます。

次に、14ページですが、地域子育ての関係です。がじゅまるさん、いろんなことをなさっていて、とても子育ての方は助かると思うんですが、ここが増えることによって、利用できる時間とか、日にちとかが増えるのか。毎日利用できない状況もあると思うんですけども、これで利用状況が増えるのかどうか、確認させていただきます。

それから、15ページの下の方のごみの広域運営の関係、さっき聞いたような気がしなかったもので、再度確認をさせていただきます。

次に、17ページですが、アフリカ豚コレラの関係はニュース等で流れてきますので気になっているところなんですけれども、この緊急対策事業ということで、どのような対策がされるのか、その対策内容を教えてください。

次に、20ページの県単治山事業の関係ですけど、負担金ということで、亀津連竿地区といわれましたけれども、町内における林業の関係、どういうふうなことに對する負担になるのか、少し内容を教えていただきたいと思います。ここは町の職員担当が何人ぐらいいるのか、林業に従事している町民がどれくらいいらっしゃるのか等もあわせて教えてください。

それから、その下の枯損木の関係ですけれども、トンネルを通過して天城町から帰ってくる時に、トンネルから向こう、天城町側はかなりしっかりと松を含めて木の伐採がきれいにされていて、道路が非常に明るい状況があります。そして、トンネルを抜けて徳之島町に來ると、ちょっとちがったなというふうな気がするんですが、枯損木の伐採状況、この対応状況の天城町との違いがどういうふうなのがあるのか。そして、今、枯損木の状況、松枯れの状況はどういうふうになっているのかお尋ねします。

それから、21ページのなごみの岬の東屋、今現在、使用不可能になっているシャワー室のあるところは撤去をして、シャワーはもうなくなるのか、東屋の内容についてお尋ねします。

以上、2回目をお願いします。

○町長（高岡秀規君）

自衛隊の演奏会については、3町とも住民との触れ合い、そして、評判がいいということ等で、演奏会のレベルアップのためにも、文化活動としてお願いをしたものであります。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

歳入の6ページ、2の1の1、土地売払収入の分なんですけれども、国営農地開発亀津団地20工区町有地売払なんですけれども、旧焼却炉の近くだと伺っております。畑絵の分です。お願いします。

それと、ゆうな住宅なんですけれども、今、担当者のほうにここが壊れていますとか、ガラスが割れてしまって修繕していただけないか、ということと言われた箇所につきましては、こちらのほうで修繕を行っている状況です。

以上です。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

土地建物鑑定料でございますけれども、場所につきましては、現在のところ北部地区ということにとどめておきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

21ページ、7の1の7、15、工事請負、なごみの岬、現在の建物は撤去、そして、東屋を建てまして、別にシシャワー室ではなく、シャワーができるような、泳ぐことが向こうはちょっと難しいので、簡単に浴びれるようなシャワーがありますので、そういうのを設置できればと考えております。

以上です。

○農林水産課長（高城博也君）

17ページ、補助金、アフリカ豚コレラについてですが、徳之島町においては養豚農家は、大

規模農家は1軒になりますけれども、その前に、イノシシ等の防護柵として、全長250メートルの金網を設置し、防御する予定にしております。これは、直接、国、県の事業になりますので、町の補助をつけながら、農家につけてもらうために、こういうふうな感じで、補助金として計上してあります。

続きまして、20ページの県単治山事業負担金につきましては、池田線の通りになりますけれども、急傾斜ののり面のコンクリート保護を予定しております。

続きまして、松枯損木伐採業務委託についてですけれども、今回、上げたものに関しては、林道の山クビリ線内を予定しております。

天城町からこっちのほうについては、隣の町なんで、定かでは、はっきりは言えないんですけども、私も現場を見たときに、恐らく町の重機は天城町さんの関係の重機だったようなんです、町所管の重機だったようなんです、建設課並びに主管課のほうで、松ということではなくて、直轄でやったんじゃないかと思っております。確認をまた取って、後日報告をいたしたいと思っております。

私どものほうは、平成28年から令和元年までに至って、金見、畦、花徳、井之川、徳和瀬、亀津地区の町道沿いを中心に除去しております。本事業においては、延べ1,893本にのぼる枯損木を伐倒しながらやっているところです。まだまだ撤去すべき箇所は残っている状況ですありますので、引き続き、このような事業を活用しながら、危険の回避をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

14ページ、子育て支援拠点支援事業なんですけど、これは、がじゅまるさんがわれんきや広場等を行っておりますが、その中で、先ほども申し上げましたように、ホームスタートという新たな事業がこの拠点施設の事業で加わったということで、このホームスタートの費用で60万円を予算計上しております。

開設の時間等、そういうものの変化はございません。

○住民生活課長（政田正武君）

15ページ、款4、項1、目5、節19、負担金でございます。主な中身としましては、クリーンセンター施設の基本計画構想に係る委員の方が鹿児島から来ていますので、その1名の方の旅費が8万3,000円、筆耕賃金が5万3,000円、フォークリフトの運転技能講習が6万6,000円で、残りが燃料費、光熱費、修繕費の消費税の増額によります増額分です。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

歳出の8ページ、自衛隊の関係ですけれども、評判がいいという話は、私はごめんなさい聞いたことがなかったので、親交を深める方策としては、自衛隊でなくてもほかのでもいいと思いますし、この間の質問でも取り上げましたけれども、自衛隊が奄美に入ってきている最初も、救助訓練であるとか、救済、災害時の救助等ということで入ってきております。そして、次々と米軍が入ってくるという状況がつくられていますので、やはりこういうことで親睦を深めるのではなくて、親睦を深めるのであれば、別の団体がたくさんあると思います。私は、こうして毎年恒例で自衛隊の演奏を入れる必要はないと思います。これは、質問ではなくて要望ですけれども申し上げておきます。

それから、9ページのゆうな住宅のところですが、担当のほうに連絡がくるということですが、ほかの町営住宅も含めて、全部、町のほうで積極的に点検をしていってほしいと思います。こうして個人的に連絡をくれるところは充実していくわけですが、そうじゃない、連絡をしてくれないところはできていないわけですので、今でも必要なところがあるということを見ておりますので、町のほうから担当のほうで定期的に点検をする、定期的でなくてもいいんですが、点検が必要であるということをお願いしておきたいと思いますが、これはいかがでしょうか。

17ページ、アフリカ豚コレラの関係ですが、金網を設置という予定があるということですが、このアフリカ豚コレラの侵入を防止するためには、金網以外の何か対策等もあるのでしょうか。あったら教えてください。

それから、20ページの林業関係ですけれども、先ほどお答えがありませんでしたが、町の担当としては何人かいるのか、そして、林業をやっている農家さんがどういうお仕事をしていますのか、どれくらい従事している方がいるのかをお聞きしたいと思います。

以上、3回目です。

○総務課長補佐（嶺山恵子君）

お答えいたします。

ゆうな住宅につきましては、居住者の方と連絡を取り、定期的な点検を行っていきたく思っております。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

建設課におきましても、夜間徴収等、訪問もあります。そして、あと、修繕等も担当がついていっております。私どものほうといたしましても、一応目は光らせておりますが、定期的な点検等を行っていきたくと考えております。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

基本的にはイノシシとブタを接近させないということでやっております。現在の場合は、イノシシが媒介をしている菌でありますので、イノシシが豚舎のほうに近づかない方法をとる以外にないと思っております。

また、一番懸念されるのは、これから自然遺産等で、島内の方はあれですけど、島外から来られる方が、食べ物やそこら辺をやった場合、イノシシやら、そこら辺にそういうふうなことが懸念されますので、事前に国、県のほうは緊急対策として金網を設置、ほかにもいろいろ、有刺鉄線、電気柵等がありますけど、今のところは一番無難な、寄せつけないという観点では、金網策を講じるというふうな形で考えております。

次に、林業の担当は、現在1名で町の担当はやっております。林業の作業に携わっている方というふうな方は、団体でありますけれども、徳之島地区森林組合さんと隣の町になりますけれども、天城町では中野木材さん、こちらのほうで把握しているのは以上となります。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

歳出からいきたいと思います。

9ページ、2、1、16の9、旅費20万1,000円、どのような旅費の内容。

10ページ、2、1、23の19、負担金254万円増えた理由。24のふるさと納税23万9,000円、旅費の内容。同じく25、ふるさと納税積立金9,964万1,000円、現在の残高。25、コワーキングスペース運営費、13のコワーキングスペース運營業務委託料49万6,000円の内容。

14ページ、3、2、1の9、旅費25万4,000円、これは昨日から言っている研修会の費用かどうか。

15ページ、4、1、2の11、65万円、蓄電池システムファン交換、これはソーラーシステムをつける前とつけたあとの電気量の差。4の保健対策事業、13の委託料385万2,000円減になった理由、もっと啓発をすべきではないかと思えます。7の水道事業債302万円、ことしの事業が終わったらどのくらいの償還が始まるのか。

17ページ、5の畜産振興費、14の重機借上料、16の原材料68万4,000円、その事業内容。6の糖業振興費、11のセンターポンプ修繕、堆肥センタールーファファン修繕、堆肥センターブロワー修繕、これは全部町持ちか、また、委託されている業者も幾らか持っているか伺う。19、サトウキビ増産強化対策事業補助金100万円、減になった理由。

18ページ、6、1、9の19、県単野菜格差補給事業負担金、その事業内容。

21ページ、7、なごみの岬公園休憩施設整備事業、幸いにしてなごみの岬、町有地がいっぱいありますので、そこを一体的な観光地として整備ができないかお伺いします。

23ページ、2の住宅建設費、22の補償費、光移設工事補償費63万9,000円、電気通信設備移

転工事補償費99万5,000円の内容。

25ページ、2の教育振興費、備品購入、学校配分備品購入費43万6,000円減になった理由。

3の学校施設整備費、14の使用料及び賃貸料40万円、その内容。

26ページ、10、3、2の19、負担金、へき地修学旅行費110万円減になった理由。これは予算と直接は関係ないですけど、去年、亀津中学校の駐車場用地として用地を買っているけど、その駐車場の整備はいつごろできるのか。

28ページ、10、5の11、町史編纂事業費、11の印刷製本費、どのような印刷をするのか。12、インターシップ事業費、9、旅費120万4,000円の減になった理由。

以上。

○議長（池山富良君）

しばらく休憩します。2時50分から再開します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（池山富良君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆様にお願ひしますが、今回は、補正予算（第4号）についてだけ質問をしていただきたい。類似関係でも、もし、ほかのを聞きたいのであれば、あとで担当課長、担当職員に聞いていただきたいと思います。

それでは、答弁をお願いします。

○企画課長（向井久貴君）

お答えいたします。

9ページ、款2、項1、16企画費の9の旅費でございますが、これにつきましては、東京の1泊2日、これは渋谷区との連携協定のための相談でございます、これが7万300円になっております。それから、神奈川県相模原市に、先ほど土地問題がでましたけど、所有者への鑑定結果と御相談ということで13万円、この20万1,000円でございます。

それから、次の、開けまして10ページ、款2、1の19、負担金でございますけども、徳之島航空利用促進協議会負担金、これは皆様御存じかと思いますが、年末年始に臨時便が飛ぶようになりました。これは12月31日と1月3日、伊丹空港往復でございますけども、それに対しまして3町で補助を行うと、これが95席掛ける4路線の2万円ということで760万円、これを3町で割りまして、254万円となっております。

その次、その下の24の9の旅費、これにつきましては、東京へのふるさと納税郷友会へのPR活動、不足分でございます。2万4,000円掛ける2名、4万8,000円。それから、これは新規です。SDGsシンポジウムin東京とふるさと納税PR活動が10万円掛ける1名の10万円。

それから、大阪、これはふるさと納税郷友会とPR活動、これも不足分でございます。2万580円掛ける2名の4万1,000円。鹿児島は新規でございます。返礼品交渉、4万9,180円の1名名でございます。

そして、その次がコワーキングスペース、13の委託料でございます。プログラム設計開発委託料でございますが、これにつきましては、運營業務の委託につきまして、10月1日締結のため、当初、6月から組んでいたんですけども、6万円掛ける4カ月分の24万円がマイナスになっております。増加したものが、企業型地域おこし協力隊、これは来年1月から導入を考えております。報酬料が16万円掛ける3カ月の48万円。共済費7万円、研修旅費10万円、燃料費1万1,000円、住宅手当7万5,000円。これの合計で、差し引き49万6,000円の増となっているところでございます。

それから、積立金でございます。積立金は、11月末現在でございますけども、今年度末の基金残高に寄附金を足したものの、それに予算充当をしたものの、推進事務費を引いたものの、合計いたしますと、現在の残高、推定でございますけど、4億7,919万8,923円となっているところでございます。

以上でございます。

○地域営業課長（秋丸典之君）

お答えします。

21ページ、7の1の7、15、なごみの岬公園のほうですが、ただいま、昔、汐路がありました一体が空き地となっており、そちらの整備もかねて、現在、観光課のほうで徳之島町観光施設整備基本計画を作成している中に、なごみの岬公園も入っておりますので、そちらに駐車場ができるとか、整備ができたらいいなとは考えております。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

23ページ、真ん中辺です。住宅建設費、22、補償補填及び賠償金です。これにつきましては、現在、花徳第二団地を建設中でございます。それに対して、外構工事が伴いますので、NTT及び光ビジョンケーブルの移転となっております。3本分の移転でございます。光ケーブルが63万9,000円、NTTが99万5,000円、合計金額163万3,000円となっております。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

17ページ、6の1の5の14、重機借上料並びに原材料費について、一括で説明いたします。

これは9月の決算委員会で勇元議員が要望等というか、農家の意見をつなげてくれた案件でありまして、受精卵センターの前の牛の積み下ろしの場所の整備であります。

同じく17ページ、糖業振興費、6の11、堆肥センター修繕費、これにつきましては、現在、

ポンプ並びに製造のほうのルーフファン並びにポンプ等にかかるブロワーの修理に係る経費でありまして、堆肥センターに委託しております南国パワーの現在の経営が26年から平成29年まで赤字続きでありまして、累積赤字並びに30年度に関しましては、サトウキビの基金事業等によってある程度回復いたしましたけれども、町のほうとしては、委託したときには委託料も管理費も何も払っていないということで、また、収入は堆肥製造のこともありますので、また、製糖期に入って、サトウキビのバカス等を原材料としておるものですから、3つに関しては緊急に直さないとも老朽の関係で直してきたんですが限界がきているものですから、今回、導入して、修理して、製糖期中なんですけれども、何とか製造できないかということで、こうやって計上してあります。

それと、17ページの6、1、6の19、サトウキビ増産強化対策事業補助金、この件に関しましては、当初、ハーベスター等に1件要望がありましたけれども、農家等の事由によって取り下げ自体がありましたので、企業変更ということで、補助金のほうも減額ということになります。

18ページ、6、1、9の19、県単野菜格差補給事業負担金、これに関しましては、以前も予算のほうを措置していただいておりますけども、ことし2月から3月のバレイショ価格の低迷によって安定基金が発動されて、基金の積み立てが全部出ていますので、積み立てが以前と同様に必要ということになりまして、その不足分の追加になります。内容につきましては、県が36.5%、町が13%、経済連が16.5%、農協14%、生産者20%の割合になっております。

以上です。

○学校教育課長（尚 康典君）

それでは説明をさせていただきます。

歳出の25ページ、款項目は10、2の2の18、備品購入費、これですけど、各学校の配分予算の備品購入費を消耗品のほうに回しましたので、組みかえ分になります。

次に、25ページの下の14の重機使用料及び賃貸料の重機借上料40万円なんですけど、これは、母間小の校門の横の大木の伐採のための重機の借上料となります。

次のページ、26ページの13、2の19の負担金補助及び交付金のへき地修学旅行補助金なんですけど、中学校の修学旅行が終了しまして、当初の105名から85名に減ったため減額しました。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

それでは、社会教育費についてお答えをいたします。

御質問のありましたページ数を言います。28ページ、款項目が10の5の11の11、80万円を計上しております。この内訳は、20万円がトナー及びコピー代ということで20万円を計上しております。それから、この60万円につきましては、徳之島町町史基礎資料第2集の印刷を予定を

しております。なお、ちなみに、第1集というのが本年の3月に約300部、関係機関並びに大学等のほうに配布を行っております。今回、この60万円の印刷に使いまして、来年の2月上旬に約300部を第2集という形で基礎資料を配布を予定しております。

それから、同じページの10の5の12の9、インターシップ事業の旅費120万4,000円につきましては、当初、予算を計上しましたが、飛行機代、これには早割とか、いろいろな形で取った影響と、宿泊費のほうが大分安くなったということで120万4,000円を減とさせていただいております。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

14ページ、3の2の1の9、旅費なんです、これはきのうから申し上げておりますように、認定こども園の視察研修ということで、子ども・子育て会議の委員と町の担当者5名で、県本土の認定こども園等の視察研修をすることで計上しております。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

歳出の15ページ、目、保健センター運営費、11需用費、修繕料、蓄電池システムファン交換65万円、これは保健センターの屋上にあるソーラーパネルから引き込んでいる蓄電池のシステムファンの交換代でございます。国の補助金10分の10で設置したものでございます。この蓄電池内のシステムファンが故障し、早急に修理しないと他の機器にも影響が出る恐れがあると指摘されてため、補正予算として計上しました。

太陽光発電は27年の3月に設置しております。取りつける前の27年度は、保健センターの電気料は74万2,976円で、取りつけたあとの28年度、64万4,447円です。その差は9万8,529円です。ただ、年度によって若干の違いがあります。前もちょっとお話をしたんですけど、大体年間6万円、月でいえば5,000円ほど安くなっているということです。

しかしながら、この太陽光発電設置の目的は、保健センターが災害時の指定避難所とか、福祉避難所、または、災害復旧要員の宿泊施設となっているということで、この設置の目的は、緊急避難時の電源確保が目的で、大災害など停電したときに力を発揮するためのものです。当初より、電気量を削減するためのものではないということを御理解いただきたいと思います。

次に、その下の目、保健対策事業費、13委託料、まず、胃がん検診、子宮がん・乳がん検診委託料なんです、減った理由としましては、当初、見込みが前年度の実績等で見込んでおりますが、それに若干20%ほど足して予算を計上しました。その実績では80%の受診者でした。

そして、一番下の集団健康診断委託料ですが、これは特定検診の項目とは別に、オプションといわれる希望者のみ、別料金で行っている検診でございます。7検診でございます。それぞれの項目で、昨年度より伸びていたり、減ってたりしております。同じく前年度実績よりも

20%ほど多めに予算を組んでおります。

これらの検診が終わったための減額補正でございます。

勇元議員が先ほどおっしゃったように、もっと努力するべきではないかということで、私もそのように思っております。

来年度はちょっと違った方向で、AIとか、マンパワーを使ってする予定なので、当初予算に載せたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○水道課長（清瀬博之君）

お答えします。

款4、項1、目7、節28、すみません、15ページですけど、簡易水道特別会計繰出金ですが、本年度、9,387万7,000円、一般会計より繰り出ししていただいております。そのうち、7,940万1,394円が起債、償還額となっております。

現在の簡易水道の償還の残高ですが、11億1,459万2,117円となっております。この起債も毎年借入れを行うために、この数字は毎年変動をいたします。そのうち、今の段階で一番起債が多い年が令和6年の1億754万7,308円となっております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号、令和元年度一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第73号 令和元年度簡易水道事業特別会計補正
予算（第3号）について

○議長（池山富良君）

日程第13、議案第73号、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第73号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ387万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7,230万7,000円とするものであります。

歳入は繰入金302万円、諸収入85万8,000円の増額であります。

歳出は施設整備費412万円、総務費5万6,000円の増額、公債費29万8,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号、令和元年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第74号 令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（池山富良君）

日程第14、議案第74号、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第74号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ813万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億2,395万2,000円とするものであります。

歳入は繰入金723万円、県支出金90万円の増額であります。

歳出は諸支出金726万1,000円、保険給付費90万円の増額、総務費3万1,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第75号 令和元年度農業排水事業特別会計補正
予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第15、議案第75号、令和元年度農業排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第75号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は令和元年度農業排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,517万6,000円とするものであります。

歳入は繰入金20万5,000円の増額であります。

歳出は事業費20万5,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号、令和元年度農業排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第76号 令和元年度介護保険事業特別会計補正
予算（第3号）について

○議長（池山富良君）

日程第16、議案第76号、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第76号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億553万2,000円とするものであります。

歳入は繰入金7万円、国庫支出金3万円、県支出金1万6,000円の増額であります。

歳出は地域支援事業費8万円、総務費3万6,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第77号 令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第17、議案第77号、令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第77号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ181万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億299万8,000円とするものであります。

歳入は繰入金181万1,000円の増額であります。

歳出は総務費179万円、事業費2万1,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

歳出、4ページです。一般管理費の179万円の内訳をお尋ねすると、今年度の公共下水道事業への接続状況で何パーセントになるのか、全体的な状況を少し教えてください。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

需要費179万円についてですが、光熱水費が25万円となります。そして、浄化センター非常用電気修繕、これは、非常用に、台風時に停電になったときに自動的に非常用電源装置が働くというシステムになっておりまして、毎月行われている非常用電気設備点検にて10月2日に不具合が発覚しました。その見積もりにより、基盤が悪いということで154万円の見積書として、今回、補正予算として提出いたしました。

公共下水道の接続率といたしましては、現在、59.67%となっております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

現在、し尿の受け入れ施設を整備していますが、あれは工期内で、来年からはし尿の受け入れができるわけでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在、仕事を発注しております。事業の終了は令和2年度で検討しております。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（勇元勝雄君）

その令和2年度というのは予算の関係でしょうか。それとも、国からの補助金が決定していないから発注できないのか、それとも、発注が遅れているのか、どちらでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

理由がありまして、まず、施設配置の変更がございました。続きまして、施設配置に伴う県への変更認定、許可等の手続きに時間を要しました。3番目は、地方創生交付金の減額による設計の見直し等があり、現在、来年度まで継続となった状態でございます。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号、令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第78号 令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池山富良君）

日程第18、議案第78号、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第78号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ105万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億375万9,000円とするものであります。

歳入は諸収入1万5,000円の増額、繰入金106万8,000円の減額であります。

歳出は諸支出金5万円の増額、後期高齢者医療広域連合納付金104万円、保健事業費6万3,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

○9番（幸 千恵子君）

広域連合関係、この負担金104万円の減額になっている内訳をお尋ねします。それから、その下のほうの保健事業費も減額になっているようですが、この後期高齢者医療というのは、ちょっとなじみが遠くなっておりまして、ちょっと内容を教えてください。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

歳出の4ページでよろしいですか。この負担金、一番上です。被保険者保険料保険基盤安定負担金、これは、基盤安定に資することを目的とし、低所得者の保険料軽減分などを公費で補填するために一般会計から繰り入れたものでございます。県のほうから4分の3、一般会計に入りまして、町が4分の1を出して、それを後期高齢特別会計に歳入して歳出するものであります。これは、歳出の部分の納付金が当初見込みよりも104万円減額になったため、歳入も減らしたと。歳出の請求が減額になったため、歳入も減らしたということでございます。

そして、保健事業の上から全部でよろしいですか。

集団健診委託料、昨年度より後期高齢者の、75歳以上の健診の方が5名だけ多かったために2万9,000円の増でございます。

次の看護師賃金5万4,000円減ですが、当初計画より、訪問事業ですが、訪問日数が減ったためでございます。亡くなったりとか、転出していく予定の方が減ったということで、看護師賃金を減額しております。

そして、次、長寿健康増進事業報償費1万円、グラウンドゴルフ大会を行いました、そのときの講演講師の分でございます。請求額が1万円だけ少なかったため減額いたしました。

続いて、普通旅費2万8,000円の減額。この要医療者訪問指導事業費の普通旅費でございます。

すが、当初、鹿児島で組んでいたところ、奄美での研修会ができたため、鹿児島と奄美の差額の2万8,000円を減額しております。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（幸 千恵子君）

昨年より5人多かったために2万9,000円ふえているということですが、健診の関係、何人だったのでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

300名で組んであったんですが、305名になったということでございます。

以上です。

○議長（池山富良君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第78号、令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第79号 令和元年度水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（池山富良君）

日程第19、議案第79号、令和元年度水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第79号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は令和元年度水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求めるものがあります。

内容は、収益的支出におきまして、営業費用940万8,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号、令和元年度水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 報告第4号 町営住宅未払賃料請求に関する調停の
申立について

○議長（池山富良君）

日程第20、報告第4号、町営住宅未払賃料請求に関する調停の申し立てについての報告を求めます。

○建設課長（亀澤 貢君）

報告いたします。

報告第4号、町営住宅未払賃料請求に関する調停の申し立てについて、令和元年度町営住宅未払い賃料請求に関する調停の申し立て及びこれに関する手続きを行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定によ

り、これを議会に報告いたします。

○議長（池山富良君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号について終わります。

△ 日程第21 陳情第12号 「小規模企業の振興に関する条例」の
制定及び商工会に対する令和2年度補
助金等に関する要望書について

○議長（池山富良君）

日程第21、陳情第12号、「小規模企業の振興に関する条例」の制定及び商工会に対する令和2年度補助金等に関する要望書の採択を求める陳情を議題とします。

本件について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（徳田 進君）

大変お疲れのところですが、報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました陳情第12号、「小規模企業の振興に関する条例」の制定及び商工会に対する令和2年度補助金等に関する要望書の陳情書について、経済建設常任委員会における審査の結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る12月12日の本会議散会后、委員会を開催いたしました。

陳情の要旨は、商工会は、半世紀以上もの長い間、地域資源の開発やまちおこし等の地域活性化事業、さらには、各種のイベント・ボランティア活動など、地域社会全体の振興発展と活性化に積極的に取り組んできている。しかしながら、地方の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、経営者自身の高齢化や後継者難による廃業の増加、仕入れコスト・人材不足に伴う労働コストの増加など、依然として厳しい状況が続いている。

こうした課題を克服するため、小規模企業振興基本法及びこれに基づく小規模企業振興計画が平成26年に制定されたことから、小規模企業の振興に関する条例の制定を要望しているが、条例等の内容について慎重に精査する必要があるため、第2項については継続審査といたしました。

なお、第1項の商工会に対する令和2年度補助金の維持・継続についてと、第3項の小規模事業者販路開拓支援事業に対する補助金30万円の継続については、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（池山富良君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第12号、第1項、第3項について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

討論なしと認めます。

これから陳情第12号、「小規模企業の振興に関する条例」の制定及び商工会に対する令和2年度補助金等に関する要望書の第1項と第3項の採択を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。第1項と第3項は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第12号の第1項と第3項は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第22 委員会の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（池山富良君）

日程第22、委員会の閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、経済建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することに決定しました。

△ 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（池山富良君）

日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山富良君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

○議長（池山富良君）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年度第4回徳之島町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 池山富良

徳之島町議会議員 松田太志

徳之島町議会議員 木原良治